

新宿区地域防災計画

(令和 5 年度修正)

【別冊資料編】

新宿区防災会議

目 次

1. 総 則.....	1
(1-1) 新宿区災害対策推進条例.....	3
(1-2) 新宿区防災会議条例	9
(1-3) 新宿区防災会議委員名簿.....	11
(1-4) 新宿区災害対策本部条例.....	13
(1-5) 新宿区災害対策本部条例施行規則.....	14
(1-6) 新宿区災害対策本部運営要綱.....	31
(1-7) 新宿区水害時等態勢要綱.....	39
(1-8) 新宿区震災復興本部の設置に関する条例.....	43
(1-9) 新宿区震災復興本部の設置に関する条例施行規則.....	44
(1-10) 新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例.....	47
(1-11) 新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例施行規則.....	50
(1-12) 新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例.....	54
(1-13) 新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	58
2. 火災防止.....	81
(2-1) 防災区民組織及び小型消防ポンプ等配備状況.....	83
(2-2) 防火貯水槽等設置箇所一覧.....	91
(2-3) 区設小型防火貯水槽(5t)設置箇所一覧.....	106
(2-4) 災害時用協定浅井戸一覧.....	110
(2-5) 公衆浴場の揚水施設設置一覧.....	113
(2-6) ヘリサイン設置施設一覧[43施設].....	114
(2-7) 新宿区の区域内の飲食店における防火・防災上の安全性の確保に係る覚書（東京消防庁四谷消防署、同牛込消防署、同新宿消防署、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部）.....	115
(2-8) 新宿区消火器の薬剤の詰め替え等助成要綱.....	116
3. 防災行政無線.....	117
(3-1) 防災無線番号表	119
(3-2) 同報系(屋外拡声子局)設置一覧.....	123
(3-3) 新宿区デジタル移動系防災無線局設置等に関する協定書.....	126
(3-4) 防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）設置に関する覚書.....	128
4. 災害医療.....	131
(4-1) 区内災害拠点病院及び災害拠点連携病院.....	133
(4-2) 医療救護所一覧	134
(4-3) 災害時医療資材セット(医師用)内訳.....	135
(4-4) 災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）内訳.....	142
(4-5) 災害救助用医療品セット内訳.....	143
(4-6) 新宿区災害医療運営連絡会設置要綱.....	144
(4-7) 災害時の医療救護活動についての協定書（新宿区医師会）.....	147
(4-8) 災害時の歯科医療救護活動についての協定書（東京都歯科医師会牛込支部・四谷支部、新宿区歯科医師会）.....	149
(4-9) 災害時の救護活動についての協定書（新宿区薬剤師会）.....	151
(4-10) 災害時の応急救護活動についての協定書（東京都柔道接骨師会新宿支部）.....	153

(4-11)	災害時における緊急医療救護所用の敷地の提供に関する協定（㈱熊谷組）	154
5.	応援・供給協定	157
(5-1)	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書（東京都、特別区、都内26市、都内13町村）	159
(5-2)	新宿区と高遠町との相互援助協定（高遠町）	162
(5-3)	合併に伴う相互援助協定確認書（伊那市）	163
(5-4)	新宿区と長坂町との相互援助協定（長坂町→北杜市）	164
(5-5)	新宿区と沼田市との災害時における相互援助に関する協定（沼田市）	166
(5-6)	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定（特別区）	168
(5-7)	特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目（特別区）	171
(5-8)	職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（特別区）	172
(5-9)	救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目（特別区）	173
(5-10)	避難場所を共同する区間における共同の現地本部の設置 その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目（特別区）	173
(5-11)	被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目（特別区）	174
(5-12)	被災住民の受入れに関する実施細目（特別区）	174
(5-13)	動物の保護に関する実施細目（特別区）	174
(5-14)	医療救護活動に関する実施細目（特別区）	175
(5-15)	ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目（特別区）	175
(5-16)	災害時要援護者の救護支援に関する実施細目（特別区）	176
(5-17)	遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目（特別区）	177
(5-18)	道路の早期復旧に関する実施細目（特別区）	177
(5-19)	応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査 及びり災証明発行に関する実施細目（特別区）	178
(5-20)	仮設住宅の提供に関する実施細目（特別区）	178
(5-21)	帰宅困難者対策に関する実施細目（特別区）	178
(5-22)	児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目（特別区）	179
(5-23)	被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目（特別区）	179
(5-24)	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（1都道11県の23市区）	180
(5-25)	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定（新宿区社会福祉協議会）	182
(5-26)	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）	185
(5-27)	給水施設の維持管理及び運用に関する協定（東京都）	187
(5-28)	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書（東京都）	188
(5-29)	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書（東京都水道局）	189
(5-30)	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目（東京都水道局）	191
(5-31)	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書（東京都水道局）	192
(5-32)	避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都水道局）	195
(5-33)	災害時における生活用水確保のための協定（学校法人学習院）	199
(5-34)	災害時における生活用水確保のための協定書（東日本電信電話㈱東京支店）	201
(5-35)	災害時における生活用水確保のための協定（東京メトロポリタンテレビジョン㈱）	202
(5-36)	災害時における生活用水確保のための協定（社会福祉法人大和会）	203
(5-37)	災害時における生活用水確保のための協定（㈱富田染工芸）	204
(5-38)	災害時の応急給水等の確保に関する協定（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部）	205
(5-39)	災害時における応急給水に関する協定（早稲田大学）	207

(5-40)	災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書（東京都下水道局西部第一 下水道事務所）	208
(5-41)	災害時における物流業務等の協力に関する協定（一般社団法人東京都トラック協会新宿支部）	209
(5-42)	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部）	213
(5-43)	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定（全国霊柩自動車協会）	215
(5-44)	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定（全東京葬祭業連合会）	217
(5-45)	災害時における資機材及び施設等の提供に関する協定（全日本冠婚葬祭互助協会）	219
(5-46)	災害時における石油類の優先供給に関する協定（東京都石油業協同組合新宿支部）	221
(5-47)	災害時における住宅の応急修理の協力に関する協定（東京都電気工事工業組合新宿地区本部）	222
(5-48)	災害時における区立施設の電気設備復旧業務の協力に関する協定（新宿区災害対策電設協力 会）	224
(5-49)	災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する協定（新宿管交会）	225
(5-50)	災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定書（新宿土木防災協力会）	227
(5-51)	水防活動に関する覚書（東京消防庁牛込消防署）	229
(5-52)	災害時における動物救護活動に関する協定書（東京都獣医師会新宿支部）	231
(5-53)	新宿区動物救護連絡協議会設置要綱（東京都獣医師会新宿支部）	233
(5-54)	災害時における動物救護活動に関する協定細目（東京都獣医師会新宿支部）	234
(5-55)	災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定（新宿区登録手話通訳者連絡会、新宿区手 話サークル、新宿区聴覚障害者協会）	235
(5-56)	災害時における法律相談に関する協定（新宿区法律相談担当弁護士クラブ）	237
(5-57)	災害時における応急対策活動支援に関する協定書（東京都製本工業組合新宿支部）	238
(5-58)	災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定（東京都理容生活衛生同業組合、東京 都理容生活衛生同業組合新宿支部）	239
(5-59)	災害時における電力復旧活動に関する相互支援協定（東京電力パワーグリッド(株)東京総支社）	241
(5-60)	災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書（㈱八洋）	243
(5-61)	災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書（ダイドードリンコ(株)）	245
(5-62)	大震災等の災害の発生時における現地情報本部の設置等に関する覚書（工学院大学）	247
(5-63)	災害時における応急対策業務に関する協定書（ボーイスカウト東京連盟新宿地区協議会）	248
(5-64)	災害時における災害時要援護者等に係る緊急搬送 及び災害情報通信に係る協力に関する協 定書（㈱グリーンキャブ）	250
(5-65)	災害時における輸送業務に関する協定書（東京都個人タクシー協同組合新宿支部）	252
(5-66)	災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する覚書（田中土建工業(株)、太陽建 設(株)、㈱片山組、㈱第一ヒューテック、日新工業(株)、辻建設(株)東京支店、㈱壮美建工、関口工業(株)、㈱ 高橋工務店）	254
(5-67)	災害時における応急対策業務に関する協定書（新宿区住宅リフォーム協議会）	256
(5-68)	災害時における公園及び道路の樹木等の障害物除去応急対策業務に関する協定書（新宿区造園 防災協力会）	258
(5-69)	新宿区と学校法人工学院大学との防災・減災対策の相互連携に関する基本協定（工学院大 学）	260
(5-70)	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（新宿区薬剤師会）	261
(5-71)	災害用医薬品の備蓄及び供給に関する協定（新宿区薬剤師会）	264
(5-72)	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書（アルフレッサ(株)、東邦薬品(株)、㈱スズケン、 ㈱メディセオ）	265
(5-73)	災害発生時における非常放送に関する協定（㈱スタジオアルタ）	268
(5-74)	災害発生時における非常放送に関する協定（㈱フラッグスビジョン）	274

(5-75)	災害発生時における非常放送に関する協定（㈱ユニカ）	280
(5-76)	災害発生時における非常放送に関する協定（一般社団法人新宿韓国商人連合会）	286
(5-77)	災害発生時における非常案内の協力に関する協定（東日本旅客鉄道㈱東京支社）	292
(5-78)	災害発生時における非常放送に関する協定（㈱クロススペース）	296
(5-79)	災害発生時における非常放送に関する協定（SMFLみらいパートナーズ㈱、銀泉㈱、㈱SMBC信託銀行、 ㈱パス・コミュニケーションズ）	300
(5-80)	災害発生時における非常放送に関する協定（東急㈱、㈱東急レクリエーション）	307
(5-81)	災害時等における多言語支援に関する協定（公益財団法人新宿区未来創造財団）	313
(5-82)	災害時における施設の利用に関する覚書（新宿サブナード㈱）	315
(5-83)	大規模災害時における関連行政手続きの支援活動に関する協定（東京都行政書士会新宿支 部）	317
(5-84)	災害時特設公衆電話設備の設置及び管理並びに災害発生時の運用に関する覚書（新宿御苑管理 事務所）	319
(5-85)	新宿御苑における避難場所運営用資機材の保管及び災害発生時の運用に関する覚書（新宿御苑 管理事務所）	321
(5-86)	災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京㈱）	324
(5-87)	災害時における電動車両等の支援に関する協定書（東日本三菱自動車㈱、三菱自動車工業㈱）	327
(5-88)	災害及び防災に関する情報の放送等に関する協定（㈱ジェイコム東京）	330
(5-89)	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー㈱）	332
(5-90)	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書（特定非営利活動法人ボランティア・アーキテク ツ・ネットワーク）	334
(5-91)	災害時における物資の優先的供給に関する協定書（セッツカートン㈱）	336
6.	避難場所・避難所等	339
(6-1)	一時集合場所(208箇所)	341
(6-2)	避難場所地区割当一覧	346
(6-3)	震災時の避難所	347
(6-4)	水害時の避難所	352
(6-5)	新宿御苑における緊急避難用門の設置等及び維持管理並びに災害発生時の開門に関する覚書 （新宿御苑管理事務所）	354
(6-6)	緊急避難用門の維持管理等に関する覚書（東京都新宿区四谷地区町会連合会）	358
(6-7)	緊急避難用門の維持管理等に関する覚書実施細目（東京都新宿区四谷地区町会連合会）	360
(6-8)	避難所利用に関する覚書（早稲田大学）	361
(6-9)	避難所利用に関する覚書（東京医科大学）	362
(6-10)	避難所利用に関する覚書（成城学校）	363
(6-11)	避難所施設利用に関する協定書（東京都立戸山高等学校）	364
(6-12)	避難所利用に関する覚書（富士短期大学）	365
(6-13)	避難所施設利用に関する協定書（東京都立新宿高等学校）	366
(6-14)	災害救助用資機材等の保管に関する覚書（東京都立新宿高等学校）	367
(6-15)	避難所施設利用に関する協定書（東京都立新宿山吹高等学校）	368
(6-16)	避難所利用に関する覚書（学習院）	369
(6-17)	避難所利用に関する覚書（東京理科大学）	370
(6-18)	避難所施設利用に関する協定書（東京都立総合芸術高等学校）	371
(6-19)	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	372
(6-20)	災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営に関する協定（雛形）	375

(6-21)	二次避難所（福祉避難所）一覧.....	377
(6-22)	帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定（雛形）	379
(6-23)	帰宅困難者等一時滞在施設一覧.....	382
(6-24)	災害時における協力体制に関する協定（雛形）	384
(6-25)	災害時における協力体制に関する協定締結事業者一覧.....	387
7.	備 蓄.....	389
(7-1)	区備蓄倉庫物資一覧	391
(7-2)	避難所備蓄物資一覧	399
(7-3)	帰宅困難者・避難施設備蓄物資一覧.....	411
(7-4)	東京都寄託物品一覧	412
8.	災害救助.....	413
(8-1)	災害救助法による救助の程度・方法及び期間.....	415
(8-2)	従事命令を受けた者等の実費弁償.....	418
(8-3)	激甚災害指定基準	419
(8-4)	局地激甚災害指定基準	421
9.	関係法令.....	423
(9-1)	東京都震災対策条例	425
(9-2)	東京都帰宅困難者対策条例.....	433
10.	警戒宣言.....	437
(10-1)	地震防災対策強化地域	439
11.	その他.....	441
(11-1)	地域危険度一覧表(町丁目別).....	443
(11-2)	関係防災機関等一覧	446
(11-3)	公園の確保状況	447
(11-4)	高層建物一覧	448
(11-5)	地下街一覧	448
(11-6)	洪水浸水想定区域内及び高潮浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（水防法第15条関係）	449
(11-7)	土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地（土砂災害防止法第8条関係）	452
(11-8)	近年の被害時における区内の被害実績.....	453
(11-9)	気象庁震度階級関連解説表.....	457
(11-10)	災害用伝言ダイヤル“171（いない）”の利用方法(NTT)	460
(11-11)	新宿区防災サポーター設置要綱.....	461

1. 総 則



(1-1)

新宿区災害対策推進条例

平成 25 年 3 月 22 日

条例第 4 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 予防対策

第 1 節 災害に強いまちづくり(第 9 条—第 12 条)

第 2 節 応急活動体制の充実(第 13 条—第 18 条)

第 3 節 地域防災力の向上(第 19 条—第 23 条)

第 4 節 防災に関する知識の普及等(第 24 条・第 25 条)

第 3 章 応急対策(第 26 条—第 28 条)

第 4 章 帰宅困難者対策(第 29 条—第 32 条)

第 5 章 復興対策(第 33 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、新宿区(以下「区」という。))における災害対策に関する基本方針を定め、区、区民、事業者等の責務を明らかにするとともに、災害に係る予防対策、応急対策、帰宅困難者対策及び復興対策に関する基本的事項を定めることにより、災害対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって災害に強いまちづくりに資するとともに、区民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第 2 条第 2 号に規定する防災をいう。
- (3) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者、区内に存する事務所又は事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者及び区内において活動する者をいう。
- (4) 区民等 区民、区内に滞在する者及び区内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 区内において事業を行うものをいう。
- (6) 防災区民組織 町会、自治会等を単位として自主的に結成された防災組織をいう。
- (7) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の災害対策を実施する東京都(以下「都」という。)の関係機関及び法第 2 条第 3 号から第 6 号までに規定する機関をいう。
- (8) 事業継続計画 災害が発生した場合に優先して行うべき事業の継続及び事業の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。
- (9) 帰宅困難者 大規模災害が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-1) 新宿区災害対策推進条例

1. 総則	旧の見通しがない場合において、区内に存する事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。
2. 火災防止	(基本方針) 第3条 災害対策は、減災(災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめることをいう。)の視点を基本に置き、自らのことは自らが守るという自助、地域社会において相互に助け合うという共助及び行政が区民等の安全を確保するという公助の理念に基づき、区、区民、事業者等がそれぞれの責務を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本方針として推進するものとする。
3. 防災行政無線	(地域防災計画に基づく災害対策の実施)
4. 災害医療	第4条 区、区民、事業者等は、法第42条第1項の規定により作成された新宿区地域防災計画に基づき、災害対策を的確かつ円滑に実施するものとする。 (区の責務)
5. 応援・供給協定	第5条 区は、第1条の目的を達成するため、必要な体制を整備し、及び確立するとともに、災害が発生した場合において、迅速かつ的確に必要な応急対策を実施し、地域の復興並びに区民生活の再建及び安定を図るものとする。
6. 避難場所・避難所等	2 区は、災害対策の実施に当たっては、国、都その他の地方公共団体、防災関係機関、防災区民組織、防災ボランティア等と緊密に連携及び協力を図るものとする。 3 区は、区民等の年齢、性別、言語、文化等の違いを十分に認識して災害対策を推進するものとする。 (職員の責務)
7. 備蓄	第6条 区の職員は、第1条の目的を達成するため、災害対策に関する知識及び技術を習得すること等により、災害対処能力の向上に努めるものとする。 (区民の責務)
8. 災害救助	第7条 区民は、第3条の自助及び共助の理念に基づき、自らの安全を確保するよう努めるとともに、地域社会を支える一員として、相互に協力し、互いの生命、身体及び財産を保護するよう努めるものとする。 2 区民は、区、都、防災関係機関、事業者等が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。
9. 関係法令	(事業者の責務) 第8条 事業者は、管理する施設及び設備について安全性を高めること等により、その事業所に来所する顧客、従業者等の安全を確保するよう努めるものとする。
10. 警戒宣言	2 事業者は、その社会的責任を自覚し、区民、区、都、防災関係機関等と連携及び協力をして、災害対策を実施するよう努めるものとする。
11. その他	第2章 予防対策 第1節 災害に強いまちづくり (災害に強いまちづくりの推進) 第9条 区長は、市街地の再整備、道路、公園等の都市基盤の整備、消防水利の確保等の施策を通

じて、災害に強いまちづくりを総合的に推進するものとする。 (区の施設の安全性の確保)	1. 総則
第10条 区は、所有し、又は管理する建築物その他の公共施設(以下「区の施設」という。)について、耐震性及び耐火性の強化等により、その安全性を確保するものとする。	2. 火災防止
(民間建築物等の安全性の向上) 第11条 区内に存する民間建築物等を所有し、又は管理するものは、その民間建築物等について、耐震性及び耐火性の強化、家具類の転倒、落下及び移動の防止、初期消火体制の整備等により、その安全性の向上に努めるものとする。	3. 防災行政無線
2 前項の場合において、区長は、必要な支援を行うことができる。 (風水害対策)	4. 災害医療
第12条 区は、台風、集中豪雨等による浸水等の被害を未然に防止し、又は最小限度にとどめるため、都と連携を図り、必要な対策を講ずるものとする。	5. 応援・供給協定
第2節 応急活動体制の充実 (事業継続計画)	6. 避難場所・避難所等
第13条 区は、災害発生後の区民生活の安定を図るため、事業継続計画を作成するものとする。	7. 備蓄
2 区は、事業継続計画について、継続的に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。	8. 災害救助
3 事業者は、災害発生後においてもその事業を継続することにより地域の復興に寄与するため、事業継続計画を作成するよう努めるものとする。 (災害対策施設等の整備)	9. 関係法令
第14条 区長は、災害対策に必要な施設、設備等を整備するものとする。 (情報連絡体制の確立)	10. 警戒宣言
第15条 区は、災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。)の収集、連絡及び提供の体制を確立するものとする。	11. その他
(物資の備蓄) 第16条 区は、飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を避難所等に計画的に備蓄するものとする。	
2 区民は、飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。	
3 前項の場合において、区長は、必要な支援を行うことができる。 (避難等)	
第17条 区長は、災害時の避難誘導の方法の整備その他区民等が災害時に安全に避難するために必要な措置を講ずるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段を周知するものとする。	
2 区民は、災害時における避難の経路、場所、方法等を確認するとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段を確保するよう努めるものとする。	
(他の地方公共団体等及び大学等との協定の締結) 第18条 区は、災害時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、他の地方公共団体、公共的団体、事業者等と必要な協定を締結するものとする。	
2 区は、災害対策に関する調査、研究等を連携して行うため、大学等と必要な協定を締結するも	

(1-1) 新宿区災害対策推進条例

1. 総則	のとする。 第3節 地域防災力の向上 (防災区民組織の育成)
2. 火災防止	第19条 区長は、助成、資器材の貸与等、防災に関する意識の啓発その他必要な支援を行うことにより、防災区民組織を育成するものとする。 (中高層住宅における防災活動の実施)
3. 防災行政無線	第20条 区内に存する中高層住宅の居住者、管理者等は、相互に協力して、当該中高層住宅における防災組織を自主的に結成し、防災訓練その他の防災に関する活動を行うよう努めるものとする。 2 前項の場合において、区長は、必要な支援を行うことができる。 (防災ボランティアの育成)
4. 災害医療	第21条 区長は、防災関係機関等と連携して、防災ボランティアを育成するものとする。 2 区長は、災害時において防災ボランティアが応急活動を迅速かつ的確に行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。 (地域防災ネットワークの形成)
5. 応援・供給協定	第22条 区は、区民、防災区民組織、事業者、学校等多様な主体が、第3条の共助の理念に基づき相互に連携を図り、地域で災害対策を実施することができるよう、これらの主体による地域防災に関するネットワークの形成に努めるものとする。 (災害時要援護者に対する施策)
6. 避難場所等	第23条 区長は、高齢者、障害者等で災害時において特に援護を要するものの状況を把握し、災害時において、その安否を確認し、必要な情報の提供を行うとともに、その避難行動及び避難生活を支援するための体制を整備するよう努めるものとする。
7. 備蓄	2 区長は、前項に規定する施策の実施に当たり必要があると認めるときは、防災区民組織、防災関係機関等に協力を求めるものとする。 第4節 防災に関する知識の普及等 (防災に関する知識の普及及び情報の提供)
8. 災害救助	第24条 区は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に行い、区民の防災に関する知識及び意識の向上を図るものとする。 (防災訓練の実施)
9. 関係法令	第25条 区は、防災区民組織、防災関係機関等と連携して、防災訓練を積極的に実施するものとする。 2 防災区民組織等は、防災訓練を実施するよう努めるものとする。 3 区は、防災区民組織等が防災訓練を円滑に実施できるよう、防災関係機関等と連携して、必要な支援を行うものとする。
10. 警戒宣言	第3章 応急対策 (応急態勢の確立及び応急活動の実施)
11. その他	第26条 区は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、国、都、防災区民組織、事業者等との連携を図り、法第23条の2第1項の規定に基づく新宿区災害対策本部を中心とする応急態勢を迅速に確立し、次に掲げる事項その他の応急活動を行うものとする。

(1) 災害関連情報等の収集、連絡及び提供に関すること。 (2) 救援及び避難誘導に関すること。 (3) 飲料水、食糧その他避難生活に必要な物資の供給に関すること。 (4) 災害時医療に関すること。 (5) 緊急輸送に関すること。 (避難所の開設等)	1. 総則
第 27 条 区は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、防災区民組織等と連携して速やかに避難所を開設するとともに、地域における応急活動の拠点としてこれを活用するものとする。 (医療救護所の開設等)	2. 火災防止
第 28 条 区は、災害が発生した場合において、必要があると認めるときは、区内の医療関係団体と連携して速やかに医療救護所を開設し、医療救護活動等を行うものとする。	3. 防災行政無線
第 4 章 帰宅困難者対策 (帰宅困難者対策の推進)	4. 災害医療
第 29 条 区長は、国、都その他の地方公共団体、防災関係機関、区民、事業者等との連携を図り、総合的かつ計画的に帰宅困難者対策を推進するものとする。 (一斉帰宅の抑制)	5. 応援・供給協定
第 30 条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めるものとする。	6. 避難場所・避難所等
2 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、従業員の 3 日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めるものとする。 (一時滞在施設の確保等)	7. 備蓄
第 31 条 区長は、区の施設の中から、大規模災害の発生時において帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下「一時滞在施設」という。)を指定し、区民等、事業者等に周知するものとする。	8. 災害救助
2 区長は、一時滞在施設の確保に向け、区の施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、都及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備するものとする。 3 区長は、都、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講ずるものとする。 (帰宅困難者等への情報提供)	9. 関係法令
第 32 条 区長は、都、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、安否情報の確認手段を周知するとともに、災害関連情報等の提供に必要な体制を確立するものとする。	10. 警戒宣言
2 区長は、大規模災害の発生時において、帰宅困難者及び事業者に対して安否情報の確認手段を周知するとともに、災害関連情報等の提供を行うものとする。 3 事業者等は、大規模災害の発生時において、帰宅困難者に対して安否情報の確認手段を周知するとともに、災害関連情報等の提供に努めるものとする。	11. その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

第5章 復興対策

第33条 区は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、国、都、防災関係機関等との連携を図り、地域の復興並びに区民生活の再建及び安定に努めるものとする。

2 区民、事業者等は、災害により区内に重大な被害が発生したときは、区、都、防災関係機関等との連携により、自らの生活の再建及び安定並びに地域の復興に努めるものとする。

附 則 （抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(1-2)

新宿区防災会議条例

〔昭和 39 年 6 月 25 日
条例第 34 号〕

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、新宿区防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新宿区(以下「区」という。)地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、区長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 区長の部内の職員
- (2) 区の教育委員会の教育長
- (3) 指定地方行政機関の職員
- (4) 陸上自衛隊第 1 師団の隊員
- (5) 東京都の知事の部内の職員
- (6) 警視庁の警察官
- (7) 東京消防庁の消防吏員
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (10) 区長が指定する公共的団体の役員又は職員
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

6 前項の委員の総数は、47 人以内とする。

7 第 5 項第 11 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

1. 総則	(専門委員) 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	(部会) 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
4. 災害医療	4 部会長は、部会の事務を掌理する。 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
5. 応援・供給協定	(議事等) 第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。
6. 避難場所等	付 則 この条例は、公布の日から施行する。
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(1-3)

新宿区防災会議委員名簿

会長 新宿区長

(令和5年5月1日現在)

委嘱(任命)区分	委員	勤務先所在地	電話
陸上自衛隊第1師団の隊員 (条例第3条5-4)	陸上自衛隊 第一師団 第1普通科連隊第4中隊長	練馬区北町 4-1-1	3933-1161
東京都の知事の 部内の職員 (条例第3条5-5)	建設局第三建設事務所長	中野区中野 4-8-1	3387-5132
	水道局新宿営業所長	新宿区内藤町 87	5368-3055
	下水道局西部第一下水道事務所長	中野区新井 3-37-4	5343-6200
	交通局早稲田自動車営業所長	新宿区西早稲田 1-9-23	3208-3492
警視庁の警察官 (条例第3条5-6)	交通局都庁前駅務管区市ヶ谷駅務区長	千代田区九段南 4-8-22	3234-6251
	第四方面本部長	中野区中野 4-12-2	3581-4321
	牛込警察署長	新宿区南山伏町 1-15	3269-0110
	新宿警察署長	新宿区西新宿 6-1-1	3346-0110
東京消防庁の 消防吏員 (条例第3条5-7)	戸塚警察署長	新宿区西早稲田 3-30-13	3207-0110
	四谷警察署長	新宿区左門町 6-5	3357-0110
	第四消防方面本部長	新宿区大久保 3-14-26	3209-0119
	四谷消防署長	新宿区四谷 3-10	3357-0119
消防団長 (条例第3条5-8)	牛込消防署長	新宿区筑土八幡町 5-16	3267-0119
	新宿消防署長	新宿区百人町 3-29-4	3371-0119
	四谷消防団長	新宿区四谷 3-10 (四谷消防署内)	3357-0119
	牛込消防団長	新宿区筑土八幡町 5-16 (牛込消防署内)	3267-0119
指定公共機関 または指定地方 公共機関の役員 又は職員 (条例第3条5-9)	新宿消防団長	新宿区百人町 3-29-4 (新宿消防署内)	3371-0119
	東日本旅客鉄道(株)新宿駅長	新宿区新宿 3-38-1	3354-4016
	東日本電信電話(株)東京事業部東京北支店長	新宿区北新宿 1-5-1	6908-8555
	日本赤十字社東京都支部事業部長	新宿区大久保 1-2-15	5273-6744
	東京電力パワーグリッド(株)常務執行役員東京総支社長	新宿区新宿 5-4-9	6375-5228
	東京ガス(株)東京中支店長	港区海岸 1-5-20	5400-7512
	京王電鉄(株)新宿管区長	新宿区西新宿 1-1-4	3342-1783
	西武鉄道(株)新宿駅管区長	新宿区高田馬場 1-35-2	3200-2874
	小田急電鉄(株)新宿管区長	新宿区西新宿 1-1-3	3342-5988
区長が指定する 公共的団体の役員 又は職員 (条例第3条5-10)	東京地下鉄(株)新宿駅務管区長	新宿区西新宿 1 西口地下街 1号	3342-5094
	日本郵便(株)新宿郵便局長	新宿区西新宿 1-8-8	3340-9512
	一般社団法人新宿区医師会長	新宿区新宿 7-26-4	3208-2301
	一般社団法人東京都新宿区歯科医師会長	新宿区新宿 7-26-4	3200-5064
	一般社団法人新宿区薬剤師会長	新宿区新宿 7-26-4	3208-1632

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-3) 新宿区防災会議委員名簿

1. 総則	委嘱(任命)区分	委員	勤務先所在地	電話
2. 火災防止	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 (条例第3条5-11)	自主防災組織を構成する者		
		学識経験のある者		
3. 防災行政無線	区長の部内の職員 (条例第3条5-1)	新宿区副区長	新宿区歌舞伎町 1-4-1	3209-1111
		新宿区副区長	〃	〃
		新宿区総合政策部長	〃	〃
		新宿区総務部長	〃	〃
		新宿区地域振興部長	〃	〃
		新宿区文化観光産業部長	〃	〃
		新宿区福祉部長	〃	〃
4. 災害医療		新宿区子ども家庭部長	〃	〃
		新宿区健康部長	〃	〃
		新宿区みどり土木部長	〃	〃
		新宿区環境清掃部長	〃	〃
		新宿区都市計画部長	〃	〃
5. 応援・供給協定	区の教育委員会の教育長 (条例第3条5-2)	新宿区教育委員会教育長	新宿区歌舞伎町 1-4-1	3209-1111
6. 避難場所・避難場所等				
7. 備蓄				
8. 災害救助				
9. 関係法令				
10. 警戒宣言				
11. その他				

(1-4)

新宿区災害対策本部条例

〔 昭和 39 年 6 月 25 日
条例第 35 号 〕

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、新宿区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第 2 条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める。

(職務)

第 3 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、その事務に従事する。

(規則への委任)

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

(1-5)

新宿区災害対策本部条例施行規則

平成 8 年 11 月 20 日
規則第 76 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新宿区災害対策本部条例(昭和39年新宿区条例第35号。以下「条例」という。)

第 2 条 第 3 項及び第 4 条の規定に基づき、新宿区災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及びその分掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の分掌事務)

第 2 条 本部長室は、次の事項について、本部の基本方針を審議し、策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難の指示に関する事。
- (4) 東京都、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関する事。
- (5) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用の要請に関する事。
- (6) 他の区市町村との相互応援に関する事。
- (7) 東京都災害対策本部(以下「都本部」という。)との連絡に関する事。
- (8) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(本部長室の構成)

第 3 条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。

(本部員)

第 5 条 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長、総務部危機管理担当部長、健康部長、健康部副部長及びみどり土木部長
- (2) 総合政策部政情情報課長、総務部総務課長、総務部危機管理担当部危機管理課長、総務部危機管理担当部副参事(地域防災担当)、総務部危機管理担当部副参事(防火防災対策担当)及び健康部健康政策課長
- (3) 水害を除く災害時にあってはみどり土木部土木管理課長。水害による災害時にあってはみどり土木部道路課長

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、新宿区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

(職務代理)

第 6 条 条例第 3 条第 2 項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、区長の

職務代理の順序が第1順序である副区長、区長の職務代理の順序が第2順序である副区長、教育長とする。

- 2 前項に掲げる者に事故があるときは、総務部長がその職務を代理し、総務部長にも事故があるときは、新宿区組織条例(昭和49年新宿区条例第3号)に定める部の順序で、部長(総務部長を除く。)がその職務を代理する。

(本部調整会議)

第7条 本部長室と部の連絡調整及び情報伝達を目的として本部調整会議を置く。

- 2 本部調整会議の構成員は、本部長室構成員並びに各部長(本部長室構成員である部長を除く。)及び部長補佐(本部長室構成員である部長補佐を除く。)とする。ただし、地域本部長については、必要に応じて招集するものとする。

(部)

第8条 震災時に本部に置かれる部(以下「震災時の部」という。)の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

災対総務部

- (1) 本部の指令、要請及び通報に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び総括に関すること。
- (3) 都本部及び防災関係機関との連絡に関すること。
- (4) 防災行政無線及び災害情報支援システムの保全及び運用に関すること。
- (5) 地域本部との連絡調整に関すること。
- (6) 本部長室の庶務に関すること。
- (7) 職員の動員、服務、健康管理及び給食に関すること。
- (8) 災害対策に必要な物資等の調達に関すること。
- (9) 他の区市町村等への要請業務並びに支援職員及び支援物資の受入れに関すること。
- (10) 応急物資及び応急資器材の集積及び輸送に関すること。
- (11) 大使館、領事館等との連絡に関すること。
- (12) 帰宅困難者対策に関すること。
- (13) 区有施設(区立住宅を除く。以下同じ。)の応急復旧に関すること。
- (14) 区有施設の応急修理に関すること。
- (15) 応急建築資材及び労力の調達及び運用に関すること。
- (16) 仮庁舎等の建設に関すること。

災対企画部

- (1) 災害復興計画の総合調整に関すること。
- (2) 総合相談に関すること。
- (3) 災害対策関係の予算及び経理に関すること。
- (4) 災害対策に必要な支出命令の審査及び執行に関すること。
- (5) 災害対策に必要な現金等の出納保管に関すること。
- (6) 災害についての広報及び報道機関との連絡に関すること。
- (7) 区の基幹的システムの復旧、管理等に関すること。

災対地域部

- (1) 区民施設の被害状況調査に関すること。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(2) 日本赤十字社との連絡に関すること。 (3) ボランティアの募集、受付及び調整に関すること。 (4) 災害弔慰金の支給に関すること。
2. 火災防止	(5) 埋火葬許可書の発行に関すること。 (6) り災証明の交付に関すること。 (7) 外国人への災害情報の提供に関すること。 (8) 通訳ボランティアの受入れ及び活用に関すること。
3. 防災行政無線	地域本部 (1) 被害状況調査に関すること。 (2) り災証明の交付に関すること。 (3) 応急対策に関すること。
4. 災害医療	(4) 防災区民組織等との連絡に関すること。 (5) 避難の指示に関すること。 (6) ボランティアの活動に関すること。
5. 応援・供給協定	災対福祉部 (1) 義えん金品の受領及び配分計画に関すること。 (2) 福祉施設(子ども施設を除く。以下同じ。)の被害状況調査に関すること。 (3) 災害援護資金の受付に関すること。
6. 避難場所等	(4) 二次避難所(福祉避難所)の設置に関すること。 (5) 身元不明者の調査等及び遺体の処理に関すること。 (6) 高齢者及び障害者の安否確認に関すること。 (7) 高齢者及び障害者の救護、巡回相談等に関すること。 (8) 福祉ボランティアの受入れ及び活用に関すること。
7. 備蓄	災対子ども部 (1) 保育園児、子ども園児等の救護及び応急保育に関すること。 (2) 災害孤児等の保護及び児童相談センターとの連絡調整に関すること。 (3) 子ども施設の被害状況調査に関すること。 (4) 二次避難所(福祉避難所)の設置に関すること。
8. 災害救助	災対健康部 (1) 医療救護本部の設置に関すること。 (2) 医療救護所に関すること。 (3) 災害医療救護支援センターの開設及び運営に関すること。 (4) 医療機関との連絡に関すること。 (5) 医師会救護本部との連絡に関すること。 (6) 医療関係者(医療ボランティアを含む。以下同じ。)の受入れ及び派遣の調整に関すること。 (7) 動物に係る保護及び調整に関すること。 (8) 防疫及び衛生業務に関すること。
9. 関係法令	災対土木部 (1) 気象、水位、流量等の情報収集に関すること。 (2) 応急土木資材及び労力の調達及び運用に関すること。 (3) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の調査及び応急復旧に関すること。
10. 警戒宣言	
11. その他	

- (4) 障害物の除去及び道路排水に関すること。
- (5) 遺体の搬送に関すること。

災対清掃部

- (1) アスベスト等の有害物質による環境汚染の防止に関すること。
- (2) 特別区災害廃棄物処理対策本部等との連絡調整に関すること。
- (3) ごみ処理に関すること。
- (4) し尿の収集に関すること。
- (5) がれき処理に関すること。

災対都市計画部

- (1) 建物危険度判定及び被災宅地危険度判定の業務の調整に関すること。
- (2) 被災建物の恒久復旧についての相談及び指導に関すること。
- (3) 民間建築物等の応急復旧の技術指導に関すること。
- (4) 民間建築物等の応急処理に関すること。
- (5) 区立住宅等の被害状況調査に関すること。
- (6) 区立住宅の復旧に関すること。
- (7) 仮設住宅に関すること。

災対教育部

- (1) 教育施設の被害状況調査に関すること。
- (2) 教育施設の応急復旧計画に関すること。
- (3) 応急教育の立案及び実施に関すること。
- (4) 児童、生徒及び園児の避難誘導及び収容保護に関すること。
- (5) 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告に関すること。

災対議会部

- (1) 区議会との連絡調整に関すること。

- 2 震災時以外に本部に置かれる部(以下「震災時以外の部」という。)の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

災対総務部

- (1) 本部の指令、要請及び通報に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び総括に関すること。
- (3) 都本部及び防災関係機関との連絡に関すること。
- (4) 防災行政無線及び災害情報支援システムの保全及び運用に関すること。
- (5) 災害についての広報及び報道機関との連絡に関すること。
- (6) 本部長室の庶務に関すること。
- (7) 職員の配備態勢に関すること。
- (8) 職員の動員、服務、健康管理及び給食に関すること。
- (9) 災害対策に必要な物資等の調達に関すること。
- (10) 災対地域部及び災対健康部への協力に関すること。
- (11) 総合相談に関すること。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

災対地域部

- (1) 被害状況調査に関すること。
- (2) 見舞金品等に関すること。
- (3) り災証明の交付に関すること。
- (4) 現地連絡所に関すること。

災対福祉部

- (1) 避難所の設置に関すること。
- (2) 身元不明者の調査等及び遺体の処理に関すること。

災対健康部

- (1) 医療救護本部の設置に関すること。
- (2) 医療機関との連絡に関すること。
- (3) 医療救護所の設置に関すること。
- (4) 防疫及び衛生業務に関すること。

災対土木部

- (1) 気象、水位、流量等の情報収集に関すること。
- (2) 応急土木資材及び労力の調達及び運用に関すること。
- (3) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の調査及び応急復旧に関すること。
- (4) 障害物の除去及び道路排水に関すること。
- (5) 遺体の搬送に関すること。
- (6) ごみ処理及び災害廃棄物の処理に関すること。

3 震災時の部の編成は、別表第1のとおりとし、震災時以外の部の編成は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第8条関係)

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
災対総務部	情報調整班	(1) 本部の指令、要請及び通報に関すること。 (2) 災害情報の収集及び総括に関すること。 (3) 地域本部との連絡調整に関すること。 (4) 都本部及び防災関係機関との連絡に関すること。 (5) 防災行政無線及び災害情報支援システムの保全及び運用に関すること。
部長 総務部危機管理担当 部長	班長 危機管理課長 班長補佐 総務部危機管理担当部副参事 (地域防災担当)	
部長補佐 総務部長	班長補佐 総務部危機管理担当部副参事 (安全・安心対策担当)	
部長補佐 文化観光産業部長	班長補佐 総務部危機管理担当部副参事 (防火防災対策担当)	
	総務班	(1) 本部長室の庶務に関すること。 (2) 各部との連絡調整に関すること。 (3) 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 (4) 災害業務従事者の損害補償に関すること。 (5) 大使館、領事館等との連絡に関すること。 (6) 他の部及び班に属さない事項に関すること。
	班長 総務課長 班長補佐 秘書課長	
	職員班	(1) 職員の動員、服務、健康管理及び給食に関すること。 (2) 職員の参集状況並びに職員及び家族の被災状況の掌握に関すること。 (3) 職員の公務災害補償への対応に関すること。 (4) 他の区市町村等への要請業務及び支援職員の受入れに関すること。
	班長 人事課長 班長補佐 総務部副参事(特命担当) 班長補佐 人材育成等担当課長 班長補佐 人材育成センター所長	
	物資調達輸送班	(1) 災害対策に必要な物資の調達及び工事契約に関すること。 (2) 災害対策に必要な車両等の調達に関すること。 (3) 災害対策に必要な物資等の検査に関すること。 (4) 他の区市町村等への要請業務及び支援物資の受入れに関すること。 (5) 応急物資及び応急資器材の集積及び輸送に関すること。
	班長 契約管財課長 班長補佐 会計室長 (兼務)	
	帰宅困難者対策班	(1) 帰宅困難者対策に関すること。
	班長 文化観光課長 班長補佐 文化観光産業部副参事(にぎわい創出等担当)	

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-5) 新宿区災害対策本部条例施行規則

1. 総則	部名・部長等	班名・班長等	担当事務
2. 火災防止		区有施設復旧班 班長 施設課長	(1) 区有施設の応急復旧に関すること。 (2) 区有施設の応急修理に関すること。 (3) 応急建築資材及び労力の調達及び運用に関すること。 (4) 仮庁舎等の建設に関すること。
3. 防災行政無線	災対企画部 部長 総合政策部長 部長補佐 会計管理者	企画班 班長 企画政策課長 班長補佐 都市計画課長（兼務） 班長補佐 景観・まちづくり課長（兼務）	(1) 他の部との連絡調整に関すること。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 (3) 災害復興計画の総合調整に関すること。 (4) 総合相談に関すること。
4. 災害医療	部長補佐 選挙管理委員会事務局長	班長補佐 新宿駅周辺まちづくり担当課長（兼務）	
5. 応援・供給協定		予算班 班長 財政課長	(1) 災害対策関係の予算及び経理に関すること。 (2) 災害救助法適用による財政措置に関すること。 (3) 激甚災害指定による財政措置に関すること。
6. 避難場所・避難所等		出納班 班長 会計室長	(1) 災害対策に必要な支出命令書の審査及び執行に関すること。 (2) 現金及び物品の出納及び経理処理に関すること。 (3) 災害対策物品の出納保管及び管理に関すること。 (4) 義援金の受入れ、出納及び一時保管等の管理に関すること。
7. 備蓄		広報班 班長 区政情報課長 班長補佐 総合政策部副参事（広聴担当） 班長補佐 財政課長（兼務）	(1) 災害対策についての広報に関すること。 (2) 報道機関との連絡に関すること。 (3) 災害の写真等による記録に関すること。 (4) 区民及び各団体からの通報対応に関すること。
8. 災害救助		情報システム班 班長 情報システム課長	(1) 区の基幹的システムの復旧、管理等に関すること。
9. 関係法令	災対地域部 部長 地域振興部長 部長補佐 監査事務局長	ボランティア調整班 班長 地域コミュニティ課長 班長補佐 生涯学習スポーツ課長	(1) 他の部との連絡調整に関すること。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 (3) 区民施設の被害状況調査に関すること。 (4) 日本赤十字社との連絡に関すること。 (5) 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 (6) ボランティアの募集及び受付に関すること。 (7) 災害弔慰金の支給に関すること。
10. 警戒宣言		区民班 班長 戸籍住民課長	(1) 埋火葬許可書の発行に関すること。 (2) り災証明の交付に関すること。
11. その他			

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
	多文化班	(1) 外国人への災害情報の提供に関する事。
	班長 多文化共生推進課長	(2) 通訳ボランティアの受入れ及び活用に関する事。
四谷地域本部	庶務班	(1) 他の部との連絡調整に関する事。
部長 四谷特別出張所長	班長 四谷特別出張所長（兼務）	(2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 地域本部の開設及び活動態勢の確立に関する事。 (4) 地域内の被害状況の把握に関する事。 (5) 避難の指示に関する事。 (6) 区民に対する情報に関する事。 (7) 防災区民組織等との連絡に関する事。 (8) 避難所の開設及び情報連絡に関する事。 (9) 災害ボランティア地域センターの設置に関する事。 (10) り災証明の交付に関する事。 (11) 遺体収容所の管理に関する事。 (12) がれき処理業務への協力に関する事。 (13) その他各種応急活動の指揮に関する事。
	地域活動班	(1) 現地連絡所の設置に関する事。
	班長 男女共同参画課長	(2) 医療救護所の設置の協力に関する事。 (3) 防災区民組織等との協力に関する事。 (4) 給食及び給水活動に関する事。 (5) 救助物資の支給に関する事。 (6) 避難所の管理運営に関する事。 (7) 被害状況調査に関する事。 (8) 避難住民の援護に関する事。 (9) ボランティアの活動に関する事。 (10) その他応急対策に関する事。
笹子町地域本部	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ。
部長 笹子町特別出張所長	班長 笹子町特別出張所長（兼務）	
	地域活動班	四谷地域本部地域活動班に同じ。
	班長 高齢者医療担当課長	
榎町地域本部	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ（四谷地域本部の部庶務班の項担当事務の欄第11号に掲げる事務を除く。）。
部長 榎町特別出張所長	班長 榎町特別出張所長（兼務）	
	地域活動班	四谷地域本部地域活動班に同じ。
	班長 総合政策部副参事（特命担当）	
若松町地域本部	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ（四谷地域本部の部庶務班の項担当事務の欄第11号に掲げる事務を除く。）。
部長 若松町特別出張所長	班長 若松町特別出張所長（兼務）	

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-5) 新宿区災害対策本部条例施行規則

1. 総則	部名・部長等	班名・班長等	担当事務
		地域活動班 班長 税務課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
2. 火災防止	大久保地域本部	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ（四谷地域本部の部庶務班の項担当事務の欄第11号に掲げる事務を除く。）。
	部長 大久保特別出張所長	班長 大久保特別 出張所長（兼務）	
3. 防災行政無線		地域活動班 班長 医療保険年金 課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
	戸塚地域本部	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ（四谷地域本部の部庶務班の項担当事務の欄第11号に掲げる事務を除く。）。
4. 災害医療	部長 戸塚特別出張所長	班長 戸塚特別 出張所長（兼務）	
		地域活動班 班長 消費生活就労 支援課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
5. 応援・供給協定	落合第一地域本部	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ。
	部長 落合第一特別出張所長	班長 落合第一特別 出張所長（兼務）	
6. 避難場所等		地域活動班 班長 総務部副参事 （納税推進担当）	四谷地域本部地域活動班に同じ。
	落合第二地域本部	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ（四谷地域本部の部庶務班の項担当事務の欄第11号に掲げる事務を除く。）。
7. 備蓄	部長 落合第二特別出張所長	班長 落合第二特別 出張所長（兼務）	
		地域活動班 班長 保育指導課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
8. 災害救助	柏木地域本部	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ（四谷地域本部の部庶務班の項担当事務の欄第11号に掲げる事務を除く。）。
	部長 柏木特別出張所長	班長 柏木特別 出張所長（兼務）	
9. 関係法令		地域活動班 班長 産業振興課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
	角筈地域本部	庶務班	四谷地域本部庶務班に同じ（四谷地域本部の部庶務班の項担当事務の欄第11号に掲げる事務を除く。）。
10. 警戒宣言	部長 角筈特別出張所長	班長 角筈特別 出張所長（兼務）	
		地域活動班 班長 行政管理課長	四谷地域本部地域活動班に同じ。
11. その他			

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
災対福祉部	福祉調整班	(1) 他の部との連絡調整に関する事。
部長	班長 地域福祉課長	(2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。
福祉部長	班長補佐 生活福祉課長	(3) 義えん金品の受領及び配分計画に関する事。
	班長補佐 保護担当課長	(4) 福祉施設の被害状況の調査に関する事。
		(5) 福祉ボランティアの受入れ及び調整に関する事。
		(6) 災害援護資金の受付に関する事。
		(7) 二次避難所(福祉避難所)の設置に関する事。
		(8) 身元不明者の調査等及び遺体の処理に関する事。
		(9) 地域本部への協力に関する事。
	高齢者等対策班	(1) 高齢者の安否確認に関する事。
	班長 地域包括ケア推進課長	(2) 高齢者の救護、巡回相談等に関する事。
	班長補佐 高齢者支援課長	(3) 二次避難所(福祉避難所)の管理運営に関する事。
	班長補佐 介護保険課長	(4) 施設利用者等の避難誘導に関する事。
		(5) 社会福祉施設との連絡に関する事。
		(6) 福祉ボランティアの受入れ及び活用に関する事。
	障害者対策班	(1) 障害者の安否確認に関する事。
	班長 障害者福祉課長	(2) 障害者の救護、巡回相談等に関する事。
		(3) 二次避難所(福祉避難所)の管理運営に関する事。
		(4) 施設利用者等の避難誘導に関する事。
		(5) 障害者団体との連絡調整に関する事。
		(6) 福祉ボランティアの受入れ及び活用に関する事。
災対子ども部	子ども調整班	(1) 他の部との連絡調整に関する事。
部長	班長 子ども家庭課長	(2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。
子ども家庭部長		(3) 二次避難所(福祉避難所)の設置に関する事。
部長補佐		(4) 子ども施設の被害状況の取りまとめに関する事。
子ども総合センター 所長	子ども対策班	(1) 保育園児、子ども園児等の救護及び応急保育に関する事。
	班長 保育課長	(2) 私立保育所等との連絡調整に関する事。
	班長補佐 子ども家庭支援課長	(3) 災害孤児等の保護及び児童相談センターとの連絡調整に関する事。
	班長補佐 子ども総合センター副参事(児童相談・支援担当)	(4) 地域本部への協力に関する事。
	班長補佐 四谷子ども園長	(5) 二次避難所(福祉避難所)の管理運営に関する事。
	班長補佐 あいじつ子ども園長	(6) 子ども施設の被害状況の調査に関する事。
	班長補佐 西新宿子ども園長	

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-5) 新宿区災害対策本部条例施行規則

1. 総則	部名・部長等	班名・班長等	担当事務
2. 火災防止	災対健康部 部長 健康部長 部長補佐 健康部副部長	健康調整班	(1) 本部長室及び他の部との連絡調整に関する事。
3. 防災行政無線		班長 健康政策課長	(2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。
4. 災害医療		班長補佐 健康づくり	(3) 医療救護本部の設置に関する事。
5. 応援・供給協定		課長	(4) 医療救護所の開設の調整及び総括に関する事。
6. 避難場所等		班長補佐 健康部副	(5) 災害医療救護支援センターの開設及び運営に関する事。
7. 備蓄		参事(地域医療・歯	(6) 医療機関との連絡に関する事。
8. 災害救助		科保健担当)	(7) 医師会救護本部との連絡に関する事
9. 関係法令		班長補佐 健康部副	(8) 医療関係者の受入れ及び派遣の調整に関する事。
10. 警戒宣言		参事(健康長寿担	(9) 訪問看護チームの編成に関する事。
11. その他		当)	(10) その他保健医療全般に関する事。
4. 災害医療		衛生班	(1) 生活衛生業務の調整及び活動に関する事。
5. 応援・供給協定		班長 衛生課長	(2) 動物に係る保護及び調整に関する事。
6. 避難場所等		保健予防班	(1) 防疫及び保健衛生業務の調整及び活動に関する事。
7. 備蓄		班長 保健予防課長	
8. 災害救助		班長補佐 健康部副	
9. 関係法令		参事(新型コロナウ	
10. 警戒宣言		イルスワクチン接	
11. その他		種事業推進担当)	
5. 応援・供給協定		班長補佐 健康部副	
6. 避難場所等		参事(新型コロナウ	
7. 備蓄		イルスワクチン接	
8. 災害救助		種医療機関等担当)	
9. 関係法令		牛込保健センター班	(1) 医療救護所の設置及び運営に関する事。
10. 警戒宣言		班長 牛込保健セン	(2) 地域保健の調整に関する事。
		ター所長	(3) 地域健康管理チームの編成に関する事。
5. 応援・供給協定		四谷保健センター班	
6. 避難場所等		班長 四谷保健セン	
7. 備蓄		ター所長	
8. 災害救助		東新宿保健センター班	
		班長 東新宿保健	
9. 関係法令		センター所長	
10. 警戒宣言		落合保健センター班	
11. その他		班長 落合保健セン	
		ター所長	
5. 応援・供給協定	災対土木部 部長 みどり土木部長	土木調整班	(1) 本部長室及び他の部との連絡調整に関する事。
6. 避難場所等		班長 土木管理課長	(2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。
			(3) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の応急復旧計画に関する事。
7. 備蓄			(4) 応急土木資材及び労力の調達及び運用に関する事。
			(5) 気象、水位、流量等の情報収集に関する事。

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
	土木復旧班 班長 道路課長 班長補佐 みどり公園課長 班長補佐 交通対策課長	(1) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の調査及び応急復旧に関する事。 (2) 道路及び河川の障害物除去に関する事。 (3) 道路の排水に関する事。 (4) 遺体の搬送に関する事。
災対清掃部 部長 環境清掃部長	清掃調整班 班長 環境対策課長 廃棄物処理班 班長 ごみ減量リサイクル課長 班長補佐 新宿清掃事務所長 班長補佐 環境清掃部副参事(清掃事業担当)	(1) 他の部との連絡調整に関する事 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) アスベスト等の有害物質による環境汚染の防止に関する事。 (4) 特別区災害廃棄物処理対策本部等との連絡調整に関する事。 (1) ごみ処理に関する事。 (2) し尿の収集に関する事。 (3) がれき処理に関する事。
災対都市計画部 部長 都市計画部長 部長補佐 都市計画部新宿駅周辺整備担当部長	都市計画調整班 班長 都市計画課長 班長補佐 新宿駅周辺基盤整備担当課長 被災建築等調査班 班長 建築指導課長 班長補佐 景観・まちづくり課長 班長補佐 新宿駅周辺まちづくり担当課長 民間建築物復旧班 班長 防災都市づくり課長 班長補佐 建築調整課長 班長補佐 都市計画部副参事(西武新宿線立体交差化担当) 応急住宅班 班長 住宅課長	(1) 他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 建物危険度判定及び被災宅地危険度判定の業務の調整に関する事。 (1) 建物危険度判定の班編成及び調査に関する事。 (2) 被災宅地危険度判定の班編成、調査並びに相談及び指導に関する事。 (3) 被災建物の恒久復旧についての相談及び指導に関する事。 (1) 民間建築物等の応急復旧の技術指導に関する事。 (2) 民間建築物等の応急処理に関する事。 (1) 区立住宅等の被害状況調査に関する事。 (2) 区立住宅の復旧に関する事。 (3) 仮設住宅に関する事。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-5) 新宿区災害対策本部条例施行規則

1. 総則	部名・部長等	班名・班長等	担当事務
2. 火災防止	災対教育部 部長 教育委員会事務局次長 部長補佐 中央図書館長	教育調整班 班長 教育調整課長 班長補佐 教育支援課長	(1) 他の部との連絡調整に関すること。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 (3) 東京都教育庁及び区教育委員会との連絡に関すること。
		指導班 班長 学校運営課長 班長補佐 教育指導課長	(1) 被災した児童及び生徒の教科書及び学用品の調達供給に関すること。 (2) 被災した児童及び生徒の給食及び保健衛生に関すること。 (3) 応急教育の立案及び実施に関すること。 (4) 教育施設の被害状況調査に関すること。 (5) 教育施設の応急復旧計画に関すること。
3. 防災行政無線			
4. 災害医療		学校班 班長 学校及び幼稚園の長	(1) 児童、生徒及び園児の避難誘導及び収容保護に関すること。 (2) 児童、生徒及び園児の保護者への引渡しに関すること。 (3) 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告に関すること。 (4) 応急教育計画及び報告に関すること。 (5) 施設の保安全管理に関すること。 (6) 避難所の開設及び運営の協力に関すること。
5. 応援・供給協定			
6. 避難場所・避難所等	災対議会部 部長 議会事務局次長	庶務班 班長 議会事務局次長	(1) 他の部との連絡調整に関すること。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。 (3) 区議会との連絡調整に関すること。 (4) 区議会議員等の被災確認(安否)に関すること。
7. 備考			備考 1 部長、部長補佐、班長及び班長補佐に事故等があるときは、本部長がその職務を代理する者を命ずる。 2 部に属すべき職員は、原則として、当該部に属する班長及び班長補佐が通常の行政組織において指揮監督する職員のうちから本部長が命ずる。
8. 災害救助			
9. 関係法令			
10. 警戒宣言			
11. その他			

別表第2(第8条関係)

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
災対総務部	情報調整班	(1) 本部の指令、要請及び通報に関すること。
部長 総務部危機管理担当 部長	班長 危機管理課長	(2) 災害情報の収集及び総括に関すること。
部長補佐 総務部長	班長補佐 総務部危機管理担当部副参事 (地域防災担当)	(3) 都本部及び防災関係機関との連絡に関すること。
部長補佐 総合政策部長	班長補佐 総務部危機管理担当部副参事 (安全・安心対策担当)	(4) 防災行政無線及び災害情報支援システムの保全及び運用に関すること。
	班長補佐 総務部危機管理担当部副参事 (防火防災対策担当)	
	広報班	(1) 災害についての広報に関すること。
	班長 区政情報課長	(2) 報道機関との連絡に関すること。
		(3) 災害の写真等による記録に関すること。
		(4) 区民及び各団体からの通報対応に関すること。
	総務班	(1) 本部長室の庶務に関すること。
	班長 総務課長	(2) 各部との連絡調整に関すること。
		(3) 部所属職員の出勤状況の把握に関すること。
		(4) 職員の配備態勢に関すること。
		(5) 職員の動員、服務、健康管理及び給食に関すること。
		(6) 災害対策に必要な車両等の調達に関すること。
		(7) 災害対策に必要な物資の調達に関すること。
		(8) 他の部及び班に属さない事項に関すること。
	総合相談班	(1) 総合相談に関すること。
	班長 企画政策課長	
	四谷支援班	(1) 特別出張所班への協力に関すること。
	班長 男女共同参画課長	(2) 衛生班(消毒)への協力に関すること。
		(3) その他各班への協力に関すること。
	笹笥町支援班	
	班長 高齢者医療担当課長	
	榎町支援班	
	班長 総合政策部副参事(特命担当)	
	若松町支援班	
	班長 税務課長	
	大久保支援班	
	班長 医療保険年金課長	

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-5) 新宿区災害対策本部条例施行規則

1. 総則	部名・部長等	班名・班長等	担当事務
2. 火災防止		戸塚支援班 班長 消費生活就労支援課長	
3. 防災行政無線		落合第一支援班 班長 総務部副参事(納税推進担当)	
4. 災害医療		落合第二支援班 班長 保育指導課長	
5. 応援・供給協定		柏木支援班 班長 産業振興課長	
6. 避難場所・避難所等		角筈支援班 班長 行政管理課長	
7. 備蓄		衛生支援班 班長 学校運営課長	
8. 災害救助	災害地域部 部長 地域振興部長	地域調整班 班長 地域コミュニティ課長	(1) 他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 見舞金品に関する事。 (4) 日本赤十字社との連絡に関する事。 (5) り災証明の交付に関する事。 (6) 特別出張所班との連絡調整に関する事。
9. 関係法令		四谷特別出張所班 班長 四谷特別出張所長	(1) 地域内の被害状況調査に関する事。 (2) 見舞金品等の配布に関する事。 (3) り災証明の交付に関する事。 (4) 被害状況の取りまとめに関する事。 (5) 現地連絡所に関する事。 (6) 防災区民組織等との連絡に関する事。
10. 警戒宣言		箆笥町特別出張所班 班長 箆笥町特別出張所長	
11. その他		榎町特別出張所班 班長 榎町特別出張所長	
		若松町特別出張所班 班長 若松町特別出張所長	
		大久保特別出張所班 班長 大久保特別出張所長	
		戸塚特別出張所班 班長 戸塚特別出張所長	
		落合第一特別出張所班 班長 落合第一特別出張所長	

部名・部長等	班名・班長等	担当事務
	落合第二特別出張所班 班長 落合第二特別出張所長 柏木特別出張所班 班長 柏木特別出張所長 角筈特別出張所班 班長 角筈特別出張所長	
災対福祉部 部長 福祉部長 部長補佐 子ども家庭部長	福祉調整班 班長 地域福祉課長 班長補佐 生活福祉課長 班長補佐 子ども家庭課長 班長補佐 教育調整課長	(1) 他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 避難所の設置に関する事。 (4) 身元不明者の調査等及び遺体の処理に関する事。
災対健康部 部長 健康部長 部長補佐 健康部副部長	健康調整班 班長 健康政策課長 衛生班 班長 衛生課長 保健予防班 班長 保健予防課長 牛込保健センター班 班長 牛込保健センター所長 四谷保健センター班 班長 四谷保健センター所長 東新宿保健センター班 班長 東新宿保健センター所長 落合保健センター班 班長 落合保健センター所長	(1) 本部長室及び他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 医療救護本部の設置に関する事。 (4) 医療機関との連絡に関する事。 (5) 医療救護所開設の調整に関する事。 (1) 生活衛生業務の調整及び活動に関する事。 (2) 消毒に関する事。 (1) 防疫及び保健衛生業務の調整及び活動に関する事。 (1) 地域保健の調整に関する事。 (2) 巡回訪問チームの編成に関する事。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-5) 新宿区災害対策本部条例施行規則

1. 総則	部名・部長等	班名・班長等	担当事務
2. 火災防止	災対土木部 部長 みどり土木部長 部長補佐 環境清掃部長	土木調整班 班長 土木管理課長 班長補佐 環境対策課長 班長補佐 都市計画課長	(1) 本部長室及び他の部との連絡調整に関する事。 (2) 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。 (3) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の応急復旧計画に関する事。 (4) 応急土木資材及び労力の調達及び運用に関する事。 (5) 気象、水位、流量等の情報収集に関する事。
3. 防災行政無線		土木復旧班 班長 道路課長 班長補佐 ごみ減量リサイクル課長	(1) 道路、橋りょう、河川、公園等土木施設の調査及び応急復旧に関する事。 (2) がけ及び擁壁の調査及び応急復旧に関する事。 (3) 道路及び河川の障害物除去に関する事。
4. 災害医療		班長補佐 新宿清掃事務所長 班長補佐 建築指導課長	(4) 道路排水に関する事。 (5) 遺体の搬送に関する事。 (6) 被災地のごみ処理及び災害廃棄物処理に関する事。
5. 応援・供給協定	備考 1 部長、部長補佐、班長及び班長補佐に事故等があるときは、本部長がその職務を代理する者を命ずる。 2 部に属すべき職員は、原則として、当該部に属する班長及び班長補佐が通常の行政組織において指揮監督する職員のうちから本部長が命ずる。		
6. 避難場所・避難所等			
7. 備蓄			
8. 災害救助			
9. 関係法令			
10. 警戒宣言			
11. その他			

(1-6)

新宿区災害対策本部運営要綱

平成 10 年 6 月 11 日
10 新総防第 225 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区災害対策本部条例施行規則（平成 8 年新宿区規則第 76 号。以下「規則」という。）第 9 条の規定に基づき新宿区災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関する基本的事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報 南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁が発表する情報をいう。

第 2 章 震災時の態勢及び活動

第 1 節 本部の設置及び廃止

(本部の設置)

第 3 条 区長は、区の地域において地震が発生した場合において、第 9 条の非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。

2 部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に本部の設置を要請することができる。

3 総務部長は、前項の要請があった場合、又はその他の状況等により本部を設置する必要があると認めたときは、区長の職務代理の順序が第 1 順序である副区長と協議の上、本部の設置を区長に申請しなければならない。

(本部設置の専決)

第 4 条 区長と連絡がとれないときは、次に掲げる順位で本部の設置を専決する。

- (1) 区長の職務代理の順序が第 1 順序である副区長
- (2) 区長の職務代理の順序が第 2 順序である副区長
- (3) 教育長
- (4) 総務部長

2 夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生し、本部設置の必要がある場合で区長等に連絡がとれないときは、新宿区災害等の警戒待機に関する規則（平成 4 年新宿区規則第 69 号）第 3 条に規定する防災対策要員が本部の設置を専決する。

(本部設置の通知等)

第 5 条 本部が設置されたときは、災対総務部長は、次に掲げる者に本部の設置を通知しなければならない。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

- (1) 部長
- (2) 東京都知事
- (3) 防災関係機関の長
- (4) 隣接区長

2 各部長は、前項の通知を受けたときは、直ちに所属職員に対し周知徹底しなければならない。

(本部の設置場所)

第6条 本部は、区役所本庁舎に設置する。ただし、区役所本庁舎の機能に事故があるときは、新宿区立防災センター（以下「防災センター」という。）に設置する。

(本部の標示の掲出)

第7条 本部が設置されたときは、区役所本庁舎正面玄関前又は防災センター正面玄関前に「新宿区災害対策本部」を、各特別出張所においては、「新宿区災害対策本部〇〇地域本部」標示を掲出する。

(本部の廃止)

第8条 各部長は、区の地域について地震が発生するおそれが無くなったと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

2 本部の廃止の通知等は、第5条に準じて処理する。

第2節 本部の非常配備態勢

(非常配備態勢の種別)

第9条 非常配備態勢の種別は、次のとおりとする。

種別	時期	態勢
第一次出動態勢	南海トラフ地震臨時情報発表の連絡を受けたとき又は新宿区内で震度5弱以上の地震が発生したとき	情報の収集・伝達及び応急対策の準備に対処できる態勢とする。
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したとき	被害状況調査及び応急対策活動に対処できる態勢とする。
第二次出動態勢	震度5強以上の地震が発生したとき	本部の全力をもって対処する態勢とする。

(非常配備態勢に基づく措置)

第10条 各部長は、あらかじめ所属の班に対して非常配備態勢時の措置すべき要領（業務計画）を定め、所属職員に周知徹底させなければならない。

2 各部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、第1項の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(特別非常配備態勢に基づく措置)

第11条 特別非常配備態勢の職員は、次に掲げる者の内から区長が指定する。

- (1) 区内在住職員
- (2) 管理職
- (3) 総務部総務課職員
- (4) 総務部危機管理担当部危機管理課職員

2 区長は、あらかじめ特別非常配備態勢において措置すべき要領（業務計画）を定め、特別非常配備態勢職員に対し周知徹底させておかなければならない。

(非常配備態勢の特例)

第12条 本部長は、災害状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備態勢の指令を発し又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

2 区長は、特殊技能等を有する職員を原則として本人の同意を得て、特定の部に配置することができる。

第3節 職員の配置及び服務

(職員の配置)

第13条 各部長は、部の分掌事務を遂行するため、別に定める非常配備態勢職員配置基準表により、あらかじめ要員を定めておくものとする。ただし、特別非常配備態勢要員については、総務部危機管理担当部長が別に定める。

2 各部長は、あらかじめ参集方法等を定め、職員に対し周知徹底させておかなければならない。

(職員の服務)

第14条 本部が設置された場合、すべての職員は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部の連絡に注意すること。
- (2) 正規の勤務時間が終了しても、本部の指示があるまで退庁しないこと。
- (3) 勤務場所を離れている場合においても、進んで上司と連絡をとること。
- (4) 夜間・休日又は在宅時における災害については、災害情報に注意するとともに、万難を排して参集すること。
- (5) 自らの行動によって住民の誤解を招き、本部の活動に支障をきたすことがないように注意すること。
- (6) 本部が設置されたときは、あらかじめ貸与されている防災服を着用すること。ただし、参集時はこの限りではない。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	第4節 本部長室の運営 (本部長室の開設) 第15条 本部長室は、区役所本庁舎3階庁議室に開設する。ただし、区役所本庁舎の機能に事故があるときは、防災センターに開設する。 2 本部長は、非常配備態勢を発令したときに原則として規則第3条の本部長室の構成員を招集するものとする。 3 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部長室に本部員以外の者の出席を求めることができる。 (本部長室の議事) 第16条 本部長室に付議する事項は、規則第2条に定める審議策定事項及び新宿区地域防災計画に定める報告事項とする。 2 各部長は、その分掌する事務について、本部長室に付議すべき事項が生じたときは、別記様式により災対総務部長に提出し、本部長室に付議しなければならない。 (本部長室における発信事項及び受信事項の処理) 第17条 発信事項を次のとおり処理する。 (1) 災対総務部長は、本部長の指示事項及び本部長室における決定事項のうち、必要なものについて情報調整班に発信文を発議させ、各部長に伝達する。 (2) 各部長は、上記(1)の発信事項を所属職員に対し伝達、周知しなければならない。 (3) 災対総務部広報班長は、発信事項が、り災者に対する広報事項に該当すると認めたときは、災対総務部情報調整班長と協議のうえ、広報を実施する。 2 受信事項を次のとおり処理する。 (1) 本部長室の受信事項は、災対総務部情報調整班長が処理する。 (2) 災対総務部情報調整班長は、各部又は指定地方行政機関等からの報告等その他受信事項を、災対総務部長を経由して本部長室に付議しなければならない。 (本部調整会議) 第18条 本部長は、本部長室の指示及び各部との連絡調整等を図る必要があるとき、又は部長から災対総務部長を通じて要請があったときは、本部調整会議を開くものとする。
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	第5節 本部の財務 (費用の内部負担区分) 第19条 部の分掌事務の遂行に要した費用は、既に予算措置が講じられている場合を除き、災対総務部予算班において措置する。 2 災対総務部長は、本部が設置されたときは、速やかに予算措置に関する基本方針を本部に付議し、各部長に必要な指示をしなければならない。 3 災対総務部長は、部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう部の予算事務について指導し、協力しなければならない。 (物資調達手続) 第20条 物資の調達は、新宿区事案決定規程、新宿区会計事務規則及び新宿区契約事務規則に基づき処理する。 2 災対総務部長は、部の分掌事務が円滑に遂行できるよう部の調達事務について指導及び協力しなければならない。
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(清算手続)

第 21 条 災対総務部長は、災害救助費の概算又は清算事務を指導し総括する。

(支払手続)

第 22 条 会計管理者は、本部が設置されたときは、速やかに支払方法に関する基本方針を本部に付議し、各部長に必要な指示をしなければならない。

2 会計管理者は、部の分掌事務が円滑に遂行できるよう部の支払事務について指導し、協力しなければならない。

第 6 節 災害対策の実施

(災害対策の実施)

第 23 条 本部の各機関が実施する災害対策は、新宿区地域防災計画の定めるところによる。

第 3 章 震災時以外の態勢及び活動

第 1 節 本部の設置及び廃止

(本部の設置)

第 24 条 区長は、区の地域において台風、集中豪雨等に伴う洪水、浸水等により水害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又はその他の災害が発生した場合において、出動態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。

2 部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に本部の設置を要請することができる。

3 総務部長は、前項の要請があった場合、又はその他の状況等により本部を設置する必要があると認めたときは、区長の職務代理の順序が第 1 順序である副区長と協議の上、本部の設置を区長に申請しなければならない。

(本部設置の通知等)

第 25 条 第 5 条の例による。

(本部の設置場所)

第 26 条 第 6 条の例による。

(本部の標示の掲出)

第 27 条 本部が設置されたときは、区役所本庁舎正面玄関前又は防災センター正面玄関前に「新宿区災害対策本部」標示を掲出する。

(本部の廃止)

第 28 条 本部長は、区の地域について災害が発生するおそれがなくなったと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

2 本部の廃止の通知等は、第 5 条に準じて処理する。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

第2節 本部の配備態勢

(配備態勢の種別)

第29条 配備態勢の種別は、次のとおりとする。

種別	時期	態勢
第一次 出動態勢	被害が発生するおそれがあり、若しくは現実に被害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとき	災害の防御及び救援・救護活動に直ちに対処できる態勢とする。
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間外に被害が発生するおそれがあり、若しくは現実に被害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとき	被害状況調査及び応急対策活動に対処できる態勢とする。
第二次 出動態勢	被害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合、若しくは区内の広範囲にわたって特別警戒が必要な場合又はその他の状況により、本部長が必要があると認めたとき	拡大した災害に直ちに対処できる態勢とする。

2 配備態勢の特例 本部長は、災害状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備態勢の指令を発し又は特定の部に対して種別の異なる配備態勢の指令を発することができる。

第3節 職員の配置及び服務

(職員の配置)

第30条 各部長は、部の分掌事務を遂行するため、別に定める配備態勢別職員配置基準表により、あらかじめ要員を定めておくものとする。

2 各部長は、配備態勢要員名簿を作成し、所属職員に対し周知徹底させておかねばならない。

(職員の服務)

第31条 第14条の例による。

第4節 本部長室の運営

(本部長室の開設)

第32条 本部長室は、区役所本庁舎3階庁議室に開設する。ただし、区役所本庁舎の機能に事故があるときは、防災センターに開設する。

2 本部長は、原則として配備態勢を発令したときに規則第3条の本部長室の構成員を招集するものとする。

3 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部長室に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(本部長室の議事)

第 33 条 第 16 条の例による。

(本部長室における発信事項及び受信事項の処理)

第 34 条 第 17 条の例による。

(本部調整会議)

第 35 条 第 18 条の例による。

第 5 節 本部の財務

(本部の財務)

第 36 条 部の分掌事務の遂行に要した費用は、原則として通常の行政組織において処理する。

第 6 節 災害対策の実施

(災害対策の実施)

第 37 条 第 23 条の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 6 月 11 日から施行する。
- 2 新宿区災害対策本部運営要綱（平成 7 年 1 月 10 日付 6 新環防第 589 号）は廃止する。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(1-6) 新宿区災害対策本部運営要綱

1.
総則

別記様式（第 16 条及び第 33 条関係）

2.
火災防止

付 議 依 頼 書

災対総務部長 殿

3.
防災行政無線

部長

4.
災害医療

下記のとおり災害対策本部長室に付議いたしたく依頼します。

5.
応援・供給協定

件 名

6.
避難場所・
避難所等

内 容

7.
備蓄

8.
災害救助

担 当

部

班

内線

9.
関係法令

災対総務部情報調整班処理欄

10.
警戒宣言

付議の要否

要・否

要の場合の付議日時

年 月 日 時～

11.
その他

災対総
務部長

情報調
整班長

係員

(1-7)

新宿区水害時等態勢要綱

〔平成 10 年 6 月 11 日〕
10 新総防第 226 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区災害対策本部条例（昭和 39 年新宿区条例第 35 号）に基づく本部設置以前、又は設置に至らない水害時等の態勢及び活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

(水害等連絡会の設置)

第 2 条 区長の職務代理の順序が第 1 順序である副区長は、水害等が発生するおそれ又は台風の接近時において、第 4 条第 1 号に定める情報連絡態勢を発令する必要があると認めたときは、水害等連絡会を設置する。

2 水害等連絡会は区長の職務代理の順序が第 1 順序である副区長を会長とし、会長に事故あるときは区長の職務代理の順序が第 2 順序である副区長が、区長の職務代理の順序が第 2 順序である副区長に事故あるときは総務部長が、その職務を代理する。

3 水害等連絡会の構成員は別表 1 のとおりとし、委員が出席できない場合は、会長は代理の者の出席を求めることができる。

(水害等対策室の設置)

第 3 条 区長の職務代理の順序が第 1 順序である副区長は、水害等が発生し又は発生するおそれがある場合において、第 4 条第 2 号に定める警戒態勢を発令する必要があると認めたときは、水害等対策室を設置する。

2 水害等対策室は区長の職務代理の順序が第 1 順序である副区長を室長とし、室長に事故あるときは区長の職務代理の順序が第 2 順序である副区長が、区長の職務代理の順序が第 2 順序である副区長に事故あるときは総務部長が、その職務を代理する。

3 水害等対策室の構成員は別表 2 のとおりとし、委員が出席できない場合は、室長は代理の者の出席を求めることができる。

(配備態勢)

第 4 条 配備態勢は、次の各号のとおりとする。

(1) 情報連絡態勢

ア 時期

雷、大雨若しくは洪水に関する気象注意報が発令され、降雨量や雲の動きから今後更に気象情報の収集及び注意が必要な場合、若しくは台風の接近に伴い情報連絡が必要な場合、又はその他の状況により副区長が必要と認めたとき。

イ 活動

- ① 気象情報・災害情報の収集伝達
- ② 警戒態勢の検討
- ③ 警戒態勢要員に対する待機等の連絡

(2) 警戒態勢

ア 時期

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	雷に関する気象注意報若しくは大雨又は洪水に関する気象警報が発令され、短時間に相当量の降雨が予測される場合、若しくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合、又はその他の状況により区長の職務代理の順序が第1順序である副区長が必要と認めたとき。
2. 火災防止	イ 活動 ① 気象情報・災害情報の収集伝達 ② 河川の監視、雨水枡のごみの除去、土のうの整備 ③ 区民に対する警戒広報、気象情報広報等 ④ 第一次出動態勢要員に対する待機等の連絡
3. 防災行政無線	(3) 配備態勢の特例 区長の職務代理の順序が第1順序である副区長は、連絡調整会議、水害等連絡会及び水害等対策室において、水害状況その他により必要と認めたときは、新宿区災害対策本部運営要綱第29条第1項に規定する第一次出動態勢要員の一部に対し、配備態勢の指令を発することができる。ただし、水害等連絡会で配備態勢の指令を発したときは、速やかに水害等対策室を設置しなければならない。
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	(警戒態勢に対する指令)
6. 避難場所等	第5条 総務部長は、警戒態勢指令が発せられたときは、次の各号に従い、当該職員に対し速やかに伝達しなければならない。 (1) 勤務時間内に警戒態勢が発せられたときは、直ちに庁内放送、電話その他の手段により伝達するものとする。 (2) 勤務時間外に警戒態勢が発せられたときは、電話その他の手段により伝達するものとする。
7. 備蓄	(職員の配置及び服務)
8. 災害救助	第6条 職員の配置及び服務は次の各号のとおりとする。 (1) 各部長は、別に定める配備態勢職員配置基準表に基づき、あらかじめ従事すべき職員を指名し、所属職員に対し周知徹底しておかなければならない。 (2) 配備態勢職員配置基準表に基づき指名された職員は、配備態勢が発令されたときは直ちに準備を整え、配置につかなければならない。
9. 関係法令	附 則 1 この要綱は、平成10年6月11日から施行する。 2 新宿区水害態勢要綱（平成7年1月10日付6新環防第590号）は廃止する。
10. 警戒宣言	
11. その他	

別表 1

水害等連絡会	
会長	区長の職務代理の順序が第1順序である副区長
委員	区長の職務代理の順序が第2順序である副区長
委員	総務部危機管理担当部長
委員	総務部長
委員	みどり土木部長
委員	都市計画部長
委員	総務部危機管理担当部危機管理課長
委員	総務部危機管理担当部副参事（地域防災担当）
委員	総務部危機管理担当部副参事（安全・安心対策担当）
委員	総務部危機管理担当部副参事（防火防災対策担当）
委員	総合政策部区政情報課長
委員	総務部総務課長
委員	総務部施設課長
委員	地域振興部地域コミュニティ課長
委員	福祉部地域福祉課長
委員	子ども家庭部子ども家庭課長
委員	みどり土木部道路課長
委員	環境清掃部環境対策課長
委員	都市計画部都市計画課長
委員	教育委員会事務局教育調整課長

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

別表 2

水害等対策室	
会長	区長の職務代理の順序が第1順序である副区長
委員	区長の職務代理の順序が第2順序である副区長
委員	総務部危機管理担当部長
委員	総務部長
委員	みどり土木部長
委員	都市計画部長
委員	総務部危機管理担当部危機管理課長
委員	総務部危機管理担当部副参事（地域防災担当）
委員	総務部危機管理担当部副参事（安全・安心対策担当）
委員	総務部危機管理担当部副参事（防火防災対策担当）
委員	総合政策部政情情報課長
委員	総務部総務課長
委員	総務部施設課長
委員	地域振興部地域コミュニティ課長
委員	福祉部地域福祉課長
委員	子ども家庭部子ども家庭課長
委員	健康部健康政策課長
委員	みどり土木部道路課長
委員	環境清掃部環境対策課長
委員	都市計画部都市計画課長
委員	教育委員会事務局教育調整課長

(1-8)

新宿区震災復興本部の設置に関する条例

〔平成 15 年 6 月 19 日
条例第 40 号〕

(設 置)
第 1 条 新宿区長(以下「区長」という。)は、新宿区の地域が震災により被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、都市の復興並びに新宿区民の生活の再建及び安定に関する事業(以下「震災復興事業」という。)を迅速かつ計画的に実施するため必要があると認めるときは、新宿区震災復興本部(以下「本部」という。)を設置するものとする。

(組 織)
第 2 条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。
2 本部長は、区長をもって充てる。
3 本部長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。
4 副本部長は、副区長及び教育長をもって充てる。
5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、新宿区規則(以下「規則」という。)で定める順序により、その職務を代理する。
6 本部員は、本部長が新宿区の職員(副区長及び教育長を除く。)のうちから指名する者をもって充てる。
7 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)
第 3 条 本部の事務を分掌するため、本部に部を置く。
2 部に部長及び部員を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
3 部長は、本部長の指示に従い、部の事務を掌理する。
4 部員は、部長の指揮監督の下で部の事務に従事する。

(事務局)
第 4 条 震災復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため、本部に事務局を置く。
2 事務局に局長及び局員を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。
3 局長は、本部長の指示に従い、事務局の事務を掌理する。
4 局員は、局長の指揮監督の下で事務局の事務に従事する。

(廃 止)
第 5 条 区長は、本部の設置目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委 任)
第 6 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(1-9)

新宿区震災復興本部の設置に関する条例施行規則

〔平成 15 年 6 月 19 日
規則第 75 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新宿区震災復興本部の設置に関する条例(平成 15 年新宿区条例第 40 号。以下「条例」という。)第 2 条第 5 項及び第 6 条の規定に基づき、新宿区震災復興本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務代理)

第 2 条 条例第 2 条第 5 項に規定する新宿区規則で定める順序は、区長の職務代理の順序が第 1 順序である副区長、区長の職務代理の順序が第 2 順序である副区長、教育長の順とする。

(本部会議)

第 3 条 震災復興に係る重要事項を審議するため、本部に震災復興本部会議(以下「本部会議」という。)を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び部長をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

(部)

第 4 条 部の名称及び分掌事務並びに条例第 3 条第 2 項の規定により部長に充てる者として本部長が指名する本部員は、別表のとおりとする。

- 2 条例第 3 条第 2 項の規定により部員に充てる者として本部長が指名する本部員は、前項の規定により部長に充てられた本部員が通常の行政組織において指揮監督する職員とする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、本部長は、必要がないと認めるときは、部の一部を置かないことができる。
- 4 本部長は、部長に事故があるときは、その職務を代理する者を置くことができる。

(部長の職責)

第 5 条 部長は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本部長の命を受け、又は本部会議の決定に従い、部の分掌事務に係る事業を企画立案し、又は実施すること。
- (2) 部の分掌事務の執行状況について、本部長又は本部会議に報告すること。
- (3) その他本部長の特命に関すること。

(事務局)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の規定により局長に充てる者として本部長が指名する本部員は、復興総合政策部の部長とする。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

部の名称 部長に充てる本部員	分掌事務
復興総合政策部 総合政策部長	(1) 本部の庶務に関すること。 (2) 本部会議の運営に関すること。 (3) 基本方針及び計画の策定に関すること。 (4) 震災復興事業の総合調整及び進行管理に関すること。 (5) 企画及び調整に関すること。 (6) 施設及び用地の総合的な利用調整に関すること。 (7) 予算の総括に関すること。 (8) 財政計画に関すること。 (9) 基金に関すること。 (10) 広報、広聴及び相談体制の整備に関すること。 (11) その他復興総合政策部の所管に属する特命事項に関すること。
復興総務部 総務部長	(1) 本部員の配置に関すること。 (2) 他の団体からの職員の受入れに関すること。 (3) 震災復興に係る税制の調査研究に関すること。 (4) 課税及び減税等の措置に関すること。 (5) 他部の所管に属しないこと。
復興危機管理担当部 総務部危機管理担当部長	(1) 本部及び災害対策本部の業務に係る総合調整に関すること。 (2) 東京都、他の区市町村、民間機関等との連絡に関すること。 (3) 関係機関への要請に関すること。 (4) その他復興危機管理担当部の所管に属する特命事項に関すること。
復興地域振興部 地域振興部長	(1) ボランティアの受入れに関すること。 (2) 集会施設等の再開に関すること。 (3) コミュニティ活動の支援に関すること。 (4) 屋外運動施設等の利用調整に関すること。 (5) 外国人への支援に関すること。 (6) その他復興地域振興部の所管に属する特命事項に関すること。
復興文化観光産業部 文化観光産業部長	(1) 文化施設等の再開に関すること。 (2) 産業復興事業に関すること。 (3) 雇用の確保に関すること。 (4) 消費者の保護に関すること。 (5) その他復興文化観光産業部の所管に属する特命事項に関すること。
復興福祉部 福祉部長	(1) 地域福祉体制の再構築(子どもに係るものを除く。)に関すること。 (2) 区外の福祉施設の協力確保(子どもに係るものを除く。)に関すること。 (3) 震災による被害者の生活支援に関すること。 (4) 相談体制の整備に関すること。 (5) 介護保険料の減免に関すること。 (6) その他復興福祉部の所管に属する特命事項に関すること。
復興子ども家庭部 子ども家庭部長	(1) 子どもに係る地域福祉体制の再構築に関すること。 (2) 子どもに係る区外の福祉施設の協力確保に関すること。 (3) その他復興子ども家庭部の所管に属する特命事項に関すること。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-9) 新宿区震災復興本部の設置に関する条例施行規則

1. 総則	部の名称 部長に充てる本部員	分掌事務
2. 火災防止	復興健康部 健康部長	(1) 地域医療体制の再構築に関すること。 (2) 震災による被害者の保健対策に関すること。 (3) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び国民年金保険料の減免に関すること。 (4) その他復興健康部の所管に属する特命事項に関すること。
3. 防災行政無線	復興みどり土木部 みどり土木部長	(1) 震災復興に係る道路、河川、橋りょう及び公園等所管施設に関する計画の策定及び実施に関すること。 (2) 公園用地等の利用調整に関すること。 (3) がれき等の障害物の処理計画に関すること。 (4) その他復興みどり土木部の所管に属する特命事項に関すること。
4. 災害医療	復興環境清掃部 環境清掃部長	(1) 環境保全対策に関すること。 (2) 廃棄物の処理計画に関すること。 (3) その他復興環境清掃部の所管に属する特命事項に関すること。
5. 応援・供給協定	復興都市計画部 都市計画部長	(1) 新宿区都市復興基本計画の策定に関すること。 (2) 市街地の復興の推進に関すること。 (3) 住宅復興計画の策定及び推進に関すること。 (4) その他復興都市計画部の所管に属する特命事項に関すること。
6. 避難場所等・避難所等	復興会計室 会計管理者	(1) 公金の歳入及び歳出に関すること。 (2) その他復興会計室の所管に属する特命事項に関すること。
7. 備蓄	復興教育部 教育委員会事務局次長	(1) 学校施設等の再建に関すること。 (2) 震災による被害を受けた児童、生徒等への支援に関すること。 (3) その他復興教育部の所管に属する特命事項に関すること。
8. 災害救助	復興選挙管理部 選挙管理委員会事務局長	復興選挙管理部の所管に属する特命事項に関すること。
9. 関係法令	復興監査部 監査事務局長	復興監査部の所管に属する特命事項に関すること。
10. 警戒宣言	復興議会部 議会事務局長	(1) 区議会との調整に関すること。 (2) その他復興議会部の所管に属する特命事項に関すること。
11. その他		

(1-10)

新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例

〔平成 15 年 6 月 19 日
条例第 52 号〕

(目 的)

第 1 条 この条例は、震災により被害を受けた新宿区(以下「区」という。)の地域(以下「市街地」という。)の復興に際し、市街地の計画的な整備について必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、災害に強い活力ある都市の形成に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、この条例において別に定めるもののほか、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の例による。

2 この条例において「建築物等」とは、建築物及び建築物以外の工作物で新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。

3 この条例において「土地区画整理事業」とは、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業をいう。

4 この条例において「市街地再開発事業」とは、都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業をいう。

5 この条例において「震災復興事業」とは、市街地の復興を図るため、市街地を計画的に整備する事業をいう。

6 この条例において「建築物等の更新」とは、災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築若しくは増築又は耐震性及び耐火性の高い建築物等への改築を行うことをいう。

(復興の理念)

第 3 条 区、区民及び事業者は、市街地の復興に当たっては、災害に強いまちづくりを協力して行うよう努めなければならない。

(区の責務)

第 4 条 区は、被災後速やかに都市の復興に関する基本的な方針(以下「区都市復興基本方針」という。)を策定し、これを区民及び事業者に公表するとともに、区都市復興基本方針に基づき震災復興事業を推進し、その他必要な施策を実施する責務を有する。

(区民及び事業者の責務)

第 5 条 区民は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力する責務を有する。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(復興対象地区の指定) 第6条 区長は、次に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。 (1) 震災により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、市街地の復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備(以下「都市基盤施設の整備等」という。)を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区 (2) 震災により、相当数の建築物等が倒壊し、又は焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区 (3) 震災により、建築物等が倒壊し、又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区 2 前項の復興対象地区を指定するため必要な事項は、規則で定める。 3 区長は、第1項の復興対象地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。 (復興対象地区の指定の変更) 第7条 区長は、震災復興事業の進行状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を変更することができる。 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。 (区都市復興基本計画の策定) 第8条 区長は、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、区都市復興基本方針に基づき、震災復興事業を推進するための計画(以下「区都市復興基本計画」という。)を速やかに策定し、これを区民及び事業者に公表するものとする。 2 区長は、区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。 (事業の推進) 第9条 区長は、重点復興地区(第6条第1項の規定により復興対象地区として指定された同項第1号に掲げる地区をいう。以下同じ。)及び復興促進地区(同項の規定により復興対象地区として指定された同項第2号に掲げる地区をいう。以下同じ。)において、区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 区長は、復興誘導地区(第6条第1項の規定により復興対象地区として指定された同項第3号に掲げる地区をいう。以下同じ。)において、区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。 4 区長は、必要に応じ、震災復興事業を行う者(区を除く。)に対し、区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。 (被災市街地復興推進地域の指定) 第10条 区は、重点復興地区及び復興促進地区内において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法(平
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

成7年法律第14号。以下「特別措置法」という。)第5条第1項の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域(以下「推進地域」という。)を定めることができる。

(建築行為の届出)

第11条 重点復興地区及び復興促進地区(前条の規定により推進地域を定めた場合は、当該推進地域を除く。)並びに復興誘導地区内において、建築物等を建築しようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として建築する建築物等
- (2) 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築する建築物等
- (3) 都市計画事業(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。)の施行として建築する建築物等及び都市計画に適合して建築する建築物等
- (4) 自己の居住の用に供する建築物等又は自己の業務の用に供する建築物等(自己以外の者の居住の用に供する建築物等を除く。)で、次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
 - イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等

2 前項の規定は、災害の発生した日から起算して2年を経過する日(前条の規定による推進地域の定めがある場合は、特別措置法第5条第2項の規定により定められた期間の満了の日)までに建築物等を建築しようとする建築主に適用する。

(情報の提供及び協議)

第12条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。

2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

(委 任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-11)

新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例施行規則

〔平成 15 年 6 月 19 日
規則第 76 号〕

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例(平成 15 年新宿区条例第 52 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、この規則において別に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「基盤整備済地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備総合支援事業、住宅地造成事業、一団地の住宅施設事業、開発許可による住宅地開発事業若しくは新住宅市街地開発事業により整備された 1 ヘクタール以上の地区又は区長が整備済みと判断した地区をいう。

3 この規則において「基盤未整備地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において基盤整備済地区に該当しない地区をいう。

4 この規則において「被害度」とは、一定区域(街区又は町丁目をいう。)における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋、全焼失家屋及び半焼失家屋を合算した棟数の割合の百分比をいう。

5 この規則において「大被害地区」とは、おおむね被害度が 80 パーセント以上の街区が連たんし、かつ、その面積がおおむね 1 ヘクタール以上である地区をいう。

6 この規則において「中被害地区」とは、おおむね被害度が 50 パーセント以上の街区が連たんし、かつ、その面積がおおむね 1 ヘクタール以上である地区をいう。

7 この規則において「小被害地区」とは、大被害地区又は中被害地区に該当しない地区であって、部分的な被害が見られるすべての街区が連たんし、かつ、その面積がおおむね 1 ヘクタール以上であるものをいう。

(建築物以外の工作物)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項に規定する建築物以外の工作物で新宿区規則で定めるものは、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 138 条第 1 項に規定する工作物とする。

(基 準)

第 4 条 区長は、別表に定める基準に従い、条例第 6 条第 1 項の規定により復興対象地区を指定する。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、東京都防災都市づくり推進計画の整備計画における整備地域内に条例第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる地区(基盤整備済地区であって中被害地区であるものを除く。次項において同じ。)が存するときは、当該地区を同条第 1 項第 1 号に掲げる地区として、同項の規定により復興対象地区として指定する。

3 区長は、第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる地域、地区又は区域内に条例第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる地区が存するときは、当該地区を同項第 1 号に掲げる地区として、同項の規定により復興対象地区として指定することができる。

- (1) 東京の新しい都市づくりビジョン又は東京構想 2000 に則した計画がある地区
- (2) 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 2 条の 3 第 1 項の規定により定められた都市再開発の方針における再開発促進地区
- (3) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的施設が未整備の区域
- (4) 東京都住宅マスタープランにおける重点供給地域
- (5) 新宿区基本構想、新宿区基本計画又は新宿区都市マスタープランに則した計画がある地区
- (6) その他区長が特に必要と認めた地域、地区又は区域

(建築行為の届出)

第 5 条 条例第 11 条第 1 項の建築主は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請をしようとする 30 日前までに建築行為届出書(様式)を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

条例第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる地区	基盤未整備地区であって大被害地区であるもの
条例第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる地区	基盤未整備地区であって中被害地区であるもの、基盤整備済地区であって大被害地区であるもの又は基盤整備済地区であって中被害地区であるもの
条例第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる地区	基盤未整備地区であって小被害地区であるもの又は基盤整備済地区であって小被害地区であるもの

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(表)

52

(裏)	
付近見取図	
配 置 図	

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(1-12)

新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和 49 年 10 月 2 日
条例第 25 号〕

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生じ
ることをいう。

(2) 区民 災害により被害を受けた当時、新宿区(以下「区」という。)の区域内に住所を有した
者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 区は、区民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項及び第3項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合において、その死亡者に兄弟姉妹(その死亡者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)が

いるときは、その兄弟姉妹に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項(第1項第3号を除く。以下この項において同じ。)の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、区長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、区長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより支給を行うものとする。

2 区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 区は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該区民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(1-12) 新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例

1. 総則	第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。
2. 火災防止	(準用規定) 第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。
3. 防災行政無線	(災害援護資金の貸付け) 第12条 区は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
4. 災害医療	2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。 (災害援護資金の限度額等)
5. 応援・供給協定	第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
6. 避難場所等	ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円 イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
7. 備蓄	ウ 住居が半壊した場合 270万円 エ 住居が全壊した場合 350万円
8. 災害救助	(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円 イ 住居が半壊した場合 170万円 ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円 エ 住居の全体が滅失した場合 350万円
9. 関係法令	(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは、「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
10. 警戒宣言	2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、2年)とする。
11. その他	(保証人及び利率) 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中

は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセント以内で規則で定める率とする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(設置)

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区災害弔慰金等支給審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第17条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、医師及び弁護士並びに区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- 4 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(1-13)	新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	(昭和 49 年 10 月 11 日 規則第 50 号)
2. 火災防止	(趣旨)	第 1 条 この規則は、新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年新宿区条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	
3. 防災行政無線	(支給の手続)	第 2 条 区長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。	
4. 災害医療	(1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日		
	(2) 死亡(行方不明を含む。以下同じ。)の年月日及び死亡の状況		
5. 応援・供給協定	(3) 死亡者の遺族に関する事項		
	(4) 支給の制限に関する事項		
	(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項		
6. 避難場所等	(必要書類の提出)	第 3 条 区長は、新宿区の区域外で死亡した区民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。	
7. 備蓄	2 区長は、区民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。		
	(支給の手続)	第 4 条 区長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。	
8. 災害救助	(1) 障害者の氏名、性別及び生年月日		
	(2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況		
9. 関係法令	(3) 障害の種類及び程度に関する事項		
	(4) 支給の制限に関する事項		
	(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項		
10. 警戒宣言	(必要書類の提出)	第 5 条 区長は、新宿区の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた区民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。	
11. その他	2 区長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(第 1 号様式)を提出させるものとする。		
	(借入れの申込み)	第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」と	

いう。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(第2号様式。以下「借入申込書」という。)を区長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他区長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 区長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 区長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(第3号様式)を借入申込者に交付するものとする。

2 区長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(第4号様式)を借入申込者に通知するものとする。

(条例第14条第2項の規則で定める率)

第8条の2 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1パーセントとする。

(借用書の提出)

第9条 前条第1項の災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(第5様式。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて区長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 区長は、前条に規定する借用書等の提出があつたときは、当該借入申込者に貸付金を交付

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	するものとする。 (償還の完了)
2. 火災防止	第11条 区長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。 (繰上償還の申出)
3. 防災行政無線	第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第6号様式)を区長に提出するものとする。 (償還金の支払猶予)
4. 災害医療	第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他区長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。 2 区長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他区長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予承認通知書(第8号様式)を当該借受人に交付するものとする。
5. 応援・供給協定	3 区長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書(第9号様式)を当該借受人に交付するものとする。 (違約金の支払免除)
6. 避難場所・避難所等	第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。 2 区長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(第11号様式)を当該借受人に交付するものとする。
7. 備蓄	3 区長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(第12号様式)を当該借受人に交付するものとする。 (償還免除)
8. 災害救助	第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他区長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(第13号様式)を区長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
9. 関係法令	(1) 借受人の死亡を証する書類 (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類
10. 警戒宣言	3 区長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(第14号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
11. その他	4 区長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(第15号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 区長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(第16号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わつてその旨を届け出るものとする。

(審査会の委員の数)

第18条 条例第16条に規定する審査会(以下「審査会」という。)の委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 2人以内
- (2) 弁護士 2人以内
- (3) 区職員 1人

(会長及び副会長)

第19条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 審査会の会議は、審査会が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(守秘義務)

第21条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第22条 審査会の庶務は、総務部危機管理担当部危機管理課が担当する。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

第1号様式(第5条関係)

診 断 書

氏 名		生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女					
傷 病 名				負 傷 発 病 年 月 日	年 月 日					
障害の部位				初診年月日	年 月 日					
既 往 症		既存障害		治癒年月日	年 月 日					
療養及び経過の内容										
障害の詳細の状態	(図で示すことができるものは、図解すること。)									
関 節 運 動 範 囲	種類範囲									
	部位									
		右								
		左								
		右								
		左								
		右								
		左								
		右								
		左								
上記のとおり診断します。 年 月 日 病院又は診療所の 郵便番号 電話番号 局 番 所在地 名 称 診療担当者氏名										

第2号様式(甲)(第6条関係)

(表)
災 害 援 護 資 金 借 入 申 込 書

申 込 金 額				円									
被 災 日 時		年 月 日 時		災 害 名									
被 害 の 種 類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害 5 住居の全体の滅失		被 害 場 所									
返 す 方 法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦		いつまでに返せますか						年 月 (回)			
借 入 申 込 者 に つ い て	フリガナ氏名			男 ・ 女						年 月 日生 (歳)			
	フリガナ									郵便番号		電話番号	
	現住所			(方)		〒		()					
	本籍			勤務先の名称と所在地						電話 ()			
	職業												
	世帯主の氏名	世帯主の続柄		年 齢		健 否		職 業		年 間 所 得		勤 務 先 ・ 学 校 名	
	世帯の状況と所得									円			
所 得 合 計				円									
資産の状況	土 地	(1) 宅地 m ²		(2) 田畑山林 m ²									
	建 物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²		住居の状況		(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居							
	負 債	(内容)		(金額)						円			

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(1-13) 新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(裏)

連帯保証人(※連帯保証人を立てる場合) (保証人が書いてくるとき) (証人)	氏 名				男 ・ 女	年 月 日生 (歳)		
	現 住 所	電話 ()			本 籍 地			
	職 業		年 間 所 得		申込者との関係		家族数	人
	資 産	土 地 建 物			勤 務 先	名 称		
					所 在 地	電話 ()		
この災害の前1年以内に被災したことの有無及び状況 この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無) (状況) (有・無)			
資 金 の 使 途	資金の使い方	総額	円	資金の内訳	合計	円		
	に		円	災害援護資金で		円		
	に		円	手 持 資 金 で		円		
	に		円	そ の 他 () で		円		

第2号様式(乙) (第6条関係)

(表)

被災時の具体的状況				負 傷	全治	カ月
住 居 の 被 害		(1) 全 壊		(2) 半 壊		
品 名	現在購入 に要する 費用	被 害 額	品 名	現在購入 に要する 費用	被 害 額	
和 だ ん す			応 接 セ ッ ト			
整 理 だ ん す			ス テ レ オ セ ッ ト			
洋 服 だ ん す			畳 (帖 中 で 帖 が 被 害)			
鏡 台			障 子			
腰 掛 机			ふ す ま			
本 箱 ・ 本 棚			肌 着			
食 器 ・ 戸 棚			着 物			
食 卓 ・ 茶 ぶ 台			洋 服			
げ た 箱			子 供 服			
照 明 器 具			カ メ ラ			
じ ゅ う た ん			毛 布			
扇 風 機			敷 布 団			
石 油 ス ト ー プ			掛 布 団			
電 気 や ぐ ら こ た つ			座 布 団			
電 気 冷 蔵 庫						
電 気 ガ ス 炊 飯 器						
電 気 洗 濯 機						
電 気 掃 除 機						
ミ シ ン						
電 気 アイ ロ ン						
瞬 間 湯 沸 器						
カ ラ ー テ レ ビ						
白 黒 テ レ ビ						
ラ ジ オ						
柱 時 計						
目 覚 し 時 計						
紳 士 用 腕 時 計						
婦 人 用 腕 時 計			合 計			

上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。
年 月 日 借入申込者

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。
年 月 日 連帯保証人

新宿区長 殿

(注) 裏面に自宅案内図を書いてください。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

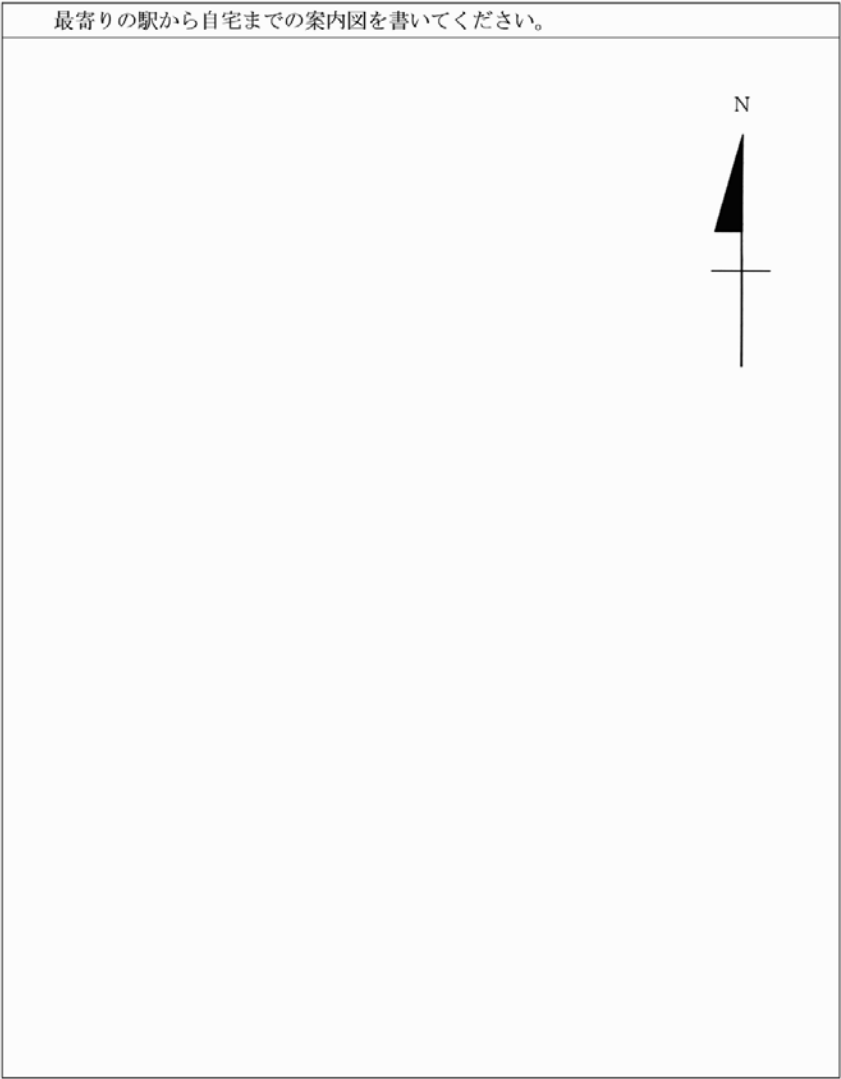
7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(裏) 最寄りの駅から自宅までの案内図を書いてください。 
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・ 避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

第3号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

貸付番号 第

貸付金額

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦・月賦

利 子 年 パーセント

※ 貸付手続のとき、次のものが必要ですから 月 日までに必ず御持参ください。

<御持参なさるもの>

- (1) この貸付決定通知書
- (2) 災害援護資金借用書
- (3) 印鑑証明書(連帯保証人を立てる場合は、あなたと連帯保証人の印鑑証明書各1通)
(年 月 日以降証明したもの)
- (4) あなたの印鑑(印鑑証明書と同一の印鑑)

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

1. 総則	
2. 火災防止	第4号様式(第8条関係) 第 年 月 日 号 殿 新宿区長 印 災害援護資金貸付不承認決定通知書
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、慎重に審査の結果、今回は次の理由で不承認となりましたので、お知らせします。 (不承認の理由)
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

第5号様式(第9条関係)

貸付番号 第 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

印
紙

借 用 金 額	金	円
利 子	年	%
据 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
償 還 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
償 還 方 法	年賦・半年賦・月賦	

上記のとおり借用いたします。

ついては、新宿区災害弔慰金の支給等に関する条例及びこれに基づく同施行規則等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借 受 人

氏 名

印

(連帯保証人を立てる場合)

住 所

連帯保証人

氏 名

印

新宿区長 宛て

1.
総 則2.
火 災 防 止3.
防 災 行 政 無 線4.
災 害 医 療5.
応 援 ・ 供 給 協 定6.
避 難 場 所 ・
避 難 所 等7.
備 蓄8.
災 害 救 助9.
関 係 法 令10.
警 戒 宣 言11.
そ の 他

1. 総則	
2. 火災防止	第6号様式(第12条関係) 繰上償還申出書 下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。 年 月 日 住 所 借受人 氏 名
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	新宿区長 殿 記
5. 応援・供給協定	貸 付 番 号 借 受 人 氏 名 貸付けを受けた日 貸付けを受けた金額 償 還 期 限 償 還 金 額 償 還 未 済 額 繰 上 償 還 日 繰 上 償 還 額
6. 避難場所・避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

第7号様式(第13条関係)

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

(連帯保証人を立てる場合)

連帯保証人 住 所

氏 名

新宿区長 宛て

申 請 理 由 (具体的に)					
貸付の条件	借入金額	円		貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年		希望猶予 期 間 等	ただし、 第 年 月 日 回償還以降
	償還方法	1 年 賦 2 半 年 賦 3 月 賦			
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期 間の 根 拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

1.
総 則2.
火 災 防 止3.
防 災 行 政 無 線4.
災 害 医 療5.
応 援 ・ 供 給 協 定6.
避 難 場 所 ・
避 難 所 等7.
備 蓄8.
災 害 救 助9.
関 係 法 令10.
警 戒 宣 言11.
そ の 他

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

第8号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

殿

新宿区長

印

償還金支払猶予承認通知書

年 月 日申出のあつた償還金の支払猶予については、下記のとおり承認となつたので、お知らせいたします。

記

支払猶予承認期間	年 月 日から	か月
変更後の償還期間	年 月 日から	年 月 日まで

第9号様式(第13条関係)

第 年 月 日

殿

新宿区長

印

償還金支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予については、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

第10号様式(第14条関係)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

(連帯保証人を立てる場合)

連帯保証人 住 所

氏 名

新宿区長 宛て

記

貸 付 番 号						
支払免除を申請する違約金の金額		円				
内 容	回	数	期 別	元 金	利 子	申請日までの 違約金
			年 月 期			
申請理由(具体的に)						

第11号様式(第14条関係)

第 年 月 日 号

殿

新宿区長 印

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除については、下記のとおり承認されましたので、お知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・避難場所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	
2. 火災防止	第12号様式(第14条関係)
3. 防災行政無線	第 年 月 日 号
4. 災害医療	殿 新宿区長 印
5. 応援・供給協定	違約金支払免除不承認通知書
6. 避難場所等	年 月 日に申出のありました違約金の支払免除については、次の理由で不承認となりましたので、お知らせいたします。 (理由)
7. 備蓄	なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は、 年 月 日現在 円となっておりますので、至急償還をお願いします。
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

第13号様式(第15条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円(償還未済額の全部一部で 円)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ氏名	男・女		年 月 日生	
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係	職 業			
	勤務先及び所在地				
借受人又はその人	フリガナ氏名	男・女		年 月 日生	
	現住所	借受人との続柄			
	職 業	勤務先及び所在地			
連帯保証人※	フリガナ氏名	男・女		年 月 日生	
	現住所			借受人との関係	
	職 業	勤務先及び所在地			
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日 免除申請者 新宿区長 宛て					

※連帯保証人欄は、連帯保証人を立てる場合のみご記入ください。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

第14号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

新宿区長

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日に申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり承認となりましたので、お知らせいたします。

(承認内容)

全部免除、一部免除

申請日現在の償還未済額

元	金	円
利	子	円
違	約	金
合	計	円

償還を免除した額

元	金	円
利	子	円
違	約	金
合	計	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元	金	円
利	子	円
違	約	金
合	計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5パーセントの率で違約金が更に加算されます。

第15号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

殿

新宿区長 印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日に申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたので、お知らせいたします。
(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は、次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75パーセントの率で違約金が更に加算されます。

元 金	円				
利 子	円	合 計	円		
違約金	円				

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

第16号様式(第17条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸 付 番 号			
借 受 人 氏 名		住 所	
連帯保証人 氏 名		住 所	
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(変更の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたので、お届けいたします。 年 月 日 借 受 人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 (連帯保証人を立てる場合) 連帯保証人 住 所 氏 名			
新宿区長 宛て			

2. 火災防止

(2-1)

防災区民組織及び小型消防ポンプ等配備状況

(令和5年4月1日現在)

防災区民組織数	ポンプ配備組織数	ポンプ配備台数	スタンドパイプ配備台数
223 組織	163 組織	229 台	221 台

〔四谷地区〕全組織数 30/ ポンプ 配備組織数 27/ ポンプ 配備台数 31/ スタンドパイプ 配備台数 33

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンドパイプ 配備台数
四谷一丁目防災部	1	四谷 1-12 四谷見附公園	1
四谷二丁目町会防災部	1	四谷 2-8 よつや児童遊園	1
四谷三丁目地域防災部	1	愛住町 20 四谷ひろば	1
四谷四丁目地域防災部	2	四谷 4-23 みようが坂児童遊園 四谷 4-9 大木戸児童遊園(球戯場)	1
本塩町防災部	1	四谷本塩町 2-7 シオセブン敷地防災倉庫	1
四谷三栄町町会防災部	2	四谷三栄町 7-24 三栄公園防災倉庫(2)	1
四谷坂町町会防災部	1	四谷坂町 6 榊箕児童遊園	1
若葉一丁目町会防災部	2	若葉 2-9 西念寺境内 若葉 1-5 レックス四谷マンション	1
若葉二丁目地域防災部	1	若葉 2-7 観音坂下防災倉庫	1
若葉三丁目地域防災部	1	若葉 3-4 若葉公園防災倉庫	4
須賀町町会防災部	1	須賀町 5 須賀神社境内	1
左門町防災部	1	左門町 19 新左門児童遊園	1
信濃町防災部	1	信濃町 20 信濃町児童遊園	1
南元町防災部	2	南元町 15 防災倉庫 南元町 4 もとまち公園	1
荒木町防災部	1	荒木町 10 策の池内防災倉庫	1
舟町防災部	1	愛住町 11 愛住公園	1
愛住町会防災部	1	愛住町 11 愛住公園	1
大京町会防災部	1	大京町 14 大京公園	2
内藤町会防災部	1	内藤町 1 多武峯内藤神社	1
片町地域防災部	1	片町 5 曙橋下防災倉庫	1
新宿一丁目町会防災部	1	新宿 1-8-2 秋葉神社境内	1
新宿二丁目町会防災部	1	新宿 2-9 新宿公園	1
新宿三丁目町会防災部	1	内藤町 11 防災倉庫	1
新宿四丁目町会防災部	1	内藤町 11 防災倉庫	1
花園町会防災部	1	新宿 1-21 花園公園	1
新宿園町会防災部	1	新宿 5-9-22 パロマビル 1F	1
番衆町町会防災部	0		1
三光町町会防災部	1	新宿 5-18-21 新宿区役所 第2分庁舎駐車場	1
信濃町ハイム災害対策本部自主防災会	0		1
ザ・ペアシティ四谷管理組合防災部	0		0

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-1) 防災区民組織及び小型消防ポンプ等配備状況

1. 総則	〔箆笥町地区〕全組織数 46/ ポンプ 配備組織数 25/ ポンプ 配備台数 27/ スタンド・パイプ 配備台数 38			
2. 火災防止	防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンド・パイプ 配備台数
	市谷本村町防災部	0		1
	市谷八幡・田町一丁目 町会防災部	0		0
	市谷田町二・三丁目 町会防災部	0		1
	長延団地防災部	1	市谷長延寺町 8 2号棟倉庫	1
3. 防災行政無線	大日本印刷通町会 防災部	0		1
	神楽坂一丁目防災部	0		0
	神楽坂二丁目防災部	1	若宮町 18 若宮公園 ストックヤード	1
4. 災害医療	神楽坂三丁目防災部	1	若宮町 18 若宮公園 ストックヤード	2
	神楽坂四丁目防災部	0		1
	神楽坂五丁目防災部	1	神楽坂 5-43 寺内公園	0
	神楽坂五丁目三和会 防災部	1	神楽坂 5-43 寺内公園	1
5. 応援・供給協定	神楽坂六丁目 地域防災部	1	白銀町 3 白銀公園	1
	細工町町会防災部	1	納戸町 19 なんと児童遊園	1
	納戸町防災部	2	納戸町 26 納戸町公園 納戸町 35 個人宅	1
6. 避難場所・ 避難所等	箆笥町町会防災部	0		1
	北町町会防災部	0		0
	矢来南町会防災部	0		1
	矢来東町会災害対策部	1	矢来町 104 神楽坂高齢者福祉施設	1
7. 備蓄	横寺町交友会	1	横寺町 37 日本赤十字社東京都支部 山崎記念救護活動要員宿舎裏	1
	若宮町防災部	1	若宮町 18 若宮公園ストックヤード	1
	袋町町会防災部	1	若宮町 18 若宮公園ストックヤード	1
	飯田橋自治会防災部	0		1
	筑戸自治会防災部	1	筑土八幡町 1 個人宅	1
8. 災害救助	白銀町地域防災部	1	白銀町 3 白銀公園	1
	新小川町自治会防災部	1	新小川町 3 新小川公園	1
	東五軒町会防災部	1	東五軒町 3 東五軒町公園	1
	西五軒町町会防災部	1	西五軒町 5-12 ライオンズマンション内	1
	赤城元町会地域防災部	0		1
9. 関係法令	岩戸町町会	1	岩戸町 7 繁栄稲荷神社内	1
	加賀町親和会防災部	0	市谷加賀町 2-4 加賀公園	1
	南町町会防災区民組織	0	南町 28	2
	南山伏町会防災部	1	北山伏町 1 山伏公園	0
	北山伏町会防災部	1	北山伏町 1 山伏公園	1
10. 警戒宣言	市谷山伏町防災部	1	南榎町 57 南榎公園	1
	市谷左内町防災部	0	市谷左内町 31 個人宅	0
	南榎町自治会防災部	1	南榎町 5-1 神楽坂パークハウス 町会倉庫	2
	市谷船河原町地区 防災部	1	市谷船河原町 12 市谷船河原町公園	1
11. その他	中町防災・防犯部	2	中町 36 個人宅防災倉庫 中町 25 中町児童館	1
	鷹匠町防災組織	0		0
	払方町防災部	1	払方町 1 個人宅前	1

(2-1) 防災区民組織及び小型消防ポンプ等配備状況

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンドパイプ 配備台数
トラス江戸川アパートメント 自主防災会	0		0
二十騎町会防災部	0		0
甲良町町会防災部	0		1
THE CENTER TOKYO 自主防災組織	0		1
パークハウス牛込神楽 坂防災区民組織	0		0
パークハウス飯田橋レ ジデンス防災区民組織	0		0

〔榎町地区〕全組織数 28/ ポンプ 配備組織数 27/ ポンプ 配備台数 34/ スタンドパイプ 配備台数 33

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンドパイプ 配備台数
薬王寺町会 防災対策委員会	3	市谷薬王寺町 20-8 トミンハイム薬王寺 防災倉庫(3)	1
柳町防災部	1	市谷柳町 20 防災倉庫	1
原一地域防災部	1	原町 1-42 天祖神社	1
原二地域防災部	1	原町 3-74 原町公園	1
原町三丁目防災部	1	原町 3-74 原町公園	1
牛込弁天町防災部	1	弁天町 84 牛込弁天公園	1
喜久井町防災部	1	喜久井町 20 しらゆり児童遊園	1
早稲田町防災部	1	早稲田町 68 早稲田町備蓄倉庫	1
早稲田南町会防災部	1	早稲田南町 36 早稲田南保育園分園	2
馬場下町会防災部	1	馬場下町 11-1 みずほ銀行早稲田支店 駐車場	1
牛込高田町会防災部	1	西早稲田 2-1-11 穴八幡神社	1
鶴巻東町会防災部	1	早稲田鶴巻町 568 元赤城神社	1
鶴巻西町会防災部	1	早稲田町 78 鶴巻南公園	1
鶴巻南防災部	1	早稲田町 78 鶴巻南公園	1
鶴巻北町会防災部	1	早稲田鶴巻町 107 早稲田荘内	1
榎町地域防災部	1	榎町 50 町会事務所	1
東榎町地域防災部	1	東榎町 11 榎町公園	1
中里町地域防災部	1	中里町 20 町会倉庫	1
天神町会防災部	1	東榎町 11 榎町公園	1
天神東町会防災部	1	東榎町 11 榎町公園	1
山吹町会防災部	2	山吹町 35 やまぶき児童遊園(2)	1
東山吹町会防災部	1	山吹町 35 やまぶき児童遊園	1
赤城下町防災部	3	赤城下町 47 個人宅 赤城下町 13 個人宅 赤城下町 68 個人宅	5
築地町町会防災部	2	築地町 1 築地町神酒所前(2)	1
水道町会地域防災部	1	水道町 4 さくら児童遊園	1
改代町防災部	2	改代町 43 町会会館倉庫(2)	1
市谷仲之町会 防災対策部	1	市谷仲之町 2 仲之公園	1
パティオ神楽坂 管理組合防災隊	0		1

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-1) 防災区民組織及び小型消防ポンプ等配備状況

1. 総則	〔若松町地区〕 全組織数 23/ ポンプ 配備組織数 18/ ポンプ 配備台数 21/ スタンプ・パイプ 配備台数 20			
2. 火災防止	防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンプ・パイプ 配備台数
	余丁町防災部	1	余丁町 12-18 出世稲荷神社駐車場	1
	東富久町防災部	1	富久町 7-24 富久小学校	1
	富久町北町会防災部	1	富久町 21 富久さくら公園	1
	富久町中町会防災部	1	富久町 27-3 地域消防センター町会倉庫	1
	西富久町会防災会議	1	富久町 21 富久さくら公園	1
	市谷台町町会防災部	1	市谷台町 15-2 市谷台町備蓄倉庫	1
3. 防災行政無線	住吉町町会防災部	1	住吉町 13 住吉公園防災倉庫	1
	住吉町共栄会防災部	1	住吉町 6-2 町会倉庫	1
	河田町町会防災部	1	河田町 3-24 都営河田町第三アパート内 防災倉庫	1
	若松町町会防災部	1	若松町 27 わかまつ児童遊園	1
4. 災害医療	戸山一丁目町会防災部	2	戸山 1-19 戸山 1-20-1 戸山東公園内倉庫 若松住宅防災倉庫	1
	戸山三丁目南町会 防災部	1	戸山 3-10 町会防災倉庫	1
	戸山ハイツ東地区 自治会防災部	2	戸山 2 丁目 5 号棟倉庫 戸山 2 丁目 8 号棟倉庫	1
5. 応援・供給協定	戸山ハイツ西地区 自治会防災部	1	戸山 2 丁目 27 号棟集会所	1
	戸山ハイツ南地区 自治会防災部	1	戸山 2 丁目 14 号棟倉庫	1
	戸山ハイツ北地区 自治会防災部	2	戸山 2 丁目 35 号棟防災倉庫 戸山 2 丁目 広場内倉庫	2
6. 避難場所等	都営若松町アパート 自治会防災部	1	若松町 1 3 号棟倉庫	1
	戸山ハイツ 22 号棟 自治会防災部	0		0
	戸山ハイツ 19 号棟 自治会防災部	0		0
7. 備蓄	ハイホーム本陣 防災委員会	0		1
	プリンスハイツ曙橋 防災自治会	1	住吉町 1-13 プリンスハイツ曙橋	1
8. 災害救助	市ヶ谷ホームズ 自主防災組織	0		0
	富久クロス全体管理 組合防災委員会	0		0
9. 関係法令	〔大久保地区〕 全組織数 22/ ポンプ 配備組織数 17/ ポンプ 配備台数 24/ スタンプ・パイプ 配備台数 22			
	防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンプ・パイプ 配備台数
	東一町会防災部	2	新宿 6-14 東大久保公園(2)	1
	東二町会防災部	3	新宿 7-18-1 消防団器具置場(3)	1
10. 警戒宣言	歌舞伎町二丁目町会 防災部	1	歌舞伎町 2-43 大久保公園	1
	新宿六丁目一新会	0		0
	いぶき町会防災部	1	大久保 1-7 小泉八雲記念公園	1
	大久保二丁目町会 防災部	1	大久保 2-28 大久保北公園	1
11. その他	区営大久保三丁目 自治会防災部	1	大久保 3-11-1 3 号棟南側倉庫	1
	都営西大久保アパート 防災部	1	大久保 3-13 4 号棟前倉庫	1

(2-1) 防災区民組織及び小型消防ポンプ等配備状況

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンド・パイプ 配備台数
百人町西町会 地域防災部	1	百人町 1-25 中央線線路脇倉庫	1
百人町東町会防災部	0	百人町 1-7 東町会防災倉庫	1
百人町南町会防災部	1	百人町 1-13-21 日本電子学校内	1
百人町中央町会防災部	3	百人町 2-24 百二公園 百人町 2-17 つつじの里児童遊園 百人町 2-1-38 戸山小学校	1
百人町三丁目 町会防災部	2	百人町 3-25-2 区立住宅 百人町 4-1 西戸山公園	2
都営百人町3丁目 アパート連絡会	0		1
都営西大久保五号棟 自治会防災部	1	大久保 3-9-5 5号棟敷地内	1
トーア早稲田 マンション防災部	1	大久保 3-14-3 マンション倉庫	1
西大久保四丁目 アパート自治会防災部	1	戸山 3-18-1 倉庫	1
ニュータウンオークボ 防災部	1	大久保 3-10-1 ニュータウンオークボ 敷地内	1
新宿ホテル旅館組合 防災部	1	大久保 1-17 西大久保公園	1
明和会防災部	1	大久保 2-8-23 西大久保児童遊園 明和会倉庫	1
西戸山住宅自治会 防災部	0		1
西戸山タワーハウムズ 自治会防災委員会	0		1

〔戸塚地区〕全組織数 28/ ポンプ配備組織数 20/ ポンプ配備台数 27/ スタンド・パイプ 配備台数 25

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンド・パイプ 配備台数
和敬会防災部	2	馬場下町 62 早稲田中学・高校 西早稲田 1-6-1 早稲田大学	1
町友会防災部	1	西早稲田 1-13 防災倉庫	1
早稲田早栄会防災部	1	西早稲田 3-4-29 水稲荷参道防災倉庫	1
稲穂会防災部	2	西早稲田 1-9-23 1号棟玄関横 2号館玄関横	1
豊睦会地区防災部	1	西早稲田 1-14-23 神田川脇	0
早稲田親和会	1	西早稲田 1-15-8 神田川側防災倉庫	1
ときわ町会防災部	1	西早稲田 2-3 荒井山公園	1
西早稲田二丁目 協和町会防災部	1	西早稲田 2-12 みずき児童遊園	1
睦町会防災部	1	西早稲田 3-4-29 水稲荷参道防災倉庫	1
三島町会防災部	0		1
西早稲田文化町会 防災部	2	西早稲田 3-17-36 天祖神社境内 西早稲田 3-20-10 西早稲田児童遊園	2
諏訪町会防災部	3	高田馬場 1-12 諏訪の森公園 西早稲田 2-16 西早稲田多目的環境 防災広場(2)	1
高田馬場町会 地域防災部	1	高田馬場 2-4 まつ川公園倉庫	1
高田馬場銀座商店街 振興組合	0		1
高田馬場清和会防災部	0		1

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-1) 防災区民組織及び小型消防ポンプ等配備状況

1. 総則	
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンプ・パイプ 配備台数
高田馬場三丁目宮田会 地域防災部	1	高田馬場 3-8 宮田橋公園	1
高田馬場三丁目 戸三親和会	2	高田馬場 3-40 戸塚公園(2)	1
高田馬場三丁目 光和会防災部	1	高田馬場 3-40 戸塚公園	2
高田馬場三丁目 北町会防災部	1	高田馬場 3-40 戸塚公園	1
高田馬場西商 地域防災部	0		1
高田馬場南 親睦会地域防災部	1	高田馬場 4-22 高田馬場公園	1
戸塚町四丁目 南町会防災部	2	高田馬場 4-30 高田馬場第一児童遊園 高田馬場 4-36-12 NPOセンター	1
百人町四丁目連絡会	1	百人町 4-6-12 防災倉庫	1
親栄会防災部	1	高田馬場 4-36-12 NPO センター	1
早稲田大学周辺商店 連合会	0		0
高田馬場コーポラス 自治会防災部	0		0
甘泉園住宅自主防災会	0		0
レジェンド西早稲田フ ォレストタワー防災区 民組織	0		0

〔落合第一地区〕全組織数 8/ ポンプ 配備組織数 8/ ポンプ 配備台数 22/ スタンプ・パイプ 配備台数 12

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンプ・パイプ 配備台数
下落合東町会防災部	4	下落合 2-10 おとめ山公園(2) 下落合 3-5 下落合東公園(2)	2
知久会防災部	4	下落合 1-11 下落合第二自転車保管場 所(4)	2
下四防災部	3	下落合 4-18 下落合公園(3)	1
上落合東部町会防災部	4	上落合 2-10 落合第2小学校(3) 上落合 1-7-1 八幡公園防災倉庫	3
中落合二丁目町会 防災部	2	中落合 2-7 西坂公園(2)	1
中落合三丁目やよい町会	2	中落合 3-14 やよい公園(2)	1
中落合一丁目みどり 町会防災部	2	中落合 1-14-37 個人宅 (2)	1
高田馬場住宅 自主防災組織	1	下落合 2-2-2 1階倉庫	1

〔落合第二地区〕全組織数 6/ ポンプ配備組織数 4/ ポンプ配備台数 16/ スタンドパイプ配備台数 13

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンドパイプ 配備台数
西落合町会防災部	6	西落合 2-17-17 御霊神社 西落合 4-3 西落合北公園防災倉庫 西落合 1-16 町会防災倉庫 西落合 1-31 あかね公園 西落合 1-11-23 自性院 西落合 2-21 つづみ児童遊園	1
落合親和町会防災組織	5	中落合 4-21-5 個人宅 西落合 1-1-1 個人宅(2) 中落合 4-2-11 個人宅 中落合 4-22-4 個人宅	1
中井町会 地域災害対策部	3	中井 1-2 中井地域防災倉庫（北側） 中井 2-4 中井東公園 中井 2-18-2 個人宅	1
中落合三丁目 辻町防災部	0		1
上落合中央町会 地域防災部	2	上落合 2-17-6 区有地 上落合 2-26 上落合防災活動拠点	6
上落合西町会 地域防災部	0		3

〔柏木地区〕全組織数 15/ ポンプ配備組織数 11/ ポンプ配備台数 15/ スタンドパイプ配備台数 13

防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンドパイプ 配備台数
西新宿六丁目 町会防災部	0		0
西新宿七丁目 町会防災部	3	西新宿 7-14 柏木公園 西新宿 7-12 常泉院倉庫(2)	1
西新宿八丁目 町会地域防災部	1	西新宿 8-16-1 西新宿多目的環境防災広場	1
西新宿八丁目 成子町会防災部	0	西新宿 8-16-1 西新宿多目的環境防災広場	0
北新宿一丁目 南町会防災部	1	北新宿 1-17-20 モンテ・オーロ	1
北新宿一丁目 仲町会防災部	1	北新宿 1-36-8 北新宿住宅横	1
北新宿蜀山町会防災部	1	北新宿 1-24-11 ブレス北新宿	2
柏木三和会防災部	1	北新宿 1-13 さつき児童遊園	1
北新宿二丁目 町会防災部	1	北新宿 2-19 どんぐり公園	1
北新宿二丁目 新和会防災部	1	北新宿 2-9 すえひろ児童遊園	1
北新宿三丁目 町会防災部	2	北新宿 3-16-18 鎧神社 北新宿 3-30 しんかいばし児童遊園	1
北新宿三丁目 町会柏親会防災部	1	北新宿 3-20 北新宿公園	1
北新宿四丁目 町会防災部	2	北新宿 4-12 北柏木公園 北新宿 4-32 大東橋公園	2
ザ・パークハウス 新宿タワー防災組織	0		0
リビオ新宿ザ・レジデ ンス防災組織	0		0

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-1) 防災区民組織及び小型消防ポンプ等配備状況

1. 総則	〔角筈地区〕全組織数 9/ ポンプ配備組織数 4/ ポンプ配備台数 10/ スタンド・パイプ配備台数 6			
2. 火災防止	防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンド・パイプ 配備台数
	新宿西口商店街 振興組合	0		1
	西新宿商興会防災部	0		1
	西新宿一丁目 町会防災部	2	西新宿 1-24-1 防災倉庫(2)	1
	角三町会防災部	3	西新宿 3-9-28 角三会館(2) 西新宿 4-35-5 西新宿小学校	1
3. 防災行政無線	西四防災部	2	西新宿 4-9 十二社児童遊園(2)	1
	淀橋町会防火防災部	3	西新宿 6-12-30 芸能花伝舎(3)	1
	S K K 防災部	0		0
	角筈ビル自主防災組織	0		0
4. 災害医療	西新宿タワー60 防災区民組織	0		0
	〔区役所地区〕全組織数 6/ ポンプ配備組織数 2/ ポンプ配備台数 2/ スタンド・パイプ配備台数 6			
5. 応援・供給協定	防災区民組織名	ポンプ 配備台数	ポンプ配置場所	スタンド・パイプ 配備台数
	歌舞伎町地域防災部	1	歌舞伎町 1-13 歌舞伎町公園	1
	新宿駅前商店街 振興組合	0		1
	新宿東口商店街防災部	0		1
6. 避難場所等	新宿大道商店街振興組合 環境防災委員会	0		1
	新宿三光商店街 振興組合防災部	1	歌舞伎町 1-1 新宿遊歩道公園	1
	新宿ゴールデン街防災団	0		1
7. 備蓄				
8. 災害救助				
9. 関係法令				
10. 警戒宣言				
11. その他				

(2-2)

防火貯水槽等設置箇所一覧

「1 四谷消防署管内」

四谷消防署管内－1

(令和5年6月現在)

No.	水利種別	所在地	目標	容量 (m³)	管理者
1	防火水槽	四谷 1	J R 四谷駅構内西側	40	その他
2	防火水槽	四谷 1-6	コモレ四谷北側歩道上	40	その他
3	防火水槽	四谷 1-12	四谷見附公園内	40	消防
4	防火水槽	四谷 1-23	協立四谷ビル前	40	消防
5	地中ばり水槽	四谷 2-4	新菱冷熱工業株式会社	80	その他
6	防火水槽	四谷 2-8	よつや児童遊園内	40	区
7	地中ばり水槽	四谷 3-10	四谷消防署	40	消防
8	地中ばり水槽	四谷 3-12	フロンティア四谷	40	その他
9	地中ばり水槽	四谷 3-13	ラ・コピエ四谷三丁目	40	その他
10	地中ばり水槽	四谷 3-14	ホテルW I N G	53	その他
11	地中ばり水槽	四谷 4-4-1	四谷国際ビル	40	その他
12	防火水槽	四谷 4-7	広瀬ビル前	40	消防
13	地中ばり水槽	四谷 4-8-1	ライオンズ四谷タワーゲート	40	その他
14	防火水槽	四谷 4-13	個人宅前	40	消防
15	防火水槽	四谷 4-15	丸久ビル前	40	消防
16	地中ばり水槽	四谷 4-15	パークアシスト四谷ステーション	60	その他
17	防火水槽	四谷 4-16	日本生命新宿御苑ビル西側	40	消防
18	防火水槽	四谷 4-20-2	警視庁四谷愛住寮	40	その他
19	防火水槽	四谷 4-23	みょうが坂児童遊園内	40	区
20	地中ばり水槽	四谷 4-27	M J S 本社屋ビル	40	その他
21	地中ばり水槽	四谷本塩町 8	本塩町区民福祉会館	40	区
22	地中ばり水槽	四谷本塩町 14-3	帝国データバンク	40	その他
23	地中ばり水槽	四谷三栄町 7-6	ボンルイズ四谷	40	その他
24	防火水槽	四谷三栄町 14-3	個人宅前	40	消防
25	防火水槽	四谷三栄町 12-16	新宿区歴史博物館	40	区
26	防火水槽	四谷三栄町 7-24	三栄公園内	100	消防
27	地中ばり水槽	四谷三栄町 10-16	区立四谷保健センター	40	区
28	地中ばり水槽	四谷坂町 1-11	四谷クリエイティブビル	40	その他
29	地中ばり水槽	四谷坂町 10-14	プレミール市ヶ谷	40	その他
30	地中ばり水槽	四谷坂町 12-17	マンションビップ第2四谷	70	その他
31	地中ばり水槽	若葉 1-1	Y T ビル	40	その他
32	地中ばり水槽	若葉 1-5	ランテンス四谷	40	その他
33	地中ばり水槽	若葉 1-21-4	パークハウス四谷	40	その他
34	防火水槽	若葉 2-9	西念寺境内	100	消防
35	地中ばり水槽	若葉 2-11-3	ザ・パークハウス四谷若葉	40	その他
36	地中ばり水槽	若葉 2-12	モンヴェール四谷	40	その他
37	地中ばり水槽	若葉 3-2	ライトコート四谷	40	その他
38	防火水槽	若葉 3-4	若葉公園内	40	区
39	地中ばり水槽	若葉 3-6-2	若葉高齢者在宅サービスセンター	40	その他
40	防火水槽	須賀町 1	個人宅前	40	消防
41	防火水槽	須賀町 8	勝興寺境内	40	消防
42	防火水槽	須賀町 9	戒行寺境内	40	消防
43	地中ばり水槽	須賀町 10	ウェリス四谷	40	その他
44	地中ばり水槽	左門町 14-6	創価学会戸田記念国際会館	40	その他

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-2) 防火貯水槽等設置箇所一覧

1. 総則	四谷消防署管内ー2				
	No.	水利種別	所在地	目標	容量(m ³) 管理者
2. 火災防止	45	防火水槽	左門町 19	新左門児童遊園	40 区
	46	防火水槽	信濃町 5	慶応大学病院 1 号館	40 その他
	47	地中ばり水槽	信濃町 6	慶応大学病院研究棟	60 その他
	48	地中ばり水槽	信濃町 8	民音文化センター	40 その他
	49	地中ばり水槽	信濃町 15	創価学会創価世界女性会館	100 その他
3. 防災行政無線	50	地中ばり水槽	信濃町 24	ドミサイルマンション	40 その他
	51	地中ばり水槽	信濃町 26	創価学会前	40 消防
	52	地中ばり水槽	信濃町 27	創価学会 第三別館	46 その他
	53	地中ばり水槽	信濃町 32	創価学会広宣流布大誓堂	40 その他
	54	防火水槽	信濃町 34	信濃町駅前広場	32 消防
4. 災害医療	55	地中ばり水槽	信濃町 35	慶応病院新棟南側	100 その他
	56	防火水槽	南元町 4	もとまち公園内	40 区
	57	防火水槽	南元町 4-50	警視庁南元町住宅	40 その他
	58	地中ばり水槽	南元町 6	創価学会本部第二別館	40 その他
	59	地中ばり水槽	南元町 6	創価文化センター	45 その他
5. 応援・供給協定	60	地中ばり水槽	南元町 10	ライオンズ外苑の杜	40 その他
	61	防火水槽	南元町 13	外苑レジデンス前	40 消防
	62	防火水槽	南元町 19	一行院正門北側	40 消防
	63	地中ばり水槽	南元町 26	四谷消防署公舎	40 消防
	64	地中ばり水槽	荒木町 4	解脱会本部	55 その他
6. 避難場所・避難所等	65	防火水槽	荒木町 5-7	ジオ四谷荒木町	40 その他
	66	防火水槽	荒木町 10	荒木公園	40 区
	67	防火水槽	荒木町 13-4	住友不動産ビル	40 その他
	68	地中ばり水槽	荒木町 20	フリーディオ四谷三丁目	40 その他
	69	地中ばり水槽	荒木町 21-1	タワーレジデンス四谷	40 その他・消防
7. 備蓄	70	地中ばり水槽	舟町 2	A X A S - W I L L 四谷三丁目 S t a	40 その他
	71	防火水槽	舟町 11	全勝寺境内	100 消防
	72	防火水槽	愛住町 9	安禅寺境内	40 その他
	73	防火水槽	愛住町 21	養国寺境内	40 消防
	74	防火水槽	大京町 14	大京公園	40 区
8. 災害救助	75	地中ばり水槽	大京町 20	スターロワイアル四谷大京	40 その他
	76	地中ばり水槽	大京町 28-1	プラウド新宿御苑エンパイア	40 その他
	77	防火水槽	大京町 30	慶応病院予防医学部前	40 消防
	78	防火水槽	大京町 30-3	慶応病院 3 号館南棟東側	40 消防
	79	防火水槽	霞ヶ丘町 2	神宮第二球場入口	80 その他
9. 関係法令	80	防火水槽	霞ヶ丘町 4-1	日本青年館	40 その他
	81	防火水槽	霞ヶ丘町 7-1	日本青年館南側	40 消防
	82	地中ばり水槽	霞ヶ丘町 10-1	国立競技場	40 その他
	83	地中ばり水槽	霞ヶ丘町 10-1	国立競技場	40 その他
	84	地中ばり水槽	霞ヶ丘町 10-1	国立競技場	40 その他
10. 警戒宣言	85	防火水槽	霞ヶ丘町 10-1	国立競技場	40 その他
	86	防火水槽	霞ヶ丘町 10-1	国立競技場	40 その他
	87	地中ばり水槽	霞ヶ丘町 10-1	国立競技場	40 その他
	88	地中ばり水槽	霞ヶ丘町 10-1	国立競技場	40 その他
	89	地中ばり水槽	内藤町 1-2	フォルム内藤町	40 その他
11. その他	90	防火水槽	内藤町 1-7	グローリオ駐車場	40 その他
	91	地中ばり水槽	内藤町 1-7	ジェイパーク内藤町	40 その他
	92	防火水槽	内藤町 1-8	多武峰神社	40 消防
	93	地中ばり水槽	内藤町 1-50	朝日新宿御苑マンション	40 その他
	94	防火水槽	内藤町 87	区立四谷地域センター	100 区
	95	防火水槽	片町 5	青木自動車整備工場横	40 消防
	96	地中ばり水槽	新宿 1-6-3	アデランス本社ビル	60 その他
	97	地中ばり水槽	新宿 1-8-3	四谷消防署御苑出張所	170 消防

四谷消防署管内－3

No.	水利種別	所在地	目標	容量(m³)	管理者
98	防火水槽	新宿 1-21	花園公園内	40	消防
99	地中ばり水槽	新宿 1-22	花園小学校	100	区
100	地中ばり水槽	新宿 1-23-1	新宿マルネビル	47	その他
101	地中ばり水槽	新宿 1-24-1	藤和ハイタウン新宿内	40	その他
102	防火水槽	新宿 1-25	花園東公園内	40	消防
103	地中ばり水槽	新宿 1-31-12	日本ハウズイング正面玄関	41	その他
104	防火水槽	新宿 1-32	花園西公園	40	区
105	防火水槽	新宿 2-3-8	新宿御苑ビル側	40	消防
106	地中ばり水槽	新宿 2-4-3	フォーシーズンビル	52	その他
107	防火水槽	新宿 2-9	区立新宿公園	40	区
108	防火水槽	新宿 2-9-2	太宗寺境内	100	消防
109	防火水槽	新宿 2-18-8	栗原ビル前	40	消防
110	地中ばり水槽	新宿 2-19-1	ビックス新宿ビル内	50	その他
111	地中ばり水槽	新宿 3-1-29	株式会社世界堂南側	40	その他
112	防火水槽	新宿 3-2-5	M&E スクエア西側	40	消防
113	防火水槽	新宿 3-9-5	ゴールドビル前	40	消防
114	地中ばり水槽	新宿 3-14-1	伊勢丹西側	300	その他
115	防火水槽	新宿 3-15-16	新宿ピカデリー前	40	消防
116	防火水槽	新宿 4-2-18	新宿光風ビルディング	40	その他
117	地中ばり水槽	新宿 4-2-23	新四 c r u m u ビル	40	その他
118	地中ばり水槽	新宿 4-3-17	FORECASUT 新宿	100	その他
119	地中ばり水槽	新宿 4-4	プレシス新宿御苑	40	その他
120	防火水槽	新宿 4-4-1	サテライト新宿	50	その他 ・消防
121	地中ばり水槽	新宿 5-4-9	東電東京西支店新宿支店	40	その他
122	防火水槽	新宿 5-8-13	内藤コーポ前	40	消防
123	地中ばり水槽	新宿 5-11-5	伊勢丹シティーパーク	40	その他
124	地中ばり水槽	新宿 5-16-8	北豊ビル	40	その他
125	地中ばり水槽	新宿 5-16-10	パークシティ伊勢丹 2 東側	40	その他
126	防火水槽	新宿 5-17-13	花園神社境内	100	消防
127	地中ばり水槽	新宿 5-18	新宿区役所第二分庁舎	40	区
128	防火水槽	新宿 5-11-4	龍王堂駐車場入口	40	消防
129	地中ばり水槽	左門町 28	マイネシュロックス四谷	40	その他
130	地中ばり水槽	新宿 1-28-7	ライトテラス新宿	40	その他

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-2) 防火貯水槽等設置箇所一覧

1. 総則	「2 牛込消防署管内」				
	牛込消防署管内－1 (令和5年6月現在)				
2. 火災防止	No.	水利種別	所在地	目標	容量(m ³) 管理者
	1	地中ばり水槽	市谷田町 2-35-1	ローレルコート市ヶ谷	40 その他
	2	地中ばり水槽	市谷田町 3-21-8	東京理科大学 10号館	40 その他
	3	地中ばり水槽	市谷本村町 2-15	アトラス四谷レジデンス	40 その他
	4	地中ばり水槽	市谷本村町 4	グランドヒル市ヶ谷	40 その他
	5	地中ばり水槽	市谷本村町 5-1	陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地	121 その他
	6	地中ばり水槽	市谷本村町 5-1	陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地	120 その他
	7	地中ばり水槽	市谷本村町 5-1	陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地	160 その他
	8	地中ばり水槽	市谷本村町 5-1	陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地	120 その他
	9	防火水槽	市谷本村町 5-1	防衛省 正門東側	40 その他
	10	防火水槽	市谷本村町 5-1	防衛省 E2棟東側	100 その他
	11	防火水槽	市谷本村町 5-1	防衛省 左内門南側	40 その他
	12	防火水槽	市谷本村町 5-1	防衛省 A棟南側	40 その他
	13	防火水槽	市谷本村町 5-1	防衛省正門トンネル西側	40 その他
	14	防火水槽	市谷本村町 5-1	防衛省 記念館南側	40 その他
	15	防火水槽	市谷本村町 5-1	防衛省 薬王寺門南側	100 その他
	16	防火水槽	市谷本村町 5	防衛省 グラウンド東側	40 その他
	17	地中ばり水槽	市谷本村町 6	警視庁第五機動隊	40 その他
	18	地中ばり水槽	市谷本村町 7-19	市谷本村町レジデンス	40 その他
	19	防火水槽	市谷本村町 9	防衛省 体育館西側	40 その他
	20	防火水槽	市谷本村町 10-5	JICA研究所	40 その他
	21	地中ばり水槽	市谷砂土原町 2-1	市谷パークハウス	40 その他
	22	防火水槽	市谷砂土原町 2-1-4	クレストコート砂土原	40 その他
	23	地中ばり水槽	市谷左内町 29-36	ロクヴェール市ヶ谷左内坂	40 その他
	24	地中ばり水槽	市谷左内町 29	コート市ヶ谷	40 その他
	25	防火水槽	市谷左内町 31-2	DNP 市谷左内町ビル	100 その他
	26	防火水槽	市谷加賀町 1-1-1	日本学生支援機構	40 消防
	27	防火水槽	市谷加賀町 1-1-1	大日本印刷工場南側	40 消防
	28	防火水槽	市谷加賀町 2-4-11	区立加賀公園	40 その他
	29	防火水槽	市谷加賀町 2-5-1	個人宅敷地内	40 消防
	30	防火水槽	市谷加賀町 2-5-23	裏千家	100 消防
	31	地中ばり水槽	市谷加賀町 2-6-3	日本銀行市谷加賀家族寮	80 その他
	32	地中ばり水槽	市谷加賀町 2-7-2	中国銀行市谷寮	50 その他
	33	防火水槽	市谷甲良町 2-6	ソアールタワー市ヶ谷の丘	40 その他
	34	防火水槽	市谷甲良町 2-25	太陽堂成晃社建物東側隣接	40 消防
	35	防火水槽	市谷船河原町 12	区立市谷船河原公園	40 消防
	36	防火水槽	市谷長延寺町 8	都営長延寺アパート	40 消防
	37	防火水槽	市谷山伏町 2-1	牛込消防団第2分団本部	40 消防
	38	地中ばり水槽	市谷山伏町 2-19	エルスタンザ神楽坂玄関左	40 その他
	39	防火水槽	市谷山伏町 10	区立市谷小学校	100 区
	40	防火水槽	市谷八幡町 15	駿台予備校	40 その他
	41	地中ばり水槽	神楽坂 1-3	東京理科大学 6号館	40 その他
	42	防火水槽	神楽坂 3-2	成田屋	40 消防
	43	防火水槽	神楽坂 5-20-5	神楽坂アイNSTAタワー	100 その他
	44	防火水槽	神楽坂 5-36	毘沙門天	25 その他
	45	防火水槽	神楽坂 6-35	個人宅前	40 消防
	46	防火水槽	神楽坂 6-54	正蔵院	40 消防
	47	地中ばり水槽	細工町 1-3	細工町高齢者在宅サービス	40 その他
	48	地中ばり水槽	揚場町 2-1	軽子坂MNビル	40 消防
	49	防火水槽	津久戸町 1	あずさセンタービル	40 その他

牛込消防署管内－2

No.	水利種別	所在地	目標	容量(m³)	管理者
50	地中ばり水槽	津久戸町 5-1	東京新宿メディカルセンター	60	その他
51	地中ばり水槽	東五軒町 2-2	神楽坂ハイライズ	40	その他
52	防火水槽	東五軒町 2-9	ゼブラ本社ビル	40	消防
53	地中ばり水槽	東五軒町 5-16	アリビオーレ神楽坂	100	その他
54	地中ばり水槽	西五軒町 3-14	熊和荘	40	その他
55	防火水槽	西五軒町 5-13	ライオンズシティ神楽坂	40	その他
56	地中ばり水槽	西五軒町 8	サンセール神楽坂	40	その他
57	防火水槽	西五軒町 13	住友不動産東側	100	その他
58	地中ばり水槽	赤城元町 1-10	赤城神社境内	100	その他
59	防火水槽	南榎町 5-1	神楽坂パークハウス	40	その他
60	防火水槽	南榎町 57	区立南榎公園	40	区
61	防火水槽	袋町 8	株式会社アーク向い	40	消防
62	防火水槽	払方町 9-20	警察庁払方町宿舎	40	その他
63	地中ばり水槽	払方町 12	ドウェリング払方	40	その他
64	地中ばり水槽	払方町 25	アーバンコート市谷	40	その他
65	防火水槽	北町 12	北町志賀荘	40	その他
66	地中ばり水槽	北町 24-1	シャリエ神楽坂	40	その他
67	防火水槽	納戸町 19	区立なんど児童遊園	40	区
68	防火水槽	納戸町 26	納戸町公園	40	区
69	防火水槽	納戸町 33	升竹ビル	40	その他
70	地中ばり水槽	納戸町 37	カルパティア市ヶ谷	40	その他
71	防火水槽	北山伏町 1	区立山伏公園	40	区
72	地中ばり水槽	北山伏町 1-16	牛込食料ビル	40	その他
73	防火水槽	北山伏町 2-12	養護老人ホームあかね苑	40	区
74	防火水槽	白銀町 5-7	ヴィークコート神楽坂北側	40	消防
75	防火水槽	白銀町 3	白銀公園北側	40	消防
76	防火水槽	白銀町 6-4	ヒルサイドレジデンス	40	その他
77	地中ばり水槽	白銀町 19-2	ブリリア神楽坂 id	40	その他
78	地中ばり水槽	下宮比町 2-26	共同ビル飯田橋	60	その他
79	転用水槽	矢来町 1	興銀矢来寮	50	その他
80	地中ばり水槽	矢来町 1	興銀矢来寮G棟	40	その他
81	防火水槽	矢来町 6	区立牛込保健センター	72	消防
82	地中ばり水槽	矢来町 18-1	区立矢来町第一区民住宅	40	区
83	防火水槽	矢来町 38	区立矢来公園内	40	区
84	防火水槽	矢来町 57	キャップス神楽坂前	40	消防
85	防火水槽	矢来町 74	コインパーキング	100	消防
86	地中ばり水槽	矢来町 120-1	ビューロー神楽坂	40	その他
87	地中ばり水槽	若宮町 25-5	ジ・オークヒルズ	40	その他
88	防火水槽	若宮町 20	若宮公園	40	その他
89	防火水槽	中町 5	区立中町公園	40	区
90	地中ばり水槽	中町 23	パレ神楽坂	40	その他
91	地中ばり水槽	箆笥町 15	区立箆笥特別出張所	40	区
92	地中ばり水槽	箆笥町 18-3	コスモシティ市ヶ谷	40	その他
93	地中ばり水槽	箆笥町 39	ルネ神楽坂	40	その他
94	防火水槽	横寺町 20	長源寺	40	消防
95	防火水槽	横寺町 33	龍門禅寺	40	消防
96	防火水槽	横寺町 52	あさひ児童遊園	40	区

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-2) 防火貯水槽等設置箇所一覧

1. 総則	牛込消防署管内－3					
2. 火災防止	No.	水利種別	所在地	目標	容量 (㎡)	管理者
	97	防火水槽	筑土八幡町 4-17	ナースプラザ北	40	消防
	98	地中ばり水槽	筑土八幡町 5-16	牛込消防署前	75	消防
3. 防災行政無線	99	地中ばり水槽	新小川町 1-1	飯田橋MFビル	40	その他
	100	防火水槽	新小川町 2-2	臼井マンション	40	消防
	101	防火水槽	新小川町 3-11	新小川公園	40	その他
4. 災害医療	102	地中ばり水槽	新小川町 3-26	フレックスステイイン	40	その他
	103	防火水槽	新小川町 6-18	アトラス江戸川アパート	40	その他
	104	防火水槽	新小川町 3-12	ベルマンション	40	消防
5. 応援・供給協定	105	地中ばり水槽	神楽河岸 1-1	セントラルプラザ事務棟	300	その他
	106	地中ばり水槽	市谷薬王寺町 16-8	シティハウス市谷薬王寺	40	その他
	107	防火水槽	市谷薬王寺町 19-3	蓮秀寺境内	40	消防
6. 避難場所・避難所等	108	防火水槽	市谷薬王寺町 20-8	トミンハイム薬王寺	40	消防
	109	地中ばり水槽	市谷薬王寺町 5-29	ガーラ薬王寺	40	その他
	110	防火水槽	市谷薬王寺町 11-5	牛込台マンション南	40	消防
7. 備蓄	111	防火水槽	市谷薬王寺町 3	東京コカコーラ新宿営業所	40	消防
	112	地中ばり水槽	市谷柳町 1-4	パークハウス市谷柳町	40	その他
	113	防火水槽	市谷柳町 3	柳町派出所裏	40	消防
8. 災害救助	114	地中ばり水槽	市谷柳町 15-1	プラウド市谷柳町	40	その他
	115	地中ばり水槽	市谷柳町 37	マージュ市谷柳町	40	その他
	116	地中ばり水槽	市谷仲之町 1-7	パークコート市谷仲之町	40	その他
9. 関係法令	117	地中ばり水槽	市谷仲之町 2-13	UFJ銀行市ヶ谷研修所	40	その他
	118	防火水槽	市谷仲之町 2-42	区立防災センター	40	区
	119	防火水槽	市谷仲之町 4-16	コロネード市ヶ谷	40	その他
10. 警戒宣言	120	地中ばり水槽	市谷仲之町 4-39	リエール市ヶ谷	40	その他
	121	防火水槽	榎町 75-7	榎町大仁ビル	40	消防
	122	防火水槽	東榎町 11	榎町公園内	40	区
11. その他	123	地中ばり水槽	早稲田町 68-5	早稲田備蓄倉庫	40	区
	124	防火水槽	早稲田町 77	小堀畳店前	40	消防
	125	防火水槽	早稲田町 78	鶴巻南公園西側	40	区
	126	防火水槽	早稲田町 78	鶴巻南公園南側	40	区
	127	地中ばり水槽	早稲田町 85	新宿区榎町特別出張所	100	区
	128	防火水槽	早稲田南町 7	新宿区立漱石山房記念館	40	区
	129	防火水槽	早稲田南町 16	早稲田南町児童遊園	40	消防
	130	地中ばり水槽	早稲田南町 21	早稲田南町コーポラス	40	その他
	131	防火水槽	早稲田南町 37	早稲田公園内	40	区
	132	防火水槽	早稲田南町 56	丸喜屋	40	消防
	133	防火水槽	馬場下町 1	早稲田 S I Aビル駐車場内	40	その他
	134	防火水槽	馬場下町 14	丸亀製麺	40	消防
	135	防火水槽	馬場下町 61	杉田屋前	40	消防
	136	防火水槽	原町 2-14	幸国寺	40	消防
	137	防火水槽	原町 2-71	三井住友銀行原町社宅	40	その他
	138	防火水槽	原町 3-8	原町ホーム	40	その他
	139	地中ばり水槽	原町 3-21-1	リエトコート夏目坂	100	その他
	140	地中ばり水槽	原町 3-60-1	原町寮	40	その他
	141	防火水槽	原町 3-74	原町公園	40	その他
	142	地中ばり水槽	原町 3-84-33	ライオンズマンション新宿	40	その他
	143	防火水槽	原町 3-87	成城高校	100	消防
	144	防火水槽	原町 3-87	成城高校	40	消防
	145	防火水槽	喜久井町 17	早稲田大学理工学研究所	100	消防
	146	防火水槽	喜久井町 37	金井米店	40	消防

牛込消防署管内－4

No.	水利種別	所在地	目標	容量(m³)	管理者
147	防火水槽	喜久井町 61	誓閑寺	40	消防
148	防火水槽	弁天町 1	宗参寺前	100	消防
149	地中ばり水槽	弁天町 32	弁天町コーポラス	40	その他
150	地中ばり水槽	弁天町 32-6	シャロームみなみ風	40	その他
151	防火水槽	弁天町 84	区立牛込弁天公園内	100	消防
152	地中ばり水槽	弁天町 139	ライオンズガーデンヒルズ	40	その他
153	地中ばり水槽	中里町 28	パークハイム神楽坂	40	その他
154	防火水槽	中里町 30	渡辺歯科医院	40	消防
155	地中ばり水槽	山吹町 4-4	プラウドプラット神楽坂Ⅱ	40	その他
156	地中ばり水槽	山吹町 10-1	ラポール日教済	40	その他
157	防火水槽	山吹町 11-1	測量年金会館	40	消防
158	地中ばり水槽	山吹町 315	グリーンキャピタル神楽坂	40	その他
159	防火水槽	山吹町 130-11	イトーピア飯田橋	40	消防
160	防火水槽	山吹町 335	安井ビル	40	消防
161	地中ばり水槽	山吹町 347-1	藤和江戸川橋ビル	40	その他
162	防火水槽	山吹町 353	区立やまぶき児童遊園	40	その他
163	防火水槽	水道町 4	区立さくら児童遊園	40	その他
164	防火水槽	早稲田鶴巻町 516	早稲田大学バスロータリー	100	消防
165	防火水槽	早稲田鶴巻町 516	早稲田大学 2 6 号館	40	その他
166	防火水槽	早稲田鶴巻町 520	渡辺牛乳店斜め前	40	消防
167	地中ばり水槽	早稲田鶴巻町 523	パレスデュディオ早稲田	29	その他
168	防火水槽	早稲田鶴巻町 530	天祖神社内	40	消防
169	防火水槽	早稲田鶴巻町 540	鶴巻ハウス	40	消防
170	防火水槽	早稲田鶴巻町 574	パークホームズ早稲田鶴巻	40	消防
171	防火水槽	住吉町 7-5	コスモ石油西側	40	消防
172	地中ばり水槽	住吉町 8-13	サンワタス四谷曙橋	40	その他
173	防火水槽	住吉町 13	区立住吉公園内	40	その他
174	防火水槽	住吉町 15-1	住吉町コーポラス路上	40	消防
175	防火水槽	住吉町 15-1	住吉町コーポラス	40	その他
176	防火水槽	市谷台町 1	モデラート市谷町住宅	40	その他
177	地中ばり水槽	市谷台町 6	市谷大東ビル	40	その他
178	防火水槽	河田町 3-16	施設C棟脇	60	その他
179	防火水槽	河田町 3-52	コンフォガーデン 2 号棟	100	その他
180	防火水槽	河田町 3-54	コンフォガーデン 4 号棟	60	その他
181	地中ばり水槽	河田町 8-1	東京女子医大教育・研究棟	40	その他
182	地中ばり水槽	河田町 8-1	東京女子医大病院中央病棟	40	その他
183	防火水槽	河田町 10-10	小笠原伯爵邸敷地内	40	消防
184	防火水槽	河田町 11-11	ミキ薬局	40	消防
185	防火水槽	若松町 1-1	都営若松町アパート 1 号棟	100	その他
186	防火水槽	若松町 1-3	都営若松町アパート 3 号棟	40	その他
187	地中ばり水槽	若松町 2-2	東京女子医大早大連携施設	40	その他
188	地中ばり水槽	若松町 4	東京女子医大総合外来棟	280	その他
189	防火水槽	若松町 4	東京女子医科大学総合外来	100	その他
190	防火水槽	若松町 4	東京女子医大外来棟北側	60	その他
191	防火水槽	若松町 5	水野原児童遊園地内	40	消防
192	地中ばり水槽	若松町 5	月神テュオスレジ新宿若松	40	その他
193	地中ばり水槽	若松町 9-13	パークハウス新宿若松町	40	その他
194	地中ばり水槽	若松町 12-6	区立若松地域センター	45	区

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-2) 防火貯水槽等設置箇所一覧

1. 総則	牛込消防署管内－5					
2. 火災防止	No.	水利種別	所在地	目標	容量 (m³)	管理者
	195	防火水槽	若松町 19-1	総務省統計局内	50	その他
	196	地中ばり水槽	若松町 25	ウイン新宿若松町	40	その他
	197	地中ばり水槽	若松町 31	メイツ新宿なつめ坂	40	その他
	198	地中ばり水槽	若松町 33-8	アールビル新宿	40	その他
3. 防災行政無線	199	地中ばり水槽	若松町 36-25	エクラン早稲田夏目坂	40	その他
	200	防火水槽	若松町 36-26	個人宅東	40	消防
	201	地中ばり水槽	余丁町 6-19	旧丸正食品	100	その他
	202	地中ばり水槽	余丁町 10-10	新宿余丁町ビル	40	その他
	203	防火水槽	余丁町 11-5	ライオンズマンション余丁	40	消防
4. 災害医療	204	防火水槽	余丁町 12-18	出世稲荷神社内	40	消防
	205	地中ばり水槽	余丁町 13	クオリア新宿余丁町	40	その他
	206	地中ばり水槽	余丁町 13-4	余丁町 NS ビル	40	その他
	207	防火水槽	余丁町 13-5	個人宅前路上	40	消防
	208	防火水槽	余丁町 13-27	三井住建道路株式会社	40	消防
5. 応援・供給協定	209	防火水槽	戸山 1-9-8	個人宅脇空地	40	消防
	210	地中ばり水槽	戸山 1-15-15	ルーブル早稲田六番館	27	その他
	211	防火水槽	戸山 1-19-24	戸山東公園	42	その他
	212	防火水槽	戸山 1-21-1	国立国際医療情報センター	40	その他
	213	地中ばり水槽	戸山 1-21-1	国際医療新中央棟駐車場	100	その他
6. 避難場所・ 避難所等	214	防火水槽	戸山 1-21-5	国立医療センターうづき寮	60	その他
	215	防火水槽	戸山 1-22-2	区立障害者福祉センター	40	その他
	216	防火水槽	戸山 1-24-1	早稲田大学学生会館西側	60	その他
	217	防火水槽	戸山 2-7	都立戸山公園	100	消防
	218	防火水槽	戸山 2-7	東戸山小学校北側都立戸山公園	100	消防
7. 備蓄	219	防火水槽	戸山 2-30	戸山ハイツ 3 0 号棟南側	40	消防
	220	防火水槽	戸山 2-33	戸山ハイツ 3 3 号棟西側	40	消防
	221	防火水槽	戸山 3-2	戸山運動公園グラウンド	100	消防
	222	防火水槽	戸山 3-6-7	都立戸山公園	40	消防
	223	防火水槽	戸山 3-20-1	学習院戸山校	100	消防
8. 災害救助	224	防火水槽	富久町 4-10	福井ハイツ	100	消防
	225	地中ばり水槽	富久町 8-26	四谷コーエイマンション	70	その他
	226	防火水槽	富久町 9	ハイホーム本陣南側	40	消防
	227	地中ばり水槽	富久町 9-11	ハイホーム本陣北側	40	その他
	228	防火水槽	富久町 13	ローレルコート新宿タワー	60	その他
9. 関係法令	229	防火水槽	富久町 14	富久クロス北東側	40	その他
	230	防火水槽	富久町 15	富久クロス南東側	40	その他
	231	防火水槽	富久町 17	富久クロス北西側	60	その他
	232	防火水槽	富久町 21	富久さくら公園	100	区
	233	防火水槽	富久町 22-1	都立総合芸術高校富久校舎	40	消防
10. 警戒宣言	234	防火水槽	富久町 22-1	都立総合芸術高校富久校舎	40	消防
	235	防火水槽	富久町 22-22	中富久児童遊園	40	区
	236	防火水槽	富久町 27-3	第四分団資材庫敷地内	40	消防
	237	防火水槽	富久町 37-12	Tフラック富久町	40	消防
	238	地中ばり水槽	市谷仲之町 1-10	パークコート市谷ノーブルヒルズ	40	その他
11. その他	239	防火水槽	納戸町 40	DNP 市谷の森緑地	40	その他
	240	防火水槽	市谷加賀町 1-1-1	DNP 東側駐車場入口	60	その他
	241	防火水槽	市谷加賀町 1-1-1	DNP 西側歩道上北西側	60	その他
	242	防火水槽	市谷加賀町 1-1-1	DNP 東側歩道上時計台前	60	その他

「3 新宿消防署管内」

新宿消防署管内－1

(令和5年6月現在)

No.	水利種別	所在地	目標	容量(m³)	管理者
1	地中ばり水槽	新宿 3-33-1	I D C 大塚家具	100	その他
2	防火水槽	新宿 6-1-1	東京医科大学内	100	消防
3	地中ばり水槽	新宿 6-7-1	エルプリメント新宿	40	その他
4	防火水槽	新宿 6-14	東大久保公園	40	区
5	地中ばり水槽	新宿 6-14-1	区立新宿文化センター	40	区
6	防火水槽	新宿 6-21-15	個人宅	40	消防
7	地中ばり水槽	新宿 6-24-20	W E L S H I P 東新宿南側	45	その他
8	地中ばり水槽	新宿 6-27-29	イーストサイドタワー	40	その他
9	地中ばり水槽	新宿 6-27-30	イーストサイドスクエア	40	その他
10	防火水槽	新宿 6-27-30	イーストサイドスクエア北	40	その他
11	地中ばり水槽	新宿 6-27-30	イーストサイドスクエア南	80	その他
12	地中ばり水槽	新宿 6-27-30	イーストサイドスクエア東	80	その他
13	地中ばり水槽	新宿 6-27-43	大久保出張所	40	消防
14	地中ばり水槽	新宿 6-28-1	日清食品東京本社ビル	100	その他
15	防火水槽	新宿 7-3	抜弁天北公園	40	区
16	防火水槽	新宿 7-26	東大久保児童遊園	40	区
17	地中ばり水槽	新宿 7-26-7	ビクセル新宿	40	その他
18	地中ばり水槽	新宿 7-26-11	新宿アインスタワー	40	その他
19	地中ばり水槽	新宿 7-27-3	クリオ東新宿壺番館	40	その他
20	防火水槽	新宿 7-27-15	明治通り内回り歩道植栽内	40	消防
21	防火水槽	歌舞伎町 1-20-1	新宿遊歩道公園入口脇 南側	40	その他
22	防火水槽	歌舞伎町 1-1-10	シネシティ広場	40	消防
23	防火水槽	歌舞伎町 1-2-1	ミスタードーナツ	65	消防
24	地中ばり水槽	歌舞伎町 1-6-7	三経 38 ビル	40	その他
25	防火水槽	歌舞伎町 1-14-1	どうとんぼり神座横	40	消防
26	地中ばり水槽	歌舞伎町 1-19-1	新宿東宝ビル北側	100	その他
27	地中ばり水槽	歌舞伎町 1-20-3	アパホテル南側	40	その他
28	地中ばり水槽	歌舞伎町 2-3-21	明治通りビル	40	その他
29	地中ばり水槽	歌舞伎町 2-16-9	新宿 T K ビル	40	その他
30	地中ばり水槽	歌舞伎町 2-18-5	プラズタワー東新宿	40	その他
31	地中ばり水槽	歌舞伎町 2-21-5	三経 20 ビル	40	その他
32	地中ばり水槽	歌舞伎町 2-31-12	アパホテル歌舞伎町タワー	40	その他
33	地中ばり水槽	歌舞伎町 2-33-1	第 6 トーアビル	50	その他
34	地中ばり水槽	歌舞伎町 2-40-3	ホテル C A B I N 新宿	90	その他
35	防火水槽	歌舞伎町 2-43	大久保公園	40	消防
36	防火水槽	歌舞伎町 2-43	大久保公園内東側	100	消防
37	防火水槽	歌舞伎町 2-44-1	東京都健康プラザ東側	100	その他
38	防火水槽	歌舞伎町 2-44-1	東京都健康プラザ西側	40	その他
39	防火水槽	歌舞伎町 2-44-1	東京都健康プラザ北側	40	その他
40	防火水槽	百人町 1-11-16	皆中稲荷	40	消防
41	地中ばり水槽	百人町 1-18-3	ヤマト運輸北新宿 1 丁目センター	40	その他
42	地中ばり水槽	百人町 2-8-15	ダヴィンチ北新宿	40	その他
43	防火水槽	百人町 2-17	区立つつじの里児童遊園	40	区
44	防火水槽	百人町 2-24	百二公園	40	区
45	地中ばり水槽	百人町 2-26-10	東京眼鏡専門学校	40	その他
46	防火水槽	百人町 2-27-1	ハンドレットサーカス	100	その他
47	防火水槽	百人町 3-1	西戸山公園野球場	100	消防
48	防火水槽	百人町 3-1-3	西戸山タワーハウムズ西側	130	その他
49	防火水槽	百人町 3-1-5	西戸山タワーハウムズ東側	130	その他
50	防火水槽	百人町 3-2-8	個人宅	40	消防
51	防火水槽	百人町 3-5-12	個人宅西側	80	その他
52	防火水槽	百人町 3-6	百人町三丁目ポケットパーク 1	40	その他

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-2) 防火貯水槽等設置箇所一覧

1. 総則	新宿消防署管内－2					
	No.	水利種別	所在地	目標	容量(m³)	管理者
2. 火災防止	53	防火水槽	百人町 3-18	防災施設広場	40	消防
	54	防火水槽	百人町 3-19-1	関東財務局西戸山住宅	40	その他
	55	防火水槽	百人町 3-22	東京山手メディカルセンター	40	その他
	56	防火水槽	百人町 3-22	東京山手メディカルセンター	100	その他
3. 防災行政無線	57	防火水槽	百人町 3-22-1	東京山手メディカルセンター前	40	その他
	58	防火水槽	百人町 3-24-1	東京都健康安全研究センター	40	区
	59	地中ばり水槽	百人町 3-29-1	警視庁大久保住宅	40	その他
	60	地中ばり水槽	百人町 3-29-4	東京消防庁新宿消防署	100	消防
4. 災害医療	61	防火水槽	百人町 3-30	都営百人町三丁目住宅西側	100	消防
	62	防火水槽	百人町 3-30	都営百人町三丁目住宅東側	100	その他
	63	防火水槽	百人町 4-1	西戸山公園北側（2、3号地）	40	消防
	64	防火水槽	百人町 4-2	西戸山公園（1号地）	100	消防
5. 応援・供給協定	65	防火水槽	百人町 4-4	都営アパート16号棟北側	100	消防
	66	地中ばり水槽	百人町 4-6-12	都営住宅12号棟	78	
	67	防火水槽	百人町 4-7-11	4丁目AP11号棟東側	40	消防
	68	地中ばり水槽	大久保 1-7-18	アサヒニューシティビル	40	その他
6. 避難場所等	69	防火水槽	大久保 1-9-27	小泉八雲記念公園	40	区
	70	防火水槽	大久保 1-17	西大久保公園	40	消防
	71	防火水槽	大久保 2-1	明治通り外回り上中央部	40	消防
	72	地中ばり水槽	大久保 2-3-4	シティハウス西大久保	40	その他
7. 備蓄	73	地中ばり水槽	大久保 2-5-23	辻ビル	40	その他
	74	防火水槽	大久保 2-12-1	日本年金機構	60	区
	75	防火水槽	大久保 2-12-7	区立大久保図書館	40	区
	76	防火水槽	大久保 2-28	大久保北公園	40	区
8. 災害救助	77	地中ばり水槽	大久保 2-29-9	プレジール新宿大久保	40	その他
	78	地中ばり水槽	大久保 3-1-2	新宿コズミックセンター	40	その他
	79	地中ばり水槽	大久保 3-3-1	財務局西大久保住宅	60	その他
	80	地中ばり水槽	大久保 3-4-1	早大理工学部55号館南側	60	その他
9. 関係法令	81	防火水槽	大久保 3-6-2	保善高校グラウンド北側	40	消防
	82	地中ばり水槽	大久保 3-7-42	東京都清掃局	40	その他
	83	防火水槽	大久保 3-9	大久保三角公園	40	区
	84	防火水槽	大久保 3-10-1	ニュータウン大久保A棟北	60	その他
10. 警戒宣言	85	地中ばり水槽	大久保 3-14-26	戸塚出張所内	100	消防
	86	防火水槽	戸塚町 1-104-19	早大大隈会館北側駐車場内	100	その他
	87	防火水槽	西早稲田 1-3-8	早稲田大学研究室	40	消防
	88	防火水槽	西早稲田 1-6-1	早大生協北側	40	消防
11. その他	89	防火水槽	西早稲田 1-6-1	早稲田大学体育館南側	60	その他
	90	地中ばり水槽	西早稲田 1-6-1	早大14号館	80	その他
	91	地中ばり水槽	西早稲田 1-9-19	アーバンヒルズ早稲田	70	その他
	92	防火水槽	西早稲田 1-20	早稲田大学情報センター	100	消防
	93	地中ばり水槽	西早稲田 1-21-2	アス西早稲田二街区	40	その他
	94	地中ばり水槽	西早稲田 1-22-2	西早稲田東ウィング	100	その他
	95	地中ばり水槽	西早稲田 1-22-3	西早稲田パークタワー	100	その他
	96	防火水槽	西早稲田 2-3-1	早稲田奉仕園駐車場	100	消防
	97	防火水槽	西早稲田 2-8-26	早稲田大学鋳物研究所	40	消防
	98	地中ばり水槽	西早稲田 2-11-15	レイシャトル西早稲田	40	その他
	99	防火水槽	西早稲田 2-12	みずき児童遊園	40	区
	100	地中ばり水槽	西早稲田 2-16-1	西早稲田あひた作業所	40	区
	101	地中ばり水槽	西早稲田 2-16-24	西早稲田授産場	40	区
	102	地中ばり水槽	西早稲田 2-17-10	ヴォアラクテ西早稲田	40	その他
	103	地中ばり水槽	西早稲田 2-17-23	西早稲田職員防災住宅	45	区
	104	防火水槽	西早稲田 2-18-18	T C Kビル	40	消防

新宿消防署管内－3

No.	水利種別	所在地	目標	容量(m³)	管理者
105	地中ばり水槽	西早稲田 2-18-23	スカイエスタ	65	その他
106	防火水槽	西早稲田 2-18-26	子育不動尊前	40	消防
107	地中ばり水槽	西早稲田 2-21-8	レガーロ西早稲田	40	その他
108	防火水槽	西早稲田 3-4-1	甘泉園住宅南側	40	消防
109	地中ばり水槽	西早稲田 3-4-29	甘泉園公務員住宅	40	その他
110	防火水槽	西早稲田 3-8-1	パストラルハイム面影橋	80	その他
111	防火水槽	西早稲田 3-12-4	西北診療所	40	消防
112	地中ばり水槽	西早稲田 3-17-19	グランドフェニックス	40	その他
113	地中ばり水槽	西早稲田 3-18-9	西早稲田クレセントマンション	40	その他
114	地中ばり水槽	西早稲田 3-20-21	ルナパルコ	40	その他
115	防火水槽	西早稲田 3-27-3	アーバン西早稲田	40	消防
116	防火水槽	西早稲田 3-30-13	戸塚警察署	40	その他
117	地中ばり水槽	西早稲田 3-30-16	ホリゾンワンビル	40	その他
118	防火水槽	高田馬場 1-12-10	玄国寺入口	40	消防
119	地中ばり水槽	高田馬場 1-16-17	千代田ビル	100	その他
120	防火水槽	高田馬場 1-17-20	高田馬場一丁目事務所	40	その他
121	防火水槽	高田馬場 1-31-18	高田馬場センタービル	40	その他
122	地中ばり水槽	高田馬場 1-35-3	西武ビックボックス	40	その他
123	地中ばり水槽	高田馬場 2-1-1	センテナリアルタワー	40	その他
124	防火水槽	高田馬場 2-4	まつかわ公園	40	その他
125	防火水槽	高田馬場 2-8-5	個人宅	40	その他
126	防火水槽	高田馬場 2-14-6	スワンビル	40	消防
127	防火水槽	高田馬場 2-14-11	パチンコ日拓南側	40	消防
128	地中ばり水槽	高田馬場 3-8-1	富士短期大学本館	40	その他
129	防火水槽	高田馬場 3-8-32	宮田橋公園内	40	その他
130	防火水槽	高田馬場 3-12-5	セブンビル前車上	40	消防
131	地中ばり水槽	高田馬場 3-12-6	エスパス高田馬場 2 号店	40	その他
132	防火水槽	高田馬場 3-15-2	鈴木木工店	40	消防
133	地中ばり水槽	高田馬場 3-18-13	サクセス高田馬場ビル	40	その他
134	防火水槽	高田馬場 3-21	藤兵衛公園	40	その他
135	防火水槽	高田馬場 3-22-3	あいらくてい東側	40	消防
136	防火水槽	高田馬場 3-40	戸塚公園内	40	その他
137	地中ばり水槽	高田馬場 3-42-1	高田馬場コーポラス	40	その他
138	地中ばり水槽	高田馬場 4-2-38	日本通信教育連盟	60	その他
139	地中ばり水槽	高田馬場 4-4-32	天理教牛込大教会	40	その他
140	防火水槽	高田馬場 4-15-2	コーシャハイム高田馬場	40	消防
141	防火水槽	高田馬場 4-22	区立高田馬場公園	40	区
142	防火水槽	高田馬場 4-30	高田馬場第 1 児童遊園	40	区
143	防火水槽	高田馬場 4-35-3	個人宅	40	消防
144	地中ばり水槽	高田馬場 4-38-13	宗教法人 幸福の科学	50	その他
145	地中ばり水槽	高田馬場 4-40-2	高田馬場パークホームズ	40	その他
146	防火水槽	下落合 1-1	清水川橋公園	40	その他
147	地中ばり水槽	下落合 1-3-16	ジョリーメゾンヌビル下落	40	その他
148	地中ばり水槽	下落合 1-16-1	エミリブ下落合	40	その他
149	地中ばり水槽	下落合 2-3-18	S Kビル	100	その他
150	地中ばり水槽	下落合 2-4-19	エルコート高田馬場	50	その他
151	防火水槽	下落合 2-11-6	おとめ山公園	40	消防
152	防火水槽	下落合 2-13-3	高田馬場住宅駐車場	75	消防
153	防火水槽	下落合 2-24-11	落合中学校南西空地	40	消防
154	地中ばり水槽	下落合 3-2-11	下落合パーク・マンション	40	その他

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-2) 防火貯水槽等設置箇所一覧

1. 総則	新宿消防署管内－4					
2. 火災防止	No.	水利種別	所在地	目標	容量(㎡)	管理者
	155	防火水槽	下落合 3-5	下落合東公園	40	その他
	156	防火水槽	下落合 3-10-25	目白シティハウス	40	その他
	157	防火水槽	下落合 3-14-21	目白ビル前	40	消防
3. 防災行政無線	158	防火水槽	下落合 3-15-30	NHK 第2 目白寮	40	消防
	159	地中ばり水槽	下落合 3-22-20	テラス目白	100	その他
	160	地中ばり水槽	下落合 4-3-12	紀陽銀行東京寮	40	その他
	161	地中ばり水槽	下落合 4-6-7	区立落合第一地域センター	60	区
4. 災害医療	162	防火水槽	下落合 4-8-2	薬王院入口	40	消防
	163	防火水槽	下落合 4-10-15	平尾方北側入口	40	消防
	164	防火水槽	下落合 4-18	区立下落合公園	40	区
	165	地中ばり水槽	下落合 4-20-18	ベネッセレ目白	40	その他
5. 応援・供給協定	166	防火水槽	下落合 4-26-2	いしはら 歯科	40	その他
	167	地中ばり水槽	中落合 1-5-2	グレンパーク中落合 C 棟	40	その他
	168	地中ばり水槽	中落合 1-5-3	グレンパーク中落合 B 棟	40	その他
	169	地中ばり水槽	中落合 1-5-5	グレンパーク中落合 A 棟	40	その他
6. 避難場所・ 避難所等	170	防火水槽	中落合 1-5-12	中落合公園内	40	区
	171	防火水槽	中落合 1-7-26	高齢者いこいの家	40	消防
	172	防火水槽	中落合 2-5-1	聖母病院駐車場北側	40	その他
	173	防火水槽	中落合 2-7	西坂公園	40	区
7. 備蓄	174	地中ばり水槽	中落合 2-12-26	グランスイート中落合	40	その他
	175	防火水槽	中落合 2-16	区立かば公園北東側	40	区
	176	防火水槽	中落合 2-16-2	UFJ 銀行下落合寮南東側	40	消防
	177	防火水槽	中落合 2-25	みつば児童遊園	40	区
8. 災害救助	178	防火水槽	中落合 3-7-1	落合出張所裏	40	消防
	179	地中ばり水槽	中落合 3-7-1	落合出張所内	100	消防
	180	防火水槽	中落合 3-14-17	やよい公園	40	区
	181	防火水槽	中落合 3-15-2	個人宅前	40	消防
9. 関係法令	182	防火水槽	中落合 3-15-3	郵政省中落合 2 号宿舎	40	消防
	183	防火水槽	中落合 3-28-8	浜砂歯科院内	40	消防
	184	地中ばり水槽	中落合 4-3-12	区立中落合住宅	40	区
	185	地中ばり水槽	中落合 4-17	新宿区落合第 2 特別出張所	45	区
10. 警戒宣言	186	防火水槽	中落合 4-18-16	中井出世不動尊内	40	消防
	187	地中ばり水槽	中落合 4-23-17	エスポア中落合	40	その他
	188	防火水槽	中落合 4-27-20	大城建設中井独身寮	40	その他
	189	防火水槽	中落合 4-31-1	目白学園正門	40	消防
11. その他	190	防火水槽	上落合 1-1-4	落合水再生センター北側	40	消防
	191	防火水槽	上落合 1-7	区立八幡公園	40	区
	192	地中ばり水槽	上落合 1-22-6	エコロジー落合レジデンス 1	40	その他
	193	防火水槽	上落合 2-13-2	川上自動車前	40	消防
	194	防火水槽	上落合 2-16	上落合公園	40	区
	195	地中ばり水槽	上落合 2-22-8	グランドメゾン落合	70	その他
	196	防火水槽	上落合 2-26-4	新宿区防災活動拠点	100	消防
	197	地中ばり水槽	上落合 2-26-4	新宿区防災活動拠点	20	区
	198	地中ばり水槽	上落合 2-27-12	アドリーム落合	40	その他
	199	地中ばり水槽	上落合 3-8-22	落合シティタワー	40	その他
	200	防火水槽	上落合 3-11	上落合西公園	40	区
	201	防火水槽	上落合 3-16-5	みなか児童遊園	40	区
	202	防火水槽	上落合 3-24-6	落合斎場別館	40	消防
	203	防火水槽	西落合 1-2-11	あおぎり児童遊園	40	消防・区
	204	防火水槽	西落合 1-6-5	落合第二中学校	40	消防
	205	防火水槽	西落合 1-11-23	自性院入口西側駐車場内	40	消防

新宿消防署管内－5

No.	水利種別	所在地	目標	容量(m³)	管理者
206	防火水槽	西落合 1-18-2	西落合家族寮	40	消防
207	防火水槽	西落合 1-18-18	けやき荘	40	その他
208	防火水槽	西落合 1-23-2	西落合東公園内	100	消防
209	地中ばり水槽	西落合 1-28-10	東京消防庁西落合寮	40	消防
210	防火水槽	西落合 1-30	あゆみの家	40	消防
211	防火水槽	西落合 2-1	葛ヶ谷公園	40	その他
212	地中ばり水槽	西落合 2-11-11	ハynes哲学堂	40	その他
213	防火水槽	西落合 2-18-20	ナレッジパーク落合ビル内	40	消防
214	防火水槽	西落合 2-19	西落合公園	100	消防
215	地中ばり水槽	西落合 2-19-11	ランドワーク哲学堂公園	40	その他
216	地中ばり水槽	西落合 2-20-1	哲学堂公園ハイツ	40	その他
217	防火水槽	西落合 3-17	ひばり児童遊園	40	区
218	防火水槽	西落合 4-11-21	落合第六小学校	40	消防
219	防火水槽	西落合 4-13-3	西落合北公園	100	消防
220	防火水槽	西落合 4-25	末日聖徒イエスキリ	40	消防
221	防火水槽	中井 1-14	落合公園	40	区
222	防火水槽	中井 2-3	中井東公園	100	区
223	防火水槽	中井 2-14-1	獅子孔会本部	100	消防
224	防火水槽	北新宿 1-5-1	N T T新宿ビル	40	その他
225	防火水槽	北新宿 1-13	さつき児童遊園	40	区
226	防火水槽	北新宿 1-19-3	新宿税務署	40	消防
227	地中ばり水槽	北新宿 1-24-11	ロイヤルパークス北側	40	その他
228	地中ばり水槽	北新宿 1-36-8	警視庁北新宿住宅	80	その他
229	防火水槽	北新宿 2-3	蜀江坂公園	40	その他
230	地中ばり水槽	北新宿 2-4-25	蜀江坂ハウス	40	その他
231	地中ばり水槽	北新宿 2-6-29	It's 東京フォーサイトスクエア	70	その他
232	防火水槽	北新宿 2-11-1	柏木小学校	100	消防
233	地中ばり水槽	北新宿 2-21-1	新宿フロントタワー	160	その他
234	防火水槽	北新宿 2-21-2	パークハウス新宿タワー	100	その他
235	地中ばり水槽	北新宿 3-2-1	レゲノ・セレー	100	その他
236	防火水槽	北新宿 3-16-18	鎧神社境内	100	消防
237	防火水槽	北新宿 3-20	北新宿公園	100	消防
238	地中ばり水槽	北新宿 3-20-1	北新宿パークハイツ	136	その他
239	防火水槽	北新宿 3-27-6	かしわ苑	40	その他
240	防火水槽	北新宿 3-30	しんかいばし児童遊園内	40	その他
241	防火水槽	北新宿 4-2-1	淀橋市場内	100	消防
242	地中ばり水槽	北新宿 4-2-1	淀橋市場内北西側	64	その他
243	地中ばり水槽	北新宿 4-2-1	淀橋市場内南側	33	その他
244	防火水槽	北新宿 4-6	空地東側	23	消防
245	地中ばり水槽	北新宿 4-6-1	子ども家庭総合センター	40	区
246	地中ばり水槽	北新宿 4-6-4	東京都柏木住宅	40	消防
247	防火水槽	北新宿 4-12	北柏木公園西側	100	区
248	地中ばり水槽	北新宿 4-30-2	ヨハンキリスト教会	80	その他
249	防火水槽	北新宿 4-32	大東橋公園内	40	その他
250	地中ばり水槽	北新宿 4-36-6	ファミリーユ北新宿	40	その他
251	防火水槽	北新宿 4-37	神田上水公園南側	40	その他
252	防火水槽	西新宿 1-1-4	京王百貨店西側歩道	40	その他
253	防火水槽	西新宿 1-5-1	小田急ハルク東側歩道上	40	消防
254	防火水槽	西新宿 1-6-1	新宿エルタワー	48	その他
255	地中ばり水槽	西新宿 1-6-1	新宿エルタワー	100	その他
256	地中ばり水槽	西新宿 1-7-3	モード学園コクーンタワー	140	その他

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-2) 防火貯水槽等設置箇所一覧

1. 総則	新宿消防署管内－6					
2. 火災防止	No.	水利種別	所在地	目標	容量(m³)	管理者
	257	地中ばり水槽	西新宿 1-8-8	新宿郵便局	100	その他
	258	地中ばり水槽	西新宿 1-23-3	新宿ファーストウエスト	148	その他
	259	防火水槽	西新宿 1-24-2	エステック	40	その他
3. 防災行政無線	260	地中ばり水槽	西新宿 1-24-2	エステック	80	その他
	261	地中ばり水槽	西新宿 1-24-8	エステック街区ビル	100	その他
	262	防火水槽	西新宿 2-2-1	京王プラザホテル南館	40	その他
	263	防火水槽	西新宿 2-3	KDDビル西側	40	その他
4. 災害医療	264	地中ばり水槽	西新宿 2-3	KDDビル東側	160	その他
	265	防火水槽	西新宿 2-3-1	新宿モノリス北側	120	その他
	266	防火水槽	西新宿 2-3-1	新宿モノリス東側	40	その他
	267	防火水槽	西新宿 2-4-1	新宿NSビル株式会社	40	その他
5. 応援・供給協定	268	地中ばり水槽	西新宿 2-6-8	住友ビル	829	その他
	269	防火水槽	西新宿 2-7-1	第一生命ビル北側	40	その他
	270	地中ばり水槽	西新宿 2-8-1	東京都庁本庁舎	2320	その他
	271	防火水槽	西新宿 2-11	新宿中央公園区民ギャラリー	100	消防
6. 避難場所・避難所等	272	防火水槽	西新宿 2-11	新宿中央公園東入口	100	消防
	273	地中ばり水槽	西新宿 3-2-7	KDX新宿ビル	40	その他
	274	地中ばり水槽	西新宿 3-2-8	佐鳴ビルデング	80	その他
	275	防火水槽	西新宿 3-2-11	新宿三井ビル2号館	40	その他
7. 備蓄	276	地中ばり水槽	西新宿 3-7-1	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)新宿地域冷暖房センター	200	その他
	277	地中ばり水槽	西新宿 3-7-1	新宿パークタワー	460	その他
	278	地中ばり水槽	西新宿 3-7-38	新宿消防署西新宿出張所	40	消防
	279	地中ばり水槽	西新宿 3-19	NTT新宿ビル	220	その他
8. 災害救助	280	地中ばり水槽	西新宿 3-20-2	東京オペラシティC棟	140	その他
	281	地中ばり水槽	西新宿 3-20-2	東京オペラシティT棟	130	その他
	282	地中ばり水槽	西新宿 3-20-2	東京オペラシティA棟	50	その他
	283	地中ばり水槽	西新宿 4-2-1	シティタワー新宿新都心北	80	その他
9. 関係法令	284	地中ばり水槽	西新宿 4-2-1	シティタワー新宿新都心南	40	その他
	285	防火水槽	西新宿 4-9-5	十二社児童遊園	40	区
	286	地中ばり水槽	西新宿 4-15-3	住友不動産西新宿ビル	60	その他
	287	地中ばり水槽	西新宿 4-15-7	後楽園新宿ビル	60	その他
10. 警戒宣言	288	防火水槽	西新宿 4-20-11	新宿養護学校	100	消防
	289	地中ばり水槽	西新宿 4-22-24	メゾンカルム西新宿	40	その他
	290	地中ばり水槽	西新宿 4-33-7	区立角筈区民センター	40	区
	291	防火水槽	西新宿 4-36	こばと児童遊園	40	消防
11. その他	292	防火水槽	西新宿 4-38	角筈公園	40	区
	293	防火水槽	西新宿 5-3	印刷局 淀橋宿舎	100	消防
	294	地中ばり水槽	西新宿 5-5-1	駐車場入口付近	160	その他
	295	防火水槽	西新宿 5-10-13	グランドガーラ西新宿南側	40	消防
	296	防火水槽	西新宿 6-1	新宿アイランドタワーA1	40	その他
	297	防火水槽	西新宿 6-1	新宿アイランドタワーA2	40	その他
	298	防火水槽	西新宿 6-1	新宿アイランドタワーB	40	その他
	299	防火水槽	西新宿 6-1	新宿アイランドタワーC	40	その他
	300	防火水槽	西新宿 6-1	新宿アイランドタワーD	60	その他
	301	防火水槽	西新宿 6-1	新宿アイランドタワーE	40	その他
	302	防火水槽	西新宿 6-1-1	新宿警察署北側	40	その他
	303	防火水槽	西新宿 6-5-1	新宿学園東側歩道上	40	消防
	304	防火水槽	西新宿 6-5-1	新宿学園北側歩道上	40	消防
	305	防火水槽	西新宿 6-5-2	新宿アイランドレジデンス	60	その他
	306	防火水槽	西新宿 6-6-2	新宿国際ビル	40	その他

新宿消防署管内－ 7

No.	水利種別	所在地	目標	容量(m³)	管理者
307	防火水槽	西新宿 6-7-1	東京医科大学病院南	60	その他
308	地中ばり水槽	西新宿 6-7-1	東京医科大学病院教育研究棟	60	その他
309	地中ばり水槽	西新宿 6-7-1	東京医科大学病院東側	120	その他
310	地中ばり水槽	西新宿 6-8-1	新宿オークシティ北西側	120	その他
311	防火水槽	西新宿 6-8-1	新宿オークシティ南東側	120	その他
312	地中ばり水槽	西新宿 6-12-1	パークウエスト	40	その他
313	防火水槽	西新宿 6-13	新宿セントラルパークビル	80	その他
314	防火水槽	西新宿 6-14	新宿グリーンビル西側	100	その他
315	地中ばり水槽	西新宿 6-14	新宿グリーンビル	80	その他
316	防火水槽	西新宿 6-15	セントラルパークタワー西	80	その他
317	防火水槽	西新宿 6-15	セントラルパークタワー東	80	その他
318	地中ばり水槽	西新宿 6-18-1	セントラルパークタワー	120	その他
319	地中ばり水槽	西新宿 6-20-7	コンシェリア西新宿	80	その他
320	地中ばり水槽	西新宿 6-21-1	アイ・タウン	200	その他
321	地中ばり水槽	西新宿 7-5	アクス・ザ・タワー新宿	59	その他
322	地中ばり水槽	西新宿 7-5-6	新宿ダイカンプラザ 7 5 6	46	その他
323	防火水槽	西新宿 7-5-25	西新宿木村屋ビルディング	100	消防
324	防火水槽	西新宿 7-5-25	西新宿木村屋ビルディング	60	その他
325	地中ばり水槽	西新宿 7-7-19	新宿シティタワー	60	その他
326	防火水槽	西新宿 7-12-5	常円寺境内	100	消防
327	防火水槽	西新宿 7-20-4	第二太平ビル	45	その他
328	地中ばり水槽	西新宿 7-22-36	三井花桐ビル	100	その他
329	防火水槽	西新宿 7-22-44	西新宿パーキング入口	40	消防
330	防火水槽	西新宿 8-2-37	西新宿コーポラス	40	その他
331	防火水槽	西新宿 8-2-44	区立西新宿中学校	100	消防
332	地中ばり水槽	西新宿 8-2-44	区立西新宿中学校内	40	区
333	地中ばり水槽	西新宿 8-15-6	西新宿 8 丁目ビル	100	その他
334	地中ばり水槽	西新宿 8-16	新宿グランドプラザ	78	その他
335	地中ばり水槽	西新宿 8-17-1	新宿グランドタワー	244	その他
336	防火水槽	戸塚町 1-104-19	早大大限会館北側駐車場内	100	その他
337	地中ばり水槽	歌舞伎町 1-29-1	東急歌舞伎町タワー	80	その他

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-3) 区設小型防火貯水槽(5t)設置箇所一覧

(2-3)

区設小型防火貯水槽(5t)設置箇所一覧

小型防火貯水槽設置数

194 箇所

※ 多目的防火貯水槽(トイレ機能を兼ねるもの)

(令和5年6月現在)

1 四谷特別出張所管内(21箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	愛住公園	愛住町 11	12	旧新宿第二保育園(上記とは別)	新宿 5-3-13
2	あらき児童遊園	荒木町 11	13	須賀公園	須賀町 8
3	榊箕児童遊園	四谷坂町 6	14	法恩寺	須賀町 13-1
4	左門公園	左門町 5	15	大京公園	大京町 14
5	三栄公園	四谷三栄町 7-24	16	もとまち公園	南元町 4
6	信濃町児童遊園	信濃町 20	17	四谷中学校	四谷 1-12
7	都営花園町アパート	新宿 1-15	18	四谷中学校(上記とは別)	四谷 1-12
8	花園公園	新宿 1-21	19	四谷ひろば	四谷 4-20
9	花園東公園	新宿 1-25	20	若葉多目的環境防災広場	若葉 2-5
10	花園西公園	新宿 1-32	21	若葉公園	若葉 3-4
11	旧新宿第二保育園	新宿 5-3-13			

2 笹塚町特別出張所管内(19箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	牛込第三中学校	市谷加賀町 1-3-1	11	中根坂東公園	納戸町 44
2	加賀公園	市谷加賀町 2-4	12	中根坂東公園(上記とは別)	納戸町 44
3	法正寺	岩戸町 8	13	個人宅	払方町 1
4	寺内公園	神楽坂 5-43	14	ジオ市ヶ谷払方町	払方町 9
5	個人宅	細工町 1-12	15	東五軒公園	東五軒町 3
6	白銀町多目的環境防災広場	白銀町 1-7	16	東五軒町保育園	東五軒町 5-24
7	白銀公園	白銀町 3	17	大信寺	横寺町 43
8	白銀公園(上記とは別)	白銀町 3	18	正定院(宝国寺)	横寺町 40
9	中町児童館	中町 25	19	若宮公園	若宮町 20
10	個人宅	中町 36			

3 榎町特別出張所管内 (33 箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	あかぎ児童遊園	赤城下町 21	18	瑞光寺	原町 2-34
2	仲之公園	市谷仲之町 2	19	常立寺	原町 2-57
3	牛込仲之小学校※	市谷仲之町 4-33	20	大龍寺	原町 2-62
4	個人宅	市谷薬王寺町 18	21	原町公園	原町 3-74
5	ランデン市谷	市谷薬王寺町 17-37	22	原町ホーム	原町 3-84
6	日東紡ユニオンプラザ	市谷薬王寺町 19	23	N T ビル	原町 3-87-4
7	トミンハイム薬王寺	市谷薬王寺町 20-8	24	牛込弁天公園	弁天町 84
8	トミンハイム薬王寺 (上記とは別)	市谷薬王寺町 20-8	25	浄輪寺	弁天町 95
9	宗圓寺	市谷柳町 50	26	山吹町会神輿庫前	山吹町 15
10	傳久寺	改代町 9	27	やまぶき児童遊園	山吹町 35
11	改代町会館前	改代町 43	28	早稲田住宅	早稲田鶴巻町 107
12	牛込第二中学校	喜久井町 20	29	鶴巻小学校	早稲田鶴巻町 140
13	池立神社境内	喜久井町 20	30	元赤城神社境内	早稲田鶴巻町 568
14	個人宅	築地町 6	31	漱石公園	早稲田南町 7
15	神楽坂ココハイツ駐車場	築地町 10	32	早稲田南町児童遊園	早稲田南町 16
16	個人宅	築地町 21	33	早稲田公園	早稲田南町 37
17	穴八幡宮	西早稲田 2-1-11			

4 若松町特別出張所管内 (20 箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	台町すみれ公園	市谷台町 15	11	戸山ハイアパ ート 16 号棟西	戸山 2-16
2	かわだ児童遊園	河田町 3	12	戸山ハイアパ ート 16 号棟東	戸山 2-16
3	東洋美術学校	富久町 2-6	13	戸山ハイアパ ート 21 号棟	戸山 2-21
4	日本上下水道設計(株)	富久町 6-6	14	戸山ハイアパ ート 24 号棟	戸山 2-24
5	富久さくら公園	富久町 21	15	戸山ハイアパ ート 26 号棟	戸山 2-26
6	中富久児童遊園	富久町 22	16	戸山ハイアパ ート 31 号棟	戸山 2-31
7	戸山一丁目アパート	戸山 1-6-15	17	戸山ハイアパ ート 34 号棟前公園	戸山 2-34
8	戸山東公園	戸山 1-19	18	富久町児童遊園	余丁町 4
9	戸山ハイアパ ート 6 号棟	戸山 2-6	19	わかまつ児童遊園	若松町 27
10	戸山ハイアパ ート 8 号棟	戸山 2-8	20	旧若松町特別出張所	若松町 28-27

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-3) 区設小型防火貯水槽(5t)設置箇所一覧

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

5 大久保特別出張所管内 (19 箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	大久保小学校	大久保 1-1-21	11	トーア早稲田マンション前歩道	大久保 3-14-3
2	小泉八雲記念公園	大久保 1-7	12	大久保公園	歌舞伎町 2-43
3	小泉八雲記念公園(上記とは別)	大久保 1-7	13	東大久保公園	新宿 6-14
4	西大久保公園	大久保 1-17	14	旧百人町作業宿泊所	百人町 1-25-19
5	西大久保児童遊園	大久保 2-8	15	百人町児童館	百人町 2-18-21
6	大久保北公園	大久保 2-28	16	百二公園	百人町 2-24
7	中央図書館	大久保 3-1-1	17	百人町三丁目ボクテパーク 18b	百人町 3-5-15
8	中央図書館(上記とは別)	大久保 3-1-1	18	百人町三丁目ボクテパーク 17b	百人町 3-11
9	都営西大久保アパート 1 号棟	大久保 3-13	19	百人町三丁目ボクテパーク 6	百人町 3-13
10	都営西大久保アパート 3 号棟	大久保 3-13			

6 戸塚特別出張所管内 (23 箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	高田馬場第二児童遊園	高田馬場 1-4	13	荒井山公園	西早稲田 2-3
2	諏訪の森公園	高田馬場 1-12	14	みずき児童遊園	西早稲田 2-12
3	諏訪公園	高田馬場 1-16	15	西早稲田多目的環境防災広場	西早稲田 2-16-10
4	宮田橋公園	高田馬場 3-8	16	友愛コーポ	西早稲田 2-17-24
5	高田馬場シニア活動館	高田馬場 3-39-29	17	甘泉園公園	西早稲田 3-5
6	戸塚公園	高田馬場 3-40	18	甘泉園公園(上記とは別)	西早稲田 3-5
7	小滝公園	高田馬場 3-46	19	西早稲田リサイクル活動センター	西早稲田 3-19-5
8	高田馬場公園	高田馬場 4-22	20	西早稲田児童遊園	西早稲田 3-20
9	高田馬場駅西児童遊園	高田馬場 4-28	21	西戸山公園野球場脇	百人町 4-1
10	個人宅	高田馬場 4-29-6	22	西戸山公園	百人町 4-2
11	高田馬場第一児童遊園	高田馬場 4-30	23	ひまわり児童遊園	百人町 4-4
12	新宿 NPO 協働推進センター	高田馬場 4-36-12			

7 落合第一特別出張所管内 (12 箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	光徳寺	上落合 1-23-4	7	下落合地域交流館	下落合 3-12-33
2	個人宅	上落合 2-14-5	8	下落合公園	下落合 4-18
3	上落合公園	上落合 2-16	9	中落合公園	中落合 1-5
4	日本外国語専門学校	下落合 1-5-16	10	西坂公園	中落合 2-7
5	下落合東公園	下落合 3-5	11	かば公園	中落合 2-16
6	新宿区下落合職員防災住宅	下落合 3-9-5	12	やよい公園	中落合 3-14

8 落合第二特別出張所管内 (27 箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	個人宅	上落合 2-16-23	15	個人宅	中落合 4-19-2
2	上落合防災活動拠点	上落合 2-26-4	16	個人宅	中落合 4-20-7
3	上落合防災活動拠点 (上記とは別)	上落合 2-26-4	17	個人宅	中落合 4-21-5
4	上落合西公園	上落合 3-11	18	個人宅	中落合 4-23-22
5	みなか児童遊園	上落合 3-16	19	個人宅	西落合 1-1-1
6	第一ノーブルマンション 駐車場	上落合 3-25-6	20	あかね公園	西落合 1-31
7	第二ノーブルマンション 駐車場	上落合 3-25-11	21	日通西落合社宅	西落合 2-7
8	落合公園	中井 1-14	22	西落合公園	西落合 2-19
9	中井東公園	中井 2-4	23	西落合公園 (上記とは別)	西落合 2-19
10	個人宅	中井 2-18-2	24	つづみ児童遊園	西落合 2-21
11	個人宅	中井 2-20	25	ひばり児童遊園	西落合 3-17
12	個人宅	中落合 3-19-3	26	西落合北公園	西落合 4-13
13	中落合西児童遊園	中落合 3-26	27	西落合図書館※(9.5t)	西落合 4-13-17
14	個人宅	中落合 4-2-11			

9 柏木特別出張所管内 (16 箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	さつき児童遊園	北新宿 1-13	9	北新宿四丁目町会事務所	北新宿 4-18-10
2	北新宿多目的環境防災 広場	北新宿 1-25-22	10	北新宿四丁目町会事務所 (上記とは別)	北新宿 4-18-10
3	すえひろ児童遊園	北新宿 2-9	11	大東橋公園	北新宿 4-32
4	柏木小学校	北新宿 2-11-1	12	神田上水公園	北新宿 4-37
5	淀橋第四小学校	北新宿 3-17-1	13	常泉院	西新宿 7-12-5
6	北新宿公園	北新宿 3-20	14	柏木公園	西新宿 7-14
7	北新宿子ども家庭支援 センター	北新宿 3-20-2	15	なるこ児童遊園	西新宿 8-15
8	北柏木公園	北新宿 4-12	16	柏木どんぐり公園	北新宿 2-19

10 角筈特別出張所管内 (3 箇所)

No.	設置施設	所在地	No.	設置施設	所在地
1	新宿養護学校	西新宿 4-20-11	3	芸能花伝舎 (左記とは別)	西新宿 6-12-30
2	芸能花伝舎	西新宿 6-12-30			

11 区役所管内 (1 箇所)

No.	設置施設	所在地
1	歌舞伎町公園	歌舞伎町 1-13

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-4) 災害時用協定浅井戸一覧

(2-4)

災害時用協定浅井戸一覧

出張所管内別設置数

(数字は箇所数・カッコ内数は小型ポンプ接続口設置井戸内数)

(令和5年6月現在)

四谷特別出張所	18 (15)	大久保特別出張所	6 (5)	柏木特別出張所	6 (6)
簞笥町特別出張所	10 (4)	戸塚特別出張所	4 (2)	角筈特別出張所	2 (1)
榎町特別出張所	16 (14)	落合第一特別出張所	8 (4)	区役所管内	0 (0)
若松町特別出張所	2 (1)	落合第二特別出張所	18 (16)	地域合計	91 (69)

※「◎」は、小型ポンプ用採水口（40mm）のある井戸

[四谷地域]18基

所在地		所在地	
◎愛住町 15	(個人宅)	大京町 6-6	(個人宅)
四谷 2-5-3	(個人宅)	◎大京町 27-6	(個人宅)
◎左門町 8-2	(個人宅)	◎内藤町 1-3	(個人宅)
◎新宿 5-3-12	(個人宅)	◎内藤町 1-7	(個人宅)
◎新宿 5-8-13	(個人宅)	◎内藤町 1-9	(個人宅)
◎新宿 5-8-15	(エクセルシオール新宿)	◎内藤町 1-10	(個人宅)
新宿 5-17-3	(花園神社)	◎若葉 1-3-4	(個人宅)
◎須賀町 2	(個人宅)	◎若葉 1-6	(個人宅)
◎須賀町 4	(個人宅)	◎若葉 1-18-3	(個人宅)

[簞笥町地域]10基

所在地		所在地	
◎市谷船河原町 9	(個人宅)	矢来町 147	(個人宅)
岩戸町 8	(法正寺)	◎横寺町 15	(個人宅)
◎二十騎町 1-28	(個人宅)	◎若宮町 18	(若宮八幡神社)
払方町 9	(個人宅)	袋町 15	(光照寺)
矢来町 26	(個人宅)	赤城元町 1-10	(赤城神社)

[榎町地域]16 基

所在地	所在地
◎赤城下町 14 (個人宅)	◎原町 1-42 (個人宅)
◎赤城下町 17 (個人宅)	◎原町 2-57 (常立寺)
◎赤城下町 51 (個人宅)	◎原町 2-63 (常泉寺)
◎赤城下町 72 (個人宅)	◎原町 2-71 (個人宅)
◎赤城下町 81 (個人宅)	◎山吹町 303 (個人宅)
◎市谷薬王寺町 6 (個人宅)	◎市谷薬王寺町 7 (個人宅)
◎喜久井町 20 (個人宅)	市谷柳町 21 (個人宅)
◎喜久井町 62 (個人宅)	市谷柳町 20 (個人宅)

[若松町地域] 2 基

所在地	所在地
◎若松町 28-29 (個人宅)	住吉町 5-4 (個人宅)

[大久保地域] 6 基

所在地	所在地
◎大久保 1-15-26 (個人宅)	◎百人町 1-9-10 (個人宅)
新宿 6-7-9 (個人宅)	◎百人町 1-12-6 (個人宅)
◎新宿 6-21-1 (西向天神)	◎百人町 1-25-4 (日本電子専門学校)

[戸塚地域] 4 基

所在地	所在地
◎西早稻田 1-1-12 (龍泉院)	◎西早稻田 3-17-13 (個人宅)
西早稻田 2-16-14 (個人宅)	西早稻田 3-17-30 (個人宅)

[落合第一地域] 8 基

所在地	所在地
◎上落合 1-4-3 (個人宅)	下落合 3-17-7 (個人宅)
◎上落合 1-9-12 (個人宅)	下落合 4-24-2 (個人宅)
◎上落合 1-10-13 (個人宅)	中落合 2-4-17 (個人宅)
◎下落合 2-25-13 (個人宅)	◎中落合 2-26-17 (個人宅)

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-4) 災害時用協定浅井戸一覧

1. 総則	[落合第二地域]18 基	
2. 火災防止	所在地	所在地
	◎上落合 2-22-27 (個人宅)	◎中落合 3-26-10 (個人宅)
	◎中井 1-11-1 (個人宅)	◎中落合 3-29-11 (個人宅)
	◎中井 2-1-23 (個人宅)	◎中落合 4-21-11 (個人宅)
	◎中井 2-11-18 (個人宅)	◎中落合 4-22-4 (個人宅)
	◎中井 2-17-13 (個人宅)	◎西落合 1-11-23 (自性院)
3. 防災行政無線	◎中落合 3-16-11 (個人宅)	◎西落合 2-17-17 (御霊神社)
	◎中落合 3-21-14 (個人宅)	西落合 3-23-16 (個人宅)
	◎中落合 3-21-19 (個人宅)	◎西落合 4-14-23 (個人宅)
	◎中落合 3-22-6 (個人宅)	西落合 4-14-16 (個人宅)
4. 災害医療	[柏木地域] 6 基	
	所在地	所在地
5. 応援・供給協定	◎北新宿 2-4-13 (個人宅)	◎西新宿 8-2-17 (個人宅)
	◎西新宿 7-19-2 (個人宅)	◎西新宿 8-3-26 (個人宅)
	◎西新宿 7-21-18 (天理教中央大教会)	◎西新宿 8-6-17 (個人宅)
6. 避難場所・避難所等	[角筈地域] 2 基	
	所在地	所在地
	◎西新宿 3-17-10 (個人宅)	西新宿 4-27-7 (個人宅)
7. 備蓄		
8. 災害救助		
9. 関係法令		
10. 警戒宣言		
11. その他		

(2-5)

公衆浴場の揚水施設設置一覧

生活用水及び初期消火用の水利として、区内公衆浴場に既存する深井戸に揚水施設を設置している。

(令和5年6月現在)

年度	名称	所在地	備考
8	世界湯	高田馬場 3-8-31	雑用水
8	松の湯	上落合 3-9-10	雑用水
9	第三玉の湯	白銀町 1-4	雑用水
11	弁天湯	余丁町 5-1	雑用水

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(2-6) ヘリサイン設置施設一覧[43施設]

(2-6)

ヘリサイン設置施設一覧[43 施設]

(令和 5 年 6 月現在)

No.	設置施設	所在地	標示名	標示場所
1	四谷小学校	四谷 2-6	四谷小	プール更衣室屋上
2	花園小学校	新宿 1-22-1	花園小	屋上
3	津久戸小学校	津久戸町 2-2	津久戸小	屋上
4	市谷小学校	市谷山伏町 1-3	市谷小	屋上
5	愛日小学校	北町 26	愛日小	屋上
6	牛込第一中学校	北山伏町 4-1	牛込一中	東校舎屋上
7	牛込第三中学校	市谷加賀町 1-3-1	牛込三中	屋上
8	早稲田小学校	早稲田南町 25	早稲田小	南校舎屋上
9	牛込第二中学校	喜久井町 20	牛込二中	新校舎 2 階屋根
10	富久小学校	富久町 7-24	富久小	屋上
11	余丁町小学校	若松町 13-1	余丁小	屋上
12	大久保小学校	大久保 1-1-21	大久保小	屋上
13	戸山小学校	百人町 2-1-38	戸山小	体育館屋上
14	西戸山小学校	百人町 4-2-1	西戸山小	屋上
15	新宿中学校	新宿 6-15-22	新宿中	北棟 3 階屋上
16	戸塚第一小学校	西早稲田 3-10-12	戸塚一小	1 号館屋上
17	西早稲田中学校	戸山 3-20-2	西早稲田中	5 階屋根
18	落合第一小学校	中落合 2-13-27	落一小	屋上
19	落合第二小学校	上落合 2-10-23	落二小	北校舎屋上
20	落合中学校	下落合 2-24-6	落合中	屋上
21	落合第三小学校	西落合 1-12-20	落三小	屋上
22	落合第五小学校	上落合 3-1-6	落五小	屋上
23	淀橋第四小学校	北新宿 3-17-1	淀四小	屋上
24	柏木小学校	北新宿 2-11-1	柏木小	屋上
25	四谷ひろば	四谷 4-20	四谷ひろば	屋上
26	成城学校	原町 3-87	成城学校	屋上
27	東京富士大学	高田馬場 3-8-1	東京富士大学	屋上
28	東京医科大学	新宿 6-1-1	東京医科大	記念会館屋上
29	早稲田大学早稲田キャンパス	西早稲田 1-6-1	早稲田大学	10 号館屋上
30	早稲田大学戸山キャンパス	戸山 1-24	早稲田大学	34 号館屋上
31	新宿区役所	歌舞伎町 1-4-1	新宿区役所	屋上
32	戸塚第二小学校	高田馬場 1-25-21	戸塚二小	体育館屋上
33	落合第二中学校	西落合 1-6-5	落二中	屋上
34	四谷第六小学校	大京町 30	四六小	屋上
35	四谷中学校	四谷 1-12	四谷中	屋上
36	鶴巻小学校	早稲田鶴巻町 140	鶴巻小	屋上
37	天神小学校	新宿 6-14-2	天神小	屋上
38	落合第四小学校	下落合 2-9-34	落四小	屋上
39	西新宿小学校	西新宿 4-35-5	西新宿小	屋上
40	東戸山小学校	戸山 2-34-2	東戸山小	屋上
41	新宿 NPO 協働推進センター	高田馬場 4-36-12	NPO センター	屋上
42	落合第六小学校	西落合 4-11-21	落六小	屋上
43	江戸川小学校	水道町 1-28	江戸川小	屋上

(2-7)

新宿区の区域内の飲食店における防火・防災上の安全性の確保に係る覚書

新宿区（以下「甲」という。）、東京消防庁四谷消防署、同牛込消防署及び同新宿消防署（以下「乙」という。）、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会新宿区支部（以下「丙」という。）並びに公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部（以下「丁」という。）は、甲の区域内の飲食店における防火・防災上の安全性を確保すべく、次のとおり合意し、ここに覚書を締結する。

（指導及び訓練）

第1条 甲及び乙は、飲食を営む事業所が密集する地域に対する次に掲げる事項について、必要に応じて相互に連携して取り組むものとする。

（1） 防火指導

（2） 防火・防災訓練

（情報の提供）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、相互に飲食を営む事業所の防火・防災上の安全性の確保に係る情報を積極的に提供するように努めるものとする。

（情報の周知）

第3条 丙及び丁は、前条の規定による提供を受けた甲及び乙からの情報について、各協会員を通じて、新たに賃借契約を締結しようとするものに対して積極的に周知するように努めるものとする。

（協議）

第4条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書で生じた疑義への対応要領等は、必要の都度甲、乙、丙及び丁が協議の上定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月24日

甲 新宿区

区 長 吉 住 健 一

乙 東京消防庁四谷消防署

署 長 新 藤 博

東京消防庁牛込消防署

署 長 小 川 弘 行

東京消防庁新宿消防署

署 長 湯 浅 達 也

丙 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 新宿区支部

支部長 桑 原 弘 光

丁 公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部新宿支部

支部長 中 村 裕 昌

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(2-8)
2. 火災防止	新宿区消火器の薬剤の詰め替え等助成要綱 (目 的) 第 1 条 この要綱は、区長が、使用した消火器を所有するものに対し、当該消火器に係る薬剤の詰め替え又は当該消火器の廃棄を行うことにより、区内の消火器の普及を図り、もって震災及び火災における地域の消火活動を促進することを目的とする。
3. 防災行政無線	(助成を行う場合) 第 2 条 この要綱に基づく助成は、次の各号にいずれかに該当する場合に、行うものとする。
4. 災害医療	(1) 区内の消防署の指導に基づき区内の防災区民組織、町会、自治会等が実施する初期消火訓練に参加したものが、当該初期消火訓練を行うに当たり、自ら所有する消火器を使用した場合 (2) 区内において震災又は火災が発生した場合において、自ら居住する建物以外の建物等の消火活動を、消火協力として行うものが、自ら所有する消火器を使用した場合（当該火災が、消火活動を行うものの故意又は過失に基づく場合を除く。）
5. 応援・供給協定	(申 請) 第 3 条 前条第 1 号に該当するものは、同号の消火器に係る薬剤の詰め替えを希望する場合には、前条第 1 号の初期消火訓練を指導した消防署から当該消火器が当該初期消火訓練に使用された旨の確認を受け、当該確認を受けた旨が記載されている初期消火訓練消火器薬剤詰め替え申請書（第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。
6. 広域避難場所・避難所	2 前条第 2 号に該当するものは、同号の消火器に係る薬剤の詰め替え等を希する場合には、前条第 2 号の消火活動を行った消防署から当該消火器が当該消火活動に使用された旨の確認を受け、当該確認を受けた旨が記載されている火災消火協力消火器薬剤詰め替え等申請（第 2 号様式）を区長に提出しなければならない。
7. 備蓄	(助成の方法) 第 4 条 区長は、次の各号にいずれかに該当する場合には、随時、消火器に係る薬剤を詰め替えるものとする。
8. 災害救助	(1) 前条第 1 項の規定により提出された初期消火訓練消火器薬剤詰め替え申請書の内容を確認することができた場合 (2) 前条第 2 項の規定により提出された火災消火協力消火器薬剤詰め替え等申請書の内容を確認することができた場合
9. 関係法令	2 区長は、前項第 2 号に該当する場合において、使用した消火器が腐食、破損、耐用年数の経過等により薬剤の詰め替えができないときには、当該消火器を廃棄するものとする。
10. 警戒宣言	附 則 この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
11. その他	附 則 この要綱は、平成 16 年 10 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

3. 防災行政無線

(3-1)

防災無線番号表

(令和5年6月現在)

設置箇所		無線電話番号	備考
新宿区役所	本庁舎、 第一分庁舎、第二分庁舎	防災無線室	102～109・ 119 無線制御電話機
		防災無線室	801～817 携帯機
		危機管理課	110 無線制御電話機
		第一分庁舎（東口現地本部）	120 半固定局
		みどり土木部（土木管理課）	853 携帯機
		みどり土木部（みどり公園課）	855 携帯機
		みどり土木部（交通対策課）	856 携帯機
		みどり土木部（道路課）	121 無線制御電話機
			857～859 携帯機
		建築指導課	818 携帯機
		健康部（健康政策課）	819 携帯機
		地域振興部（地域コミュニティ課）	820 携帯機
		健康部（保健予防課）	823 携帯機
		健康部（健康づくり推進係）	876 携帯機
		福祉部（地域福祉課）	890 携帯機
	新宿区防災センター	111～115	半固定局
		821・822	携帯機
	危機管理課防災連絡車 区長車 区長車 教育長車 議長車 広報車	701	車載型
		702	車載型
		703	車載型
		704	車載型
		705	車載型
		706	車載型
特別出張所	四谷特別出張所	201	半固定局
		829・830	携帯機
	笹塚町特別出張所	202	半固定局
		831・832	携帯機
	榎町特別出張所	203	半固定局
		833・834	携帯機
	若松町特別出張所	204	半固定局
		835・836	携帯機
	大久保特別出張所	205	半固定局
		837・838	携帯機
	戸塚特別出張所	206	半固定局
		839・840	携帯機
	落合第一特別出張所	207	半固定局
		841・842	携帯機
	落合第二特別出張所	208	半固定局
		843・844	携帯機
	柏木特別出張所	209	半固定局
		845・846	携帯機

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(3-1) 防災無線番号表

1. 総則	設置箇所			無線電話番号	備考
	角筈特別出張所			2 1 0	半固定局
				8 4 7・8 4 8	携帯機
2. 火災防止	東部工事事務所			5 3 0	半固定局
				8 6 0～8 6 3	携帯機
3. 防災行政無線	西部工事事務所			5 3 1	半固定局
				8 6 8～8 7 1	携帯機
4. 災害医療	新宿中央公園管理事務所			5 3 2	半固定局
				5 3 3	半固定局
5. 応援・供給協定	新宿清掃事務所			5 3 4	半固定局
				5 3 5	半固定局
6. 避難場所等	牛込保健センター			5 3 6	半固定局
				5 3 7	半固定局
7. 備蓄	四谷保健センター			5 3 8	半固定局
				5 4 3	半固定局
8. 災害救助	東新宿保健センター			5 4 4	半固定局
				5 4 7	半固定局
9. 関係法令	落合保健センター			5 4 8	半固定局
				5 4 9	半固定局
10. 警戒宣言	レガス新宿			5 5 0	半固定局
				5 5 1	半固定局
11. その他	四谷ひろば			5 5 2	半固定局
				4 4 1	半固定局
	新宿東清掃センター			4 0 1	半固定局
				4 0 2	半固定局
	歌舞伎町清掃センター			4 0 3	半固定局
				4 0 4	半固定局
	新宿中継・資源センター			4 0 5	半固定局
				4 0 6	半固定局
	新宿スポーツセンター			4 0 7	半固定局
				4 0 8	半固定局
	大久保スポーツプラザ			4 0 9	半固定局
				4 1 0	半固定局
	障害者生活支援センター			4 1 1	半固定局
				4 1 2	半固定局
	新宿NPO協働推進センター			4 1 3	半固定局
				4 1 4	半固定局
	津久戸小学校			4 1 5	半固定局
				4 1 6	半固定局
	江戸川小学校			4 1 7	半固定局
				4 1 8	半固定局
	市谷小学校			4 1 9	半固定局
				4 2 0	半固定局
	愛日小学校			4 2 1	半固定局
				4 2 2	半固定局
	早稲田小学校			4 2 3	半固定局
				4 2 4	半固定局
	鶴巻小学校			4 2 5	半固定局
				4 2 6	半固定局
	牛込仲之小学校			4 2 7	半固定局
				4 2 8	半固定局
	富久小学校			4 2 9	半固定局
				4 3 0	半固定局
	余丁町小学校			4 3 1	半固定局
				4 3 2	半固定局
	東戸山小学校			4 3 3	半固定局
				4 3 4	半固定局
	四谷小学校			4 3 5	半固定局
				4 3 6	半固定局
	四谷第六小学校			4 3 7	半固定局
				4 3 8	半固定局
	花園小学校			4 3 9	半固定局
				4 4 0	半固定局
	大久保小学校			4 4 1	半固定局
				4 4 2	半固定局
	天神小学校			4 4 3	半固定局
				4 4 4	半固定局
	戸山小学校			4 4 5	半固定局
				4 4 6	半固定局
	戸塚第一小学校			4 4 7	半固定局
				4 4 8	半固定局
	戸塚第二小学校			4 4 9	半固定局
				4 5 0	半固定局
	戸塚第三小学校			4 5 1	半固定局
				4 5 2	半固定局
	落合第一小学校			4 5 3	半固定局
				4 5 4	半固定局
	落合第二小学校			4 5 5	半固定局
				4 5 6	半固定局
	落合第三小学校			4 5 7	半固定局
				4 5 8	半固定局
	落合第四小学校			4 5 9	半固定局
				4 6 0	半固定局
	落合第五小学校			4 6 1	半固定局
				4 6 2	半固定局
	落合第六小学校			4 6 3	半固定局
				4 6 4	半固定局
	淀橋第四小学校			4 6 5	半固定局
				4 6 6	半固定局

設置箇所		無線電話番号	備考
	柏木小学校	4 2 7	半固定局
	西新宿小学校	4 2 8	半固定局
	西戸山小学校	4 2 9	半固定局
区立中学校・ 養護学校	牛込第一中学校	4 3 0	半固定局
	牛込第二中学校	4 3 1	半固定局
	牛込第三中学校	4 3 2	半固定局
	四谷中学校	4 3 3	半固定局
	西早稲田中学校	4 3 4	半固定局
	落合中学校	4 3 5	半固定局
	落合第二中学校	4 3 6	半固定局
	西新宿中学校	4 3 7	半固定局
	新宿中学校	4 3 9	半固定局
	新宿西戸山中学校	4 4 0	半固定局
	新宿養護学校	5 4 0	半固定局
都立・私立学校等	都立新宿高校	4 4 2	半固定局
	都立新宿山吹高校	4 4 4	半固定局
	都立総合芸術高校	4 4 5	半固定局
	都立戸山高校	4 4 6	半固定局
	成城中・高等学校	4 4 7	半固定局
	学習院女子中高等科	4 4 8	半固定局
	東京医科大学	4 4 9	半固定局
	東京富士大学	4 5 0	半固定局
	早稲田大学戸山キャンパス	4 5 1	半固定局
	早稲田大学理工学部	4 5 2	半固定局
	早稲田大学早稲田キャンパス	4 5 3	半固定局
	工学院大学（西口現地本部）	4 5 4	半固定局
	東京理科大学	6 0 7	半固定局
児童館・子ども家庭支援センター・シニア活動館・地域交流館等	子ども総合センター	4 3 8	半固定局
	本塩町児童館・地域交流館	5 0 1	半固定局
	信濃町子ども家庭支援センター	5 0 2	半固定局
	東五軒町児童館・地域交流館	5 0 3	半固定局
	北山伏児童館・地域交流館	5 0 4	半固定局
	中町児童館・地域交流館	5 0 5	半固定局
	薬王寺児童館・地域ささえあい館	5 0 6	半固定局
	早稲田南町児童館・地域交流館	5 0 7	半固定局
	富久町児童館	5 0 8	半固定局
	戸山シニア活動館	5 0 9	半固定局
	百人町児童館・地域交流館	5 1 1	半固定局
	高田馬場第一児童館	5 1 2	半固定局
	高田馬場第二児童館・地域交流館	5 1 3	半固定局
	中落合子ども家庭支援センター	5 1 4	半固定局
	上落合児童館・地域交流館	5 1 5	半固定局
	西落合児童館	5 1 6	半固定局
	北新宿第一児童館	5 1 7	半固定局
	北新宿子ども家庭支援センター・第二地域交流館	5 1 8	半固定局
	中井児童館	5 1 9	半固定局
	榎町子ども家庭支援センター	5 2 0	半固定局
	新宿地域交流館	5 2 1	半固定局
	山吹町地域交流館	5 2 2	半固定局
	下落合地域交流館	5 2 3	半固定局
	清風園	5 2 4	半固定局
	西早稲田地域交流館	5 2 5	半固定局

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(3-1) 防災無線番号表

1. 総則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						</

(3-2)

同報系(屋外拡声子局)設置一覧

(令和5年6月末現在)

四谷特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
男女共同参画推進センター	荒木町 16	区施設
新宿医療専門学校(旧四谷第二中学校)	左門町 5	その他
四谷保健センター	四谷三栄町 10-16	区施設
信濃町子ども家庭支援センター	信濃町 20	区施設
東京電力パワーグリッド(株)東京総支社	新宿 5-4-9	民間施設
須賀公園	須賀町 8	公園・児童遊園
大京公園	大京町 14	公園・児童遊園
四谷第六小学校	大京町 30	小中学校
四谷特別出張所	内藤町 87	区施設
コモレ四谷(旧四谷第三小学校)	四谷 1-6	民間施設
南元町区道	南元町 24	区道
四谷中学校	四谷 1-12	小中学校
四谷消防署	四谷 3-10	消防署
四谷ひろば(旧四谷第四小学校)	四谷 4-20	区施設
若葉高齢者在宅サービスセンター	若葉 3-6	区施設
内藤町自転車保管所(新宿御苑前)	内藤町 11	区施設

笹笥町特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
牛込第三中学校	市谷加賀町 1-3-1	小中学校
加賀公園	市谷加賀町 2-4	公園・児童遊園
都営長延寺団地	市谷長延寺町	都営アパート
牛込第一中学校	北山伏町 4-1	小中学校
白銀公園	白銀町 3	公園・児童遊園
津久戸小学校	津久戸町 2-2	小中学校
中町児童館・地域交流館	中町 25	区施設
東五軒町保育園	東五軒町 5-24	区施設
若宮公園	若宮町 20	公園・児童遊園
矢来公園	矢来町 38	公園・児童遊園
笹笥町特別出張所	笹笥町 15	区施設

榎町特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
あかぎ児童遊園	赤城下町 21	公園・児童遊園
牛込仲之小学校	市谷仲之町 4-33	小中学校
牛込第二中学校	喜久井町 20	小中学校
江戸川小学校	水道町 1-28	小中学校
牛込保健センター	弁天町 50	区施設
藤和江戸川橋ビル	山吹町 347	民間施設
鶴巻小学校	早稲田鶴巻町 140	小中学校
佐藤商店前区道	山吹町 350-10	区道
榎町特別出張所	早稲田町 85	区施設

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(3-2) 同報系(屋外拡声子局)設置一覧

1. 総則	若松町特別出張所管内		
2. 火災防止	設置場所	所在地	区分
	住吉町生涯学習館	住吉町 13-3	区施設
	都営市ヶ谷富久町アパート 1 号	富久町 22-24	都営アパート
	障害者福祉センター	戸山 1-22-2	区施設
	戸山シニア活動館	戸山 2-27-2	区施設
3. 防災行政無線	都営戸山ハイツ 10 号棟	戸山 2-10	都営アパート
	都営戸山ハイツ 34 号棟	戸山 2-34	都営アパート
	余丁東児童遊園	余丁町 12	公園・児童遊園
	余丁町小学校	若松町 13-1	小中学校
	オーシャンプラザ	若松町 29-7	民間施設
4. 災害医療	富久さくら公園	富久町 21	公園・児童施設
	新宿ここ・から広場	新宿 7-3-29	区施設
	大久保特別出張所管内		
	設置場所	所在地	区分
	西大久保公園	大久保 1-17	公園・児童遊園
5. 応援・供給協定	大久保特別出張所	大久保 2-12-7	区施設
	中央図書館	大久保 3-1-1	図書館 ※簡易子局
	新宿スポーツセンター	大久保 3-5-1	区施設
	新宿中学校	新宿 6-15-22	小中学校
	ホテルエンパイアイン新宿	百人町 1-15-33	民間施設
6. 避難場所・避難所等	戸山小学校	百人町 2-1-38	小中学校
	百人町児童館・地域交流館	百人町 2-18-21	区施設
	百人町ふれあい公園	百人町 3-28	公園・児童遊園
	戸塚特別出張所管内		
	設置場所	所在地	区分
7. 備蓄	諏訪公園	高田馬場 1-16	公園・児童遊園
	高田馬場駅西児童遊園	高田馬場 4-28	公園・児童遊園
	西早稲田中学校	戸山 3-20-2	小中学校
	都営早稲田アパート	西早稲田 1-9	都営アパート
	荒井山公園	西早稲田 2-3	公園・児童遊園
8. 災害救助	西早稲田あした作業所（旧西早稲田高齢者作業所）	西早稲田 2-16-1	区施設
	戸塚第一小学校	西早稲田 3-10-12	小中学校
	西戸山生涯学習館	百人町 4-7-1	区施設
	戸塚特別出張所	高田馬場 2-18-1	区施設
	新宿西戸山中学校	百人町 4-3-1	小中学校
9. 関係法令	戸塚公園	高田馬場 3-40	公園・児童遊園
10. 警戒宣言			
11. その他			

落合第一特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
落合第二小学校	上落合 2-10-23	小中学校
エステー前区道	下落合 1-4-10	区道
下落合図書館	下落合 1-9-8	区施設
下落合地域交流館	下落合 3-12-33	区施設
落合第一特別出張所	下落合 4-6-7	区施設
中井東公園	中井 2-4	公園・児童遊園
落合橋脇区道	中落合 1-1	区道
落合第一小学校	中落合 2-13-27	小中学校
やよい公園	中落合 3-14	公園・児童遊園
落合中学校	下落合 2-24-6	小中学校

落合第二特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
上落合西公園	上落合 3-11	公園・児童遊園
おちごなかい子ども園（乳児園舎）	中井 1-8-12	区施設
落合第二特別出張所	中落合 4-17-13	区施設
あおぎり児童遊園	西落合 1-2	公園・児童遊園
西落合東公園	西落合 1-23	公園・児童遊園
葛ヶ谷公園	西落合 2-1	公園・児童遊園
西落合公園歩道橋脇	西落合 2-19	公園・児童遊園
落合第六小学校	西落合 4-11-21	小中学校
落合公園	中井 1-14	公園・児童遊園

柏木特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
城北信用金庫	北新宿 1-8-18	民間施設
北新宿多目的環境防災広場	北新宿 1-25-22	区施設
柏木特別出張所	北新宿 2-3-7	区施設
淀橋第四小学校	北新宿 3-17-1	小中学校
北新宿子ども家庭支援センター	北新宿 3-20-2	区施設
北柏木公園	北新宿 4-12	公園・児童遊園
大東橋公園	北新宿 4-32	公園・児童遊園
西新宿中学校	西新宿 8-2-44	小中学校

角筈特別出張所管内

設置場所	所在地	区分
新宿中央公園	西新宿 2-11	公園・児童遊園
西新宿シニア活動館	西新宿 4-8-35	区施設
はごろも児童遊園	西新宿 5-18	公園・児童遊園
芸能花伝舎（旧淀橋第三小学校）	西新宿 6-12-30	その他
角筈特別出張所	西新宿 4-33-7	区施設
エステック広場（工学院大学）	西新宿 1-24	民間施設

区役所管内

設置場所	所在地	区分
新宿区役所	歌舞伎町 1-4-1	区施設
新宿東口駅前	新宿 3-38-1	区道

※榎町特別出張所管内の牛込保健センターは、施設の建替え工事のため、一時撤去中。
工事了後、令和6年度に再設置予定。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(3-3) 新宿区デジタル移動系防災無線局設置等に関する協定書
2. 火災防止	新宿区（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時に相互に緊密な連絡を図るため、新宿区デジタル移動系防災無線局の設置及び管理運用等に関して次のとおり協定を締結する。
3. 防災行政無線	（無線局の設置） 第1条 甲は、乙の施設内に無線局を設置する。
4. 災害医療	（無線設備の経費負担） 第2条 無線設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。
5. 応援・供給協定	（設置場所等の無償使用） 第3条 乙は、無線設備を設置するために必要な設置場所等を甲に無償で使用するものとする。
6. 避難場所等	（設置場所等の変更等） 第4条 乙は、自己の都合により、無線設備の設置場所等を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示のうえ、協議するものとする。 2 甲が、自己の都合により乙の無線設備の設置場所等を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し、乙と協議のうえ、新たなる設置場所等を確保するものとする。 3 前二項により設置場所等を変更しようとするために必要な費用については、甲の負担とする 4 甲、乙どちらかの都合により、撤去が必要となった場合は、協議のうえ、撤去を行うものとする。
7. 備蓄	（設置機器） 第5条 無線局の無線設備は、次のとおりとする。 （1）半固定型無線機（260MHz 帯・〇W）一式 （2）空中線設備一式 （3）配管配線一式 2 設置に係る費用は甲の負担とする。
8. 災害救助	（無線局管理者） 第6条 乙の施設内に設置された無線局に無線局管理者を置く。 2 無線局管理者は、乙の〇〇〇をもって充てる。
10. 警戒宣言	（光熱水費等の負担） 第7条 乙の施設内に設置された無線設備の運用に要する電力及びその他消耗品は、乙の負担とする。
11. その他	

(定期点検等)

第8条 甲は、無線設備を常に確実かつ安全に作動させるために、定期点検を行うものとする。

2 前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

3 無線設備の点検及び修理等に要する費用は、甲の負担とする。

(通信の原則)

第9条 通信は、原則として新宿区地域防災計画に基づく災害対策に係る事務に関するものでなければならない。

(管理及び運用)

第10条 乙は、甲の設置した無線設備を常に良好な状態で管理・運用するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 年 月 日までとする。なお、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲と乙とのいずれからもなんら申出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義の決定等)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成しそれぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長

乙 ○ ○ ○

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(3-4) 防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）設置に関する覚書
2. 火災防止	株式会社スタジオアルタを「甲」とし、新宿区を「乙」とし、甲・乙の間において、次の条項により覚書を締結する。
3. 防災行政無線	(趣旨) 第1条 この覚書は、災害に関する緊急かつ必要な情報を駅前滞留者に提供するため、防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）を設置し、その設置・管理及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。
4. 災害医療	(設置) 第2条 乙は、甲の施設内に防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）を設置する。設置場所は、別添図面のとおりとする。 所在地 新宿区新宿三丁目24番3号 施設名 株式会社スタジオアルタ
5. 応援・供給協定	2 設置に要する費用は、乙の負担とする。
6. 避難場所等	3 設置機器は、次の機器類とし、必要に応じて関連する装置を含むものとする。 (1)25G小電力データ通信装置 1台 (2)25G小電力データ通信装置用ポール 1本 (3)PoE インジェクタ 1台 (4)LAN 避雷器 1台 (5)積層信号灯 1台 (6)電源コンセント 1個 (7)映像データ受信装置 1台 (8)HUB 1台 (9)映像デコーダ 1台
7. 備蓄	4 甲又は乙の都合により前項の設置機器の設置位置を変更する必要があるときは、相手方にその理由及び新たに設置する場所を明示し、甲乙協議の上決定する。
8. 災害救助	(設置場の変更)に要する費用) 第3条 第2条第4項により設置場所を変更するために要する費用の負担については、乙の都合による場合は乙の負担とし、甲の都合による場合は甲乙協議の上決定する。
9. 関係法令	(設置場所等の無償使用) 第4条 甲は、防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）設置に必要な設置場所及び附属設備、その他の工作物を乙に無償で使用させるものとする。
10. 警戒宣言	
11. その他	

（撤去及び現状回復）

第5条 乙は、設置期間が満了した場合、又は本覚書が解除された場合は、速やかに防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）を撤去及び現状回復を行うものとする。

2 前項に基づく防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）の撤去及び現状回復に要する費用は、乙の負担とする。

（維持管理・電気料金）

第6条 防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）の維持管理は、乙が行うものとする。

2 防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）に使用する電気料金は、乙が負担するものとし、乙は、1年間分の電気料金を一括して、甲の請求に基づき支払うものとする。

3 電気料金は、月額 1,200 円とし、消費税相当分を含むものとする。

4 前項の電気料金の見直しは2年毎に行い、甲乙協議の上決定する。

（定期点検等）

第7条 乙は、防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）を常に確実かつ安全に作動させるため、定期点検又は修理等を行うものとする。

2 前項の定期点検又は修理等の作業に際しては、甲は乙からの事前の申し入れに基づき、作業に要する範囲において甲の施設への出入り及びエレベーターの使用を認めるものとする。

3 甲は、甲の都合により乙の作業日の変更を要求することができるものとする。

4 定期点検又は修理等に要する費用は、乙の負担とする。

（連絡の責務）

第8条 乙は、定期点検又は修理等で甲の施設に立ち入る場合は、あらかじめ甲に連絡の上行うものとする。

2 甲は、防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）の故障又は異常を発見したときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（損害賠償）

第9条 防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）の管理運用等に瑕疵があるために甲に損害をあたえたときは、乙が損害の賠償を行うものとする。

（有効期限）

第10条 この覚書の有効期限は、覚書締結の日から平成28年3月末日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙とのいずれからでもなんら申出がないときは、この協定はさらに2年間延長されたものとみなし、以後この例による。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(3-4) 防災行政無線設備（帰宅困難者対策機器）設置に関する覚書

1. 総則	(協議) 第 11 条 この覚書の条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲・乙協議の上定めるものとする。
2. 火災防止	平成 26 年 12 月 18 日
3. 防災行政無線	甲 新宿区新宿三丁目 24 番 3 号 株式会社スタジオアルタ 代表取締役社長 西田 雅一
4. 災害医療	乙 新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区長 吉住 健一
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

4. 災害医療

(4-1)

区内災害拠点病院及び災害拠点連携病院

災害拠点病院 : 令和5年4月1日現在

災害拠点連携病院 : 令和5年4月1日現在

区分	No	施設名	所在地	電話	病床数
災害拠点病院	1	東京医科大学病院	新宿区西新宿 6-7-1	3342-6111	904
	2	慶應義塾大学病院	新宿区信濃町 35	3353-1211	946
	3	東京女子医科大学病院	新宿区河田町 8-1	3353-8111	1,193
	4	東京都立大久保病院	新宿区歌舞伎町 2-44-1	5273-7711	304
	5	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山 1-21-1	3202-7181	749
	6	JCHO東京山手メディカルセンター	新宿区百人町 3-22-1	3364-0251	418
	7	JCHO東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町 5-1	3269-8111	520
災害拠点連携病院	1	目白病院	新宿区下落合 3-22-23	3953-9909	100
	2	春山記念病院	新宿区百人町 1-24-5	3363-1661	99
	3	林外科病院	新宿区大京町 27	3357-3161	42
	4	聖母病院	新宿区中落合 2-5-1	3951-1111	154

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(4-2) 医療救護所一覧

(4-2)

医療救護所一覧

(令和5年4月現在)

	施設名			住所	電話	備考
	番号	管轄地域本部	学校名			
医療救護所 (10 か所)	1	四谷	四谷中学校	四谷 1-12	3358-3771	
	2	笹筒町	津久戸小学校	津久戸町 2-2	3266-1601	
	3	榎町	鶴巻小学校	早稲田鶴巻町 140	3205-9502	
	4	若松町	余丁町小学校	若松町 13-1	3205-9503	
	5	大久保	大久保小学校	大久保 1-1-21	3205-9506	
	6	戸塚	新宿西戸山中学校	百人町 4-3-1	3227-2110	
	7	落合第一	落合第二小学校	上落合 2-10-23	3227-2102	
	8	落合第二	落合第三小学校	西落合 1-12-20	3565-0941	
	9	柏木	西新宿中学校	西新宿 8-2-44	5330-0661	
	10	角筈	西新宿小学校	西新宿 4-35-5	3373-6031	
その他甲が指定する場所						

※各医療救護所には、災害時医療資材セット（医師用）及び災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）を配備している。

(4-3)

災害時医療資材セット(医師用)内訳

(令和5年4月現在)

箱	No.	品名	規格	数量	単位
1号	1	聴診器 W ヘッド	ケース付	8	個
1号	2	アネロイド 血圧計	メーター式 (ケース付)	4	個
1号	3	アネロイド 血圧計 小児用カフ		2	個
1号	4	テラー式打診器		2	本
1号	5	ペンライト(瞳孔ゲージ付)		4	本
1号	6	電子体温計	オムロン MC-680	4	本
1号	7	気管内チューブ	カフ無 3mm	5	本
1号	8	気管内チューブ	カフ無 5mm	4	本
1号	9	気管内チューブ	カフ付 7mm	5	本
1号	10	気管内チューブ	カフ付 8mm	5	本
1号	11	吸引カテーテル	10Fr	8	本
1号	12	吸引カテーテル	12Fr	10	本
1号	13	吸引カテーテル	14Fr	10	本
1号	14	経鼻エアウェイ	6mm	2	本
1号	15	経鼻エアウェイ	7mm	2	本
1号	16	経鼻エアウェイ	8mm	2	本
1号	17	経口エアウェイ	大 100mm	2	個
1号	18	経口エアウェイ	中 70mm	2	個
1号	19	経口エアウェイ	小 40mm	2	個
1号	20	バイトスティック		4	個
1号	21	舌鉗子	コラン式	2	個
1号	22	パルスオキシメーター	パルスフィット BD-650	2	台
1号	23	喉頭鏡	マッキントッシュ[柄付 大・中・小・極小]各 1	2	組
1号	24	スタイレット	大	2	本
1号	25	スタイレット	小	2	本
1号	26	開口器	エスマルビ エボナイト製	2	個
1号	27	バイトブロック	大	2	個
1号	28	バイトブロック	小	2	個
1号	29	マギル鉗子	大	2	本
1号	30	マギル鉗子	小	2	本
1号	31	カフポンプ	30ml シリンジ	2	本
1号	32	トラヘルパー	10Fr	5	本
1号	33	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
2号	1	LSP バックマスクレサシテーター	小児用	1	個
2号	2	手動式人工蘇生器	シリコンレサシテーター[フェイスマスク(2) リザーブ付]	2	組
2号	3	アンブレスキューマスク	アンブレスキューマスク(ケース入)	1	個
2号	4	足踏式吸引器		3	個
2号	5	持針器マチュー	16cm	9	本
2号	6	持針器マチュー	19cm	1	本
2号	7	臍帯剪刀		2	本
2号	8	外科剪刀(両鈍反)	14cmSS	10	本
2号	9	有溝消息子ローゼル		2	本
2号	10	ケース(トレイ付)	24×18×4cm	2	個

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(4-3) 災害時医療資材セット(医師用)内訳

1. 総則	箱	No.	品名	規格	数量	単位
	2号	11	ヒソセット(無鉤)	13cm	40	本
2. 火災防止	2号	12	ヒソセット(有鉤)	13cm	10	本
	2号	13	止血帯	プラマタ	5	個
	2号	14	トロッカーカテーテル	20Fr	2	本
	2号	15	トロッカーカテーテル	28Fr	3	本
	2号	16	気胸セット	MD-86135(5個)	1	式
	2号	17	止血鉗子モスキート無鉤		10	本
	2号	18	止血鉗子モスキート有鉤		10	本
3. 防災行政無線	2号	19	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
	3号	1	デイスボメス(スカルヘル)	(柄付)No.10 20本/箱	5	箱
	3号	2	デイスボメス(スカルヘル)	(柄付)No.11 20本/箱	5	箱
	3号	3	デイスボメス(スカルヘル)	(柄付)No.20 20本/箱	5	箱
4. 災害医療	3号	4	膿盆	20cm	10	個
	3号	5	鉗子立	9cm	2	個
	3号	6	綿球	10個入	10	袋
	3号	7	綿棒	10本入	10	袋
	3号	8	開瞼器	デスマルク	1	組
	3号	9	固定ヒソセット	11cm	1	本
	3号	10	尋常ヒソセット	11cm	1	本
5. 応援・供給協定	3号	11	異物針	13cm	1	本
	3号	12	尖刃刀	13cm	1	個
	3号	13	点眼ビン		3	本
	3号	14	点眼棒	13cm	3	本
6. 避難場所・避難所等	3号	15	咽頭捲綿子		1	本
	3号	16	咽頭鏡(喉頭鏡)	ミラートップ	1	本
	3号	17	咽頭鏡(喉頭鏡)	ミラー No2	1	組
	3号	18	咽頭鏡(喉頭鏡)	ミラー No5	1	組
7. 備蓄	3号	19	耳用消息子	21cm	1	個
	3号	20	鼻鏡 和辻式	大	1	個
	3号	21	鼻鏡 和辻式	中	1	個
	3号	22	鼻用消息子		1	個
8. 災害救助	3号	23	ケース(トレイ付)	24×18×4cm	2	個
	3号	24	耳鏡	ハンドフル&ヘッド部 [大・中・小] 各1	1	組
	3号	25	止血鉗子 有鉤	14cm SS	10	本
	3号	26	止血鉗子 無鉤	14cm SS	10	本
9. 関係法令	3号	27	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
	4号	1	舌圧子	木製デイスボ 100枚/箱	2	箱
	4号	2	雑剪刀	24cmSS	2	本
	4号	3	注射器	10ml 22G 付	100	本
10. 警戒宣言	4号	4	注射器	2.5ml 22G 付	100	本
	4号	5	注射器	20ml 針無	50	本
	4号	6	注射針	19G	100	本
	4号	7	ヒソセット 有鉤	13cm SS	10	本
11. その他	4号	8	ヒソセット 無鉤	13cm SS	10	本
	4号	9	外科剪刀(片尖直)	14cm SS	10	本
	4号	10	消息子	18cmSS	2	本
	4号	11	ケース(トレイ)	24×18×4cm	2	個
	4号	12	扁平鉤	10mm×25mm×210mm	4	組

箱	No.	品名	規格	数量	単位
4号	13	扁平鉤	巾5mm 深さ12mm ss	6	組
4号	14	針付縫合糸	2-0 10本/箱	10	箱
4号	15	針付縫合糸	3-0 10本/箱	10	箱
4号	16	針付縫合糸	5-0 10本/箱	10	箱
4号	17	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
5号	1	弾性包帯 (ラバータイ)	5cm×4.5m	38	本
5号	2	弾性包帯 (ラバータイ)	7.5cm×4.5m	38	本
5号	3	ネット包帯 1号 指用	0.7cm×25m	2	箱
5号	4	ネット包帯 7号 体幹用	7.5cm×25m	2	箱
5号	5	ネット包帯 3号 手・足用	1.6cm×25m	2	箱
5号	6	救急包帯	大 ターメキア	30	本
5号	7	救急包帯	小 ターメキア	30	本
5号	8	救急包帯 多頭帯型	中	10	個
5号	9	救急包帯 多頭帯型	小	10	個
5号	10	局方ガーゼ	30cm×10m	2	本
5号	11	絆創膏(サージカルテープ)	12mm×9m×24巻	2	箱
5号	12	軟膏ペラ	プラスチック	2	本
5号	13	雑剪刀	24cm	2	本
5号	14	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
6号	1	緩衝パッド	L	20	個
6号	2	緩衝パッド	M	20	個
6号	3	緩衝パッド	S	20	個
6号	4	滅菌タオル包帯	大	10	個
6号	5	滅菌タオル包帯	小	10	個
6号	6	絆創膏(サージカルテープ)	50mm×9m×6巻	1	箱
6号	7	救急絆創膏	4サイズ 50枚入	10	個
6号	8	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
7号	1	洗浄ボトル	500cc	5	個
7号	2	紙コップ	200cc	40	個
7号	3	石けん		18	個
7号	4	液体石けん	ミューズ 250ml	4	個
7号	5	安全カミソリ		50	個
7号	6	万能剪刀		10	個
7号	7	ビニール袋	15号 30×40cm	50	個
7号	8	タオル	白無地/手拭サイズ	5	個
7号	9	救急シート	保温用 メディラップ MW1002	20	個
7号	10	片面吸水トレーブ	90×90cm	20	枚
7号	11	アルフェンス	2号 6枚入り	1	箱
7号	12	アルフェンス	8号 12枚入り	1	箱
7号	13	アルフェンス	10号 24枚入り	1	箱
7号	14	伸縮包帯	5cm×4.5m	12	本
7号	15	伸縮包帯	7.5cm×4.5m	12	本
7号	16	絆創膏(デュラポア)	50mm×9m×6巻	1	箱
7号	17	雑剪刀	24cmSS	2	本
7号	18	金切ハサミ	アルフェンス等切断用	1	本
7号	19	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
8号	1	延長チューブ付三方活栓	TS-WR1725L	50	本
8号	2	清浄綿	100包入	2	箱

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(4-3) 災害時医療資材セット(医師用)内訳

1. 総則	箱	No.	品名	規格	数量	単位
	8号	3	駆血帯	アルミ径 6mm 長さ 50cm	5	本
2. 火災防止	8号	4	折たたみ式ガード	アルミ製 担架取付式	2	個
	8号	5	バルーンカテーテル	12Fr	5	本
	8号	6	バルーンカテーテル	14Fr	5	本
	8号	7	バルーンカテーテル	16Fr	5	本
	8号	8	蓄尿袋		15	個
	8号	9	翼状針	18G	20	本
3. 防災行政無線	8号	10	翼状針	21G	20	本
	8号	11	翼状針	23G	70	本
	8号	12	静脈留置針	18G	20	本
	8号	13	静脈留置針	22G	20	本
	8号	14	静脈留置針	24G	20	本
4. 災害医療	8号	15	点滴用ロープ	フック付)	5	本
	8号	16	輸液セット(針無)	TI-U250P	50	個
	8号	17	小児用輸液セット	TK-J251PK027	20	個
	8号	18	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
5. 応援・供給協定	9号	1	三角巾(滅菌済ロールタイプ)	105×105×150cm	50	個
	9号	2	三角巾(滅菌済)	105×105×150cm	50	枚
	9号	3	タオル(滅菌済)	白色(無地)	10	枚
	9号	4	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
	10号	1	万能副子「サムスプリント」		5	個
	10号	2	ビニールバケツ	10L	4	個
6. 避難場所等	10号	3	ポリ袋 J-4	大	100	枚
	10号	4	ポリ袋 G-4	小	100	枚
	10号	5	デイスボマスク	50枚入	4	箱
	10号	6	Tシャツ	大	10	枚
	10号	7	Tシャツ	中	10	枚
7. 備蓄	10号	8	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
	11号	1	フェノバル注射液	100mg 1ml×10A/箱	1	箱
	11号	2	セルシン注射液	10mg 2ml×10A/箱	1	箱
	11号	3	ロキソニン錠	60mg PTP100T/箱	6	箱
8. 災害救助	11号	4	キシロカイン注ボリアンブ	1% 10mL×10A/箱	1	箱
	11号	5	キシロカインゼリー	2% 30mL	2	本
	11号	6	キシロカインポンプスプレー	8% 80g	1	本
	11号	7	ニトロール錠	5mg・100錠/箱	1	箱
9. 関係法令	11号	8	ソル・コーテフ注射用	100mg・5V/箱	1	箱
	11号	9	ブドウ糖液	20% 20mL	5	管
	11号	10	ラクテック注	500mL	2	袋
	11号	11	生理食塩液	20mL	5	本
10. 警戒宣言	11号	12	フロモックス錠	100mg PTP100T/箱	1	箱
	11号	13	セフメタゾン点滴静注用	1g 10V/箱	1	箱
	11号	14	ゲンタシン軟膏/クリーム	0.1% 10g×10本/箱	2	箱
	11号	15	ソフラチュール貼付剤	10cm×10枚/袋	5	袋
11. その他	11号	16	リンデロン-VG 軟膏/クリーム	0.12%(5g×10本)	1	箱
	11号	17	アズノール軟膏	0.033%(20g×10本)	1	箱
	11号	18	ロキソニンテープ	100mg 10×14cm×7枚×10袋/箱	2	箱
	11号	19	インテバソクリーム	1% (25g×10本/箱)	1	箱
	11号	20	消毒用エタノール	500mL	1	本

箱	No.	品名	規格	数量	単位
11号	21	クロルヘキシジン・グルコン酸塩	0.05%・500ml	1	本
11号	22	ボ・ピ・ト・ン・ヨード液	10%・250ml	5	本
11号	23	ボ・スミン注	1mg 10A/箱	1	箱
11号	24	エビ・ペン注射液	0.3mg(自己注射用キット)	1	本
11号	25	ユニフィル LA 錠	200mg PTP100T	1	箱
11号	26	サルタノールインヘラー	100µg0.16% 13.5ml×1V	10	箱
11号	27	ホクナリンテープ	0.5mg×70 枚	1	箱
11号	28	ホクナリンテープ	2mg×70 枚	1	箱
11号	29	シムビ・コートタービ・ュヘイラー	30 吸入×1 本	10	箱
11号	30	ボ・ララン錠	2mg PTP100T	10	箱
11号	31	アレグ・ラ OD 錠	60mg PTP100T	1	箱
11号	32	フロモックス小児用細粒	100mg(分包 0.5g)SP120 包	1	箱
11号	33	クラリシット錠	200mg PTP100T	1	箱
11号	34	ジ・スロマック細粒小児用	10%(分包 1g)60 包	1	箱
11号	35	ビ・クシリン S 配合錠	250mg 100T	1	箱
11号	36	クラビット錠	500mg PTP50T	2	箱
11号	37	パ・タノール点眼液	0.1%(5mL×10 本)	1	箱
11号	38	クラビット点眼液	0.5%(5mL×5 本)	2	箱
11号	39	ブ・スコパ・ン注	20mg 1mL 10A	1	箱
11号	40	ソセコン注射液	15mg 10A	1	箱
11号	41	生理食塩水(点滴用)	100ml/10 本 / 箱	1	箱
11号	42	救急箱		1	箱
12号	1	レントルミン D 錠	0.25mg PTP100T	1	箱
12号	2	カロナール錠	200mg PTP1000T	4	箱
12号	3	PL 配合顆粒	分包 1g SP100 包/箱	10	箱
12号	4	ブ・スコパ・ン錠	10mg PTP100T	1	箱
12号	5	ビ・オフェルミン R 錠	6mg PTP100T	12	箱
12号	6	ムコスタ錠	100mg PTP100T	10	箱
12号	7	ブ・リンペ・ラン錠	5mg PTP100T	4	箱
12号	8	ナウゼリン OD 錠	10mg PTP100T	6	箱
12号	9	ブ・ロブ・レス錠	8mg PTP100T	1	箱
12号	10	アムロシリン OD 錠	5mg PTP100T	1	箱
12号	11	メジコン錠	15mg PTP100T	2	箱
12号	12	ムコソルバン錠	15mg PTP100T	1	箱
12号	13	アスベリン錠	10mg PTP100T	1	箱
12号	14	SP トローチ	0.25mg 錠 12T×100	1	箱
12号	15	救急箱		1	箱
13号	1	デ・パス錠	0.5mg PTP10T×10/箱	3	箱
13号	2	ラシックス注	20mg 2ml×50A/箱	1	箱
13号	3	セルシン錠	2mg PTP100T	6	箱
13号	4	リスパ・ダール OD 錠	1mg PTP100T	1	箱
13号	5	タケプロン OD 錠	15mg PTP100T	1	箱
13号	6	フルゼニド錠	12mg PTP100T	1	箱
13号	7	ラキソパ・ロン内容液	0.75% 10mL×10A	1	箱
13号	8	グリセリン浣腸液	50% 60mL×10 本	1	箱
13号	9	ジ・ゴシン錠	0.125mg PTP100T	1	箱
13号	10	ラシックス錠	20mg PTP100T	1	箱
13号	11	アーチスト錠	10mg PTP100T	1	箱

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(4-3) 災害時医療資材セット(医師用)内訳

1. 総則	箱	No.	品名	規格	数量	単位
	13号	12	ミリステープ	5mg 4.05×4.5cm×140枚	1	箱
2. 火災防止	13号	13	プレトニゾロン錠	5mg PTP100T	2	箱
	13号	14	アクトスOD錠	15mg PTP100T	1	箱
	13号	15	ワーファリン錠	1mg PTP100T	1	箱
	13号	16	バイアスピリン錠	100mg 10T×50	1	箱
	13号	17	サンビロ点眼液	2%(5mL×10本)	1	箱
	13号	18	白色ワセリン	500g	2	個
	13号	19	ミリオペン用針	ナノバースニートルⅡナノバース 34G×14個	1	袋
3. 防災行政無線	13号	20	自己検査用グルコースキット	メデイスーフフィットチップ MS-FC30 30個入り	1	箱
	13号	21	アマリール錠	1mg	100	錠
	13号	22	血糖測定器	テルモメデイスーフフィット血糖測定スターターキット	1	組
	13号	23	生理食塩液	100mL×10袋	3	箱
	13号	24	手指消毒液	0.2% 500ml	3	本
4. 災害医療	13号	25	次亜塩素酸ナトリウム	ビュラックス 6% 600mL	1	本
	13号	26	スワブスティックペンサールコニウム	60包/箱	1	箱
	13号	27	救急箱		1	箱
	14号	1	水桶 6リットル	布バケツ	4	個
5. 応援・供給協定	14号	2	ポリタンク	10L	2	個
	14号	3	ポリタンク	2リットル入	2	個
	14号	4	サチライト		2	個
	14号	5	ビニールシート	1m	2	枚
	14号	6	寝袋	1人用 スリーシーズン	1	個
6. 避難場所・避難所等	14号	7	ランタン		1	個
	14号	8	タオル(未滅菌)	白無地	5	枚
	14号	9	ペンライト		2	本
	14号	10	ビシャク	アルミ製	1	個
7. 備蓄	14号	11	紙コップ	200cc	10	個
	14号	12	眼帯	ガーゼ付	20	個
	14号	13	手洗いブラシ	ナイロン毛	2	個
	14号	14	石けん	薬用石けん	2	個
	14号	15	ハンチ	長さ 175mm	1	本
8. 災害救助	14号	16	ドライバ-	マイナス型 150mm	1	本
	14号	17	サインペン	赤・黒 各1	2	本
	14号	18	救急箱	63×43×22cm アルミ	1	箱
	15号	1	感染性廃棄物用ゴミ箱	20リットル	3	個
9. 関係法令	16号	1	脱脂綿	100g	20	包
	16号	2	画板		6	枚
	16号	3	大人用紙おむツ(L)	30枚入	2	袋
	16号	4	ゴミ袋	大 90L	50	個
	17号	1	頸部固定カラー	ステップネックセレクト 成人用	4	個
10. 警戒宣言	17号	2	頸部固定カラー	ステップネックセレクト 小児用	4	個
	17号	3	副木	スポンジ付針金副木 大	8	本
	17号	4	副木	スポンジ付針金副木 中	8	本
	17号	5	副木	スポンジ付針金副木 小	10	本
11. その他	17号	6	尿器	男性用	1	個
	17号	7	尿器	女性用	1	個
	17号	8	差込便器	フタ付	1	個
	17号	9	洗面器	ステンレス製 φ340×110mm	4	個

(4-3) 災害時医療資材セット(医師用)内訳

箱	No.	品名	規格	数量	単位
17号	10	ロール状救急絆	フリーサイズ 55mm×2.5m 2枚入り	1	箱
18号	1	手術用手袋	No.6.5	50	双
18号	2	手術用手袋	No.7.5	100	双
18号	3	手術用手袋	No.8.0	50	双
18号	4	トイレットペーパー		24	個
19号	1	サージカルカウンセット(滅菌済)	デイスボ 不織布製 (マスク・キャップ・カウン/組)	15	組
19号	2	患者用検査着	ガウン型	10	着
19号	3	デイスボ サージカルエプロン	袖付 コム袖タイプ	40	枚
20号	1	CPRボード	心肺蘇生用背板	1	個
20号	2	滅菌ガーゼ	30cm×30cm 8折 5枚入	100	袋
20号	3	滅菌ガーゼ	30cm×30cm 4折 10枚入	100	袋
蘇生器	1	ボンベ	2L 充填量 300mL	1	本
蘇生器	2	ボンベ	10L 充填量 1,500mL	1	本
蘇生器	3	吸引カテーテル	18Fr	1	本
蘇生器	4	中濃度酸素マスク 成人用酸素チューブ付		1	個
箱外①	1	アイソレーションカウン	フリーサイズ (50枚入り)	2	箱
箱外②	1	ニトリルグローブ	S 100枚入り	15	箱
箱外②	2	ニトリルグローブ	M 100枚入り	15	箱
箱外②	3	ニトリルグローブ	L 100枚入り	10	箱
箱外③	1	メイロン静注	7%・250ml×10袋	1	箱
箱外④	1	生理食塩水	500ml×20袋	1	箱
箱外⑤	1	不織布	ミシ目:90cm×100m	5	本
冷蔵庫	1	ホルタレンサボ (坐剤)	50mg 50個/箱	3	箱
冷蔵庫	2	アンヒバ 坐剤小児用	100mg・50個/箱	6	箱
冷蔵庫	3	ヒューマリン R 注	100単位/mL(10mL)	1	管
冷蔵庫	4	ヒューマリン 3/7 注リオペン	2キット/箱	1	箱
冷蔵庫	5	沈降破傷風トキソイドシリンジ		2	本
冷蔵庫	6	アイシング	コールド・ホットパック 2個/箱	2	箱
冷蔵庫	7	冷却剤	DI-200 95×170mm・200g	7	個

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(4-4) 災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）内訳

(4-4)

災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）内訳

(令和5年4月現在)

No. 1

No.	品名	規格	数量	単位
1	除菌スプレー	タイフレスミストプラス 350ml	1	本
2	ハイクットガーゼ	40×40mm×100枚/箱	1	箱
3	デンタルマスクゴムタイプ	50入	1	箱
4	ニトリックローブ・パウダーフリー	100枚/箱	1	箱
5	歯科検診器具セット	ミラー/エクスプローラー/ピンセット 50組	1	箱
6	デンタルウェット	60枚入	1	個
7	ペンライト	LED単4電池2本型 瞳孔ゲージ付	1	本
8	モンターミンセンシティブ	700ml	1	本
9	両頭セメントヘラ	#1	3	本
10	持針器	マチュエ型 超鋼付 170mm	1	本
11	雑用ハサミ	ステンレス製 200mm	1	本
12	歯肉切開ハサミ	ゴールドマンフォックス #1	1	本
13	技巧プライヤー	3枚 ヤング	1	本
14	三角プライヤー	新タイプ 三嘴の事	1	本
15	技巧プライヤー	#118 3枚	1	本
16	金冠ハサミ	#210 直	1	本
17	ワイヤーニッパー	KI型	1	本
18	ラバーカップ	小・15ml	2	個
19	筆	11cm	2	本

No. 2

No.	品名	規格	数量	単位
1	カクメン	40×40mm 500g	1	箱
2	ローラコットンS	S Φ8.5×25mm・160本×10箱	1	組
3	ネオタイン	粉末50g	1	箱
4	ネオタイン	液10ml	1	箱
5	セフゾンカプセル	100mg 500P(10P×50)	1	箱
6	ケフラルカプセル	250mg 100P(10P×10)	5	箱
7	L-ケフレックス小児用顆粒	200mg・100包(1g×100包)	1	箱
8	ボルタレン錠	25mg 500錠(PTP)	1	箱
9	ポントールカプセル	250mg 100P(PTP)	5	箱
10	ユニファーストII	3-1セット粉35g・液100ml	1	箱

(4-5)

災害救助用医療品セット内訳

(令和5年4月現在)

No.	品名	規格	数量	単位
1	三角巾	105×105×150cm	100	枚
2	副木(木製)	(大・中・小 各3本) 1組	5	組
3	ソフトシーネ	Sサイズ 20×80×630cm	2	本
4	眼帯	ガーゼ付	25	個
5	サラン	綿100% 巾33cm×1反	5	反
6	油紙	(2枚入り) 1組	100	組
7	外傷ホルスターセット	外科剪刀(14cm ステンレス製・1本)	2	本
		ピンセット(13cm ステンレス製・1本)		本
		とげ抜きピンセット(13cm ステンレス製・1本)		本
		サージカルドレッシング(小2枚)		組
		綿棒 (50本入り)		袋
		収納ホルスター(布製ホック付・1個)		個
8	ペンライト	(瞳孔ゲージ付・1本)	2	本
9	電子体温計	デジタル表示	2	本
10	救急剪刀	19cm ステンレス製	5	本
11	救急シート	保温用	5	枚
12	包帯	6裂 反巻、耳付	20	個
13	包帯	8裂 反巻、耳付	20	個
14	ホウ酸末	洗眼用、3g 12包入り	3	箱
15	消毒用エタノール	500ml	2	本
16	希ヨードチンキ	100ml	5	本
17	逆性石けん	500ml	1	本
18	アクリノールガーゼ	8×5cm 50枚入り	6	個
19	絆創膏	サージカルテープ 12mm×9m	10	個
20	冷却シート	熱さまシート 50×110mm 12枚入	2	箱
21	カット綿	50g	300	個
22	滅菌ガーゼ	300×300mm 2枚入り、EOG滅菌	200	包

※ 上記セットを、避難所及び備蓄倉庫に合計で57組配備している。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(4-6)
2. 火災防止	新宿区災害医療運営連絡会設置要綱 (目的) 第1条 この要綱は、「災害時の医療救護活動についての協定書（昭和51年11月18日締結）」第13条に基づき、災害時の医療救護活動の円滑な運営態勢の確立を図るため、新宿区災害医療運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、その運営等について定めることを目的とする。
3. 防災行政無線	(所掌事務) 第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。
4. 災害医療	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。 (2) 災害時における関係各機関との情報連絡及び調整方法に関すること。 (3) 傷病者等の搬送に関すること。 (4) 災害医療訓練に関すること。 (5) 医薬品等の備蓄に関すること。 (6) その他連絡会が必要と認めること。
5. 応援・供給協定	(会長及び委員) 第3条 連絡会は、会長及び委員をもって構成する。
6. 避難場所等	2 会長は副区長をもって充てる。 3 委員は、別表1のとおり区長が委嘱し、又は任命する。 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。 5 委員の任期は、委嘱または任命の日から2年を経過する年の3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 6 会長は、あらかじめ副会長を指名することができる。副会長は、会長が連絡会に出席できないときに会長の代理を行う。
7. 備蓄	
8. 災害救助	(会議) 第4条 連絡会は、必要に応じて会長が招集する。
9. 関係法令	(書面会議等) 第5条 連絡会は、その運営に支障のない範囲において、書面又はオンライン等の方法により開催することができるものとする。
10. 警戒宣言	(検討会) 第6条 会長は、第2条に掲げる事務の検討に当たり、検討会を設けることができる。
11. その他	2 検討会の座長は、健康部長とする。 3 検討会は、別表2に掲げる組織から課題ごとに関係する者で構成する。ただし、一回の検討会について、謝礼を要する者の出席は、予算の範囲内において事務局が調整するものとする。 4 会議は、必要の都度座長が招集する。なお、会議の開催については第5条を準用する。 5 座長が検討会に出席できない場合は、座長があらかじめ指名した者がこれを代理する。

(謝礼)

第7条 連絡会及び検討会（以下「連絡会等」という。）に出席した委員及び第3条4の出席者（以下「委員等」という。）には謝礼を支払うものとする。

2 謝礼については、第5条の規程により書面又はオンライン等の方法によって連絡会等を開催する場合であっても委員等に支給することができる。この場合、委員等が連絡会等に出席し、又は出席に相当すると認められることを確認する。

(事務局)

第8条 連絡会等の事務局は、健康部健康政策課に置く。

(補 則)

第9条 本要綱に定めるもののほか連絡会及び検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日付4新健政地第654号決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(4-6) 新宿区災害医療運営連絡会設置要綱

1. 総則

別表 1

新宿区災害医療運営連絡会委員		
新宿区医師会	会長・副会長・理事	各 1 名
区内歯科医師会	四谷牛込歯科医師会会長	各 1 名
	新宿区歯科医師会会長	
新宿区薬剤師会 会長		1 名
柔道整復師会新宿支部 支部長		1 名
区内病院関係者		3 名
区内警察署長	四谷警察署・牛込警察署 戸塚警察署・新宿警察署	各 1 名
区内消防署長	四谷消防署・牛込消防署・新宿消防署	各 1 名
新宿区職員	健康部長	各 1 名
	保健所長	
	健康部副部長	
	危機管理担当部長	

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

別表 2

新宿区災害医療運営連絡会 検討会 関係機関	
1	新宿区医師会
2	区内歯科医師会（四谷牛込歯科医師会・新宿区歯科医師会）
3	新宿区薬剤師会
4	柔道整復師会新宿支部
5	区内災害拠点病院
6	区内災害拠点連携病院
7	区内警察署 （四谷警察署・牛込警察署・戸塚警察署・新宿警察署）
8	区内消防署（四谷消防署・牛込消防署・新宿消防署）
9	区役所内関係部署

(4-7)

災害時の医療救護活動についての協定書

新宿区を「甲」とし、社団法人新宿区医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき、医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護班活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医師 若干名
- (2) 看護婦 若干名
- (3) その他補助事務 若干名

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第9条 救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(4-7) 災害時の医療救護活動についての協定書

1. 総則	(医療費) 第10条 救護所における医療費は、無料とする。 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。
2. 火災防止	(合同訓練) 第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ、担当するものとする。
3. 防災行政無線	(費用弁償等) 第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。 (1) 医療救護班の編成・派遣に伴うもの ア 医療救護班の編成・派遣に要する経費 イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償 ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費 (2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
4. 災害医療	(災害医療運営連絡会の設置) 第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する新宿区災害医療運営連絡会を設置するものとする。
5. 応援・供給協定	(細 目) 第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。
6. 避難場所等	(協 議) 第15条 各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
7. 備蓄	甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。
8. 災害救助	昭和51年11月18日 甲 新宿区長 山本 克忠 乙 社団法人 新宿区医師会長 大野 憲吉
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(4-8)

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

新宿区を「甲」とし、社団法人東京都歯科医師会牛込支部、社団法人東京都歯科医師会四谷支部及び社団法人新宿区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 若干名
- (2) 歯科衛生士 若干名
- (3) その他補助事務 若干名

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(4-8) 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

1. 総則	の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。 (費用弁償等) 第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。 (1) 歯科医療救護班の編成・派遣に伴うもの ア 歯科医療救護班の編成・派遣に要する経費 イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償 ウ 歯科医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費 (2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)にかかる経費 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。 (災害医療運営連絡会への参画) 第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する新宿区災害医療運営連絡会に参画するものとする。 (細 目) 第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。 (協 議) 第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。 甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	平成8年7月31日
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 東京都新宿区 代表者 東京都新宿区長 小野田 隆
7. 備蓄	乙 東京都新宿区袋町10番地 社団法人東京都歯科医師会牛込支部 東京都新宿区新宿二丁目18番5号 社団法人東京都歯科医師会四谷支部 東京都新宿区大久保一丁目2番18号 社団法人新宿区歯科医師会
8. 災害救助	代表者 社団法人東京都歯科医師会 四谷支部長 池田 作
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(4-9)

災害時の救護活動についての協定書

新宿区を「甲」とし、新宿区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、現地の救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(薬剤師班の輸送)

第7条 乙所属の薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成・派遣に伴うもの

ア 薬剤師班の編成・派遣に要する経費

イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(4-9) 災害時の救護活動についての協定書

1. 総則	(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)にかかる経費 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。 (災害医療運営連絡会への参画)
2. 火災防止	第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する新宿区災害医療運営連絡会に参画するものとする。 (細 目) 第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。
3. 防災行政無線	(協 議) 第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。 甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。
4. 災害医療	平成8年7月31日 甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 東京都新宿区 代表者 東京都新宿区長 小野田 隆
5. 応援・供給協定	乙 東京都新宿区西新宿一丁目2番9号 新宿区薬剤師会 代表者 会長 木原 芳男
6. 避難場所・ 避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(4-10)

災害時の応急救護活動についての協定書

新宿区を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会新宿支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)
第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)
第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。
ア 傷病者に対する応急救護（柔道整復師法「昭和45年法律第19号」に規定された業務の範囲）の実施
イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
2 乙が救護所において行う応急救護は、救護所の医師の指示により実施するものとする。

(費用弁償)
第3条 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)
第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動に係る従事者の損害補償については、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年東京都新宿区条例第12号)の例による。

(合同訓練への参加)
第5条 乙は、甲が行う合同訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(応急救護計画の策定)
第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急計画を策定し、これを甲に提出するものとする。
2 乙は、前項の災害応急計画を策定するに当たっては、社団法人新宿区医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)
第7条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する新宿区災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(協 議)
第8条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月31日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区
代表者 東京都新宿区長 小野田 隆

乙 東京都新宿区中落合4丁目28番8号
社団法人東京都柔道接骨師会新宿支部
代表者 支部長 宇佐美 進三

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(4-11) 災害時における緊急医療救護所用の敷地の提供に関する協定 新宿区（以下「甲」という。）と株式会社熊谷組（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。 （目的） 第1条 本協定は、大規模な災害が発生し、多数の傷病者が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する敷地の一部（以下「対象敷地」という。）を緊急医療救護所として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。 （緊急医療救護所） 第2条 本協定における緊急医療救護所は、災害時において、甲が、傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急処置等を実施するために設置する。 （対象敷地） 第3条 本協定の対象敷地は、次のとおりとする。 所在地 新宿区津久戸町2番1号 名 称 株式会社熊谷組
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	（提供の要請） 第4条 甲は、対象敷地に緊急医療救護所を設置する必要があるときは、事前に、乙に対しその旨を文書又は口頭で要請する。
7. 備蓄	（敷地の提供） 第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対し対象敷地を提供することとし、文書又は口頭で回答する。ただし、災害の状況等やむを得ない事情がある場合、乙は、甲に対し断ることができる。
8. 災害救助	（管理運営） 第6条 乙が前条の規定に基づいて提供した対象敷地の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
9. 関係法令	（使用期間） 第7条 対象敷地の使用期間は、原則として要請を受けたときから3日間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を乙に要請するものとする。
10. 警戒宣言	（現状復帰） 第8条 甲は、第4条及び第5条の規定に基づく対象敷地の使用を終了するときは、当該敷地を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
11. その他	

(費用負担)

第9条 対象敷地の使用は無償とする。なお、緊急医療救護所の運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(訓練の実施等による敷地の提供)

第10条 平時において、乙は、甲から医療救護所運営訓練等を行うため敷地提供の要請があった場合は、可能な範囲において要請に応えるものとする。

(連絡体制等の通知)

第11条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡方法について、本協定締結後直ちに相互に通知するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制等に変更があった場合は、その都度相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、その都度甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 吉住 健一

乙 東京都新宿区津久戸町2番1号
株式会社熊谷組
取締役社長 櫻野 泰則

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

5. 応援・供給協定

(5-1)

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- （2）居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- （3）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （4）前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- （1）災害時等の状況
- （2）協力の内容
- （3）協力の期間
- （4）協力の場所
- （5）その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

(5-1) 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

1. 総則	3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。
2. 火災防止	(自主協力) 第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。
3. 防災行政無線	(協力費用の負担区分) 第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力を要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
4. 災害医療	2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
5. 応援・供給協定	3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。
6. 避難場所等	(都の役割) 第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力をに係る総合調整を行うものとする。
7. 備蓄	2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。
8. 災害救助	(他の協定との関係) 第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。
9. 関係法令	(その他) 第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。
10. 警戒宣言	(適用) 第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。
11. その他	この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和 3 年12月27日

東京都

代表者 東京都知事

都内 23 特別区（別表のとおり）

代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内 26 市（別表のとおり）

代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内 13 町村（別表のとおり）

代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

(別表)

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

(5-2) 新宿区と高遠町との相互援助協定

1. 総則	(5-2)
2. 火災防止	新宿区と高遠町との相互援助協定 (※協定書の内容については、平成 18 年 3 月の伊那市の合併により、伊那市が承継している。) 東京都新宿区（以下「甲」という。）と長野県高遠町（以下「乙」という。）とは、友好提携の精神に基づき、災害時における相互援助について、次のとおり協定する。
3. 防災行政無線	(目 的) 第 1 条 この協定は、甲及び乙の地域において、災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策に関し、甲及び乙は相互に援助協力を行うことにより、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。
4. 災害医療	(援助の内容) 第 2 条 甲及び乙が相互に行う援助について、協力要請があった時は、積極的に協力するものとする。
5. 応援・供給協定	2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。 (1) 食糧品 (2) 生活必需品 (3) 応急対策資器材。 (4) 復旧に要する職員の派遣 (5) 被災者の一時受入れ (6) その他
6. 避難場所・避難所等	3 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙協議のうえ援助内容を追加することができる。 (輸 送) 第 3 条 前条に定める物資等の輸送については、援助を要請した側が行うものとする。ただし、要請した側において特別の理由により輸送が困難な状況にある場合は、甲、乙協議のうえ、その輸送の一部又は全部を援助する側に依頼することができる。 (経費の負担) 第 4 条 第 2 条に定める援助に要する経費（輸送料を含む。）は当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については、甲、乙協議のうえ定める。 (協 議) 第 5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。 この協定の証として、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。
7. 備蓄	平成 7 年 7 月 2 日
8. 災害救助	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 東京都新宿区長 小野田 隆
9. 関係法令	乙 長野県上伊那郡高遠町西高遠1806番地 長野県高遠町長 北原 三平
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-3)

合併に伴う相互援助協定確認書

平成7年7月2日、新宿区と高尾町は、災害による被害を最小限度に防止することを目的として、相互の地域に災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策について、「新橋区と高尾町との相互援助協定」を締結しました。

平成18年3月31日、高尾町は、伊那市及び長谷村と合併し、伊那市となりましたが、新宿区と伊那市は、相互の地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、相互援助協定について、その内容を相互に確認し、これを引き続き継続することに合意し、ここに合併に伴う相互援助協定確認書を取り交わします。

平成18年7月2日

新宿区
区長 中山 弘子

伊那市
市長 小坂 樫男

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-4) 新宿区と長坂町との相互援助協定

1. 総則	(5-4)
2. 火災防止	新宿区と長坂町との相互援助協定 (※協定書の内容については、平成16年11月の明野村・須玉村・高根町・長坂町・大泉村・白洲町・武川村の合併により、北杜市が承継している。) 東京都新宿区（以下「甲」という。）と山梨県長坂町（以下「乙」という。）とは、災害時における相互援助について、次のとおり協定する。
3. 防災行政無線	（目 的） 第1条 この協定は、甲又は乙の地域において、災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策に関し、甲及び乙は相互に援助協力を行うことにより、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。
4. 災害医療	（連絡の窓口） 第2条 甲と乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。
5. 応援・供給協定	（援助の内容） 第3条 甲及び乙が相互に行う援助について、協力要請があったときは、積極的に協力するものとする。
6. 避難場所・避難所等	2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。 1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材 2) 応急対策に必要な資器材 3) 救助及び救助活動に必要な車両等 4) 復旧に要する職員の派遣 5) ボランティアのあっ旋 6) 被災者の一時受入れ 7) その他
7. 備蓄	3 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙協議の上援助内容を追加することができる。
8. 災害救助	（輸 送） 第4条 前条に定める物資等の輸送については、援助を要請した側が行うものとする。ただし、要請した側において特別の理由により輸送が困難な状況にある場合は、甲、乙協議の上、その輸送の一部又は全部を援助する側に依頼することができる。
9. 関係法令	（経費の負担） 第5条 第3条に定める援助に要する経費（輸送料を含む。）は当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については、甲、乙協議の上定める。
10. 警戒宣言	（災害補償） 第6条 派遣職員等がその業務により、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、応援した区、町の負担とする。 2 派遣職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請した区、町が、要請した区、町への往復の途中において生じたものについては応援した区、町が補償の責めを負うものとする。
11. その他	（協 議） 第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

この協定の証として、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 11 年 3 月 29 日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
東京都新宿区長 小野田 隆

乙 山梨県北巨摩郡長坂町長坂上条2575番19
山梨県長坂町長 小沢 澄夫

合併に伴う相互援助協定確認書

平成 11 年 3 月 29 日、長坂町と新宿区は災害による被害を最小限度に防止することを目的として、相互の地域に災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策について「新宿区と長坂町の相互援助協定」を締結した。

この協定により、協力要請が行なわれた場合の援助内容等を定めたことは、災害対策基本法の趣旨に沿って地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するうえで重要なものである。

平成 16 年 11 月 1 日、明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・武川村は合併し、北杜市となったが、北杜市と新宿区は相互援助協定について引き続き確認するものである。

平成 17 年 3 月 25 日

北杜市長 白倉 政司 新宿区長 中山 弘子

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(5-5) 新宿区と沼田市との災害時における相互援助に関する協定
2. 火災防止	新宿区（以下「甲」という。）及び群馬県沼田市（以下「乙」という。）は、災害時における相互援助について、次のとおり協定を締結する。
3. 防災行政無線	(目的) 第1条 この協定は、甲又は乙の区域において災害が発生した場合における応急・復旧対応について、相互に、物資の供給、職員の派遣その他の援助協力を行うことにより、災害による被害の拡大の防止及び災害からの早期復旧に資することを目的とする。
4. 災害医療	(相互援助) 第2条 前条に規定する相互の援助協力（以下「相互援助」という。）の内容は、次のとおりとする。 (1) 食糧、飲料水及び生活必需品の供給 (2) 前号の供給に必要な資器材その他応急・復旧対応に必要な資器材の供給 (3) 救助及び救援活動に必要な車両等の貸与 (4) 職員の派遣 (5) ボランティア等のあっせん (6) 被災者の一時受入れ (7) その他応急・復旧対応のために必要と認められる援助
5. 応援・供給協定	2 甲及び乙は、自らの区域において災害が発生した場合において、相互援助を必要と認めるときは、その相手方に対し、その旨を要請することができる。
6. 避難場所等	3 甲及び乙は、その相手方から前項の規定に要請（以下「支援要請」という。）を受けたときは、特別の理由がない限り、積極的に相互援助を行うものとする。
7. 備蓄	(輸送) 第3条 相互援助を行うに当たって必要な物資等の輸送は、支援要請を行う側（以下「要請側」という。）が行うものとする。ただし、特別の理由により要請側が当該輸送を行うことが困難な状況にあるときは、甲乙協議の上、当該相互援助を行う側（以下「援助側」という。）がその全部又は一部を行うことができる。
8. 災害救助	(経費負担) 第4条 相互援助に要する費用（前条に規定する輸送に要する費用を含む。）は、要請側が負担するものとし、その額は、甲乙協議の上定める。
9. 関係法令	(災害補償) 第5条 相互援助のために派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、援助側の負担とする。
10. 警戒宣言	2 前項に規定する職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が相互応援の業務への従事中に生じたものであるときは要請側が、その損害が要請側の区域との往復の移動中に生じたものであるときは援助側が、それぞれその補償の責めを負うものとする。
11. その他	(連絡担当部署の設定等) 第6条 甲及び乙は、相互援助に関する連絡を円滑に行うため、あらかじめ、それぞれ担当部署を定め、相互に報告するものとする。
	2 甲及び乙は、災害発生時において、前項に規定する連絡担当部署を通じて、支援要請、必要な情報の伝達等を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

平成24年10月30日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
東京都新宿区長 中山 弘子

乙 群馬県沼田市西倉内町780番地
群馬県沼田市長 星野 巳喜男

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(5-6)
	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定
2. 火災防止	(目 的)
3. 防災行政無線	第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。
4. 災害医療	(支援対策本部の設置)
5. 応援・供給協定	第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。
6. 避難場所等	2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
7. 備蓄	3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
8. 災害救助	4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
9. 関係法令	5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
10. 警戒宣言	6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。
11. その他	(支援各区の体制)
	第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。
	2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
	3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。
	(支援の要請)
	第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。
	第4条の2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。
	(相互協力及び相互支援の内容)
	第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
	(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
	イ 被災区への応援職員の派遣
	ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
	ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
	(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
	イ 被災区への救援物資の提供
	ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
	ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
	(3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
	(4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
	イ 被災区へのボランティアの斡旋

ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供 ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項 (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項 (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項 (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項 (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項 (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項 イ 被災区への専門職員等の派遣 ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項 (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項 (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項 (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項 (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項 イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供 ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保 ハ その他、仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項 (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項 (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項 (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項 (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項 (支援経費の負担) 第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。 2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。 3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。 (連絡担当部署) 第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。 (平常時の措置) 第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。 (実施細目の作成) 第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。 (協定内容等の見直し) 第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行	1. 総則
	2. 火災防止
	3. 防災行政無線
	4. 災害医療
	5. 応援・供給協定
	6. 避難場所等
	7. 備蓄
	8. 災害救助
	9. 関係法令
	10. 警戒宣言
	11. その他

(5-6) 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

1. 総則	い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。 (その他) 第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。 (附 則) 1 この協定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。 2 平成 8 年 2 月 16 日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。 3 この協定の締結を証するため、本協定書を 23 通作成し、各区長は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。 平成 26 年 3 月 14 日			
2. 火災防止				
3. 防災行政無線				
4. 災害医療	千代田区長	石 川 雅 己	新宿区長	中 山 弘 子
	中央区長	矢 田 美 英	文京区長	成 澤 廣 修
	港区長	武 井 雅 昭	台東区長	吉 住 弘
	墨田区長	山 崎 昇	豊島区長	高 野 之 夫
5. 応援・供給協定	江東区長	山 崎 孝 明	北区長	花川 與惣太
	品川区長	濱 野 健	荒川区長	西川 太一郎
	目黒区長	青 木 英 二	板橋区長	坂 本 健
			練馬区長	
6. 避難場所等	大田区長	松 原 忠 義	職務代理者	琴 尾 隆 明
			副区長	
	世田谷区長	保 坂 展 人	足立区長	近 藤 弥 生
	渋谷区長	桑 原 敏 武	葛飾区長	青 木 克 徳
7. 備蓄	中野区長	田 中 大 輔	江戸川区長	多 田 正 見
	杉並区長	田 中 良		
8. 災害救助				
9. 関係法令				
10. 警戒宣言				
11. その他				

(5-7)

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

(協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

(3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

(4) (3) の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6 被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する。

7 本部の役割と支援区の協力体制

(1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。

(2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-8) 職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目

1. 総則	(3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。 8 支援対策会議 本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。 (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合 (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合 (3) 本部を解散する場合 (4) その他協議が必要な場合
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	9 本部の解散 本部は、8の(3)の決定により解散する。 (附 則) この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。
4. 災害医療	(5-8)
5. 応援・供給協定	職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目 (協定第5条第1号関係)
6. 避難場所等	1 被災区への応援職員の派遣 ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。 ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。 ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
7. 備蓄	④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。
8. 災害救助	2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舍、食料等の提供 ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舍、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないよう努める。 ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舍、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。 ③ 宿舍、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。
9. 関係法令	3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項 発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備のうえ被災地に向かうこととする。 (附 則) この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-9)

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目

(協定第5条第2号関係)

- 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。
なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

(5-10)

避難場所を共同する区間における共同の現地本部の設置 その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目

(協定第5条第3号関係)

- 避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - 避難勧告を発令した場合
 - その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - 避難者数
 - 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - その他緊急に対応する必要がある事項
 - 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - 避難場所周辺の被災の状況
 - 避難所に関する情報
 - 交通機関の状況
 - その他被災者に必要な情報
 - 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
 - その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-11) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目 (協定第5条第4号関係)
2. 火災防止	1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
3. 防災行政無線	2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
4. 災害医療	3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。 (附 則) この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。
5. 応援・供給協定	(5-12) 被災住民の受入れに関する実施細目 (協定第5条第5号関係)
6. 避難場所等	1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
7. 備蓄	2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。 なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
8. 災害救助	3 本項は、ペットの同行避難にも配慮するものであり、支援区は、支援を行う。 (附 則) この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。
9. 関係法令	(5-13) 動物の保護に関する実施細目 (協定第5条第6号関係)
10. 警戒宣言	1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
11. その他	2 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
	3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。 (附 則) この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

(5-14)

医療救護活動に関する実施細目

(協定第5条第7号関係)

- 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。

なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。

- 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

(5-15)

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

(協定第5条第8号関係)

- 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

1. 総則	(5-16)
2. 火災防止	災害時要援護者の救護支援に関する実施細目 (協定第5条第9号関係)
3. 防災行政無線	1 被災区への専門職員等の派遣 (1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救護活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。 要請の要領は、次のとおりとする。 ① 応援を要請する職員の職種と人員数 ② 応援を必要とする期間 ③ その他必要な事項 (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。
4. 災害医療	2 支援区での二次避難所の提供 (1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。 要請の要領は次のとおりとする。 ① 災害時要援護者の態様と人員 ② 開設を希望する施設の種類 ③ 開設を希望する期間 ④ 避難者の移送方法 ⑤ その他必要な事項 (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。
5. 応援・供給協定	3 被災区への資機材の提供 (1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。 (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。
6. 避難場所等	(附 則) この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-17)

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

(協定第 5 条第 10 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。
 - 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。
 - 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。
 - 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。
 - 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。
- (附 則)
- この実施細目は、平成26年 4 月 1 日から適用する。

(5-18)

道路の早期復旧に関する実施細目

(協定第 5 条第 11 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
 - 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
 - 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
 - 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- (附 則)
- この実施細目は、平成26年 4 月 1 日から適用する。

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(5-19) 応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査
及びり災証明発行に関する実施細目

(5-19)

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査 及びり災証明発行に関する実施細目

(協定第 5 条第 12 号関係)

1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区
に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建
物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。

2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機
材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年 4 月 1 日から適用する。

(5-20)

仮設住宅の提供に関する実施細目

(協定第 5 条第 13 号関係)

1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所
に必要な物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。

2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設
用地の提供を要請することができる。

3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等
が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年 4 月 1 日から適用する。

(5-21)

帰宅困難者対策に関する実施細目

(協定第 5 条第 14 号関係)

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情
報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘
導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施
設の提供等を要請することができる。

2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、
職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。

3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の
危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年 4 月 1 日から適用する。

(5-22)

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目

(協定第5条第15号関係)

- 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- (1) 受入れを要請する児童・生徒の人数
- (2) 受入れを必要とする期間
- (3) その他必要な事項

- 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

(5-23)

被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目

(協定第5条第16号関係)

- 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。

- 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。

- 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第5条第1号関係）」に準ずるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-24)
2. 火災防止	災害応急対策活動の相互応援に関する協定書
3. 防災行政無線	災害応急対策活動の相互応援に関し、北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野洲市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市（以下「協定市区」という。）との間に次のとおり協定する。 （目的） 第1条 この協定は、協定市区の区域内において災害が発生した場合において、協定市区が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。
4. 災害医療	（災害の範囲） 第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
5. 応援・供給協定	（相互応援） 第3条 協定市区は、その区域に災害が発生した場合、相互に応援し、被災した協定市区の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するものとする。
6. 避難場所等	（連絡担当部局） 第4条 協定市区は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。
7. 備蓄	（応援の要請及び方法） 第5条 協定市区は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定める場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。 （1） 非常災害時における食糧、飲料水、生活必需品、資器材等の提供 （2） 被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用 （3） 被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供 （4） その他応急対策活動に必要な措置
8. 災害救助	（応援措置の履行） 第6条 応援を行う協定市区は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。
9. 関係法令	（応援経費の負担） 第7条 応援に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、原則として被応援市区が負担するものとする。
10. 警戒宣言	（地域防災計画その他資料等の交換） 第8条 協定市区は、非常の災害に備え地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。
11. その他	（効力発生の日） 第9条 この協定は、平成25年4月1日からその効力を生ずる。 （実施の細目） 第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市区が協議のうえ別に定めるものとする。 附 則 平成24年3月1日付けで締結した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書 23 通を作成し、協定市区記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 25 年 4 月 1 日

北海道砂川市長	善 岡 雅 文
岩手県一関市長	勝 部 修
茨城県笠間市長	山 口 伸 樹
茨城県桜川市長	中 田 裕
栃木県大田原市長	津久井 富 雄
群馬県藤岡市長	新 井 利 明
東京都千代田区長	石 川 雅 己
東京都港区長	武 井 雅 昭
東京都新宿区長	中 山 弘 子
東京都墨田区長	山 崎 昇
新潟県新発田市市長	二階堂 馨
長野県諏訪市長	山 田 勝 文
愛知県西尾市長	榊 原 康 正
滋賀県大津市長	越 直 美
滋賀県野洲市長	山 仲 善 彰
兵庫県相生市長	谷 口 芳 紀
兵庫県豊岡市長	中 貝 宗 治
兵庫県赤穂市長	豆 田 正 明
兵庫県加西市長	西 村 和 平
兵庫県篠山市長	酒 井 隆 明
兵庫県加東市長	安 田 正 義
広島県三次市長	増 田 和 俊
熊本県山鹿市長	中 嶋 憲 正

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-25)
	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定
2. 火災防止	新宿区（以下「甲」という。）と社会福祉法人新宿区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、新宿区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。
3. 防災行政無線	(目的) 第1条 この協定は、新宿区災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴う一般ボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。
4. 災害医療	(連携・協力) 第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。
5. 応援・供給協定	(センターの設置等) 第3条 甲は、新宿区地域防災計画に基づきセンターを開設する。 2 乙は、甲の要請に基づき、センターの運営に必要な人員を派遣する。
6. 避難場所等	(センターの設置場所) 第4条 センターの本部事務所は、新宿スポーツセンターに設置する。ただし、当該施設の使用が困難な場合には、甲はこれに代わる場所を確保する。 2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、その設置場所を確保するものとする。
7. 備蓄	(センターの運営) 第5条 甲が設置するセンターは、甲及び乙が共同主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。
8. 災害救助	(センターの業務) 第6条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 被災情報の把握 (2) ボランティアニーズの把握 (3) 災害ボランティアの募集、受付 (4) 災害ボランティア活動の情報発信 (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応 (6) ボランティア活動保険の加入手続 (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理 (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援 (9) 新宿区災害対策本部等との以下の情報の共有 ①被災状況・避難情報
10. 警戒宣言	
11. その他	

②インフラ等の復旧計画・復旧情報 ③ボランティアによる支援活動の状況 ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める） ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報 (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等 (11) その他、センターの活動に必要な業務	1. 総則
(資機材等の確保) 第7条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。	2. 火災防止
(費用負担) 第8条 センターの拠点設置費用等の負担について、甲乙協議の上、決定するものとする。 2 大規模な災害において災害ボランティア活動の調整業務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに甲及び乙が運営するセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。	3. 防災行政無線
3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。	4. 災害医療
(請求及び支払) 第9条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。 2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。	5. 応援・供給協定
(センターの閉鎖) 第10条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。	6. 避難場所・避難所等
(損害補償) 第11条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。 2 前項のボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。	7. 備蓄
(個人情報の取り扱い) 第12条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。	8. 災害救助
(平常時における体制整備) 第13条 甲及び乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとする。 2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るもの	9. 関係法令
	10. 警戒宣言
	11. その他

(5-25) 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定

1. 総則	とする。
2. 火災防止	(協議) 第 14 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。
3. 防災行政無線	(有効期間) 第 15 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。
4. 災害医療	(廃止) 第 16 条 この協定の締結に伴い、災害時におけるボランティア支援に関する協定（平成 17 年 3 月 28 日締結）は、廃止する。
5. 応援・供給協定	本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。
6. 避難場所等	令和 5 年 3 月 22 日 甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区 区 長 吉住 健一 乙 東京都新宿区高田馬場一丁目 17 番 20 号 社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会 会 長 大須賀 頼彦
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-26)

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と新宿区（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、新宿区の区域内（以下「新宿区内」という。）で災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 新宿区内で重大な被害が発生し、又は、発生するおそれがある場合
- (2) 新宿区災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

(5-26) 災害時の情報交換に関する協定

1. 総則	本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。
2. 火災防止	平成25年4月25日
3. 防災行政無線	甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館 国土交通省 関東地方整備局長 森 北 佳 昭
4. 災害医療	乙 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 新宿区長 中 山 弘 子
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-27)

給水施設の維持管理及び運用に関する協定

東京都を甲とし、新宿区を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

〈目 的〉

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例(昭和46年東京都条例121号)に基づき新宿区立鶴巻南公園内に設置した給水施設(以下「給水施設」という。)の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

〈協 力〉

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

〈維持管理〉

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。
2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

〈応急給水〉

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

〈費用負担〉

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。
2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

〈関連区〉

第6条 乙は給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

〈実施細目〉

第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

〈適用期日〉

第8条 この協定は、昭和59年8月13日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和59年8月13日

甲 東京都
代表者 東京都知事 鈴木 俊一

乙 新宿区
代表者 新宿区長 山本 克忠

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-28)
2. 火災防止	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書 東京都知事を甲とし、東京都新宿区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。 (目 的) 第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例121号）に基づき（仮称）百人町三丁目公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。
3. 防災行政無線	(協 力) 第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。
4. 災害医療	(維持管理) 第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。
5. 応援・供給協定	2 前項の維持管理は、東京都水道局が実施するものとする。 (応急給水) 第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。
6. 避難場所等	(費用負担) 第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。 2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。
7. 備蓄	(関連区) 第6条 乙は給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。
8. 災害救助	(実施細目) 第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。
9. 関係法令	(適用期日) 第8条 この協定は、平成3年7月24日から適用する。 甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。
10. 警戒宣言	平成3年7月24日
11. その他	甲 東京都知事 鈴木 俊一 乙 東京都新宿区長 小野田 隆

(5-29)

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と新宿区（以下「乙」という。）とは指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都地域防災計画、東京都水道局震災応急対策計画及び新宿区地域防災計画の趣旨に基づき、住民への速やかな初動応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定給水拠点 給水拠点（応急給水槽を除く。）のうち、甲が指定する給水拠点をいう。
- 二 初動応急給水活動 応急給水用資器材を設置し、水質検査を行った後、応急給水を行うことをいう。
- 三 応急給水区画 指定給水拠点の敷地のうち、応急給水活動に使用するために甲が指定する区画をいう。

（初動応急給水活動体制）

第3条 甲及び乙は、東京都地域防災計画に規定する役割分担に基づき、連携協力して初動応急給水活動を実施するものとする。

（乙による初動応急給水活動の実施）

第4条 住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、乙は、当該指定給水拠点の応急給水区画において、初動応急給水活動を実施することができるものとする。

（初動応急給水活動に従事する者の指定）

第5条 乙は、乙が指定する者（以下「指定従事者」という。）により指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動を行わせることができる。

2 前項の場合には、乙は、あらかじめ指定従事者について甲に通知するものとする。

（当事者等の責務）

第6条 甲は、乙が指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動（指定従事者により行う場合を含む。以下同じ。）を円滑に実施できるよう、応急給水訓練の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する応急給水訓練に積極的に参加し、乙の職員又は指定従事者が初動応急給水活動に習熟するよう努めるものとする。

3 乙は、必要に応じて応急給水訓練を実施することができる。この場合において、乙は、応急給水区画の使用等について事前に甲の承諾を得るものとする。

4 甲は、応急給水用資器材の維持管理など、乙の初動応急給水活動の実施に必要な措置を講じるものとする。

（指定給水拠点の通知）

第7条 甲は、第2条第1号に規定する指定給水拠点を指定したときは、乙に文書により通知するものとする。

（鍵の管理）

第8条 甲は、乙に対し、応急給水区画に出入りするのための門扉、応急給水用資器材を保管する倉庫その他の初動応急給水活動を行うために錠を開ける必要がある施設に係る鍵又は錠がダイヤル式の場合にあっては鍵となる番号（以下これらを「鍵等」という。）を貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定により貸与された鍵等を、乙が初動応急給水活動又は応急給水訓練を行うために使用することができるものとする。ただし、非常時以外の場合において、使用しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。

3 乙は、鍵等について、紛失、盗難及び外部への漏えいを予防する措置を乙の責任において講じ

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-29) 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

1. 総則	るものとする。 4 乙は、鍵等の紛失、盗難又は外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応するものとする。 (費用の補償)
2. 火災防止	第9条 乙は、乙の職員又は指定従事者が、故意又は過失により応急給水区画内の施設、応急給水用資器材等を破損した場合には、その修繕費用を甲に補償するものとする。 (相互の連絡調整) 第10条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。
3. 防災行政無線	(実施細目) 第11条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。 (疑義等に関する協議) 第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。
4. 災害医療	甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。
5. 応援・供給協定	平成 27 年 3 月 16 日
6. 避難場所・避難所等	甲 東京都 代表者 公営企業管理者 東京都水道局長 吉田 永 乙 新宿区 新宿区長 吉住 健一
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-30)

指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目

東京都（以下「甲」という。）と新宿区（以下「乙」という。）とは、指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動に関する覚書（以下「覚書」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の定義）

第 1 条 この実施細目で使用する用語の意義は、覚書で使用する用語の例による。

（初動応急給水活動の実施）

第 2 条 乙は、覚書第 3 条、第 4 条及び第 8 条の規定により、指定給水拠点の応急給水区画において初動応急給水活動（覚書第 5 条の規定により指定従事者により行う場合を含む。以下同じ。）を行うときは、甲が作成し、配付する手順書に従って、初動応急給水活動を実施するものとする。

2 前項の規定は、覚書第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定により訓練を実施する場合に準用する。
（応急給水訓練）

第 3 条 乙は、覚書第 3 条、第 4 条及び第 8 条の規定により指定給水拠点の応急給水区画において初動応急給水活動を行うため、応急給水区画及び同区画内の施設に出入りする方法、門扉等の解錠方法、応急給水用資器材の設置方法、応急給水の方法その他の指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動に必要な事項について、甲が実施する応急給水訓練等に参加し、一連の作業の習熟を図るものとする。

2 乙は、覚書第 6 条第 3 項の規定により応急給水訓練を実施しようとするときは、あらかじめ甲に届け出て、応急給水区画の使用等について、その承諾を得なければならない。

3 甲は、乙が実施する応急給水訓練に協力し、必要に応じて参加するものとする。

（初動応急給水活動の運用）

第 4 条 乙は、指定従事者により初動応急給水活動を行おうとする場合において、覚書第 5 条の規定により指定従事者について甲に通知するときは、指定給水拠点別に、その名称及び代表者（住所、氏名及び連絡先）等をあらかじめ甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）

第 5 条 この実施細目に定めのない事項及びこの実施細目の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保管するものとする。

平成 27 年 3 月 16 日

甲 東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 吉田 永

乙 新宿区
新宿区長 吉住 健一

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-31)
2. 火災防止	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書 東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と新宿区（以下「乙」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。
3. 防災行政無線	（目的） 第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。
4. 災害医療	（用語の定義） 第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
5. 応援・供給協定	（1）避難所等 地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。
6. 避難場所等	（2）消火栓等 消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。
7. 備蓄	（資器材の貸与等） 第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続により（1）アからエまで及び（2）に掲げる資器材を貸与し、並びに（1）オに掲げる資器材を譲渡するものとする。この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。
8. 災害救助	（1）応急給水用資器材 路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材
9. 関係法令	ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース） イ ホース（20m×2本） ウ 差込式異径媒介金具（2個） エ 開栓器、鉄蓋開閉用バール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具
10. 警戒宣言	オ カラーコーン（4本）、コーンウエイト（4個）、コーンパー（4本）、残留塩素検査キット、バケツ（2個）及びホーローカップ
11. その他	（2）消火用資器材 応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材 ア 管そう（噴霧ノズル一体型） イ ホース（20m×3本） 2 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

(資器材の貸借等の手続)

第4条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

3 甲は、第1項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

4 乙は、第2項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

(資器材の貸与等の基準)

第5条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 資器材の保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施設可能な場所）が確保されていること。

(2) 資器材の保管場所ごとに年に1回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

(資器材の配送及び受領)

第6条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

2 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

3 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

(資器材の保管及び管理)

第7条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は、乙が負担する。

3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

(災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定)

第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

(区職員への訓練等)

第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

(消火栓等からの応急給水等の訓練の実施)

第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(5-31) 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

1. 総則	応じて訓練への応援を要請することができるものとする。 3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。 4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。
2. 火災防止	(訓練参加者の損害に対する補償) 第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。
3. 防災行政無線	(消火栓等からの応急給水等の実施)
4. 災害医療	第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。
5. 応援・供給協定	2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。 (相互の連絡調整)
6. 避難場所・避難所等	第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。 (疑義等に関する協議)
7. 備考	第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。 甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。
8. 災害救助	平成 25 年 7 月 10 日 甲 東京都 水道局長 増子 敦
9. 関係法令	乙 新宿区 新宿区長 中山 弘子
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-32)

避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と新宿区（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲乙は、協議の上、個別の応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 乙が避難所に指定しているもののうち応急給水栓を設置する避難所
- （2） 避難所の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法
- （3） 応急給水栓の設置位置

2 甲乙は、乙が指定する避難所に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、甲乙は、個別の応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務は負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

- 2 乙は、設置工事の施行に当たり、甲に当該避難所の敷地使用料を求めないものとする。
- 3 乙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。
- 4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

- 2 設置工事完了検査の合格後、甲乙は遅滞なく立ち会い、甲乙立会いの下で応急給水栓を甲から乙へ無償で引き渡す。
- 3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は乙に帰属する。
- 4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らずに乙に告げなかったときは、この限りでない。
- 5 前項の規定にかかわらず、乙は、応急給水栓に隠れたかしを認めたときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。
- 6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。
- 7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-32) 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

1. 総則	2号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。
2. 火災防止	(応急給水栓の維持管理) 第6条 乙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。 2 乙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。 3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新が必要であると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、応急給水栓を補修し、又は更新するように努めるものとする。この場合において、当該応急給水栓の補修又は更新に係る費用は乙が負担するものとする。 4 乙は、前項前段の応急給水栓の補修又は更新を完了したときは、甲にその旨を速やかに報告するものとする。
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	(応急給水栓の機能維持) 第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。 2 乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲へ通知するとともに、補修又は更新を行うように努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。 3 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	(不可抗力に伴う調整) 第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、甲乙は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。 2 前項に規定する場合において、乙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。
7. 備蓄	(開栓器等の引渡し) 第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具（以下「開栓器等」という。）は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、甲乙立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。
8. 災害救助	(1) 開栓器 (2) 蓋鍵 (3) スタンドパイプ (4) 蛇口アダプター
9. 関係法令	(5) 排水用ホース (6) ホーローカップ (7) 残留塩素キット (8) 収納バッグ
10. 警戒宣言	2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。 3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。 4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
11. その他	(操作方法及び機能維持の説明) 第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓器等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等（以下「応急給水栓等」という。）の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第 11 条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、無償で乙の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3 甲が乙の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第 12 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応急給水栓を使用することができるものとする。

(1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合

(2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。

3 乙は、第 1 項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。

4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。

5 乙は、第 1 項第 1 号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第 13 条 乙は、応急給水栓を設置した避難所について、避難所の指定を解除する場合は、遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、所有者である乙が全額負担する。

2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。

3 乙は、第 1 項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。

4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第 14 条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲に移設が完了したことを通知するものとする。

3 乙が、甲に無断で移設を行った場合は、甲乙にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度移設が必要な場合は、乙が移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第 15 条 甲乙は、協議の上で、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、および撤去の費用を負担するものを定めるものとする。

2 前項の場合において、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この覚書は、締結日から 1 年間その効力を有する。

2 甲又は乙のいずれかから、前項の期間満了の 6 か月前までに、甲又は乙に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に 1 年間効

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-32) 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

1. 総則	力を有するものとし、その後も同様とする。 3 甲又は乙のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。 4 甲又は乙から第2項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。
2. 火災防止	(解釈に疑義を生じた場合等) 第17条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
3. 防災行政無線	(記載事項の変更) 第18条 この覚書に定める事項を変更する必要があるが生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。 この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	平成 29 年 6 月 28 日 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 甲 東京都 代表者 東京都公営企業管理者 水道局長 醍醐 勇司
6. 避難場所等	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 乙 新宿区 新宿区長 吉住 健一
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-33)

災害時における生活用水確保のための協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人学習院（以下「乙」という。）とは、災害時における生活用水確保のため、下記のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時における生活用水の確保に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙の所有する次の位置に所在する井戸（以下「井戸」という。）を災害時の生活用水の設備として使用できることとし、乙はこれに協力するものとする。

位置 東京都新宿区戸山三丁目 20 番 1 号
学校法人 学習院戸山校地内

（利用方法）

第3条 甲は、前条の井戸に係る取水設備の利用に当たっては、乙に連絡の上行うものとし、乙の学校業務に差し支えある利用方法は行わず、かつ、その利用方法につき、乙から申出がある時は、これに従うものとする。

（維持管理）

第4条 井戸の本体及び乙の設置した井戸の給水装置の維持管理は、乙の費用負担により乙が行なう。

2 甲は、災害に備え、第2条の位置に格納庫（床面積18平方メートル）及び取水設備等を別紙配置図のとおり配置する。

3 甲は、災害に備え、前項の格納庫内に非常用発電装置及び取水に必要な資器材を設置する。

4 前2項の規定により設置した設備等の維持管理は、甲の費用負担により甲が行う。

5 甲及び乙は、その管理する設備に異常を発見した場合は、直ちに各管理者に連絡するものとする。

（費用負担）

第5条

1 甲は、井戸の使用（修繕点検を含む。）により乙に損害を加えたときは、直ちにこれを賠償する。

2 乙は、前条第2項及び第3項の規定により設置する設備等に必要な敷地を甲に無償で使用させるものとする。

3 甲は、前条第2項及び第3項の規定により設置した設備等が、乙の校地校舎等の整備計画により支障を生じた場合は、甲の費用負担により移設又は変更するものとする。

4 甲は、乙が第2項の敷地に対し、賃借権等の権限を取得するものでないことを確認する。

5 甲は、本協定が終了したときは、その責任と負担において、甲の設置した設備を撤収し、原状に復するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項に規定する期間満了3か月前までに、甲又は乙のいずれかから本協定を変更する意思表示がない場合は、さらにこの協定を更新する。

3 前項の規定により更新したときは、新たな協定が締結されるまでは、本協定の例による。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-33) 災害時における生活用水確保のための協定

1. 総則	(疑義の決定) 第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。
2. 火災防止	本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。 平成23年4月1日
3. 防災行政無線	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 区長 中山 弘子
4. 災害医療	乙 東京都豊島区目白一丁目5番1号 学校法人 学習院 理事長学習院長 波多野 敬雄
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・ 避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-34)

災害時における生活用水確保のための協定書

新宿区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社東京支店（以下「乙」という。）とは、災害時における生活用水確保のため下記のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時における生活用水の確保に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙の所有する次の位置に所在する井戸（以下「井戸」という。）を非常時の生活用水の設備として使用できることとし、乙はこれに協力するものとする。

位置 新宿区大久保一丁目4番17号
NTT 東日本大久保ビル内

（利用方法）

第3条 甲は、前条の井戸の利用に当たっては、乙に連絡の上行うものとし、乙の通信業務に差支えのある利用方法は行わず、かつ、その利用方法につき、乙から申出がある時は、これに従うものとする。

2 井戸の利用方法について必要がある場合には別に定めることができるものとする。

（維持管理）

第4条 井戸の本体及び井戸に係わる給水装置の維持管理は、乙の費用負担により乙が行なう。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の協力の下井戸を使用した場合は、実費を弁償するものとする。

2 甲は、井戸の利用により井戸本体及び井戸に係わる給水装置に損害を加えたときは、直ちにこれを賠償する。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項に規定する期間満了3か月前までに、甲又は乙のいずれから本協定を変更する意思表示がない場合は、さらにこの協定を更新する。

3 前項の規定により更新したときは、新たな協定が締結されるまでは、本協定の例による。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 中山 弘子

乙 東京都港区一丁目9番1号
東日本電信電話株式会社 東京支店
常務取締役東京支店長 安田 雅美

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-35)
2. 火災防止	災害時における生活用水確保のための協定 新宿区を甲とし、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社を乙とし、甲乙間に次のとおり「災害時における生活用水確保のための協定」を締結する。
3. 防災行政無線	(目 的) 第 1 条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時における生活用水の確保に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。
4. 災害医療	(協力の内容) 第 2 条 甲は、乙の所有する次の非常災害用井戸を災害時に周辺住民への生活用水として使用できるものとし、乙はこれに協力するものとする。 井戸の所在地 保健会館新館内（東京都新宿区市谷田町一丁目 10 番地）
5. 応援・供給協定	(利用方法) 第 3 条 本協定に基づき、甲が非常災害用井戸を利用するときは、乙に連絡の上行うものとし、乙の業務に支障のある利用方法は行わず、かつ、その利用方法について乙から申し出があったときはこれに従うものとする。
6. 避難場所・避難所等	(維持管理) 第 4 条 井戸本体・非常用電源・給水装置の維持管理は乙の費用負担により乙が行う。
7. 備蓄	(費用負担) 第 5 条 甲は、乙の協力の下非常災害用井戸を使用した場合は、その実費を負担するものとする。
8. 災害救助	(有効期間) 第 6 条 この協定の有効期間、協定締結の日から 3 年間とし、期間満了 3 箇月前までに甲、乙いずれからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新するものとする。
9. 関係法令	(疑義の決定) 第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。
10. 警戒宣言	上記を証するため本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各 1 通を有するものとする。 令和 5 年 9 月 28 日
11. その他	甲 東京都新宿区歌舞伎町 1 丁目 4 番 1 号 新宿区長 吉住 健一 乙 東京都千代田区麴町一丁目 12 番地 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 代表取締役社長 伊達 寛

(5-36)

災害時における生活用水確保のための協定

新宿区（以下「甲」という。）と社会福祉法人大和会（以下「乙」という。）とは、災害時における生活用水確保のため下記のとおり協定する。

記

（目 的）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時における生活用水の確保に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙の所有する次の位置に所在する井戸（以下「井戸」という。）を災害時の生活用水の設備として使用できることとし、乙はこれに協力するものとする。

位置 新宿区市谷薬王寺町43番1

特別養護老人ホーム新宿和光園敷地内

（利用方法）

第3条 甲は、前条の井戸の利用に当たっては、乙に連絡の上行うものとし、乙の業務に差支えのある利用方法は行わず、かつ、その利用方法につき、乙から申出がある時は、これに従うものとする。

2 井戸の利用方法について必要がある場合には別に定めることができるものとする。

（維持管理）

第4条 井戸の本体及び井戸に係わる給水装置の維持管理は、乙の費用負担により乙が行う。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の協力の下井戸を使用した場合は、実費を弁償するものとする。

2 甲は、井戸の利用により井戸本体及び井戸に係わる給水装置に損害を加えたときは、直ちにこれを賠償する。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項に規定する期間満了3か月前までに、甲又は乙のいずれから本協定を変更する意思表示がない場合は、さらにこの協定を更新する。

3 前項の規定により更新したときは、新たな協定が締結されるまでは、本協定の例による。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を有するものとする。

令和4年7月25日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 吉住 健一

乙 東京都多摩市和田1547番地
社会福祉法人 大和会
理事長 湖山 泰成

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-37)
2. 火災防止	災害時における生活用水確保のための協定
3. 防災行政無線	新宿区（以下「甲」という。）と株式会社富田染工芸（以下「乙」という。）とは、災害時における生活用水確保のため下記のとおり協定する。 記 （目 的） 第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時における生活用水の確保に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。 （協力の内容） 第2条 甲は、乙の所有する次の位置に所在する井戸（以下「井戸」という。）を災害時の生活用水の設備として使用できることとし、乙はこれに協力するものとする。 位置 新宿区西早稲田3丁目6番14号 株式会社富田染工芸敷地内 （利用方法） 第3条 甲は、前条の井戸の利用に当たっては、乙に連絡の上行うものとし、乙の業務に差支えのある利用方法は行わず、かつ、その利用方法につき、乙から申出がある時は、これに従うものとする。 2 井戸の利用方法について必要がある場合には別に定めることができるものとする。 （維持管理） 第4条 井戸の本体及び井戸に係わる給水装置の維持管理は、乙の費用負担により乙が行う。 （費用負担） 第5条 甲は、乙の協力の下井戸を使用した場合は、実費を弁償するものとする。 2 甲は、井戸の利用により井戸本体及び井戸に係わる給水装置に損害を加えたときは、直ちにこれを賠償する。 （有効期間） 第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。 2 前項に規定する期間満了3か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定を変更する意思表示がない場合は、さらにこの協定を更新する。 3 前項の規定により更新したときは、新たな協定が締結されるまでは、本協定の例による。 （疑義の決定） 第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を有するものとする。 令和4年7月25日
10. 警戒宣言	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区長 吉住 健一 乙 東京都新宿区西早稲田三丁目6番14号 株式会社 富田染工芸 代表取締役 富田 篤
11. その他	

(5-38)

災害時の応急給水等の確保に関する協定

災害時において応急給水等の確保が必要となった場合の協力関係について、東京都新宿区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、乙の組合員が所有する井戸を使用し、甲が行う応急給水活動のための水及び防災区民組織等が行う消火活動に必要な水の確保を目的とする。

（甲の協力要請）

第2条 災害が発生し、区民への応急給水又は消火活動が必要となったとき、甲は、乙の組合員に対して協力を要請する。

（甲の要請手続等）

第3条 甲は、乙の組合員に給水を要請するときは、原則として日時等、必要事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急やむを得ないときには、甲は口頭等による給水の要請ができるものとし、後日、緊急使用した旨の文書を乙の組合員に提出する。

（乙の協力内容）

第4条 大地震等の災害時において、乙の組合員は、甲が行う応急給水活動に必要な水及び防災区民組織等が行う消火活動に必要な水の確保に協力する。

2 通常の火災時において、乙の組合員は、営業に支障のない範囲で、防災区民組織等が行う消火活動に必要な水の確保に協力する。

（乙の緊急使用）

第5条 甲の要請を待つことができない緊急時には、乙の組合員の判断により、応急給水活動及び消火活動のための給水を行うことができるものとし、乙の組合員は、緊急に給水した旨を口頭等により甲に連絡する。

（乙の報告）

第6条 乙の組合員がこの協定に基づいて水を供給した時は、給水状況を文書により甲に報告する。

（給水の謝礼）

第7条 前条の報告を受けたときは、甲は、1施設につき、使用量にかかわらず、1日あたり2,200円の謝礼金を支払う。

（井戸の改修）

第8条 甲は、災害時における応急給水を円滑に行うとともに区内の消火体制の充実を期するため、乙の組合員が所有する井戸水揚水施設に対して、家庭用水栓及び消火用ホース取付口等を甲の負担により設置する。

2 前項の設備を設置するために必要な用地は、乙の組合員が無償で甲に提供する。

3 甲が設置した当該施設の改修及び修理等が必要となった場合の経費は、原則として、甲の負担とする。

（原状回復）

第9条 この協定が終了したとき、または甲が設置した設備の撤去の申し出が乙の組合員よりあった場合には、甲は当該設備を撤去し原状に復する。これに要する経費は原則として甲が負担する。

2 乙の組合員の甲に対する当該設備の撤去の申し出は、原則として6箇月前とする。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(5-38) 災害時の応急給水等の確保に関する協定

1. 総則	(協力店の表示) 第10条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各浴場に災害時給水協力浴場である旨の表示を行い、地域住民に周知する。
2. 火災防止	(有効期限及び更新) 第11条 この協定の有効期限は協定締結の翌日から3年間とし、期間満了の3箇月前までに甲・乙いずれからの変更の意思表示がない場合には、同一の内容で3年間自動更新し、以後も同様とする。
3. 防災行政無線	(協 議) 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲・乙協議の上定める。
4. 災害医療	上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。 平成8年11月7日
5. 応援・供給協定	甲 東京都新宿区 代表者 東京都新宿区長 小野田 隆 乙 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部 代表者 新宿支部長 笠原 五夫
6. 避難場所・避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-39)

災害時における応急給水に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）及び学校法人早稲田大学（以下「乙」という。）は、この協定に基づき、「災害時における応急給水に関する協定」を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時において甲が実施する応急給水に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協 力）

第2条 甲は、乙の所有する次の非常災害用井戸を災害時に周辺住民への応急給水のために使用できるものとし、乙はこれに協力するものとする。

井戸の所在地 早稲田防災井戸 東京都新宿区西早稲田1丁目6番1号
戸山防災井戸 東京都新宿区戸山1丁目24番1号
大久保防災井戸 東京都新宿区大久保3丁目4番1号

（利用方法）

第3条 本協定に基づき、甲が非常災害用井戸を利用するときは、乙に連絡のうえ行うものとし、乙の業務に支障のある利用方法は行わず、かつ、その利用方法について乙から申し出があったときはこれに従うものとする。

（維持管理）

第4条 井戸本体・非常用電源・給水措置の維持管理は乙の費用負担により乙が行う。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の協力のもと、非常災害用井戸を使用した場合は、その実費を負担するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は協定締結の日から3年間とし、期間満了3箇月前までに甲、乙いずれからも変更の意思表示がない場合は、自動的に同一の内容で更新するものとする。

（補 則）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議のうえ、定める。

上記を証するため本書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年8月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区戸塚町一丁目104番地
学校法人 早稲田大学
理事長 白井 克彦

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(5-40) 災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れに関する覚書 新宿区（以下「甲」という。）及び東京都下水道局西部第一下水道事務所（以下「乙」という。）は、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難場所等から発生するし尿の下水道施設（落合水再生センター及び管路）への搬入及び受け入れに関し、次のとおり覚書を締結する。 （目的） 第1条 本覚書は、災害時に避難所等から発生するし尿を甲が下水道施設に搬入し、乙が受入れるに当たり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。 （年度協議） 第2条 甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。 2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する水再生センター及び管路の受入れ人孔を提示し、甲乙協議の上これを決定する。 （役割分担） 第3条 平常時における役割分担は、次のとおりとする。 （1） 乙は、甲が実施する下水道施設へのし尿搬送訓練において人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。 （2） 甲は、前項の実地訓練の実施に必要となる道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。 （3） 甲は、独自にし尿の搬送訓練を実施する場合は、事前に乙に届出の上、承認を得る。 2 災害時における役割分担は、次のとおりとする。 （1） 甲は、落合水再生センターへし尿を搬送する場合は、事前に乙に連絡するものとする。 （2） 甲は、管路の受入れ人孔へし尿を搬送する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後、速やかに連絡するものとする。 （3） 甲は、管路の受入れ人孔へし尿を搬入する場合は、その人孔蓋の開閉を行うとともに十分な安全管理を行う。 （4） 甲は、し尿受入れ人孔の管路が閉塞等により使用不能となった場合は、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。 （5） 乙は、甲から前号の規定による連絡を受けた場合は、その管路の調査及び復旧を行う。 （費用負担） 第4条 甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。 （清掃及び確認） 第5条 甲は、受入れ人孔にし尿を搬入した場合は、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。 2 乙は、受入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃の状況等について甲の立会いのもと確認する。ただし、立会いが困難な場合は、乙は甲に書面をもって報告するものとする。 （その他） 第6条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。 本覚書締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。 平成25年1月22日 （甲） 新宿区区長室長 （乙） 東京都下水道局西部第一下水道事務所長 橋 口 敏 男 廣 木 健 司
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-41)

災害時における物流業務等の協力に関する協定

災害時における物流業務等に関し、新宿区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会新宿支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を要請する物流業務等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものが発生した場合として区長が認めた場合をいう。
- (2) 物資等 救援物資、資機材等をいう。
- (3) 物資輸送拠点 新宿区地域防災計画に定める地域内輸送拠点又は救援物資集積所のほか、災害時において区長が指定する施設をいう。
- (4) 災害時物流コーディネーター 災害時に乙が新宿区災害対策本部へ派遣する物流業務に関する実務の見識や経験を有する専門家をいう。
- (5) 物流業務等 次に掲げる業務をいう。
 - ア 物資等の輸送
 - イ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等
 - ウ 物流業務に必要となる車両、荷役機械又は資機材等の供給
 - エ 災害時物流コーディネーターの派遣
 - オ アからエまでに掲げる業務のほか、区長が必要と認める業務
- (6) 災害時供給車両 乙の会員が所有する車両で、災害時にこの協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力の要請）

- 第3条 甲は、災害時において、乙の協力が必要なときは、乙に対して文書により協力を要請するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が文書により協力を要請することができないときは、甲の指定する区の運営責任者（総務部契約管財課長の職にある者をいう。以下同じ。）が乙に対して、口頭により協力を要請した後、速やかに文書を交付するものとする。

（災害時物流コーディネーター）

- 第4条 乙は、平常時において、乙の会員たる事業者の中から災害時物流コーディネーターを指名し、文書その他適当な方法により甲に報告するものとする。
- 2 災害時物流コーディネーターは、甲の区域内で震度5強以上の地震が発生したときは、速やかに災害対策本部等、あらかじめ甲及び乙で協議して指定した場所に出動するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、災害時物流コーディネーターは、自己に重大な事故等が発生したため災害対策本部に出動できないときは、速やかに運営責任者に連絡し、その後の対応については甲及び乙間で協議するものとする。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(5-41) 災害時における物流業務等の協力に関する協定

1. 総則	4 災害時物流コーディネーターは、災害時において次の職務を行う。 (1) 物流業務全般に関する助言及び調整 (2) 物資等の輸送ルート策定の立案、輸送手段の確保及び調整その他輸送に関する助言及び調整 (3) 物資等保管に関する助言及び調整 (4) 物資輸送拠点の設置及び運営並びに物資等の保管場所の確保に関する助言及び調整 (5) 物資等の配分計画の立案及び在庫管理に関する助言及び調整 (6) その他区長が必要と認めること。
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	(報告等) 第5条 乙は、物流業務等を完了したときは、甲に対して、遅滞なく、次に掲げる事項を報告するものとする。
4. 災害医療	(1) 物資等の輸送に従事した事業者名、車両数、車種及び人員数 (2) 物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離 (3) 輸送した物資等の品目、内容及び数量 (4) 災害時物流コーディネーターが災害対策本部等に従事した期間及び人員数 (5) その他区長が必要と認める事項
5. 応援・供給協定	2 甲及び乙は、災害時において各々が知り得た災害に関する情報を相互に提供するものとする。 (費用負担等)
6. 避難場所等	第6条 第3条の規定による協力の要請による物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。 2 前項に規定する費用のうち、災害時供給車両に係るものについては、災害時において一般社団法人東京都トラック協会が定める統一運賃に基づき定めるものとする。
7. 備蓄	3 第1項に規定する費用のうち、災害時供給車両に係る費用以外のものについては、内閣府が定める災害救助事務取扱要綱又は災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲及び乙が協議の上定めるものとする。 4 乙は、第1項の規定により甲が負担する費用について、当該費用に係る実績を取りまとめ、甲の確認を受けた後に請求するものとする。
8. 災害救助	5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に、乙に対して費用を支払うものとする。
9. 関係法令	(事故等) 第7条 乙は、物流業務等の実施に当たって、事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。 2 乙は、災害時供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の車両を確保する等の必要な措置を講じ、物資等の輸送に係る業務を継続するものとする。
10. 警戒宣言	3 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の輸送に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。 4 乙は、事故等によって物資等の保管に係る業務を継続できなくなったときは、速やかに代替の施設を確保する等の必要な措置を講じ、物資等保管に係る業務を継続するものとする。
11. その他	5 乙は、前項に規定する措置を講じたにもかかわらず、なお物資等の保管に係る業務の継続が困難なときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(補償等)

第8条 甲は、この協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、この協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲若しくは乙又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(緊急通行車両の事前届出)

第9条 乙は、平常時において、災害時供給車両を決定したときは、甲に対して、当該車両の自動車検査証の写しを提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の自動車検査証の写しの提出があったときは、当該車両に係る緊急通行車両等事前届出の申請を公安委員会に行うものとする。

3 甲は、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証が交付されたときは、遅滞なく乙に引き渡すものとする。

(燃料の確保)

第10条 甲は、平常時から災害時供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(連絡体制等)

第11条 甲及び乙は、それぞれの連絡の体制及びその手段を毎年度当初に相互に通知するものとする。

2 乙は、乙の会員の名簿及び災害時供給車両の内訳について、毎年度当初に甲へ提出するものとする。

(防災訓練への参加)

第12条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(被災自治体支援への協力)

第13条 乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 協定期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申出もないときは、協定期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(旧協定の取扱い)

第16条 この協定の締結に伴い、昭和60年7月25日に締結した「大地震等災害時における応急対

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-41) 災害時における物流業務等の協力に関する協定

1. 総則	策用貨物自動車の供給協力に関する協定」は、廃止する。 この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その1通を保有する。
2. 火災防止	平成30年6月1日
3. 防災行政無線	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 新宿区長 吉 住 健 一
4. 災害医療	乙 東京都新宿区新宿四丁目3番15号 レイフラット新宿A-102 一般社団法人東京都トラック協会新宿支部 支部長 大 島 弥 一
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・ 避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-42)

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定

(協定の目的)

第1条 東京都新宿区(以下「甲」という。)と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部(以下「乙」という。)とは、新宿区の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合及び他の区市町村で災害が発生し、物資等の供給応援を求められた場合(以下「災害時」という。)における軽自動車による輸送(以下「軽自動車輸送」という。)の協力を目的として次のとおり協定する。

(協力要請)

第2条 甲は災害時に軽自動車輸送車両が必要なときは、乙に対し軽自動車輸送の協力を要請するものとする。

(要請手続)

第3条 甲が協力要請をするときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等で行うこととし、後日、文書をもって処理するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請車両台数
- (3) 要請期間及び輸送物資
- (4) その他必要事項

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請がない場合でも、新宿区内に甚大な被害が発生したことを知ったときは、自主的に新宿区役所に参集するものとする。

(輸送業務)

第4条 軽自動車輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示に従い、新宿区内及び他の区市町村への物資輸送業務等に従事するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙より提供された輸送業務に要した費用について、乙の通常価格により算出した額を請求に基づき負担するものとする。

(損害賠償)

第6条 乙は、輸送業務に際し、乙の責に帰する理由により車両の使用者(同乗者を含む。)又は第三者に損害を与えたときは、甲に対し速やかにその状況を報告し、その賠償の責を負うものとする。

2 甲は、その責に帰する理由により使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

(報告等)

第7条 甲は、乙に対して備蓄倉庫等防災関係資料を提出するものとする。

2 乙は、甲に対して毎年4月末日までに組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有する。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-42) 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定

1. 総則	令和3年9月8日
2. 火災防止	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 東京都新宿区長 吉住 健一 乙 東京都台東区浅草橋三丁目8番5号 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 東京支部 支部長 砂川 泰弘
3. 防災行政無線	※本協定は、平成8年3月28日に赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部と締結したものであるが、当支部の組織変更に伴い、令和3年9月8日に赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部と改めて締結手続きを行ったものである。
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-43)

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

東京都新宿区（以下「甲」という。）と、社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における霊柩自動車等輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、新宿区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の搬送について、甲が乙に対して霊柩自動車等による応急救助に必要な輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の遺体搬送のための車両を必要とするときは、乙に対して輸送の協力を要請することができる。

（要請手段）

第3条 前条の規定による甲の要請は、新宿区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者からも要請を行うことができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文章を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名と、担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両台数
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

（輸送業務）

第4条 甲の要請により、輸送に従事する乙の協会員は、要請者の指示に従い、斎場等への遺体の輸送業務に従事するものとする。

2 乙の協会員は、要請に基づき、実施細目で定める参集場所へ参集するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 従事した車両および従事者
- (2) 従事日数および走行距離
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、甲の要請事項に係る協会員の輸送協力実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲の要請事項に加え、乙が遺族等の要請により応急救助の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(5-43) 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

1. 総則	(価格の決定) 第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における関東運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙協議のうえで決定するものとする。
2. 火災防止	(支援体制の整備) 第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、関東各支部のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
3. 防災行政無線	(連絡責任者) 第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては東京都支部長とする。
4. 災害医療	(災害時の情報提供) 第12条 乙は、輸送活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。
5. 応援・供給協定	(職員の同乗等) 第13条 災害対策本部長は、必要に応じ、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。 2 乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、災害対策本部長に職員の同乗を要請することができる。
6. 避難場所・避難所等	(通 知) 第14条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。
7. 備蓄	(協定実施の円滑化) 第15条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。
8. 災害救助	(実施細目) 第16条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議の上実施細目で定めるものとする。
9. 関係法令	(実施日) 第17条 この協定は、協定締結の日から実施する。
10. 警戒宣言	(有効期間) 第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。 ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。
11. その他	この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。 平成10年3月20日 甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 東京都新宿区長 小野田隆 乙 東京都新宿区四谷三丁目2番地 トラック会館 社団法人全国霊柩自動車協会 会 長 岡 康夫

(5-44)

災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定

東京都新宿区（以下「甲」という。）と、全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、災害時における棺等葬祭用品の供給協力等に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、新宿区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の応急的处理に要する棺等葬祭用品の供給等について、甲が乙に協力を要請できること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙は実施細目で定める棺等葬祭用品の供給等の協力を甲に対して実施するものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、新宿区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部員又はこれに相当する者からも要請を行うことができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名と、担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の組合員は、要請者の指示に従い、甲が設置する遺体収容所等への供給等に従事するものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文章を提出するものとする。

- (1) 供給した棺等葬祭用品の数等
- (2) 従事者の氏名
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、甲の要請事項に係る組合員の棺等葬祭用品の供給等実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

2 甲の要請事項に加え、乙が遺族等の要請により応急的な処理の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があったときは、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-44) 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定

1. 総則	(価格の決定) 第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議のうで決定するものとする。
2. 火災防止	(支援体制の整備) 第10条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、関東ブロック各組合のほか、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。
3. 防災行政無線	(連絡責任者) 第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部防災課長とし、乙にあつては全東京葬祭業連合会会長とする。
4. 災害医療	(災害時の情報提供) 第12条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。
5. 応援・供給協定	(通 知) 第13条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力が図られるよう、供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。
6. 避難場所・避難所等	(協定実施の円滑化) 第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。
7. 備考	(実施細目) 第15条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、甲乙協議のうで実施細目で定めるものとする。
8. 災害救助	(実施日) 第16条 この協定は、協定締結の日から実施する。
9. 関係法令	(有効期間) 第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。 ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。
10. 警戒宣言	この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。
11. その他	平成 10 年 3 月 20 日 甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 東京都新宿区長 小野田隆 乙 東京都文京区本駒込三丁目30番3号 全東京葬祭業連合会会長 神谷忠明 東京都葬祭業協同組合理事長 神谷忠明 山手葬祭業協同組合理事長 佐久間登 東武葬祭業協同組合理事長 鹿島弘善 東都聖典協同組合理事長 井上晴雄

※なお、現在の乙の構成団体は、東京都葬祭業協同組合、山手葬祭協同組合、東都聖典協同組合、東京多摩葬祭業協同組合、八王子葬祭業協同組合となっている。

(5-45)

災害時における資機材及び施設等の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、新宿区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める地震、風水害その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、災害時に多数の死者又は帰宅困難者が新宿区内に集中的に発生した場合において、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）

第 2 条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体の安置に必要な施設の提供
- (3) 帰宅困難者のための施設の提供
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、特に甲から要請があった事項

（要請手続）

第 3 条 甲の要請は、新宿区災害対策本部長が行う。ただし、災害の状況により副本部長、本部長又はこれに相当する者からも要請を行うことができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、その後速やかに、協力要請書（第 1 号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の期日（又は期間）及び場所
- (5) その他必要な事項

（要請業務の実施）

第 4 条 乙は、甲の指示に従い、第 2 条の業務を実施するものとする。

（報 告）

第 5 条 乙は、第 2 条の業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、災害時要請業務実施報告書（第 2 号様式）を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条 第 2 条第 1 号に規定する業務に使用した資機材及び消耗品に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第 7 条 前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は甲に一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-45) 災害時における資機材及び施設等の提供に関する協定

1. 総則	(経費の支払い) 第8条 甲は、前条第1項の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があったときは、30日以内に支払うものとする。
2. 火災防止	(価格の決定) 第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。
3. 防災行政無線	(支援体制の整備) 第10条 乙は、災害時における協力業務の円滑な実施を図るため、広域応援体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。
4. 災害医療	(連絡責任者) 第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては事務局専務理事とする。
5. 応援・供給協定	(災害時の情報提供) 第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。
6. 避難場所等	(名簿の提出) 第13条 乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年3月末までに甲に提出するものとする。
7. 備蓄	(協 議) 第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。
8. 災害救助	(実施日) 第15条 この協定は、協定締結の日から実施する。
9. 関係法令	(有効期間) 第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成13年3月31日までとする。 ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。
10. 警戒宣言	この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。
11. その他	平成 12 年 8 月 30 日 甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区長 小野田隆 乙 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号 社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 会長 山下宗吉

(5-46)

災害時における石油類の優先供給に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、新宿区の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、東京都新宿区（以下「甲」という。）が行う災害応急対策業務について、東京都石油業協同組合新宿支部（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は、ガソリン、軽油、灯油等石油類の優先供給とする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、甲からの要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

(指揮命令)

第5条 乙の協力に係わる指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

(費用弁償)

第6条 甲は、乙の協力に係る石油類の供給について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従業者の損害補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月東京都新宿区条例第12号）によるものとする。

(協力店の表示)

第8条 甲は、乙の組合員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、昭和59年2月9日から昭和60年2月9日までの1年間とする。ただし、期限満了の日の3箇前までに甲・乙からなんらかの申し出がないときは、本協定は、同一内容をもって更新するものとする。

(協定細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第11条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定及びこの協定に基づく細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

本協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和 59 年 2 月 9 日

甲 東京都新宿区歌舞伎長一丁目4番1号
東京都新宿区代表者
東京都新宿区長 山本克忠

乙 東京都新宿区新小川町4番19号
東京都石油業協同組合
新宿支部長 末 博光

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-47) 災害時における住宅の応急修理の協力に関する協定
2. 火災防止	(協定の趣旨) 第1条 この協定は、新宿区の地域に生じた災害により災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の適用基準を超える被害が生じ、救助法第2条に基づき東京都知事が実施する救助を東京都新宿区長（以下「甲」という。）が補助する場合の甲が行う救助について、甲は東京都電気工事工業組合新宿地区本部（以下「乙」という。）に協力を要請できることとする。
3. 防災行政無線	(協力の内容) 第2条 乙の協力の内容は、救助法第33条第1項第6号に規定する災害にかかった住宅の応急修理とする。
4. 災害医療	(要請の手続き) 第3条 甲は、乙に対して協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請する。
5. 応援・供給協定	(指揮命令) 第4条 乙の協力にかかる指揮命令及び連絡調整は、甲が指定した者が行う。
6. 避難場所・避難所等	(報 告) 第5条 乙は、協力を要した資器材等の数量及び作業内容を、甲に報告する。
	(費 用) 第6条 乙は、救助に要した費用について救助法第33条に基づき支弁を受ける。
7. 備蓄	(協力店の表示) 第7条 甲は、乙の会員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。
	(救助法が適用されない災害時の協力) 第8条 乙が甲の要請に基づき第2条第2項の協力を行なった場合で、当該住宅の所有者等が甲の要請を超えた修繕等を乙に求めた場合、甲の要請を超えた部分に関する修繕に当たっては、乙は被害発生直前における価格を参考にして甲の要請を超えた修繕等を求めた者との間に契約を締結して修繕を実施する。
8. 災害救助	2 救助法の適用に至らない被害が新宿区の地域に生じた場合で、区民が実施する住宅等の修繕に当たり区民から要求のあったときは、甲は第1条の規定にかかわらず乙を区民にあっ旋することができる。この場合の契約は、前項と同様とする。
9. 関係法令	(連絡責任者) 第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては建築部営繕課長とし、乙にあっては東京都電気工事工業組合新宿地区本部長とする。
10. 警戒宣言	(協定の期限) 第10条 この協定の期限は、平成11年2月24日から平成12年3月31日までとする。ただし、期限の3箇月前までに甲・乙からなんらかの申し出がないときは、本協定は、同一内容をもって自動的に1年間更新するものとする。
11. その他	(協定細目) 第11条 この協定を実施するのめに必要な場合は、別に協定細目を定めることができる。
	(協 議) 第12条 この協定及び前条に規定する協定細目に定めのない事項又はこの協定及び前条に規定する協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

本協定締結の証として、協定書を 2 通作成し、甲・乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 11 年 2 月 24 日

- 甲

東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
東京都新宿区長 小野田 隆
- 乙

東京都新宿区新宿二丁目16番11号
サンフタミビル302号
東京都電気工事工業組合 新宿地区本部
代表 新宿地区本部長 中川 正則

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(5-48) 災害時における区立施設の電気設備復旧業務の協力に関する協定
2. 火災防止	(協定の趣旨) 第1条 この協定は、新宿区の地域に生じた災害により、新宿区の施設等に被害が生じた場合において、東京都新宿区（以下「甲」という。）が行う災害応急対策業務について、新宿区災害対策電設協力会（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。
3. 防災行政無線	(協力の内容) 第2条 乙の協力の内容は、区立施設（応急仮設住宅を含む）その他必要な施設等の電気設備の復旧及び資器材・労力（以下「資器材等」という。）の提供とする。
4. 災害医療	(要請の手続き) 第3条 甲は、乙に対して協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請する。
5. 応援・供給協定	(指揮命令) 第4条 乙の協力にかかる指揮命令及び連絡調整は、甲が指定した者が行う。
	(報 告) 第5条 乙は、協力に要した資器材等の数量及び作業内容を、甲に報告する。
	(費 用) 第6条 甲は、乙の協力にかかる資器材等に要した費用を負担する。
6. 避難場所・避難所等	(協力店の表示) 第7条 甲は、乙の組合員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。
	(連絡責任者) 第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては建築部営繕課長とし、乙にあつては新宿区災害対策電設協力会会長とする。
7. 備蓄	(協定の期限) 第9条 この協定の期限は、平成11年2月24日から平成12年3月31日までとする。ただし、期限の3箇月前までに甲・乙からなんらかの申し出がないときは、本協定は、同一内容をもって自動的に1年間更新するものとする。
8. 災害救助	(協定細目) 第10条 この協定を実施するために必要な場合は、別に協定細目を定めることができる。
9. 関係法令	(協 議) 第11条 この協定及び前条に規定する協定細目に定めのない事項又はこの協定及び前条に規定する協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議の上決定する。
	(その他) 第12条 災害時における電気設備の復旧業務の協力に関する協定(昭和59年7月9日締結)は、廃止する。
10. 警戒宣言	本協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有する。
11. その他	平成11年2月24日 甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 東京都新宿区長 小野田 隆 乙 東京都新宿区西新宿四丁目33番14号 新宿区災害対策電設協力会 代表 新宿区災害対策電設協力会 会 長 青木 進

(5-49)

災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、新宿区の地域に生じた災害により新宿区の施設に被害が生じた場合、又は、新宿区の地域に生じた災害により災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の適用基準を超える被害が生じ、救助法第2条に基づき東京都知事が実施する救助を東京都新宿区長（以下「甲」という。）が補助する場合の甲が行う救助について、甲は新宿管交会（以下「乙」という。）に協力を要請できることとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は、次に定めるとおりとする。
(1) 甲が要請する区立施設の修繕（以下「区立施設の修繕」という。）
(2) 救助法第23条第1項第1号に規定する収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与及び第6号に規定する災害にかかった住宅の応急修理（以下「救助」という。）

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対して協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請する。

(指揮命令)

第4条 乙の協力にかかる指揮命令及び連絡調整は、甲が指定した者が行う。

(報告)

第5条 乙は、協力を要した資器材等の数量及び作業内容を、甲に報告する。

(費用)

第6条 要請に要した費用は、次のとおりとする。
(1) 区立施設の修繕に要した経費 契約に基づき甲が乙に支払う。
(2) 救助に要した経費 救助法第33条に基づき乙が支弁を受ける。

(協力店の表示)

第7条 甲は、乙の会員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。

(救助法が適用されない災害時の協力)

第8条 乙が甲の要請に基づき第2条第2項の協力を行なった場合で、当該住宅の所有者等が甲の要請を超えた修繕等を乙に求めた場合、甲の要請を超えた部分に関する修繕に当たっては、乙は被害発生直前における価格を参考にして甲の要請を超えた修繕等を求めた者との間に契約を締結して修繕を実施する。
2 救助法の適用に至らない被害が新宿区の地域に生じた場合で、区民が実施する住宅等の修繕に当たり区民から要求のあったときは、甲は第1条の規定にかかわらず乙を区民にあつ旋することができる。この場合の契約は、前項と同様とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては建築部営繕課長とし、乙にあつては新宿管交会会長とする。

(協定の期限)

第10条 この協定の期限は、平成11年2月24日から平成12年3月31日までとする。ただし、期限の3箇月前までに甲・乙からなんらかの申し出がないときは、本協定は、同一内容をもって自動的に1年間更新するものとする。

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(5-49) 災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する協定

1. 総則	(協定細目) 第11条 この協定を実施するために必要な場合は、別に協定細目を定めることができる。 (協 議)
2. 火災防止	第12条 この協定及び前条に規定する協定細目に定めのない事項又はこの協定及び前条に規定する協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。 本協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。 平成11年2月24日
3. 防災行政無線	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 東京都新宿区長 小野田 隆 乙 東京都新宿区新宿六丁目20番9号 新宿管交会 代表 新宿管交會會長 渡邊 鐵太郎
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・ 避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-50)

災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関し、東京都新宿区（以下「甲」という。）と新宿土木防災協力会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲が災害時において、東京都新宿区地域防災計画に基づき、緊急輸送路を確保するため、道路障害物除去作業等の応急対策を実施するに当たり、乙の積極的な協力を得て、円滑な災害応急対策を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は業務に関して、乙の出動及び必要な資機材等の供給協力を要請することができる。

2 甲は、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」（以下「支援協定」という。）第2条1項に基づき設置された特別区支援対策本部から、被災を受けた区（以下「被災区」という。）の災害応急対策業務に関する支援要請を受けた場合には、乙に前項の協力を要請することができる。

（業務の内容）

第3条 前条の災害応急対策業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 甲が指定した緊急指定道路を優先に、道路施設の点検を実施すること。
- (2) 落下物及び倒壊家屋等の路上障害物の除去に関すること。
- (3) 道路及び橋りょうの亀裂、陥没等の応急補修に関すること。
- (4) 資機材、重機及び労務（以下「建設資機材等」という。）の提供に関すること。
- (5) その他甲が必要と認めること。

（会 員）

第4条 乙に属し、本業務に従事する会社を本協定の会員（以下「会員」という。）という。

2 乙は年度当初に会員の名簿を、甲に文書にて報告するものとする。また、会員に変更があった場合には、同様とする。

（業務実施区間）

第5条 会員の業務実施区間は、別に定める「災害時における道路障害物除去等応急対策業務マニュアル」及び「業務実施表」のとおりとする。

2 前項の業務実施区間を変更する場合は、あらかじめ甲と乙が協議して行うものとする。

（建設資機材等の報告）

第6条 乙は、あらかじめ災害時に備え、業務に関し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲に文書にて報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲からの求めがあった場合には、乙は速やかに甲に文書にて報告するものとする。

（出動の要請）

第7条 甲は、乙に対し、災害の状況に応じて、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書又は電話等の方法により会員の出動を要請するものとする。

2 東京23区内に震度5弱以上（気象庁発表）の地震が発生し、被害甚大のため、甲が乙に対して出動の要請が不可能な場合は、乙及び会員は、甲からの要請があったものとみなし自主的に出動するものとする。

（会員の出動）

第8条 乙は、前条の要請があった場合には、会員を、本協定で指定した業務実施区間へ出動させるものとする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-50) 災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定書

1. 総則	(業務の指示) 第9条 業務の指示は災対土木部長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。 2 第2条第2項により被災区で業務を実施する会員は、特別区支援対策本部からの指示に従うものとする。 3 第7条第2項により出動した会員は、あらかじめ指定された業務実施区間の被害状況を把握し、業務を実施するものとする。
2. 火災防止	(業務実施の報告) 第10条 乙は、各会員の出動を確認した後、全員の出動状況、各現場責任者、建設資機材の数量及び作業状況、作業内容等を取りまとめ、業務着手後速やかに甲に報告するものとする。
3. 防災行政無線	(業務完了の報告) 第11条 乙は、会員の業務が完了した後に、電話等の方法により直ちに甲へ報告するとともに、文書により遅滞なく甲へ報告するものとする。
4. 災害医療	(費用の請求及び支払) 第12条 乙は、前条の報告後、当該業務に要した費用を書面で甲に請求するものとする。 2 甲は、前項の請求があった場合には、内容を精査確認のうえ、その費用を支払うものとする。 3 乙は、支援協定による場合、被災区における業務の完了後、甲及び被災区の認定を受けて、費用を被災区へ請求するものとする。ただし、被災区が経費を支弁するいとまがなく、被災区から甲に費用の一時繰替支弁の要請があった場合は、乙は甲に費用を請求できるものとする。
5. 応援・供給協定	(損害の負担) 第13条 業務の実施に伴い損害が生じた場合は、その賠償の負担について、甲と乙が協議して定める。 2 被災区で損害が生じた場合の賠償の負担は、被災区及び特別区支援対策本部と乙が協議して定める。
6. 避難場所・避難所等	(会員の災害保障) 第14条 甲は、会員の従事員が応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害賠償に関する条例」(昭和41年東京都新宿区条例第12号)に基づき、これを補償する。
7. 備蓄	(連絡責任者) 第15条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては土木部管理課長とし、乙にあつては新宿土木防災協力会会長とする。
8. 災害救助	(協 議) 第16条 この協定に定めのない事項ならびにこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。 甲と乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。
9. 関係法令	平成 22 年 4 月 1 日
10. 警戒宣言	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区長 中山 弘子 乙 東京都新宿区余丁町13番27号 三井住建道路株式会社関東支店内 新宿土木防災協力会 会長 千田 敏明
11. その他	

(5-51)

水防活動に関する覚書

新宿区（以下「甲」という。）と東京消防庁牛込消防署（以下「乙」という。）は、水防活動を円滑に行うため次のとおり覚書を交換する。

（目 的）

第1条 この覚書は、水防作業に関する手続きを確認することにより甲と乙の協力体制の強化を行い、もって、河川の増水をはじめとする都市型水害の防止、軽減を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 防水扉等 隆慶橋、中之橋、小桜橋、西江戸橋、石切橋の右岸側に配備された防水扉及び差蓋、土のうをいう。
- 二 水防施設 甲の所管する水防倉庫及び土のう置き場をいう。
- 三 土のう等 甲が、水防活動のため水防施設に保管、維持している土のう及び乙が、水防活動上使用したゲル水のうをいう。

（甲の役割）

第3条 甲は、河川管理者及び水防管理者として防水扉等の操作、設置及び水防施設の維持管理を主体的に行うものとする。

- 2 甲は、夜間、休祭日など甲の勤務時間外に発生する集中豪雨等で、甲の職員では防水扉等の操作、設置など対応が間に合わない場合、乙に出動を要請するものとする。
- 3 前項の出動を要請した場合、甲はその旨を文京区に連絡するものとする。
- 4 甲は、防水扉等の設置に関して円滑かつ万全を期すため、文京区及び牛込警察署等関係機関と必要な調整を行う。
- 5 甲は、水防施設、水防扉等について、緊急時に使用できるよう乙に鍵を配布する。
- 6 甲は、水防作業に使用した土のう等の収納、撤去及び処分を行う。
- 7 甲は、大雨洪水注意報及び警報が発令され解除されるまでの間、気象情報を迅速に乙に通報する。

（乙の役割）

第4条 乙は、甲の出動要請を受けた場合、東京消防庁で定める部隊運用計画に基づき必要な対応を行うものとする。

（防水扉等の設置作業）

第5条 防水扉等の設置は、次の要領で設置するものとする。

- 一 防水扉等の操作、設置は水位状況を的確に把握し溢水直前、もしくは、溢水の恐れがある場合に行うものとする。
- 二 防水扉等は、原則として左・右岸を同時に設置するものとし、現場においては、左岸側の文京区職員、小石川消防署員との連携をもって実施するよう努める。
- 三 甲が、防水扉等の操作、設置を行った場合は、直ちに乙にその旨の連絡を行う。
- 四 乙が、防水扉等の操作、設置を行った場合は、直ちに甲にその旨の連絡を行う。
- 五 前号の連絡があった場合、甲は、交通の遮断について牛込警察署に連絡を行う。

（防水扉等の取扱訓練、演習）

第6条 甲は、防水扉等の設置、操作方法について説明書等を作成し乙に配付する。また、乙の要請により随時現地で操作の訓練、演習を実施する。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-51) 水防活動に関する覚書

1. 総則	(窓口の設置) 第7条 甲と乙は、相互の協力体制を確立し情報の緊密化を図るため連絡窓口を別紙の通り設置する。
2. 火災防止	(協 議) 第8条 この覚書について疑義が生じたとき、また、定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。 平成13年10月15日
3. 防災行政無線	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区長 小野田 隆
4. 災害医療	乙 東京都新宿区筑土入幡町5番16号 東京消防庁 牛込消防署長 諸川 忠勝
5. 応援・供給協定	(別紙) 連絡窓口
6. 避難場所・ 避難所等	甲 新宿区環境土木部土木計画課計画係 TEL 03-3209-1111 内線4571～5 TEL 03-5273-3525 (ダイヤルイン) FAX 03-3209-5595
7. 備蓄	乙 東京消防庁牛込消防署警防課消防係 TEL 03-3267-0119 内線350 FAX 03-3267-4655
8. 災害救助	(平成13年10月)
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-52)

災害時における動物救護活動に関する協定書

災害時における動物救護活動に関し、新宿区を「甲」とし、東京都獣医師会新宿支部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請等)

第2条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

(動物救護の活動場所)

第3条 乙は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所及び東京都獣医師会新宿支部員の保有する施設において、動物救護活動を実施するものとする。

(乙の行う動物救護活動)

第4条 乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物に対する獣医療行為
- (2) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 動物の死亡の確認
- (4) 飼い主の不明な動物の個体識別補助
- (5) 甲の行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- (6) 被災した動物に関する情報の収集及び提供活動

(費用弁償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が動物救護活動を実施した時に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 動物救護活動に伴う、獣医師の派遣等に要する経費
- (2) 動物救護活動に使用した、医薬品及びペットフード等の実費弁償

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第6条 甲の要請に基づき、乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害補償については、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年新宿区条例第12号)の規定に基づき補償するものとする。

(動物救護連絡協議会の設置)

第7条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関と動物救護連絡協議会を設置するものとする。

(連絡調整)

第8条 この協定に関する連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲及び乙の指定する者とする。

(細 目)

第9条 この協定に関する細目は、別途定める。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-52) 災害時における動物救護活動に関する協定書

1. 総則	(協 議) 第10条 この協定に定めのない事項及び、協定の解釈について疑義が生じた時は、甲乙協議の上決定する。 この協定の証として本協定書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。 平成 15 年 9 月 19 日
2. 火災防止	甲 新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区長 中山 弘子
3. 防災行政無線	乙 新宿区中落合三丁目24番16号 東京都獣医師会 新宿支部長 黒田 勝
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-53)

新宿区動物救護連絡協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 災害時における動物救護活動に関する協定書第7条の規定に基づき、災害時の動物救護活動の円滑な運営を図ることを目的として、新宿区動物救護連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における動物救護活動の運営に関すること。
- (2) 災害時における関係機関との情報連絡及び調整方法に関すること。
- (3) その他連絡協議会が必要と認めること。

(構 成)

第3条 連絡協議会は、事務局長及び委員をもって構成する。

2 事務局長は衛生部衛生課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は次に掲げるとおりとする。

(1) 東京都獣医師会新宿支部

ア 支部長 1名

イ 担当者若干名

(2) 衛生部衛生課

ア 担当係長 1名

イ 担当者 若干名

(3) 総務部危機管理室

ア 室長 1名

イ 担当係長 1名

ウ 担当者 若干名

(会 議)

第4条 連絡協議会は、必要に応じて事務局長が招集し、会務を総理する。

2 事務局長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡協議会の事務局は、衛生部衛生課に置く。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月19日から施行する。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-54)
2. 火災防止	災害時における動物救護活動に関する協定書」第9条に基づく細目は、次のとおりとする。 (甲の責務) 第1条 甲は、災害発生時に「東京都動物救援本部」及び「特別区支援対策本部」と連絡調整を図り、被災した動物に関する情報収集を行い、乙に情報提供をする。
3. 防災行政無線	(費用弁償) 第2条 乙は、費用弁償に際し、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。
4. 災害医療	(動物救護連絡協議会) 第3条 甲は、東京都獣医師会新宿支部、新宿区総務部危機管理室及び新宿区衛生部衛生課の構成員をもって組織する、動物救護連絡協議会を開催する。
5. 応援・供給協定	2 甲は、動物救護連絡協議会の開催に際し、必要とする関係機関を招請することができる。 (連絡責任者) 第4条 甲の指定する連絡責任者は、新宿区衛生部衛生課長とする。
6. 避難場所等	2 乙の指定する連絡責任者は、東京都獣医師会新宿支部長とする。 この協定細目の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。 平成15年9月19日
7. 備蓄	甲 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区長 中山 弘子
8. 災害救助	乙 新宿区中落合三丁目24番16号 東京都獣医師会 新宿支部長 黒田 勝
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-55)

災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定

この協定は、新宿区(以下「甲という。」が、災害時に、聴覚障害者に対し、新宿区地域防災計画に基づき、新宿区登録手話通訳者連絡会及び新宿区手話サークル(以下「乙」という。)とともに行う業務(以下「聴覚障害者に対する業務」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の内容)

第1条 聴覚障害者に対する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第一次避難所又は第二次避難所への避難の誘導
- (2) 第一次避難所又は第二次避難所における避難生活を送るために必要な情報の提供
- (3) その他甲及び乙が必要と認める業務

2 前項第3号の業務に関しては、甲及び乙は、新宿区聴覚障害者協会(以下「丙」という。)と協議するものとする。

(協力の要請等)

第2条 甲は、聴覚障害者に対する業務を実施する場合は、乙に対し、協力の要請を行うことができる。

2 甲は、前項の協力の要請(以下「協力の要請」という。)を行う場合には、次に掲げる事項を乙に伝達するものとする。

- (1) 協力の要請の理由
- (2) 協力の要請の内容
- (3) その他必要な事項

3 乙は、協力の要請を受けたときは、特別な事情がない限り、当該協力の要請に応じた聴覚障害者に対する業務を行うものとする。

(費用の負担)

第3条 甲は、乙が前条第3項の規定により聴覚障害者に対する業務を行った場合には、当該聴覚障害者に対する業務の実施に要した費用のうち、次に掲げるものを負担するものとする。

- (1) 交通費
- (2) その他甲が自ら負担すべきものと認めた費用

(損害補償)

第4条 第2条第3項の規定により聴覚障害者に対する業務を行った者に係る損害補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年新宿区条例第12号)の規定によるものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。

2 甲又は乙が、前項に規定する期間が満了する日の2か月前までに、この協定の解除又は変更の申出を行わないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(協 議)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(5-55) 災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定

1. 総則	令和3年9月8日	
2. 火災防止		甲 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区長 吉住 健一
3. 防災行政無線		乙 新宿区登録手話通訳者連絡会 会長 秋山 郁子 新宿区手話サークル 会長 坂本 葉子
4. 災害医療		丙 新宿区聴覚障害者協会 会長 秋山 潔
5. 応援・供給協定	※本協定は、平成16年11月22日に新宿区登録手話通訳者連絡会及び新宿区手話サークル並びに新宿区ろう者協会と締結したものであるが、団体の代表者や名称の変更に伴い、令和3年9月8日に改めて締結手続きを行ったものである。	
6. 避難場所等		
7. 備蓄		
8. 災害救助		
9. 関係法令		
10. 警戒宣言		
11. その他		

(5-56)

災害時における法律相談に関する協定

新宿区を甲とし、新宿区法律相談担当弁護士クラブを乙とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき甲が行う災害時における法律相談に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(法律相談員の派遣)

第2条 甲が、新宿区地域防災計画に基づき災害時における法律相談を実施する場合は、乙に対し、法律相談員の派遣を要請するものとする。

(活動計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合は、速やかに法律相談員の派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(特別法律相談会場)

第4条 甲は、災害時における法律相談を実施するため、特別法律相談会場を設置する。

(相談料)

第5条 災害時における法律相談に係る相談料は、無料とする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が災害時における法律相談の実施に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年新宿区条例第12号)に規定する損害補償の例によるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。

2 期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(細 目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成14年7月31日

甲 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 小野田 隆

乙 新宿区市谷船河原町11番地
新宿区法律相談担当弁護士クラブ
代表幹事 安原 正之

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(5-57)
2. 火災防止	災害時における応急対策活動支援に関する協定書
3. 防災行政無線	新宿区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合新宿支部（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、応急対策活動のための小型特殊仕様型（ナンバープレート付）フォークリフト等作業用資機材及び操作員等（以下「作業用資機材等」という。）を確保するため、次のとおり協定を締結する。
4. 災害医療	（総 則） 第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
5. 応援・供給協定	（要請手続） 第2条 甲は、災害発生時等においては、乙に対し、日時、場所その他必要な事項を指定し、作業用資機材等の提供を要請するものとする。
6. 避難場所等	2 甲は、緊急を要する場合において、乙に対し、あらかじめ甲が指定した災害応急対策活動を実施する行政機関の長をもって作業用資機材等の提供の要請をさせることができる。
7. 備蓄	（協力内容） 第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、作業用資機材等を指定された場所において提供するとともに、区職員又はあらかじめ甲が指定した災害応急対策活動を実施する行政機関の職員の指示により次に掲げる作業を行うものとする。
8. 災害救助	（1）緊急に人命救助活動を行うために必要な障害物の除去作業 （2）救援物資、調達物資等の運搬作業
9. 関係法令	（完了報告） 第4条 乙は、前条の作業が完了したときは、直ちにその旨を甲に報告するものとする。
10. 警戒宣言	（経費の請求及び支払） 第5条 乙は、第3条の作業に要した経費について、明細書等を付して甲に請求するものとする。
11. その他	2 甲は、前項の規定による請求の内容を精査して、速やかにその費用を支払うものとする。
	（災害補償） 第6条 甲は、乙が第2条の規定による要請に基づく作業に従事したことにより、その操作員等が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、補償するものとする。
	（提供可能な作業用資機材の報告） 第7条 乙は、この協定の締結に当たり、災害時に提供可能な作業用資機材に関し、甲が定める事項について、甲に報告するものとする。
	2 乙は、この協定の締結後は、毎年1回、前項に規定する事項について、甲に報告するものとする。
	（協 議） 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上決定するものとする。
	上記協定の証として、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。
	平成 17 年 12 月 26 日
	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区 代表者 新宿区長 中山 弘子
	乙 東京都新宿区弁天町177 東京都製本工業組合新宿支部 代表者 支部長 中澤 利政

(5-58)

災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合、同組合新宿支部（以下「乙」という。）は、災害時における理容活動及び資器材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協力体制を確立し、区民の安定した生活の確保を図ることを目的とする。

（衛生活動）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、災害時において次に掲げる衛生活動を行うものとする。

- (1) 理容
- (2) 理容に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、災害時における理容活動及び資器材等提供要請書（様式。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話連絡により同条の要請を行うことができる。この場合において、甲は、事後速やかに、要請書を乙に提出するものとする。

（理容師派遣対象者）

第4条 第2条第1号の理容は、理容師法施行令第4条第1号に該当する被災者を対象とする。

（理容費）

第5条 この協定に基づき理容を行った場合において、乙は、被災者から当該理容に係る費用を徴収しないものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第2号の理容に必要な資器材及び消耗品の提供に係る費用については、甲が負担する。

（担当窓口）

第7条 乙は、甲との連絡を円滑に行うため、担当窓口を設置し、その連絡先、担当者、その他必要事項を甲に報告するものとする。また、担当窓口に変更等があった場合も同様とする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づく衛生活動に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はこの協定に基づく衛生活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった者については、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定は、甲乙いずれか一方から解除の申出がない限り継続するものとする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-58) 災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定

1. 総則	(協議) 第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めのある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上決定するものとする。
2. 火災防止	この協定の締結した証として本書 3 通を作成し、甲乙記名押印の上各々 1 通を保管する。
3. 防災行政無線	令和 3 年 10 月 13 日
4. 災害医療	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区 区長 吉住 健一
5. 応援・供給協定	乙 東京都新宿区下落合四丁目 26 番 7 号 東京理容会館 2 F 東京都理容生活衛生同業組合 理事長 稲葉 孝博 東京都新宿区富久町 41 番 7 号 東京都理容生活衛生同業組合 新宿支部 支部長 荒井 幹人
6. 避難場所・ 避難所等	※本協定は、平成18年 8 月 21 日に東京都理容生活衛生同業組合、同組合新宿支部、同組合四谷支部及び同組合牛込支部と締結したものであるが、東京都理容生活衛生同業組合の組織変更に伴い、令和 3 年 10 月 13 日に改めて締結手続きを行ったものである。
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-59)

災害時における電力復旧活動に関する相互支援協定

新宿区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社（以下「乙」という。）は、災害の発生時における電力の早期復旧を目的として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）において大規模な災害が生じた場合、又はまさに発生しようとしている場合における甲乙間の相互支援に関し基本的な事項を定めることにより、迅速な電力復旧活動に資することを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定の対象となる災害は、区内において発生した次に掲げる災害とする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害であって、甲又は乙がその一方の当事者の支援を必要とする災害
- (2) 広範囲の長時間停電が発生、又はまさに発生しようとしている場合
- (3) 災害対策基本法第39条第1項の規定により乙が定めた防災業務計画の規定により発令された非常態勢に係る災害

（連絡責任者）

第3条 この協定の円滑な遂行を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲にあつては総務部危機管理担当部危機管理課長の職にある者とし、乙にあつては業務総括グループ課長の職にある者とする。

（相互支援の内容）

第4条 甲乙間における相互支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、甲が所有する建物及び土地を甲の業務に支障のない範囲において、乙に提供する。
- (2) 乙は、前号の規定により提供された建物及び土地を、電力復旧要員の待機場所、資材置場等電力復旧活動の拠点として使用する。
- (3) 新宿区災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合には、甲乙協議の上、乙は、本部及び本部に置かれた部に情報連絡要員を派遣し、甲乙間で被災情報を共有する。
- (4) 乙は、電気の取扱いに関する注意事項、電力復旧の進捗状況等を区民に広く周知する必要がある場合には、甲に要請し、甲が所有する地域防災無線等を使用することができる。
- (5) 甲は、電気の契約がない避難場所等に仮設電力が必要な場合は、その旨を乙に要請する。
- (6) 乙は、前号の規定による要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲において、仮設電力設備までの外線電力の供給を行う。この場合において、仮設電力設備からの内線工事については、甲が行うものとする。
- (7) 契約がある避難所等の甲の施設において停電が発生した場合は、次の区分に応じ、それぞれに定めるとおり停電の復旧作業を行う。
 - ア 当該施設への外線電力が供給されていない場合、甲は乙に対し外線電力の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき外線電力の復旧作業を行う。
 - イ 当該施設への外線電力が供給されている場合、甲は、自らにおいて内線工事を行う。
- (8) 停電復旧作業及び啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去について、甲及び乙が相互に協力して作業を行うものとする。なお、甲及び乙の役割や具体的な実施事項については、別に覚書等を締結し定めるものとする。
- (9) 平時においても、甲及び乙は、電力設備への被害が想定される箇所の予防伐採等について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-59) 災害時における電力復旧活動に関する相互支援協定

1. 総則	講じる。 (10)その他甲及び乙が協議により必要と認めた事項 (電力復旧活動に伴う要請の簡略化)
2. 火災防止	第5条 前条に規定する相互支援を実施するに当たり必要な要請は、その緊急性に鑑み、口頭によりこれを行うことができる。 (費用負担)
3. 防災行政無線	第6条 第4条に規定する相互支援(同条第8号に係るものを除く。)を実施するに当たり要請に応じて協力した者が負担した費用は、法令等に特段の定めがある場合を除き、要請を行った者が負担する。 2 前項の規定により負担すべき額は、適正な方法により算出した額とし、甲乙協議の上その都度定める。
4. 災害医療	(秘密保持) 第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。 (協定期間)
5. 応援・供給協定	第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間継続するものとする。以後においてもまた同様とする。
6. 避難場所・避難所等	(協 議) 第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。 (廃 止)
7. 備蓄	第10条 この協定の締結に伴い、災害時における電力復旧活動に関する相互支援協定(平成29年12月25日締結)は、廃止する。 この協定の成立を証するため、本協定を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。
8. 災害救助	令和3年12月20日
9. 関係法令	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 区長 吉 住 健 一
10. 警戒宣言	乙 東京都新宿区新宿五丁目4番9号 東京電力パワーグリッド株式会社 常務執行役員東京総支社長 菊 地 康 二
11. その他	

(5-60)

災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と株式会社八洋（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内（以下「区内」という。）において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の災害その他の災害が発生した場合又は当該災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な清涼飲料水の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（清涼飲料水等の供給）

- 第 1 条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき災害時等に甲が実施する災害応急対策において、清涼飲料水が必要であるときは、乙に対して清涼飲料水の供給を依頼することができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定により清涼飲料水の供給を依頼する場合は、清涼飲料水供給協力依頼書（第 1 号様式）によりその品目・品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合には、甲は乙に対して、口頭で依頼を行うとともに、当該依頼書を後日提出することができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定による甲からの清涼飲料水の供給の依頼に対し、当該供給を行うことを承諾した場合は、その旨の書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急の場合には、乙は甲に対して、口頭で承諾を行うとともに、当該承諾書を後日提出することができるものとする。
- 4 乙は、前項の規定による承諾をした場合は、当該承諾の時点において乙が納入し得る数量の範囲内で甲に対して優先的に、甲の指定する場所に清涼飲料水を納入するものとする。

（費用負担）

- 第 2 条 甲は、前条第 4 項の規定による納入に係る代金を負担するものとする。この場合における代金は、甲が前条第 1 項の規定により乙に依頼をした時点（以下「依頼時」という。）において災害が発生していた場合にあつては当該災害の発生直前の時点における当該飲料水の製造者が設定した希望小売価格の範囲内とし、依頼時において未だ災害が発生していない場合にあつては当該依頼時の当該希望小売価格の範囲内とする。

（代金の請求及び支払等）

- 第 3 条 乙は、第 1 条第 4 項の規定による清涼飲料水の納入が完了したときは、納品書を提出するとともに、納入した清涼飲料水について甲の検査を受けるものとする。
- 2 前項の検査を受けたときは、乙は前条の代金の支払いについて、甲の指定する書面により甲に請求することができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定により乙から代金の請求に係る書面（以下「請求書」という。）を受領した場合において、当該請求書の内容を確認し相当と認めるときは、当該受領の日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（災害補償）

- 第 4 条 甲は、第 1 条第 4 項の規定による清涼飲料水の納入の業務が行われたことに伴い、当該納入の業務を行った乙の従業員等が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を負ったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年新宿区条例第 12 号）の規定に基づき、当該従業員等又はその遺族に対し補償するものとする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-60) 災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書

1. 総則	(有効期間等) 第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙の一方から他方に対してこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定と同一の条件でその期間を1年間とする協定を更新したものとみなし、以後においてもまた同様とする。
2. 火災防止	(協議) 第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の各条項の解釈上疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。
3. 防災行政無線	この協定の成立を証するため、本協定を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。
4. 災害医療	平成20年3月26日
5. 応援・供給協定	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 代表者 新宿区長 中山 弘子 乙 東京都新宿区東五軒町2番18号 株式会社八洋 代表者 代表取締役社長 後藤 伯彦
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-61)

災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内（以下「区内」という。）において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の災害その他の災害が発生した場合又は当該災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要となる清涼飲料水の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（清涼飲料水等の供給）

- 第 1 条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき災害時等に甲が実施する災害応急対策において、清涼飲料水が必要であるときは、乙に対して清涼飲料水の供給を依頼することができるものとする。
- 2 甲は、前項の規定により清涼飲料水の供給を依頼する場合は、清涼飲料水供給協力依頼書（様式）によりその品目・品名、数量、納入日時、納入場所、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合には、甲は乙に対して口頭で依頼を行うとともに、当該依頼書を後日提出することができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定による甲からの清涼飲料水の供給の依頼に対し、当該供給を行うことを承諾した場合は、その旨の書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急の場合には、乙は甲に対して口頭で承諾を行うとともに、当該承諾書を後日提出することができるものとする。
- 4 乙は、前項の規定による承諾をした場合は、当該承諾の時点において乙が納入し得る数量の範囲内で甲に対して優先的に甲の指定する場所に清涼飲料水を納入するものとする。

（費用負担）

- 第 2 条 甲は、前条第 4 項の規定による清涼飲料水に係る経費及び清涼飲料水の運搬に係る経費を負担するものとする。
- 2 前項の清涼飲料水に係る経費は、甲が前条第 1 項の規定により乙に依頼をした時点（以下「依頼時」という。）において災害が発生していた場合にあっては当該災害の発生直前の時点における当該飲料水の製造者が設定した希望小売価格の範囲内とし、依頼時において未だ災害が発生していない場合にあっては当該依頼時の当該希望小売価格の範囲内とする。
- 3 第 1 項の清涼飲料水の運搬に係る経費は、乙又は乙が委託する者が当該運搬を行った場合に生じた経費に限るものとする。

（代金の請求及び支払等）

- 第 3 条 乙は、第 1 条第 4 項の規定による清涼飲料水の納入が完了したときは、納品書を提出するとともに、納入した清涼飲料水について甲の検査を受けるものとする。
- 2 前項の検査を受けたときは、乙は前条の経費の支払いについて、甲の指定する書面により甲に請求することができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定により乙から経費の請求に係る書面（以下「請求書」という。）を受領した場合において、当該請求書の内容を確認し相当と認めるときは、当該受領の日から起算して 30 日以内に支払うものとする。ただし、経費の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

（災害補償）

- 第 4 条 甲は、第 1 条第 4 項の規定による清涼飲料水の納入の業務が行われたことに伴い、当該納

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(5-61) 災害時等における清涼飲料水の供給等に関する協定書

1. 総則	入の業務を行った乙の従業員等が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を負ったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年新宿区条例第 12 号）の規定に基づき、当該従業員等又はその遺族に対し補償するものとする。
2. 火災防止	（有効期間等） 第 5 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙の一方から他方に対してこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定と同一の条件でその期間を 1 年間とする協定を更新したものとみなし、以後においてもまた同様とする。
3. 防災行政無線	（協議）
4. 災害医療	第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の各条項の解釈上疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。 令和 4 年 9 月 22 日
5. 応援・供給協定	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区 新宿区長 吉 住 健 一
6. 避難場所・避難所等	乙 東京都港区芝浦四丁目 2 番 8 号 住友不動産三田ツインビル東館 4 F ダイドードリンコ株式会社 東京営業部長 久 保 賢 行
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-62)

大震災等の災害の発生時における現地情報本部の設置等に関する覚書

新宿区（以下「甲」という。）及び学校法人工学院大学（以下「乙」という。）は、大震災等の災害の発生時において、甲が乙の管理する施設（以下「管理施設」という。）の一部を現地情報本部として利用することに関し、次のとおり覚書を取り交わす。

（現地情報本部の設置）

第1条 甲は、大震災等の災害の発生時において、帰宅困難者等の滞留による新宿駅周辺の混乱を未然に防止するため必要があると認めたときは、あらかじめ乙と協議の上、管理施設の一部に現地情報本部を設置する。

2 前項の協議は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、文書に代えて、ファクシミリ若しくはEメール又は口頭により行うことができる。

（現地情報本部の管理運営）

第2条 現地情報本部の管理運営は、甲が行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、乙との緊密な連絡を図るため、現地情報本部に連絡員を配置するものとする。

（現地情報本部の設置期間）

第3条 現地情報本部の設置期間は、大震災等の災害が発生した日から起算して7日を経過した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、大震災等の災害の状況等により特に必要と認めるときは、乙と協議の上、現地情報本部の設置期間の終期を別に定めることができるものとする。

（現地情報本部の廃止）

第4条 甲は、現地情報本部を廃止するときは、現地情報本部として利用した管理施設の一部について、これを原状に回復し、乙の確認を受けた後に返還するものとする。

（経費の負担）

第5条 現地情報本部の設置、管理運営、廃止等に係る経費は、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は、本覚書締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれもが、当該有効期間の満了する日の3か月前までにこの覚書を解除する旨の意思表示をしないときは、この覚書は、当該有効期間の満了する日から更に1年間、有効に存続するものとし、その後においてもまた同様とする。

（協議）

第7条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書に定めがある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

甲及び乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成20年10月21日

甲 新宿区
代表 新宿区長 中山 弘子
乙 学校法人工学院大学
代表 理事長 大橋 秀雄

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-63)
2. 火災防止	災害時における応急対策業務に関する協定書 新宿区（以下「甲」という。）と、日本ボーイスカウト東京連盟新宿地区（以下「乙」という。）は、新宿区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。
3. 防災行政無線	（趣旨） 第 1 条 この協定は、法第 42 条第 1 項の規定により作成された新宿区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
4. 災害医療	（協力内容） 第 2 条 甲は、計画に基づく応急対策業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請するものとする。
5. 応援・供給協定	（1）避難所内の清掃及び物資の仕分け等の避難所の管理に係る補助業務 （2）避難所における炊き出し業務 （3）避難所における応急救護業務 （4）救援物資等の仕分け搬送業務 （5）その他、甲が必要と認める事項
6. 避難場所等	（要請手続） 第 3 条 甲は、乙に対して前条の規定により要請する場合、次に掲げる事項を書面で行うものとする。ただし書面で要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。
7. 備蓄	（1）要請の理由 （2）要請の内容 （3）その他必要な事項
8. 災害救助	（災害補償） 第 4 条 甲は、乙が第 2 条の規定により要請された応急対策業務（以下「要請業務」という。）に従事したことにより、要請業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年新宿区条例第 12 号）の規定に基づき、補償するものとする。
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	（甲の負担） 第 5 条 甲は、乙が要請業務の従事のために必要とする施設及び設備等を、可能な範囲で提供するものとする。
11. その他	（防災訓練への参加） 第 6 条 甲は、本協定の実効性を確保するために、乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲及び乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

(細目)

第8条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

この協定の成立を証するため、本協定を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成21年2月19日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区

代表者 新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区高田馬場三丁目8番32-101号
ボーイスカウト東京連盟新宿地区協議会
代表者 会長 大久保 金吾

※なお、現在乙の組織名称は、ボーイスカウト新宿区協議会(代表者 協議会長 小室 勝実)となっている。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(5-64) 災害時における災害時要援護者等に係る緊急搬送 及び災害情報通信に係る協力に関する協定書
2. 火災防止	新宿区（以下「甲」という。）と株式会社グリーンキャブ（以下「乙」という。）は、新宿区内に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した時等における災害時要援護者及び甲が指定する傷病者（以下「要援護者等」という。）に係る緊急搬送及び災害情報通信に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。
3. 防災行政無線	（協定の趣旨） 第 1 条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法第 42 条第 1 項の規定により作成された新宿区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、甲が行う災害時の応急対策業務に係る乙の要援護者等の緊急搬送及び災害情報通信に係る協力に関し、必要な事項を定める。
4. 災害医療	（協力要請） 第 2 条 甲は、計画に基づく応急対策業務を実施する必要がある場合は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請するものとする。 （1） 要援護者等を医療機関及び避難所に避難させる必要がある場合における緊急搬送 （2） 安全確保に寄与する有線通信を利用することが著しく困難となった場合における、甲の情報収集体制を支援するための乙に所属する無線局及びその会員の無線通信体系による災害情報通信
5. 応援・供給協定	（要請手続） 第 3 条 甲は、乙に対して前条の規定により協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、書面で要請することができないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。 （1） 要請の理由 （2） 要請する車両台数 （3） 要請の期間 （4） その他必要な事項
6. 避難場所等	2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。
7. 備蓄	（協力の実施） 第 4 条 乙は、第 2 条各号に掲げる事項について甲から協力の要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で協力を努める。
8. 災害救助	（連絡責任者） 第 5 条 甲及び乙は、第 2 条各号に掲げる事項に係る業務が円滑に実施されるため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(費用負担)

第6条 第2条各号に掲げる事項に係る業務に要する費用（以下「費用」という。）については、甲が負担する。

2 費用の金額は、災害時の直前における通常価格を基礎として、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 乙は、災害が収束した時点で、書面により費用の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、乙に対し速やかに当該請求に係る費用を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、乙が第2条の規定により要請された応急対策業務（以下「要請業務」という。）に従事したことにより、当該要請業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、当該要請業務の従事により受ける損害を補償するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年5月18日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区

代表者 新宿区長 中山 弘子

乙 東京都新宿区戸山三丁目15番1号
株式会社 グリーンキャブ

代表者 代表取締役社長 高野 公秀

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(5-65) 災害時における輸送業務に関する協定書 新宿区（以下「甲」という。）と東京都個人タクシー協同組合新宿支部（以下「乙」という。）は、災害時における輸送業務に関し次のとおり協定を締結する。 （総 則） 第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき甲が行う災害時の輸送業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。 （協 力） 第2条 甲は、新宿区地域防災計画に基づき、災害時の輸送業務を実施する必要がある場合は、乙に対し、車両及び運転者等（以下「車両等」という。）の派遣を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。 2 乙は、前項の規定による要請（以下「要請」という。）があった場合は、直ちに車両等を、乙の災害時の輸送業務組織に従い甲の指定する場所に派遣するものとする。 （要請の方法） 第3条 要請は、次に掲げる事項について文書又は口頭で行う。 (1) 要請の理由 (2) 車両の台数 (3) 派遣場所 (4) その他必要な事項 （活動業務） 第4条 乙は、要請があったときは、甲の指定する職員の指示に従い、災害応急対策に必要な人員及び物資等の輸送業務に従事するものとする。 （費用負担） 第5条 この協定により、乙が実施する業務に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。 (1) 乙が供給した車両等に係る料金 (2) 業務の実施に係る高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金 (3) その他甲が負担すべき費用 2 要請により乙が防災訓練等に参加した場合における甲の費用負担については、別途甲乙間の協議により決定する。 （費用の請求） 第6条 乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。 2 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認の上支払うものとする。
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(損害補償)

第 7 条 甲は、乙が第 2 条第 1 項の規定により要請された応急対策業務(以下「要請業務」という。)に従事したことにより、当該要請業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合には、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例(昭和 41 年新宿区条例第 12 号)に基づき、当該要請業務の従事により受ける損害を補償するものとする。

(派遣可能車両等の報告)

第 8 条 乙は、毎年 4 月に、災害時に供給することができる車両等について甲に報告するものとする。

(協定期間)

第 9 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日から 3 か月前までに甲乙いずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、さらに 1 年間延長されるものとし、以後この例による。

(協 議)

第 10 条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項及び業務の実施に関し必要の生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各 1 通を保管する。

平成 29 年 12 月 25 日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
新宿区
区長 吉 住 健 一

乙 東京都新宿区百人町四丁目 8 番 2 号浅美ビル
東京都個人タクシー協同組合新宿支部
支部長 松 本 萬 盛

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(5-66) 災害時における区立施設及び住宅の応急修理等の協力に関する覚書
2. 火災防止	災害時における復旧復興等の協力体制について、新宿区（以下「甲」という。）と〇〇〇会社※（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。
3. 防災行政無線	（目的） 第1条 この覚書は、新宿区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生した場合、新宿区地域防災計画に基づき、被災した区立施設等の補修及び応急仮設住宅建設に当たり、区内の建設業界の積極的な協力を得るために必要な事項を定める。
4. 災害医療	（協力の内容） 第2条 乙の協力内容は、次のとおりとする。 （1）甲が要請する区立施設の修繕（以下「修繕」という。） （2）災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第23条第1項第1号に掲げる収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与及び同項第6号に掲げる災害にかかった住宅の応急修理（以下「救助」という。）
5. 応援・供給協定	（協力要請） 第3条 甲は、乙に対して協力を要請するときは、理由、業務内容、日時、場所その他必要な事項を明らかにして要請する。
6. 避難場所等	（協力） 第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、修繕又は救助を行う。
7. 備蓄	（報告） 第5条 乙は、協力した作業内容等を、甲に報告する。
8. 災害救助	（費用負担） 第6条 甲は、乙が修繕又は救助を実施した場合において、当該修繕又は救助に要する経費を、別に締結する契約に基づき負担する。
9. 関係法令	（請求） 第7条 乙は、修繕又は救助を行った後、甲の確認後、前条の経費を甲に請求するものとする。
10. 警戒宣言	（経費の支払） 第8条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。
11. その他	（協力者の損害補償） 第9条 甲の要請に基づき、乙の従業員が修繕又は救助の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲がその損害を補償するものとする。

2 前項の補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和 41 年新宿区条例第 12 号）の規定に準じて行うものとする。

（有効期限）

第 10 条 この覚書の有効期限は、平成 22 年 3 月 26 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該期間満了の日の 3 か月前までに甲及び乙の一方からなんらかの申出がないときは、この覚書は、同一内容をもって自動的に 1 年間更新するものとする。以後においてもまた同様とする。

（協議）

第 11 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の解釈について疑義が生じたものについて、甲乙協議の上決定する。

本覚書締結を証するため、この覚書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 22 年 3 月 26 日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
新宿区

区長 中山 弘 子

乙

※ 上記の様式で、以下の各社と覚書を締結している。

田中土建工業株式会社	代表取締役	田中 正和
太陽建設株式会社	代表取締役	吉田 一雄
株式会社片山組	代表取締役社長	星野 明夫
株式会社第一ヒューテック	代表取締役	川端 文夫
日新工業株式会社	代表取締役	萩原 祥治
辻建設株式会社東京支店	常務取締役支店長	前田 澄男
株式会社装美建工	代表取締役	内堀 文明
関口工業株式会社	代表取締役	関口 紘
株式会社高橋工務店	代表取締役	高橋 宏彰

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(5-67)
2. 火災防止	災害時における応急対策業務に関する協定書
3. 防災行政無線	災害時における応急対策業務に関し、新宿区（以下「甲」という。）と新宿区住宅リフォーム協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第1条 この協定は、新宿区の区域内において災害が発生した場合、新宿区地域防災計画に基づき、災害時における救出救護活動、甲の要請する区立施設の補修、収容施設（応急仮設住宅を含む。以下同じ）の供与及び住宅の応急修理について、区内建設業界の積極的な協力を得るために必要な事項を定める。
4. 災害医療	（協力要請） 第2条 甲は、災害発生時において、乙及び乙の会員に対し、理由、業務内容、日時、場所その他必要な事項を明らかにして協力を要請するものとする。 2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。
5. 応援・供給協定	（協力） 第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、会員を甲が指定した場所に直ちに出勤させるとともに、特別な理由がない限り資機材を供給するものとする。 2 乙は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、前条第1項による甲の要請を待たずに、会員を出勤させることができる。 3 甲は、出勤した会員を指導するものとする。
6. 避難場所・避難所等	（活動業務） 第4条 前条の規定により出勤した会員は、次の業務を行う。 (1) 倒壊建物等からの救出救助活動に関すること。 (2) 区立施設及び災害にかかった住宅の応急補修に関すること。 (3) 収容施設の建設に関すること。 (4) その他、甲が必要と認める業務に関すること。 2 乙は、第2条の規定により、甲から協力を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、応急対策活動を実施するものとする。 3 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断し、甲の要請を待たずに応急対策活動を実施した場合は、初動後、速やかに甲に応急対策活動の内容を報告するものとする。
7. 備蓄	
8. 災害救助	（応急活動計画書の策定及び提出） 第5条 乙は、前条に定める業務を実施するため、応急活動計画書を策定し、甲に提出するものとする。 2 乙は、前項の応急活動計画書を変更した場合は、速やかに甲に通知するものとする。
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	（費用負担） 第6条 甲は、乙が応急対策活動を実施した場合において、次の経費を別に締結する契約に基づき負担するものとする。 (1) 会員の活動に要した経費 (2) 資機材の供給に要した経費
11. その他	（請求） 第7条 乙は、第4条に規定する業務終了後、甲の確認を受けた後、前条の規定による経費を甲に請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

(従事者の損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の会員が、第2条の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年新宿区条例第12号)の規定の例によりその損害を補償するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3ヶ月前までに甲及び乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定は、同一内容をもって自動的に1年間更新するものとする。以後においてもまた同様とする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定及びこの協定に基づく細目の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年8月2日

甲	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区
	代表者 区長 中山 弘子
乙	東京都新宿区北新宿四丁目33番9号 新宿区住宅リフォーム協議会
	代表者 議長 井田 征一

新宿リフォーム協議会構成団体代表者

東京都新宿区北新宿四丁目33番9号

東京土建新宿支部

支部長 井田 征一

東京都新宿区高田馬場三丁目10番2号

新宿建築組合

組合長 近澤 進一

東京都新宿区弁天町121番3号

一般社団法人 早稲田建設業組合

理事長 杉寄 守彦

東京都新宿区大久保二丁目23番11号

社団法人東京中小建築業協会新宿支部

支部長 河野 功

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(5-68) 災害時における公園及び道路の樹木等の 障害物除去応急対策業務に関する協定書
2. 火災防止	台風、突風及び大震災における応急対策業務に関し、新宿区（以下甲という。）と新宿区造園防災協力会（以下「乙」という。）との間において、次の通り協定を締結する。
3. 防災行政無線	（目的） 第1条 この協定は、甲が、災害時において生じた倒木、枝折れによる公園利用の妨げや道路交通の支障に対する応急対策を実施するに当たり、乙の積極的な協力を得て、円滑な災害応急対策を図ることを目的とする。
4. 災害医療	（協力の要請） 第2条 甲は、災害時の災害応急対策業務に関して、乙に出動及び必要な資機材、労務等の供給協力を要請することができる。
5. 応援・供給協定	（業務の内容） 第3条 前条の災害応急対策業務は、次の各号に掲げるものとする。 （1）甲が指定した公園、道路等の樹木を中心に点検を実施すること。 （2）公園や道路の落下支障枝、倒木等の障害物の除去に関すること。 （3）公共施設破損等の応急補修や重要生活道路の確保に関すること。 （4）資機材、重機及び労務（以下「建設資機材」という。）の提供に関すること。 （5）その他甲が必要と認めること。
6. 避難場所等	（会員） 第4条 乙に属し、本業務に従事する会社を本協定の会員（以下「会員」という。）とする。
7. 備蓄	（業務実施区域） 第5条 会員の業務実施範囲は、新宿区立公園及び遊び場並びに新宿区道とする。各会員の実施範囲については、別途定めるものとする。 2 前項の業務範囲を変更する場合は、あらかじめ甲と乙が協議しておこなうものとする。
8. 災害救助	（資機材の報告） 第6条 乙はあらかじめ建設資機材を把握し、甲に報告するものとする。 2 前項の建設資機材に著しい変化があったとき、または甲からの求めがあった場合には、乙は速やかに甲に報告するものとする。
9. 関係法令	（出動要請） 第7条 甲は乙に対し、災害の状況に応じて業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして、文書または電話等の方法により会員の出動を要請するものとする。 2 東京23区内に震度5弱以上（気象庁発表）の地震が発生し、被害甚大のため、甲が乙に対して出動の要請が不可能な場合は、乙は、甲からの要請があったものとみなし自主的に出動するものとする。
10. 警戒宣言	（業務の指示） 第8条 業務の指示は、通常の災害については、みどり公園課長が行い、大規模災害については、災対土木部長が行うものとし、会員は、その指示に従うものとする。
11. その他	（業務実施の報告） 第9条 乙は、各会員の出動を確認した後、全員の出動状況、各現場責任者、建設資機材の数量及び作業状況、作業内容を取りまとめ、着手後速やかに甲に報告するものとする。

(業務完了の報告)

第10条 乙は、会員の業務が完了した後に、延滞なく作業報告書により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は前条の報告後、当該業務に要した費用を書面で甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合には、内容を精査確認のうえ、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い損害が生じた場合は、その賠償の負担について、甲と乙が協議して定める。

(会員の損害補償)

第13条 甲は、会員の従業員が応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または、応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害賠償に関する条例」(昭和41年東京都新宿区条例第12号)に基づき、これを補償する。

(連絡責任者)

第14条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつてはみどり公園課長とし、乙にあつては新宿防災協力会会長とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第16条 この協定は、協定締結の日から適用する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年12月22日

甲 新宿区
区 長 中山 弘子

乙 新宿区造園防災協力会
会 長 卯之原 昇

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(5-69)
2. 火災防止	新宿区と学校法人工学院大学との防災・減災対策の 相互連携に関する基本協定
3. 防災行政無線	新宿区（以下「甲」という。）と学校法人工学院大学（以下「乙」という。）は、地域における防災・減災対策に関し相互に連携を図ることを合意し、次のとおり協定を締結する。
4. 災害医療	（目的） 第1条 この協定は、甲及び乙が、防災・減災対策に関する包括的かつ相互の連携協力のもと、安全で安心して暮らせる地域社会の形成、防災・減災に係る人材の育成等を図り、災害に強く、災害から逃げないで済むまちづくりに寄与することを目的とする。
5. 応援・供給協定	（相互連携） 第2条 前条に規定する包括的かつ相互の連携協力（以下「相互連携」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。 （1）防災・減災対策の推進に関する事項 （2）防災・減災の研究に関する事項 （3）新宿駅周辺の防災まちづくりに関する事項 （4）防災・減災に係る人材の育成に関する事項 （5）その他地域における防災・減災対策に関し必要な事項
6. 避難場所等	（協議） 第3条 相互連携の具体的な内容、相互連携の成果の利用条件等については、甲乙協議の上定める。 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めのある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。
7. 備蓄	（有効期間） 第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。
8. 災害救助	この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有するものとする。
9. 関係法令	平成24年12月27日 甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 区 長 中山 弘子
10. 警戒宣言	乙 東京都新宿区西新宿一丁目24番2号 学校法人 工学院大学 理事長 高 田 貢
11. その他	

(5-70)

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と一般社団法人薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることにより、災害時における医薬品等の確保を図ることを目的とする。

（医薬品等の供給の要請）

第2条 甲は、災害時において医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「供給要請」という。）は、電話等によることができるものとする。

（供給要請の範囲）

第3条 供給要請を行う医薬品等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) その他甲が必要と認めるもの

（医薬品等の供給）

第4条 乙は、供給要請を受けたときは、要請の範囲において供給可能な医薬品等の品目及び数量を甲に連絡し、その供給を行うものとする。

（医薬品等の搬送）

第5条 医薬品等の搬送は、乙が行うものとする。

2 医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、別紙のとおりとする。

3 甲が、別紙に規定する医療救護所以外の搬送場所を指定する場合は、乙に遅滞なく文書により通知するものとする。

4 甲は、搬送場所において乙から医薬品等の搬送を受けたときは、その品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

5 第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、乙から甲に対し医薬品等の搬送の協力の要請があったとき又は乙に特段の事情があるときは、甲は自ら医薬品等の搬送を行うことができる。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び乙が負担した搬送に要する費用は、甲が負担するものとし、甲は、乙から請求を受けた後、遅滞なくその支払を行うものとする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-70) 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

1. 総則	(医薬品等の価格) 第 7 条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格によって算出する。
2. 火災防止	(有効期限) 第 8 条 この協定は、本協定の締結日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。
3. 防災行政無線	(細目) 第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。
4. 災害医療	(協議) 第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上決定するものとする。
5. 応援・供給協定	 上記協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各、1 通を保有する。
6. 避難場所等	 平成 25 年 12 月 27 日
7. 備蓄	(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区 代表者 新宿区長 中山 弘子
8. 災害救助	(乙) 東京都新宿区原町三丁目 23 番 1 号 シティプラザ F.K.1F 一般社団法人 新宿区薬剤師会 会長 伊賀 光政
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

別紙（第5条関係）

	施設名	住所	備考
医療救護所 (10 か所)	四谷中学校	四谷 1-12	
	津久戸小学校	津久戸町 2-2	
	鶴巻小学校	早稲田鶴巻町 140	
	余丁町小学校	若松町 13-1	
	大久保小学校	大久保 1-1-21	
	新宿西戸山中学校	百人町 4-3-1	
	落合第二小学校	上落合 2-10-23	
	落合第三小学校	西落合 1-12-20	
	西新宿中学校	西新宿 8-2-44	
	西新宿小学校	西新宿 4-35-5	
その他甲が指定する場所			

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

1. 総則	(5-71)
2. 火災防止	災害用医薬品の備蓄及び供給に関する協定 新宿区を「甲」とし、一般社団法人新宿区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。 (目的) 第1条 この協定は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）の発生に備え、乙が医薬品を備蓄し、及びこれを大規模災害の発生時に甲に供給することにより、医薬品の安定確保を図ることを目的とする。
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	(災害用医薬品の備蓄) 第2条 乙は、別に甲乙協議により定める品目及び数量により、大規模災害の発生時に必要な医薬品（以下「災害用医薬品」という。）を、自らの負担により備蓄するものとする。 2 乙は、前項の規定により備蓄する災害用医薬品の仕分及び管理その他保管庫の適正な管理を行うため、乙のうちから、保管庫の管理責任者を定めるものとする。
5. 応援・供給協定	(大規模災害の発生時の災害用医薬品の供給) 第3条 乙は、大規模災害が発生した場合において、甲から要請があったときは、前条第1項の規定により備蓄する災害用医薬品のうち甲が指定するものを、当該大規模災害の発生時の直前における市場価格で甲に売り渡すものとする。
6. 避難場所等	(協議) 第4条 この協定に定めない事項及びこの協定に定めのある事項でその解釈に疑義生じたものについては、甲乙協議の上、決定するものとする。
7. 備蓄	
8. 災害救助	甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。 平成26年6月26日
9. 関係法令	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 区 長 中山 弘子 乙 東京都新宿区新宿七丁目26番4号 一般社団法人 新宿区薬剤師会 会 長 伊賀 光政
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-72)

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）と〇〇〇※（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新宿区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることにより、災害時における医薬品等の確保を図ることを目的とする。

（医薬品等の供給の要請）

第2条 甲は、災害時において医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「供給要請」という。）は、電話等によることができるものとする。

（供給要請の範囲）

第3条 供給要請を行う医薬品等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) その他甲が必要と認めるもの

（医薬品等の供給）

第4条 乙は、供給要請を受けたときは、要請の範囲において供給可能な医薬品等の品目及び数量を甲に連絡し、その供給を行うものとする。

（医薬品等の搬送）

第5条 医薬品等の搬送は、乙が行うものとする。

2 医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、別紙のとおりとする。

3 甲が、別紙に規定する医療救護所以外の搬送場所を指定する場合は、乙に遅滞なく文書により通知するものとする。

4 甲は、搬送場所において乙から医薬品等の搬送を受けたときは、その品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

5 第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、乙から甲に対し医薬品等の搬送の協力の要請があったとき又は乙に特段の事情があるときは、甲は自ら医薬品等の搬送を行うことができる。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び乙が負担した搬送に要する費用は、甲が負担す

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-72) 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

1. 総則	るものとし、甲は、乙から請求を受けた後、遅滞なくその支払を行うものとする。 (医薬品等の価格)
2. 火災防止	第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格によって算出する。
3. 防災行政無線	(有効期限) 第8条 この協定は、本協定の締結日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。
4. 災害医療	(細目) 第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。
5. 応援・供給協定	(協議) 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上決定するものとする。
6. 避難場所等	上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各、1通を保有する。 平成25年12月27日
7. 備考	(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 代表者 新宿区長 中山 弘子
8. 災害救助	(乙)
9. 関係法令	※上記の様式で、以下の医薬品卸売販売業者と協定を締結している。 アルフレッサ株式会社 東邦薬品株式会社 株式会社スズケン 株式会社メディセオ
10. 警戒宣言	
11. その他	

別紙（第5条関係）

	施設名	住所	備考
医療救護所 (10 か所)	四谷中学校	四谷 1-12	
	津久戸小学校	津久戸町 2-2	
	鶴巻小学校	早稲田鶴巻町 140	
	余丁町小学校	若松町 13-1	
	大久保小学校	大久保 1-1-21	
	新宿西戸山中学校	百人町 4-3-1	
	落合第二小学校	上落合 2-10-23	
	落合第三小学校	西落合 1-12-20	
	西新宿中学校	西新宿 8-2-44	
	西新宿小学校	西新宿 4-35-5	
その他甲が指定する場所			

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-73)
2. 火災防止	災害発生時における非常放送に関する協定
3. 防災行政無線	新宿区（以下「甲」という。）及び株式会社スタジオアルタ（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の協力に関し、以下のとおり協定を締結する。
4. 災害医療	（趣旨） 第 1 条 本協定は、災害により交通機関が正常な機能を失い、帰宅困難者等（新宿区災害対策推進条例（平成 25 年新宿区条例第 4 号）第 2 条第 9 号に規定する帰宅困難者及び地域の被災者をいう。以下同じ。）が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者等の安全を確保するため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
5. 応援・供給協定	（連携内容） 第 2 条 甲及び乙は、災害時における帰宅困難者等の発生、滞留及び移動状況に係る情報、甲が指定する帰宅困難者等一時滞在施設への受入れ状況等、災害時において、帰宅困難者等への対応に必要な情報を共有することに努め、可能な範囲で連携及び協力を図るものとする。
6. 避難場所等	2 甲及び乙は、災害時に次条第 1 項各号に掲げる事項を円滑に行うため、平常時から情報伝達訓練の実施等、連携体制の確立に努めるものとする。
7. 備蓄	（協力内容及び要請） 第 3 条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、本協定に基づき、乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部についての協力（以下「協力」という。）を要請することができる。
8. 災害救助	（1） 新宿駅周辺の路上に滞留している行き場のない者等に対し、別紙 1 に示す乙の施設の街頭放送設備を用いて、次項に規定する情報を提供すること。
9. 関係法令	（2） その他乙として甲に協力できる事項 2 前項第 1 号の規定により提供する情報の内容は、次に掲げるとおりとする。 （1） 別図 1 に示す乙の施設の周辺地域の避難場所（東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 47 条第 1 項の規定により指定された避難場所をいう。以下同じ。）が新宿御苑であること（別紙 2 のとおり）。
10. 警戒宣言	（2） その他甲乙協議の上、提供することとした情報 3 乙は、第 1 項の規定による要請（以下「要請」という。）に対し、可能な範囲で協力すればよく、本協定の締結によって、同項各号に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。
11. その他	4 要請は、甲乙協議の上、協力の内容、理由その他必要な事項を記載した要請書により行う。ただし、緊急を要するなどこれによりがたい場合は、甲は口頭で乙に要請することができる。この場合において、

甲は、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

- 5 乙は、要請がない場合においても、乙の判断により、第1項各号に掲げる事項の全部又は一部を実施することができる。この場合において、乙は、事後速やかに甲に連絡するものとする。

(協議)

第4条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限及び変更)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも解除に関する申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

- 2 前項の有効期間内において、帰宅困難者対策に係る法令等の制定又は改正等があった場合は、甲乙協議の上で、本協定の変更をすることができる。

甲及び乙は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月1日

	所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
甲	名 称	新宿区
	代表者	区長 吉住 健一
	所在地	東京都新宿区新宿三丁目24番3号
乙	名 称	株式会社スタジオアルタ
	代表者	代表取締役社長 田沼 和俊

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

別紙 1

アルタビジョン概要

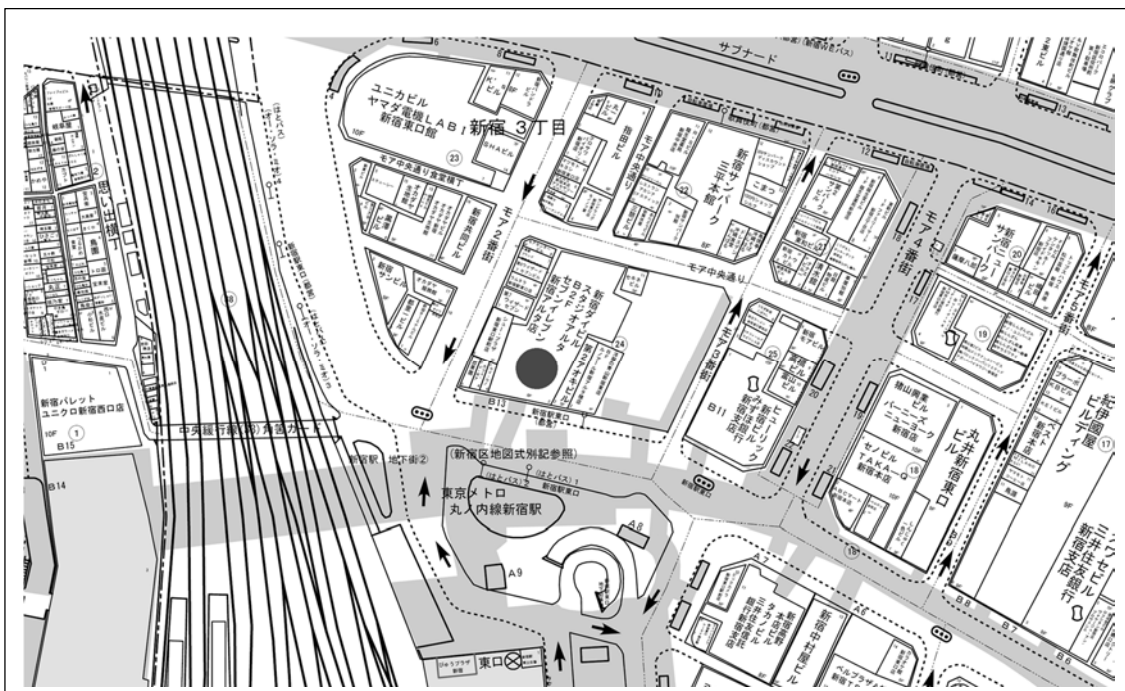
設置されているビル : 新宿ダイビル (新宿アルタ館)

所在地 : 東京都新宿区新宿 3-24-3 (下図参照)

画面寸法 : 幅 12,806mm × 高さ 7,204mm

画面面積 : 92.25 m²

解像度 : 1,920×1,080 本



別紙 2

情報提供放送の内容

(1) 対応言語

日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語

(2) 手段

○ 映像

図①～④の映像を順番に表示する。

○ 音声

図①～④の映像に含まれる文字のうち、以下の文言を読み上げる。

- ① 日本語 : 避難場所は新宿御苑です
- ② 英語 : The evacuation site is Shinjuku Gyoen National Garden
- ③ 中国語 : 避难场所在新宿御苑
- ④ 韓国語 : 피난장소는 신주쿠교엔 입니다

(3) 所要時間

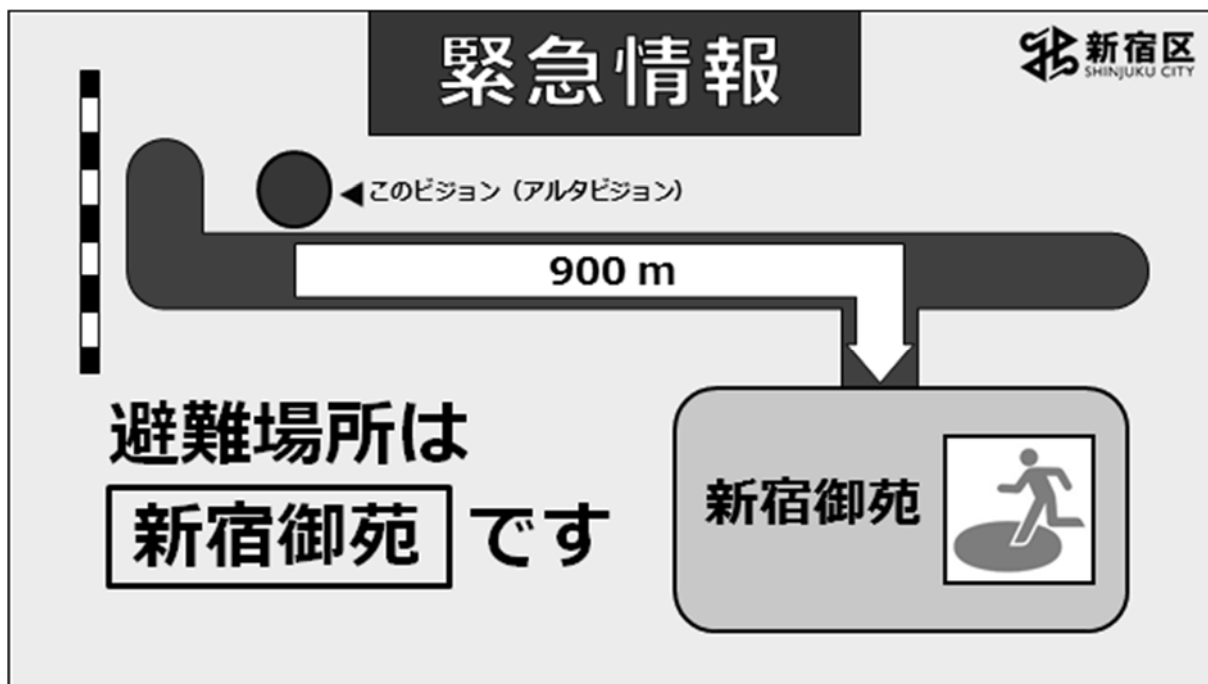
30 秒 (1 言語あたり 7.5 秒)

※ 大地震等が発生して放送を実施する際は、繰り返し放送を行う。

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則

① 日本語



2. 火災防止

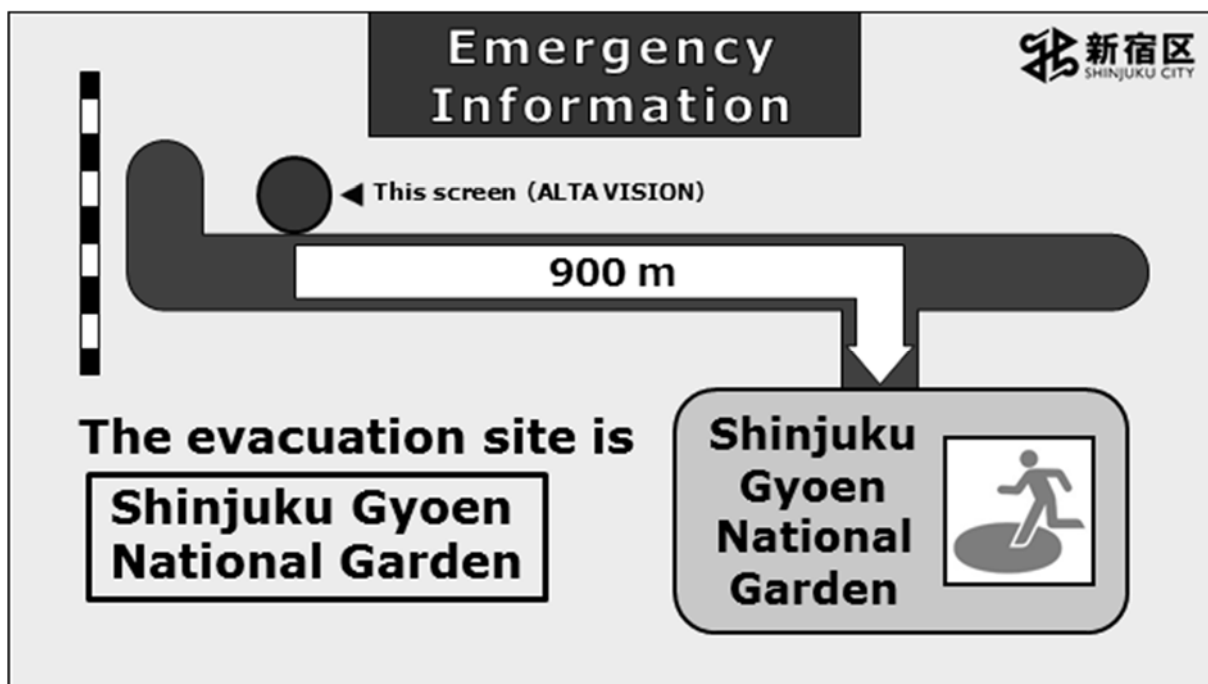
3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

② 英語



7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-74)
2. 火災防止	災害発生時における非常放送に関する協定
3. 防災行政無線	新宿区（以下「甲」という。）及び株式会社フラッグスビジョン（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の協力に関し、以下のとおり協定を締結する。
4. 災害医療	（趣旨） 第 1 条 本協定は、災害により交通機関が正常な機能を失い、帰宅困難者等（新宿区災害対策推進条例（平成 25 年新宿区条例第 4 号）第 2 条第 9 号に規定する帰宅困難者及び地域の被災者をいう。以下同じ。）が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者等の安全を確保するため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
5. 応援・供給協定	（連携内容） 第 2 条 甲及び乙は、災害時における帰宅困難者等の発生、滞留及び移動状況に係る情報、甲が指定する帰宅困難者等一時滞在施設への受入れ状況等、災害時において、帰宅困難者等への対応に必要な情報を共有することに努め、可能な範囲で連携及び協力を図るものとする。
6. 避難場所等	2 甲及び乙は、災害時に次条第 1 項各号に掲げる事項を円滑に行うため、平常時から情報伝達訓練の実施等、連携体制の確立に努めるものとする。
7. 備蓄	（協力内容及び要請） 第 3 条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、本協定に基づき、乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部についての協力（以下「協力」という。）を要請することができる。
8. 災害救助	（1） 新宿駅周辺の路上に滞留している行き場のない者等に対し、別紙 1 に示す乙の施設の街頭放送設備を用いて、次項に規定する情報を提供すること。
9. 関係法令	（2） その他乙として甲に協力できる事項 2 前項第 1 号の規定により提供する情報の内容は、次に掲げるとおりとする。 （1） 別図 1 に示す乙の施設の周辺地域の避難場所（東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 47 条第 1 項の規定により指定された避難場所をいう。以下同じ。）が新宿御苑であること（別紙 2 のとおり）。
10. 警戒宣言	（2） その他甲乙協議の上、提供することとした情報 3 乙は、第 1 項の規定による要請（以下「要請」という。）に対し、可能な範囲で協力すればよく、本協定の締結によって、同項各号に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。
11. その他	4 要請は、甲乙協議の上、協力の内容、理由その他必要な事項を記載した要請書により行う。ただし、緊急を要するなどこれによりがたい場合は、甲は口頭で乙に要請することができる。この場合において、

甲は、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

- 5 乙は、要請がない場合においても、乙の判断により、第1項各号に掲げる事項の全部又は一部を実施することができる。この場合において、乙は、事後速やかに甲に連絡するものとする。

(協議)

第4条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限及び変更)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも解除に関する申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

- 2 前項の有効期間内において、帰宅困難者対策に係る法令等の制定又は改正等があった場合は、甲乙協議の上で、本協定の変更をすることができる。

甲及び乙は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月1日

	所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
甲	名 称	新宿区
	代表者	区長 吉住 健一
	所在地	東京都新宿区新宿三丁目36番5号
乙	名 称	株式会社フラッグスビジョン
	代表者	代表取締役社長 藤倉 勝行

1.	総則
2.	火災防止
3.	防災行政無線
4.	災害医療
5.	応援・供給協定
6.	避難場所・避難所等
7.	備蓄
8.	災害救助
9.	関係法令
10.	警戒宣言
11.	その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

別紙 1

フラッグスビジョン概要

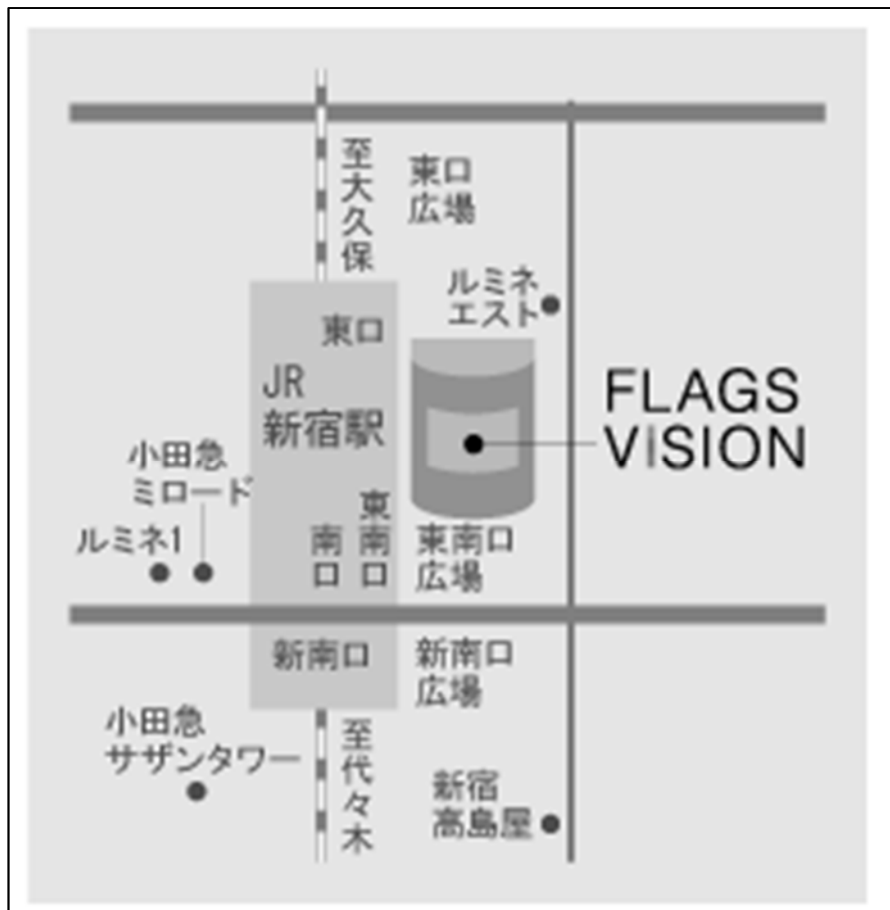
設置されているビル : フラッグス

所在地 : 東京都新宿区新宿 3-37-1 (下図参照)

画面寸法 : 幅 9,600mm × 高さ 5,440mm

画面面積 : 52.22 m²

解像度 : 960×544 本



別紙 2

情報提供放送の内容

(1) 対応言語

日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語

(2) 手段

○ 映像

図①～④の映像を順番に表示する。

○ 音声

図①～④の映像に含まれる文字のうち、以下の文言を読み上げる。

- ① 日本語 : 避難場所は新宿御苑です
- ② 英語 : The evacuation site is Shinjuku Gyoen National Garden
- ③ 中国語 : 避难场所在新宿御苑
- ④ 韓国語 : 피난장소는 신주쿠교엔 입니다

(3) 所要時間

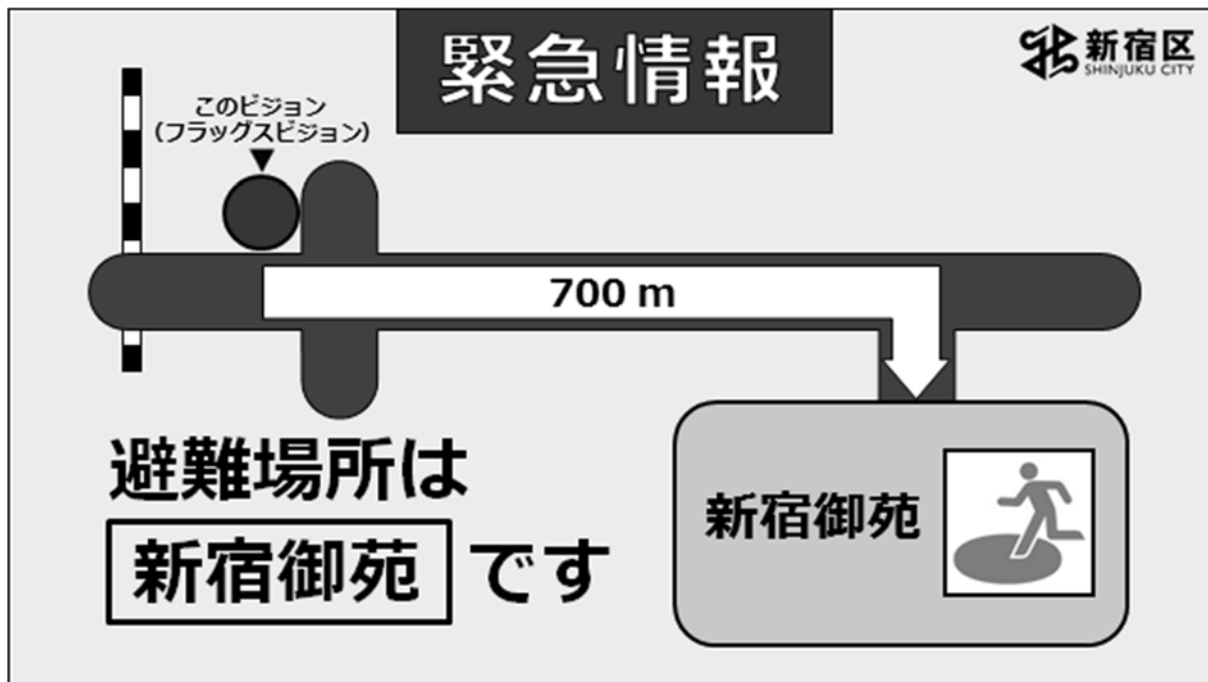
30 秒 (1 言語あたり 7.5 秒)

※ 大地震等が発生して放送を実施する際は、繰り返し放送を行う。

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

1. 総則

① 日本語



2. 火災防止

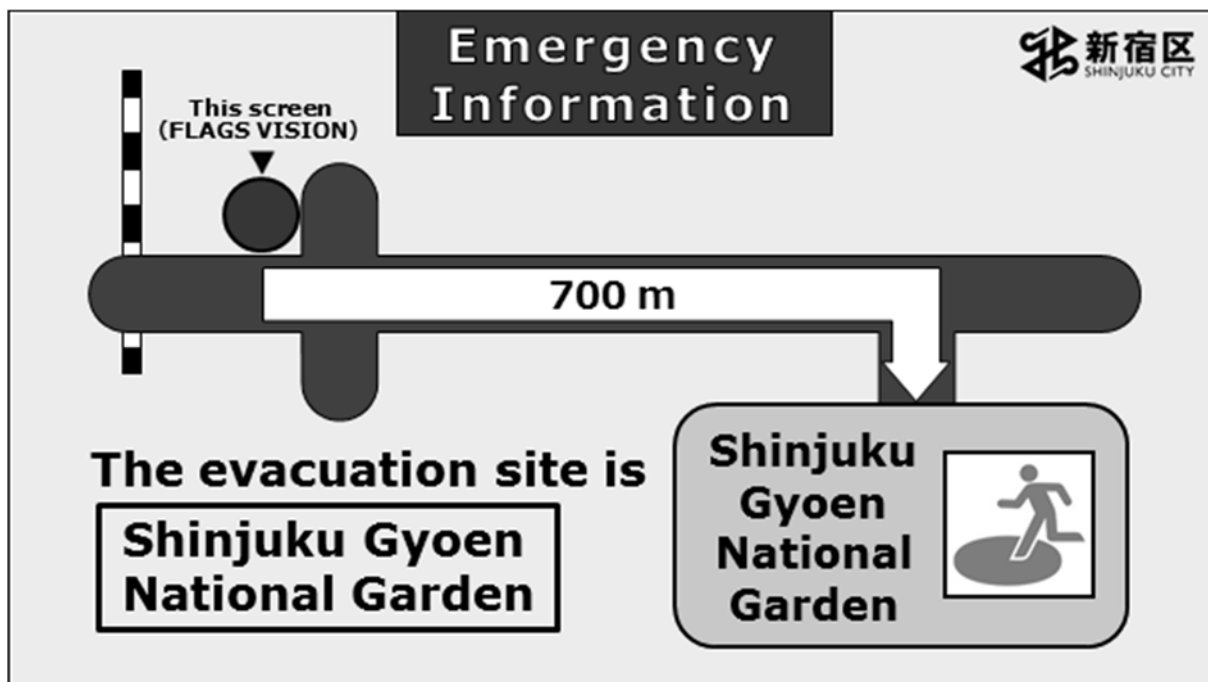
3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

② 英語



7. 備蓄

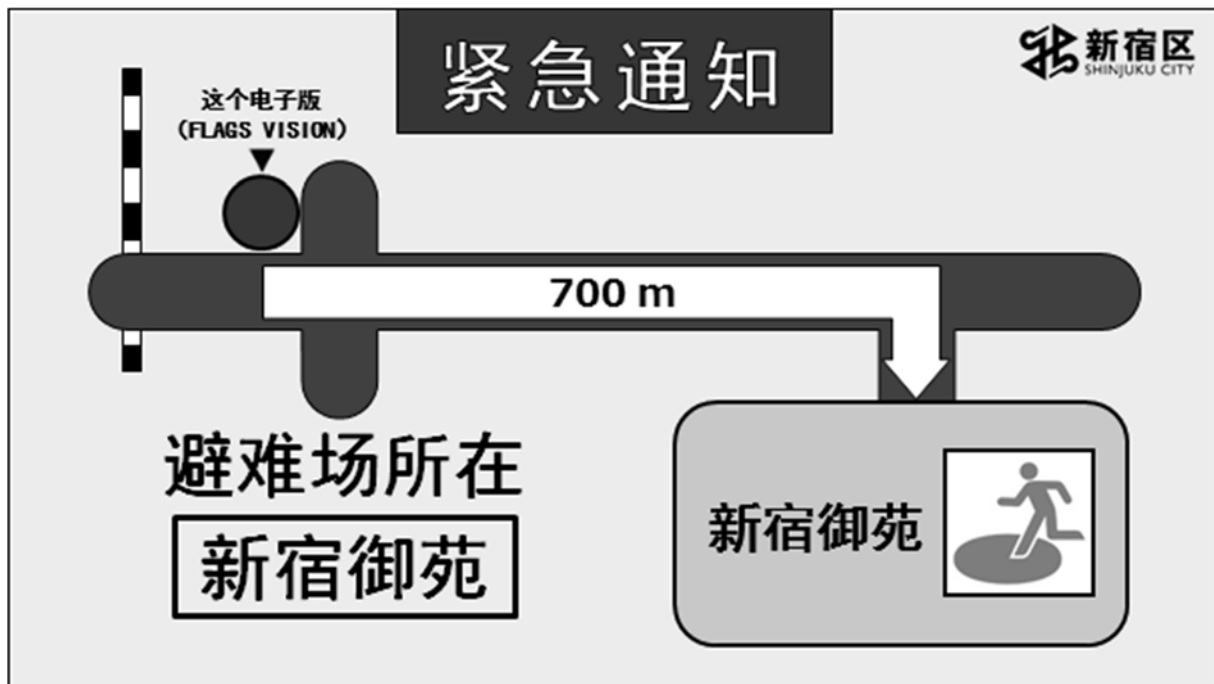
8. 災害救助

9. 関係法令

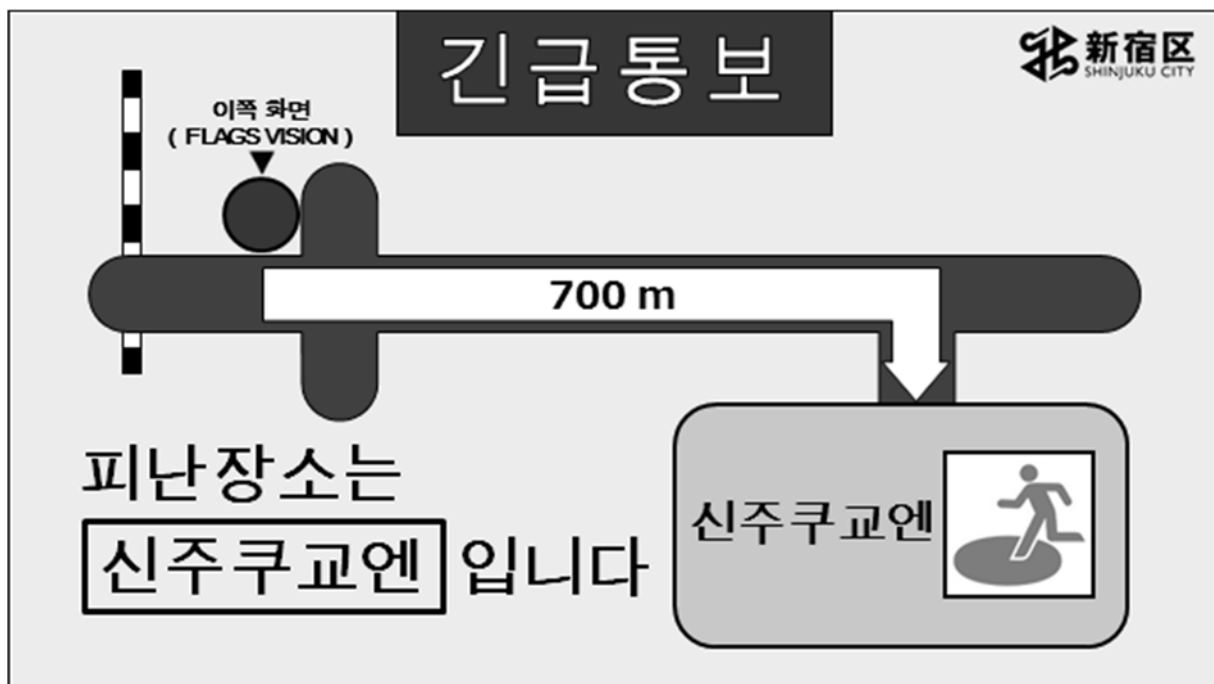
10. 警戒宣言

11. その他

③ 中国語



④ 韓国語



1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-75)
2. 火災防止	災害発生時における非常放送に関する協定
3. 防災行政無線	新宿区（以下「甲」という。）及び株式会社ユニカ（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の協力に関し、以下のとおり協定を締結する。
4. 災害医療	（趣旨） 第 1 条 本協定は、災害により交通機関が正常な機能を失い、帰宅困難者等（新宿区災害対策推進条例（平成 25 年新宿区条例第 4 号）第 2 条第 9 号に規定する帰宅困難者及び地域の被災者をいう。以下同じ。）が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者等の安全を確保するため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
5. 応援・供給協定	（連携内容） 第 2 条 甲及び乙は、災害時における帰宅困難者等の発生、滞留及び移動状況に係る情報、甲が指定する帰宅困難者等一時滞在施設への受入れ状況等、災害時において、帰宅困難者等への対応に必要な情報を共有することに努め、可能な範囲で連携及び協力を図るものとする。
6. 避難場所等	2 甲及び乙は、災害時に次条第 1 項各号に掲げる事項を円滑に行うため、平常時から情報伝達訓練の実施等、連携体制の確立に努めるものとする。
7. 備蓄	（協力内容及び要請） 第 3 条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、本協定に基づき、乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部についての協力（以下「協力」という。）を要請することができる。
8. 災害救助	（1） 新宿駅周辺の路上に滞留している行き場のない者等に対し、別紙 1 に示す乙の施設の街頭放送設備を用いて、次項に規定する情報を提供すること。
9. 関係法令	（2） その他乙として甲に協力できる事項 2 前項第 1 号の規定により提供する情報の内容は、次に掲げるとおりとする。 （1） 別図 1 に示す乙の施設の周辺地域の避難場所（東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 47 条第 1 項の規定により指定された避難場所をいう。以下同じ。）が新宿御苑であること（別紙 2 のとおり）。
10. 警戒宣言	（2） その他甲乙協議の上、提供することとした情報 3 乙は、第 1 項の規定による要請（以下「要請」という。）に対し、可能な範囲で協力すればよく、本協定の締結によって、同項各号に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。
11. その他	4 要請は、甲乙協議の上、協力の内容、理由その他必要な事項を記載した要請書により行う。ただし、緊急を要するなどこれによりがたい場合は、甲は口頭で乙に要請することができる。この場合において、

甲は、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

- 5 乙は、要請がない場合においても、乙の判断により、第1項各号に掲げる事項の全部又は一部を実施することができる。この場合において、乙は、事後速やかに甲に連絡するものとする。

(協議)

第4条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限及び変更)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも解除に関する申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

- 2 前項の有効期間内において、帰宅困難者対策に係る法令等の制定又は改正等があった場合は、甲乙協議の上で、本協定の変更をすることができる。

甲及び乙は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月1日

	所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
甲	名 称	新宿区
	代表者	区長 吉住 健一
	所在地	東京都新宿区西早稲田二丁目7番1号
乙	名 称	株式会社ユニカ
	代表者	代表取締役社長 磯崎 元彦

1.	総則
2.	火災防止
3.	防災行政無線
4.	災害医療
5.	応援・供給協定
6.	避難場所・避難所等
7.	備蓄
8.	災害救助
9.	関係法令
10.	警戒宣言
11.	その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

別紙 1

ユニカビジョン概要

設置されているビル : ユニカビル

所在地 : 東京都新宿区新宿 3-23-7 (下図参照)

画面寸法 : 幅 13,120mm × 高さ 7,360mm × 3 面

画面面積 : 96.6 m^2 (1 画面あたり) / 289.7 m^2 (3 面合計)

解像度 : 1,312×736 本



別紙 2

情報提供放送の内容

(1) 対応言語

日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語

(2) 手段

○ 映像

図①～④の映像を順番に表示する。

○ 音声

図①～④の映像に含まれる文字のうち、以下の文言を読み上げる。

- ① 日本語 : 避難場所は新宿御苑です
- ② 英語 : The evacuation site is Shinjuku Gyoen National Garden
- ③ 中国語 : 避难场所在新宿御苑
- ④ 韓国語 : 피난장소는 신주쿠교엔 입니다

(3) 所要時間

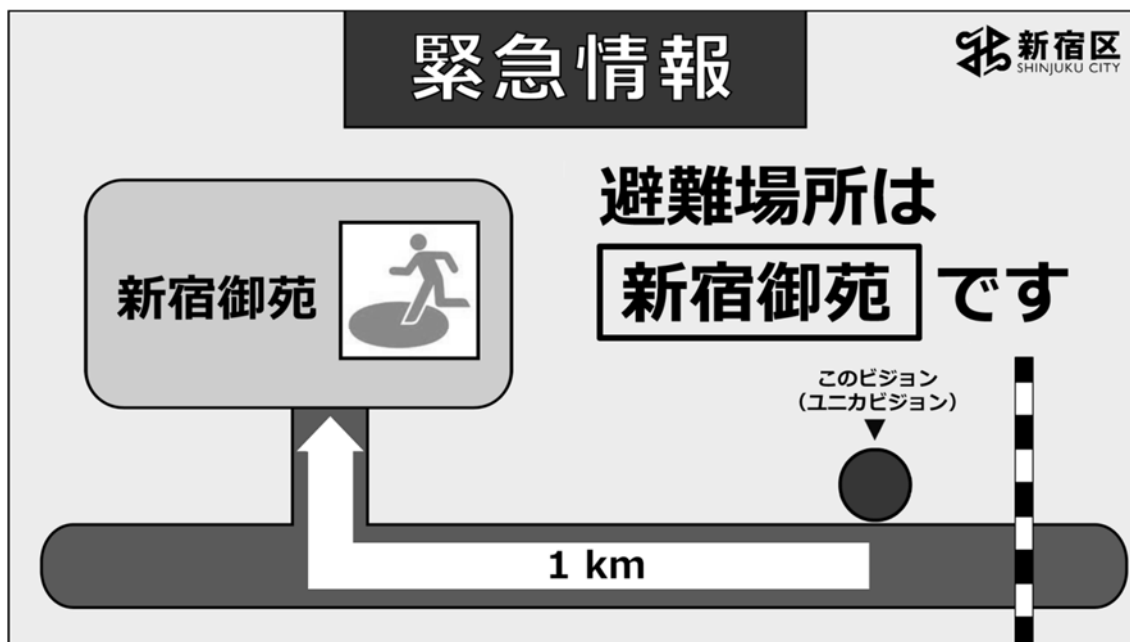
30 秒 (1 言語あたり 7.5 秒)

※ 大地震等が発生して放送を実施する際は、繰り返し放送を行う。

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

1. 総則

① 日本語



2. 火災防止

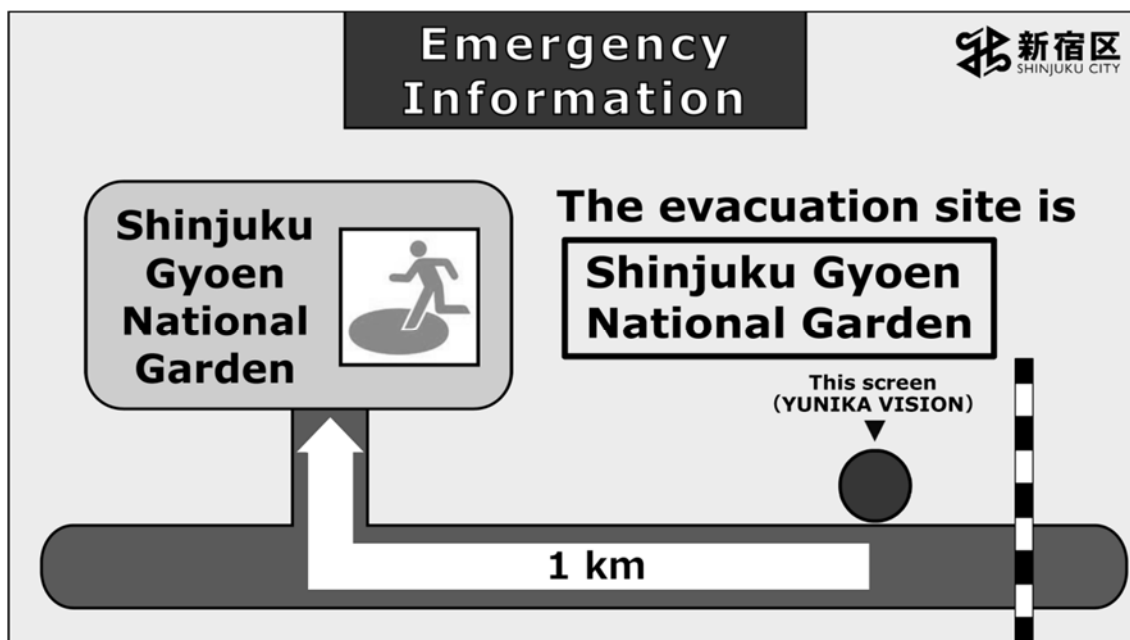
3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

② 英語



7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

③ 中国語



④ 韓国語



1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-76)
2. 火災防止	災害発生時における非常放送に関する協定 新宿区（以下「甲」という。）及び一般社団法人新宿韓国商人連合会（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の協力に関し、以下のとおり協定を締結する。
3. 防災行政無線	（趣旨） 第 1 条 本協定は、災害により交通機関が正常な機能を失い、帰宅困難者等（新宿区災害対策推進条例（平成 25 年新宿区条例第 4 号）第 2 条第 9 号に規定する帰宅困難者及び地域の被災者をいう。以下同じ。）が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者等の安全を確保するため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	（連携内容） 第 2 条 甲及び乙は、災害時における帰宅困難者等の発生、滞留及び移動状況に係る情報、甲が指定する帰宅困難者等一時滞在施設への受入れ状況等、災害時において、帰宅困難者等への対応に必要な情報を共有することに努め、可能な範囲で連携及び協力を図るものとする。 2 甲及び乙は、災害時に次条第 1 項各号に掲げる事項を円滑に行うため、平常時から情報伝達訓練の実施等、連携体制の確立に努めるものとする。
6. 避難場所・避難所等	
7. 備蓄	（協力内容及び要請） 第 3 条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、本協定に基づき、乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部についての協力（以下「協力」という。）を要請することができる。
8. 災害救助	（1） 東新宿駅周辺の路上に滞留している行き場のない者等に対し、別紙 1 に示す乙の施設の街頭放送設備を用いて、次項に規定する情報を提供すること。 （2） その他乙として甲に協力できる事項
9. 関係法令	2 前項第 1 号の規定により提供する情報の内容は、次に掲げるとおりとする。 （1） 別紙 1 に示す乙の施設の周辺地域の避難場所（東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 47 条第 1 項の規定により指定された避難場所をいう。以下同じ。）が戸山公園一帯であること（別紙 2 のとおり）。
10. 警戒宣言	（2） その他甲乙協議の上、提供することとした情報 3 乙は、第 1 項の規定による要請（以下「要請」という。）に対し、可能な範囲で協力すればよく、本協定の締結によって、同項各号に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。
11. その他	4 要請は、甲乙協議の上、協力の内容、理由その他必要な事項を記載した要請書により行う。ただし、緊急を要するなどこれによりがたい場合は、甲は口頭で乙に要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

5 乙は、要請がない場合においても、乙の判断により、第1項各号に掲げる事項の全部又は一部を実施することができる。この場合において、乙は、事後速やかに甲に連絡するものとする。

(協議)

第4条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限及び変更)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも解除に関する申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の有効期間内において、帰宅困難者対策に係る法令等の制定又は改正等があった場合は、甲乙協議の上で、本協定の変更をすることができる。

甲及び乙は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年11月15日

	所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
甲	名 称	新宿区
	代表者	区長 吉住 健一
	所在地	東京都新宿区大久保一丁目8番4号
乙	名 称	一般社団法人 新宿韓国商人連合会
	代表者	会長 呉 永錫

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(5-76) 災害発生時における非常放送に関する協定

1. 総則	別紙 1
2. 火災防止	K-Plus 概要
3. 防災行政無線	設置されているビル : K-Plus ビル 所在地 : 東京都新宿区大久保 1-8-4 画面寸法 : 幅 5,600mm × 高さ 4,800mm 画面面積 : 26.88 m ² 解像度 : 672×384
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

別紙 2

情報提供放送の内容

(1) 対応言語

日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語

(2) 手段

○ 映像

図①～④の映像を順番に表示する。

○ 音声

図①～④の映像に含まれる文字のうち、以下の文言を読み上げる。

- ① 日本語 : 避難場所は戸山公園一帯です
- ② 英語 : The evacuation site is Toyama Park and neighboring region
- ③ 中国語 : 避难场所在 户山公园一带
- ④ 韓国語 : 피난장소는 토야마 공원 일대 입니다

(3) 所要時間

30 秒 (1 言語あたり 7.5 秒)

※ 大地震等が発生して放送を実施する際は、繰り返し放送を行う。

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

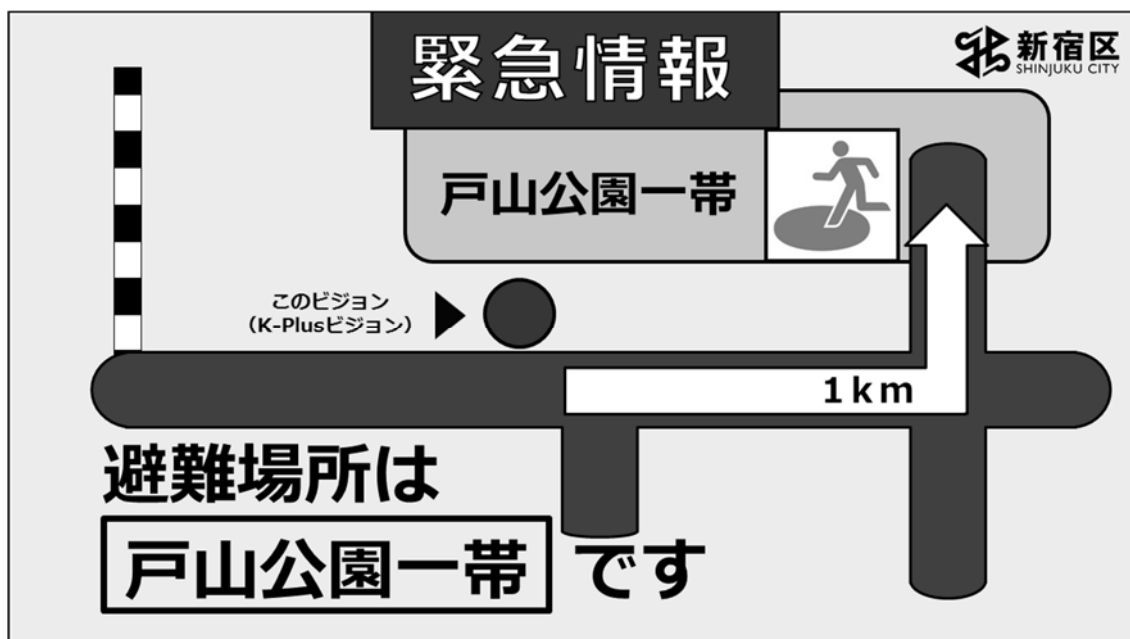
8. 災害救助

9. 関係法令

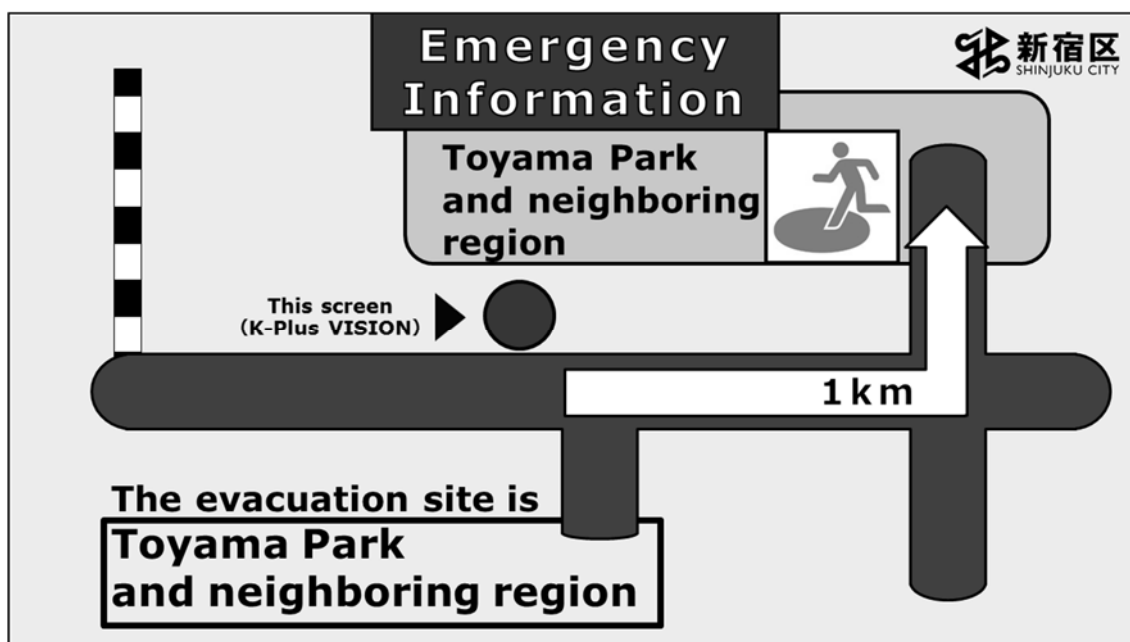
10. 警戒宣言

11. その他

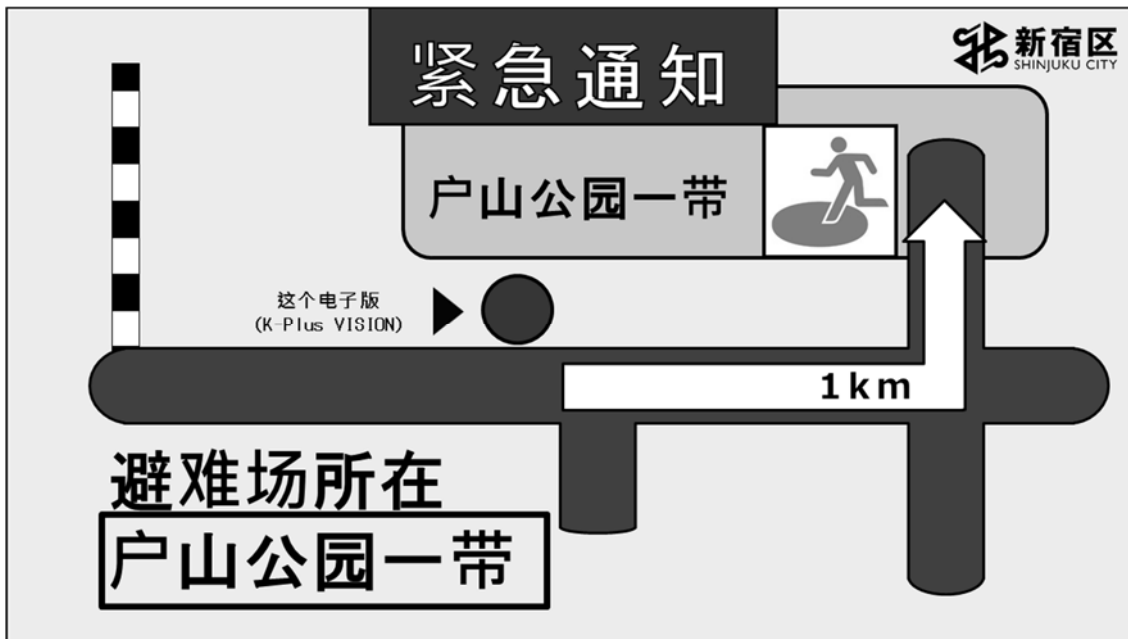
① 日本語



② 英語



③ 中国語



④ 韓国語



1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-77)
2. 火災防止	災害発生時における非常案内の協力に関する協定
3. 防災行政無線	新宿区（以下「甲」という。）及び東日本旅客鉄道株式会社東京支社（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の協力に関し、以下のとおり協定を締結する。
4. 災害医療	（趣旨） 第 1 条 本協定は、災害により交通機関が正常な機能を失い、帰宅困難者等（新宿区災害対策推進条例（平成 25 年新宿区条例第 4 号）第 2 条第 9 号に規定する帰宅困難者及び地域の被災者をいう。以下同じ。）が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者等の安全を確保するため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
5. 応援・供給協定	（連携内容） 第 2 条 甲及び乙は、災害時における帰宅困難者等の発生、滞留及び移動状況に係る情報等、災害時において、帰宅困難者等への対応に必要な情報を共有することに努め、可能な範囲で連携及び協力を図るものとする。
6. 避難場所・避難所等	2 甲及び乙は、災害時に次条第 1 項各号に掲げる事項を円滑に行うため、平常時から情報伝達訓練の実施等、連携体制の確立に努めるものとする。
7. 備蓄	（協力内容及び要請） 第 3 条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、本協定に基づき、乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部についての協力を要請することができる。
8. 災害救助	（1） 新宿駅東西自由通路周辺に滞留している行き場のない者等に対し、乙の放映設備（別紙 1）を用いて、次項に規定する情報を提供すること。 （2） その他乙として甲に協力できる事項
9. 関係法令	2 前項第 1 号の規定により提供する情報の内容は、次に掲げるとおりとする。 （1） 新宿駅東西自由通路周辺の避難場所（東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 47 条第 1 項の規定により指定された避難場所をいう。以下同じ。）が新宿中央公園であること（別紙 2）。
10. 警戒宣言	（2） その他甲乙協議の上、提供することとした情報
11. その他	3 乙は、第 1 項の規定による要請に対し、可能な範囲で協力すればよく、本協定の締結によって、同項各号に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。 4 要請は、甲乙協議の上、協力の内容、理由その他必要な事項を記載した要請書により行う。ただし、緊急を要するなどこれによりがたい場合は、甲は口頭で乙に要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

5 乙は、要請がない場合においても、乙の判断により、第1項各号に掲げる事項の全部又は一部を実施することができる。この場合において、乙は、事後速やかに甲に連絡するものとする。

(協議)

第4条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限及び変更)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも解除に関する申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の有効期間内において、帰宅困難者対策に係る法令等の制定又は改正等があった場合は、甲乙協議の上で、本協定の変更をすることができる。

甲及び乙は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月31日

	所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
甲	名 称	新宿区
	代表者	区長 吉住 健一

	所在地	東京都北区東田端二丁目20番68号
乙	名 称	東日本旅客鉄道株式会社
	代表者	常務執行役員東京支社長 白石 敏男

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

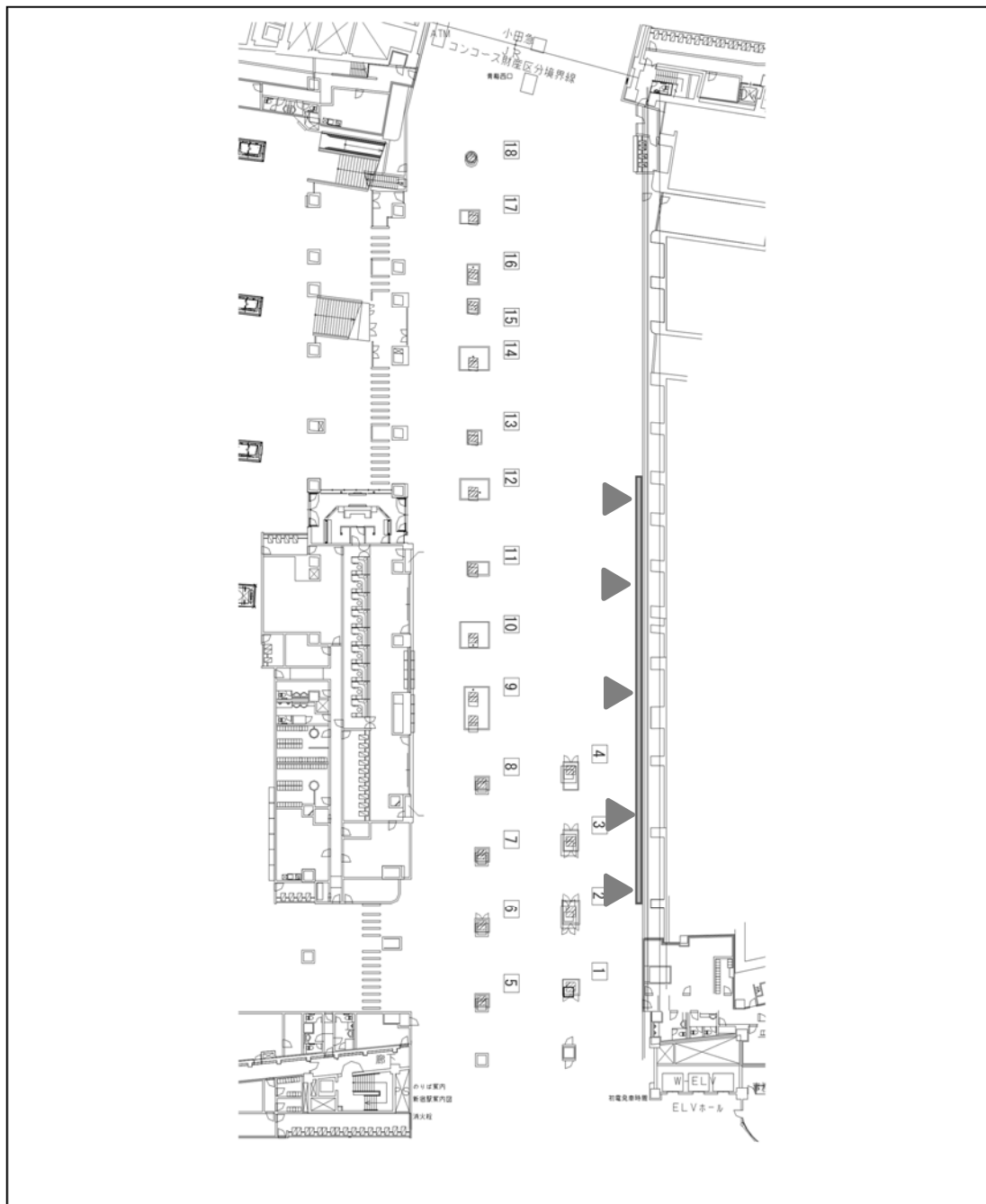
11.
その他

【放映設備の概要】

設置場所・設備 : 新宿駅 東西自由通路 液晶サイネージ

画面寸法 : 幅約 45.6m × 高さ約 1.7m

(うち情報掲載箇所は、B0 縦型 (5 面) を想定)



別紙 2

【情報提供放送の内容】

対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語
手段：以下①～④の映像を順番に表示する

① 日本語



② 英語



③ 中国語



④ 韓国語



1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(5-78)
2. 火災防止	災害発生時における非常放送に関する協定
3. 防災行政無線	新宿区（以下「甲」という。）及び株式会社クロススペース（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における乙の協力に関し、以下のとおり協定を締結する。
4. 災害医療	（趣旨） 第 1 条 本協定は、災害により交通機関が正常な機能を失い、帰宅困難者等（新宿区災害対策推進条例（平成 25 年新宿区条例第 4 号）第 2 条第 9 号に規定する帰宅困難者及び地域の被災者をいう。以下同じ。）が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者等の安全を確保するため、乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
5. 応援・供給協定	（連携内容） 第 2 条 甲及び乙は、災害時における帰宅困難者等の発生、滞留及び移動状況に係る情報等、災害時において、帰宅困難者等への対応に必要な情報を共有することに努め、可能な範囲で連携及び協力を図るものとする。
6. 避難場所等	2 甲及び乙は、災害時に次条第 1 項各号に掲げる事項を円滑に行うため、平常時から情報伝達訓練の実施等、連携体制の確立に努めるものとする。
7. 備蓄	（協力内容及び要請） 第 3 条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、本協定に基づき、乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部についての協力を要請することができる。
8. 災害救助	（1） 新宿駅周辺に滞留している行き場のない者等に対し、乙の放映設備（別紙 1）を用いて、次項に規定する情報を提供すること。
9. 関係法令	（2） その他乙として甲に協力できる事項 2 前項第 1 号の規定により提供する情報の内容は、次に掲げるとおりとする。 （1） 新宿駅周辺の避難場所（東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 47 条第 1 項の規定により指定された避難場所をいう。以下同じ。）が新宿御苑であること（別紙 2）。
10. 警戒宣言	（2） その他甲乙協議の上、提供することとした情報 3 乙は、第 1 項の規定による要請に対し、可能な範囲で協力すればよく、本協定の締結によって、同項各号に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。
11. その他	4 要請は、甲乙協議の上、協力の内容、理由その他必要な事項を記載した要請書により行う。ただし、緊急を要するなどこれによりがたい場合は、甲は口頭で乙に要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

5 乙は、要請がない場合においても、乙の判断により、第1項各号に掲げる事項の全部又は一部を実施することができる。この場合において、乙は、事後速やかに甲に連絡するものとする。

(協議)

第4条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期限及び変更)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも解除に関する申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の有効期間内において、帰宅困難者対策に係る法令等の制定又は改正等があった場合は、甲乙協議の上で、本協定の変更をすることができる。

甲及び乙は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月2日

	所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
甲	名 称	新宿区
	代表者	区長 吉住 健一
	所在地	東京都新宿区四谷 2-9-15
乙	名 称	株式会社クロススペース
	代表者	代表取締役 森田 威

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

別紙 1

【放映設備の概要】

設置場所・設備 : クロスシンジュークビジョン 屋上デジタルサイネージ
(新宿区新宿 3-23-18)

画面寸法 : 幅約 18.96m × 高さ約 8.16m

画面面積 : 154.7 m²

解像度 : 3160×1360、1920×1080



別紙 2

【情報提供放送の内容】

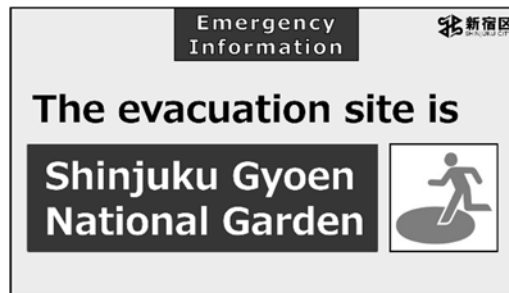
対応言語 : 日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語

手段 : 以下①～④の映像を順番に表示する

① 日本語



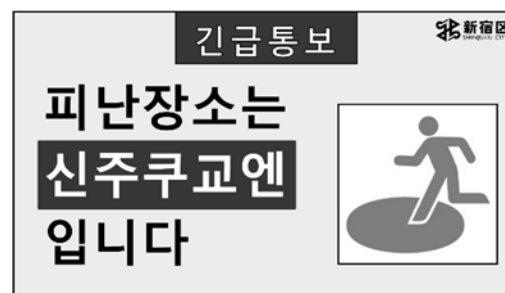
② 英語



③ 中国語



④ 韓国語



1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(5-79)
2. 火災防止	災害発生時における非常放送に関する協定
3. 防災行政無線	新宿区(以下「甲」という。)、SMFLみらいパートナーズ株式会社(以下「乙」という。)、銀泉株式会社(以下「丙」という。)、株式会社SMB C信託銀行(以下「丁」という。)及び株式会社パス・コミュニケーションズ(以下「戊」という。)は、新宿区の区域内において災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生した場合における乙、丙、丁及び戊の協力に関し、以下のとおり協定を締結する。
4. 災害医療	(趣旨)
5. 応援・供給協定	第1条 本協定は、災害により交通機関が正常な機能を失い、帰宅困難者等(新宿区災害対策推進条例(平成25年新宿区条例第4号)第2条第9号に規定する帰宅困難者及び地域の被災者をいう。以下同じ。)が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者等の安全を確保するため、乙、丙、丁及び戊の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
6. 避難場所・避難所等	(連携内容)
7. 備蓄	第2条 甲、乙、丙、丁及び戊は、災害時における帰宅困難者等の発生、滞留及び移動状況に係る情報、甲が指定する帰宅困難者等一時滞在施設への受入れ状況等、災害時において、帰宅困難者等への対応に必要な情報を共有することに努め、可能な範囲で連携及び協力を図るものとする。
8. 災害救助	2 甲、乙、丙、丁及び戊は、災害時に次条第1項各号に掲げる事項を円滑に行うため、平常時から情報伝達訓練の実施等、連携体制の確立に努めるものとする。
9. 関係法令	(協力内容及び要請)
10. 警戒宣言	第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、本協定に基づき、乙、丙、丁及び戊に対し、次に掲げる事項の全部又は一部についての協力(以下「協力」という。)を要請することができる。
11. その他	(1) 新宿駅周辺の路上に滞留している行き場のない者等に対し、別紙1に示す施設の街頭設備を用いて、次項に規定する情報を提供すること。
	(2) その他乙、丙、丁及び戊として甲に協力できる事項
	2 前項第1号の規定により提供する情報の内容は、次に掲げるとおりとする。
	(1) 別紙1に示す施設の周辺地域の避難場所(東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第47条第1項の規定により指定された避難場所をいう。以下同じ。)が新宿御苑であること(別紙2のとおり)。
	(2) その他甲、乙、丙、丁及び戊協議の上、提供することとした情報
	3 乙、丙、丁及び戊は、第1項の規定による要請(以下「要請」という。)に対し、可能な範囲で協力すればよく、本協定の締結によって、同項各号に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない

い。

4 要請は、甲、乙、丙、丁及び戊協議の上、協力の内容、理由その他必要な事項を記載した要請書により行う。ただし、緊急を要するなどこれによりがたい場合は、甲は口頭で乙、丙、丁及び戊に要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに文書を乙、丙、丁及び戊に提出するものとする。

5 乙、丙、丁及び戊は、要請がない場合においても、乙、丙、丁及び戊の判断により、第1項各号に掲げる事項の全部又は一部を実施することができる。この場合において、乙、丙、丁及び戊は、事後速やかに甲に連絡するものとする。

(協議)

第4条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議して定めるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定の締結日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団幹部、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、並びに、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに属する者もしくは準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、自ら又はそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲、乙、丙、丁及び戊は、相手方又は相手方の役員が、反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、何ら催告を要することなく、相手方との本協定を解除することができる

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(5-79) 災害発生時における非常放送に関する協定

1. 総則	ものとし、相手方はこれに異議を申し出ないものとする。		
2. 火災防止	4 前項に基づく解除により相手方又は当該役員に損害が生じても解除者は一切の責任を負わず、また、解除者に損害が生じた場合には相手方がその責任を負うものとする。		
3. 防災行政無線	5 第1項及び第2項に違反する事実が判明したときは、甲、乙、丙、丁及び戊はその旨を書面で相手方に通知する。		
4. 災害医療	(有効期限及び変更) 第6条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲、乙、丙、丁及び戊いずれからも解除に関する申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。		
5. 応援・供給協定	2 前項の有効期間内において、帰宅困難者対策に係る法令等の制定又は改正等があった場合は、甲、乙、丙、丁及び戊協議の上で、本協定の変更をすることができる。		
6. 避難場所等	甲、乙、丙、丁及び戊は、本書5通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。		
7. 備蓄	令和5年4月3日		
8. 災害救助	所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号	
9. 関係法令	甲 名称	新宿区	
10. 警戒宣言	代表者	区長 吉住 健一	
11. その他	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	
	乙 名称	SMFLみらいパートナーズ株式会社	
	代表者	取締役社長 寺田 達朗	
	所在地	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6番12号	
	丙 名称	銀泉株式会社	
	代表者	代表取締役社長 成田 学	
	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	
	丁 名称	株式会社SMB C信託銀行	
	代表者	代表取締役 奥 敦之	
	所在地	東京都千代田区神田神保町二丁目30番昭和ビル四階	
	戊 名称	株式会社パス・コミュニケーションズ	
	代表者	代表取締役社長 星野 二郎	

別紙 1

【街頭放送設備概要】

対象施設 : NEWNO・GS新宿
 所在地 : 東京都新宿区新宿三丁目 24-1 (下図参照)
 画面寸法 : 幅 5,000mm × 高さ 30,000mm × 1面
 画面面積 : 15 m² (1画面あたり) / 15 m² (1面合計)
 解像度 : 1,920×1,080 ピクセル



1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
遊離所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

別紙 2

【情報提供放送の内容】

(1) 対応言語

日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語

(2) 手段

○映像

図①～④の映像を順番に表示する。

○音声

図①～④の映像に含まれる文字のうち、以下の文言を読み上げる。

① 日本語：避難場所は新宿御苑です

② 英語：The evacuation site is Shinjuku Gyoen National Garden

③ 中国語：避难场所在新宿御苑

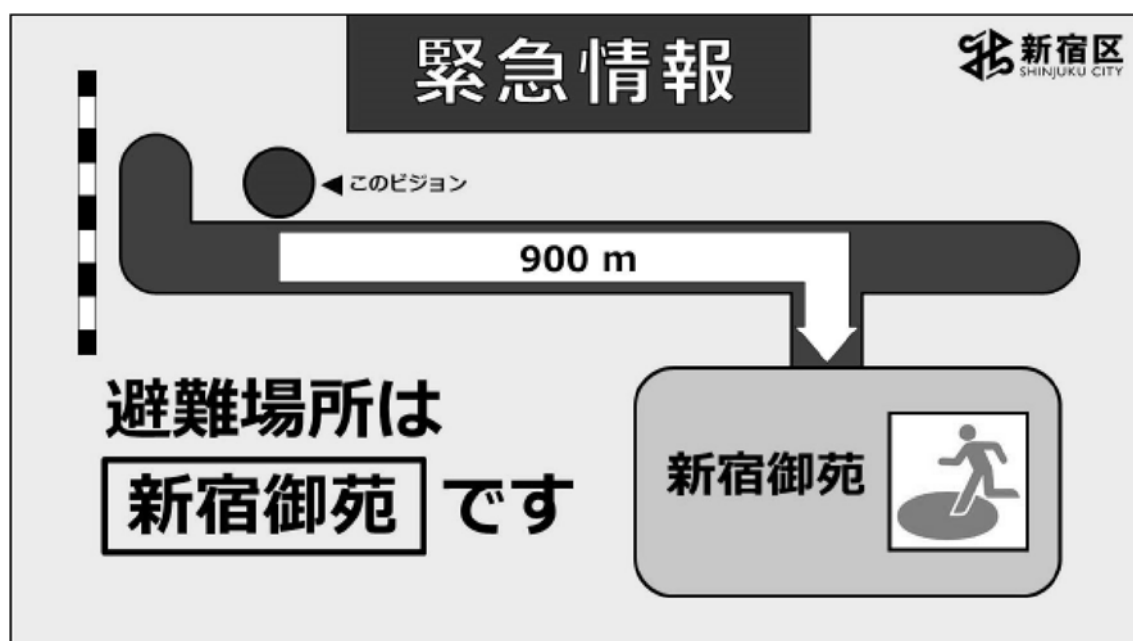
④ 韓国語：피난장소는 신주쿠교엔 입니다

(3) 所要時間

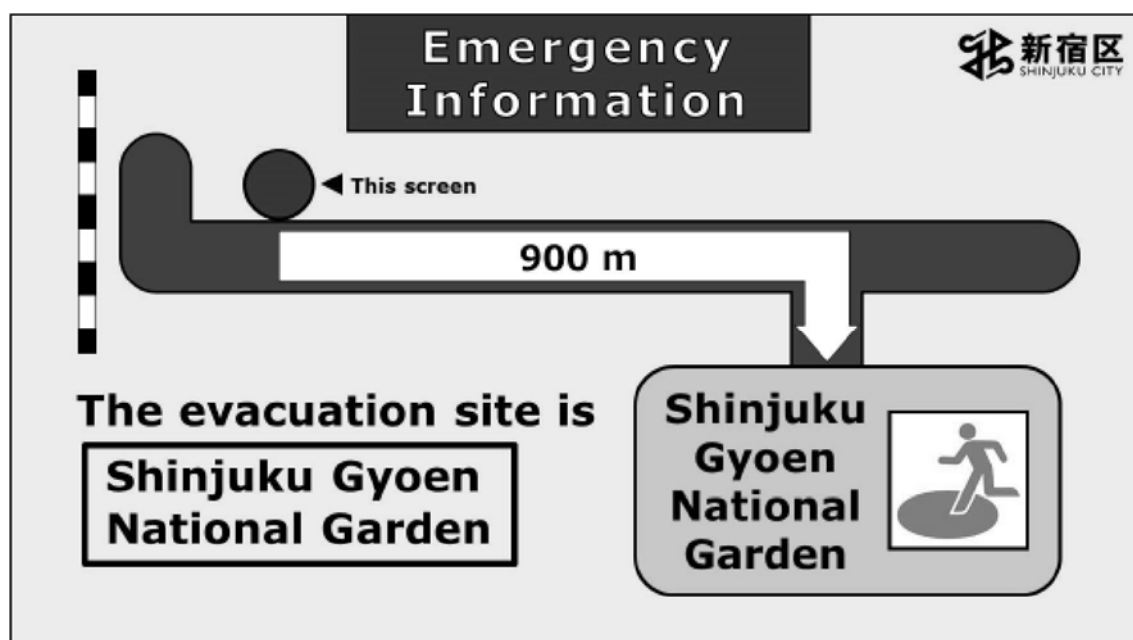
30 秒（1 言語あたり 7.5 秒）

※大地震等が発生して放送を実施する際は、繰り返し放送を行う。

① 日本語



② 英語



1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

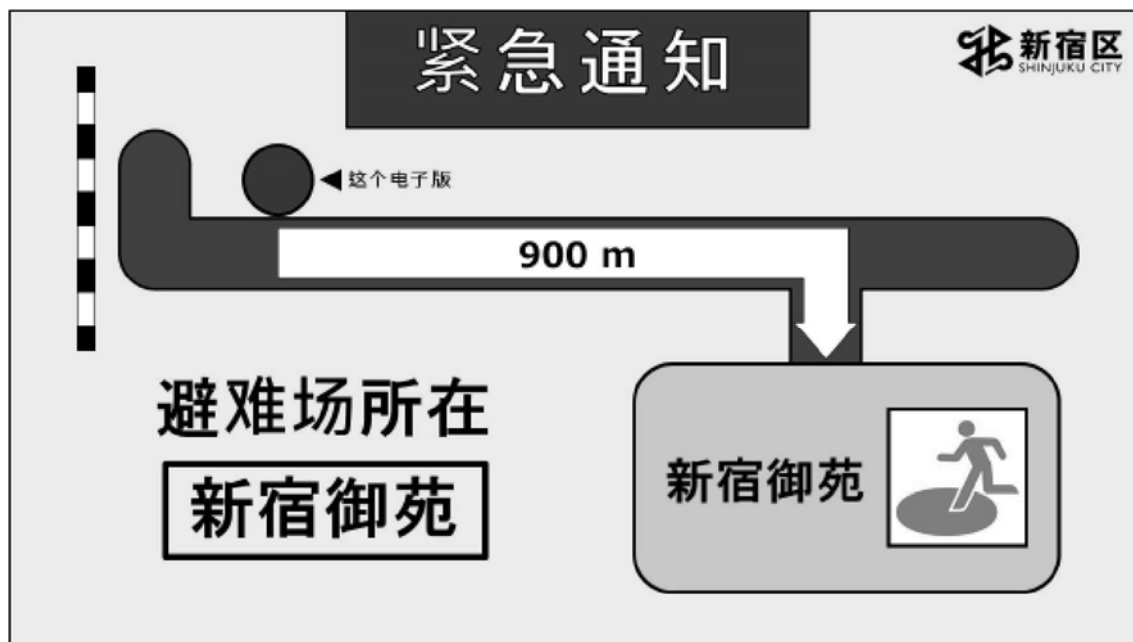
9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

③ 中国語



④ 韓国語



(5-80)

災害発生時における非常放送に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）及び東急株式会社（以下「乙」という）、株式会社東急レクリエーション（以下「丙」という）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における甲、乙及び丙の連携、協力に関し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、災害により交通機関が正常な機能を失い、帰宅困難者等（新宿区災害対策推進条例（平成 25 年新宿区条例第 4 号）第 2 条第 9 号に規定する帰宅困難者及び地域の被災者をいう。以下同じ。）が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者等の安全を確保するため、甲、乙及び丙の連携、協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連携内容）

第 2 条 甲、乙及び丙は、災害時における帰宅困難者等の発生、滞留及び移動状況に係る情報、甲が指定する帰宅困難者等一時滞在施設への受入れ状況等、災害時において、帰宅困難者等への対応に必要な情報を共有することに努め、可能な範囲で連携及び協力を図るものとする。

2 甲、乙及び丙は、災害時に次条第 1 項各号に掲げる事項を円滑に行うため、平常時から情報伝達訓練の実施等、連携体制の確立に努めるものとする。

（協力内容及び要請）

第 3 条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、本協定に基づき、乙及び丙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部についての協力（以下「本協力」という。）を要請（以下「本要請」という。）することができる。

（1）歌舞伎町周辺の路上に滞留している帰宅困難者等に対し、別紙 1 に示す乙及び丙が所有する建物（以下「乙及び丙施設」という。）に設置されている街頭放送設備（大型屋外ビジョン）を用いて、次項に規定する情報を提供すること。

（2）その他乙及び丙として甲に協力できる事項

2 前項第 1 号の規定により提供する情報の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）乙及び丙施設の周辺地域の避難場所（東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 47 条第 1 項の規定により指定された避難場所をいう。以下同じ。）が新宿御苑であること（詳細及び表示方は別紙 2 のとおり）。

（2）その他甲、乙及び丙協議の上、提供することとした情報

3 乙及び丙は、本要請に対し、可能な範囲で協力すればよく、本協定の締結によって、同項各号に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。

4 本要請は、甲、乙及び丙協議の上、本協力の内容、理由その他必要な事項を記載した要請書により行

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-80) 災害発生時における非常放送に関する協定

1. 総則	う。ただし、緊急を要するなどこれによりがたい場合は、甲は口頭で乙及び丙に行うことができる。この場合において、甲は、事後速やかに文書を乙及び丙に提出するものとする。		
2. 火災防止	5 乙及び丙は、前項の要請がない場合においても、乙及び丙の判断により、本内容の全部又は一部を実施することができる。この場合において、乙及び丙は、事後速やかにその実施内容を甲に連絡するものとする。		
3. 防災行政無線	(協議) 第4条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。		
4. 災害医療	(有効期限及び変更) 第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲、乙及び丙いずれからも解除に関する申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。		
5. 応援・供給協定	2 前項の有効期間内において、帰宅困難者対策に係る法令等の制定又は改正等があった場合は、甲、乙及び丙協議の上で、本協定の変更をすることができる。		
6. 避難場所等	甲、乙及び丙は、本書3通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。		
7. 備考	令和5年5月1日		
8. 災害救助	甲	所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
		名称	新宿区
		代表者	新宿区長 吉住 健一
9. 関係法令	乙	所在地	東京都渋谷区南平台町5番6号
		名称	東急株式会社
		代表者	取締役社長 高橋 和夫
10. 警戒宣言	丙	所在地	東京都渋谷区桜丘町24番4号
		名称	株式会社東急レクリエーション
11. その他		代表者	代表取締役社長 菅野 信三

別紙 1

乙及び丙が所有する建物（乙及び丙施設）： 東急歌舞伎町タワー
所在地： 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 29 番 1 号

乙及び丙施設に設置されている街頭放送設備（大型屋外ビジョン）の概要
画面寸法： 幅 17,006mm × 高さ 9,600mm
画面面積： 約 164 m²
解像度： 1,920×1,080 ピクセル



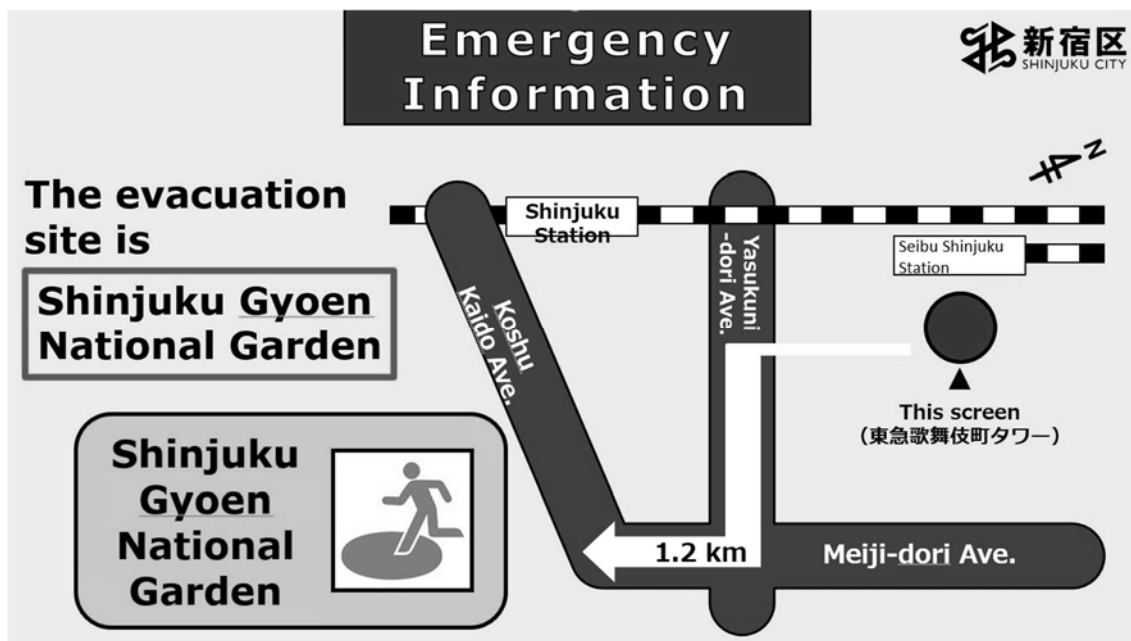
1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	別紙 2
2. 火災防止	第 3 条第 2 項第 1 号規定の情報の内容、表示方（対応言語、手段等）
3. 防災行政無線	(1) 対応言語 日本語、英語、中国語、韓国語の 4 か国語
4. 災害医療	(2) 情報の内容及び手段 ○ 情報の内容（映像） 図①～④の映像を順番に表示する。
5. 応援・供給協定	○ 音声 図①～④の映像に含まれる文字のうち、以下の文言を読み上げる。 ① 日本語 : 避難場所は新宿御苑です ② 英語 : The evacuation site is Shinjuku Gyoen National Garden ③ 中国語 : 避难场所在 新宿御苑 ④ 韓国語 : 피난장소는 신주쿠교엔 입니다
6. 避難場所等	
7. 備蓄	(3) 所要時間 30 秒（1 言語あたり 7.5 秒） ※ 大地震等が発生して放送を実施する際は、繰り返し放送を行う。
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

① 日本語



② 英語



1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

③ 中国語（簡体語）



④ 韓国語



以上

(5-81)

災害時等における多言語支援に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と公益財団法人新宿区未来創造財団（以下「乙」という。）は、新宿区地域防災計画に基づき新宿区災害対策本部が設置される災害発生時等（以下「災害時等」という。）における日本語でのコミュニケーションが難しい住民等への外国語による支援（以下「多言語支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における多言語支援を円滑に行うため、甲と乙の役割分担その他必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 乙は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- （1）災害時通訳ボランティアの募集及び養成
- （2）災害時等において甲の要請に基づき行う次に掲げる業務
 - ア 災害時通訳ボランティアの甲の指定する場所への派遣
 - イ 乙が甲と連携して行う災害時通訳ボランティアの受入業務等

（要請手続）

第3条 前条第2号の要請は、業務内容、日時、場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第2号ア又はイに掲げる業務を実施したときは、次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- （1）第2条第2号ア又はイに掲げる業務の別
- （2）当該業務に従事した乙の職員の氏名及び従事時間
- （3）その他必要な事項

2 乙は、災害時通訳ボランティアの登録名簿を備え、その写しを毎年4月末日までに甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、第2条第2号に掲げる業務に必要な物資、機材等を乙に提供するとともに、当該業務に要する経費を負担するものとする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-81) 災害時等における多言語支援に関する協定

1. 総則	(損害補償) 第6条 第2条第2号に掲げる業務に従事した乙の職員（同号イに掲げる業務において甲に派遣された災害時通訳ボランティアを含む。）がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	(体制の整備) 第7条 甲及び乙は、第2条に規定する業務が円滑に行われるよう、新宿区地域防災計画その他必要な情報等を適宜確認し、共有するものとする。
4. 災害医療	(連絡体制) 第8条 この協定に関し、甲及び乙は、災害時等における迅速な連絡に備え、緊急連絡網を作成し、甲乙それぞれが保有するものとする。
5. 応援・供給協定	(協議) 第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項で疑義が生じたものは、甲乙協議の上、決定するものとする。
6. 避難場所・避難所等	(有効期間) 第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の日の2か月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、さらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。
7. 備蓄	
8. 災害救助	本協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。
9. 関係法令	平成30年1月12日
10. 警戒宣言	甲 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 区長 吉住 健一
11. その他	乙 新宿区大久保三丁目1番2号 公益財団法人 新宿未来創造財団 理事長 永木 秀人

(5-82)

災害時における施設の利用に関する覚書

新宿区（以下「甲」という。）と新宿サブナード株式会社（以下「乙」という。）は、首都直下地震等の大規模地震等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合における乙の管理する施設の利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時において、甲が乙の管理する施設を利用することに関し必要な事項を定めることにより、甲の円滑な災害応急活動に資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、災害時における情報の共有に努め、可能な範囲で連携及び協力を図るものとする。

（施設の利用）

第3条 災害の発生により甲が災害対策活動を開始し、その活動に当たって、甲の管理する施設等以外の施設の利用が必要と認められたときは、乙は、管理する施設の安全を確認した上で、甲に対し、その管理する施設を提供する。

2 前項の規定により提供する施設（以下「提供施設」という。）の範囲は、別図に示す通り原則として地下2階の駐車場部分とする。なお、災害の発生状況や対策活動の状況により、これに寄りがたい場合は甲乙協議の上で決定する。

3 甲は、提供施設の提供を受けようとするときは、乙に対し、その旨を申し出るものとする。

4 乙は、施設が損壊するおそれがあるときその他提供することが適切でないと認めるときは、その旨を甲に申し出ることにより、提供施設の提供を中止することができる。

5 提供施設の利用期間は、災害時の状況等を勘案して甲乙協議の上で決定するものとする。

（費用負担）

第4条 協力を要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請求に基づいて甲が補填する。

2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）を参考にして、甲乙協議の上で決定するものとする。

（施設の共用）

第5条 この覚書は、災害時において甲による提供施設の優先的な使用を認めるものではなく、乙の災害応急活動、事業継続活動等を妨げるものではない。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-82) 災害時における施設の利用に関する覚書

1. 総則	(損害賠償責任) 第6条 乙が協力を行う際に発生した損害は、甲において回復させるものとする。ただし、乙の故意又は重過失によりその損害が生じた場合は、この限りでない。
2. 火災防止	(守秘義務) 第7条 乙は、協力の際に知り得た個人情報、甲以外のものに漏らしてはならない。
3. 防災行政無線	(有効期間及び変更) 第8条 本覚書の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからもこの覚書を終了させる旨の意思表示をしないときは、本覚書は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
4. 災害医療	2 前項の有効期間内において法令等の改正等があった場合は、甲乙協議の上で、本覚書の変更をすることができる。
5. 応援・供給協定	(協議) 第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定めのある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。
6. 避難場所等	
7. 備蓄	この覚書の証として、本覚書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有するものとする。 平成29年6月26日
8. 災害救助	
9. 関係法令	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 区長 吉住 健一
10. 警戒宣言	乙 東京都新宿区歌舞伎町一丁目2番2号 新宿サブナード株式会社 取締役社長 松田 一郎
11. その他	

(5-83)

大規模災害時における関連行政手続きの支援活動に関する協定

大規模災害時に被災者が必要とする災害関連行政手続きの支援活動に関し、新宿区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会新宿支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、震災、広域に及ぶ火災、河川の氾濫等大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が実施する災害関連行政手続きの支援活動に関して必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認める場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は甲からの協力要請を受けた場合は、速やかに行政書士会による災害関連行政手続支援相談会実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、支部会員の中から必要な要員を確保する。

3 実施本部は、東京都行政書士会新宿支部長（以下「支部長」という。）の指揮の下、甲と協議して定める場所において、行政書士による災害関連行政手続支援相談会を実施し、被災者の災害関連行政手続きの支援活動を行う。

（支援活動の根拠等）

第3条 実施本部の業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）に規定された業務とする。

2 実施本部は、必要に応じ、社会保険労務士、司法書士、社会福祉士等の協力を得て支援活動の迅速な実施を図ることができる。

（支援活動の連絡、調整）

第4条 実施本部と甲との連絡、調整は、支部長が行う。

（支援活動の内容）

第5条 実施本部は次の業務を行う。

- (1) 災害関連行政手続きに関する相談会の実施
- (2) 災害関連行政手続きの代行

（支援活動の報酬）

第6条 実施本部が行う支援活動については、被災者から相談料、手続き代行等の報酬は受けない。ただし、災害関連行政手続き費用について、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

（費用負担）

第7条 実施本部が行う支援活動に必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（補償等）

第8条 甲は、実施本部が行う支援活動に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づき、補償するものとする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-83) 大規模災害時における関連行政手続きの支援活動に関する協定

1. 総則	2 甲又は乙が、実施本部が行う支援活動の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲若しくは乙又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。 (協議)
2. 火災防止	第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上定めるものとする。 (期間)
3. 防災行政無線	第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。 2 協定期間が満了する日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申出もないときは、協定期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その1通を保有する。 平成30年12月10日
6. 避難場所等	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 新宿区長 吉 住 健 一
7. 備蓄	乙 東京都新宿区住吉町6番3号 ヤマギシコーポラス 402 東京都行政書士会新宿支部 支部長 河 野 正 樹
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-84)

災害時特設公衆電話設備の設置及び管理並びに災害発生時の運用に関する覚書

新宿御苑管理事務所（以下「甲」という。）と新宿区（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間において、次の条項により覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、大地震等の災害発生時（以下「災害発生時」という。）における住民等の連絡手段の確保のため、新宿御苑に設置する災害時特設公衆電話設備に関し、その設置及び管理並びに運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 乙は、甲の施設である新宿御苑内に、災害時特設公衆電話設備を設置する。

2 災害時特設公衆電話設備の設置場所は、管理事務所及び大木戸駐車場の2カ所とする。（別紙地図参照）

3 災害時特設公衆電話設備の設置に要する費用は、乙の負担とする。

4 災害時特設公衆電話設備は、次に掲げる機器類（当該機器類に関連する装置を含む。）とする。

（1）災害時特設公衆電話 10 台

（2）ケーブル収納用プラボックス 2 個

5 前項第1号に掲げる災害時特設公衆電話については、平時は甲の施設における倉庫等に保管するものとし、災害発生時に、設置場所に設置するものとする。

6 甲又は乙の都合により第2項の設置場所を変更する必要があるときは、相手方にその理由及び新たに設置する場所を明示し、甲乙協議の上決定する。

（設置場所の変更に必要な費用）

第3条 第2条第6項の規定により設置場所を変更するために要する費用の負担については、乙の都合による場合は乙の負担とし、甲の都合による場合は甲乙協議の上決定する。

（設置場所等の無償使用）

第4条 甲は、災害時特設公衆電話設備に必要な設置場所、保管場所その他の工作物を乙に無償で使用するものとする。

（撤去及び現状回復）

第5条 乙は、設置期間が満了した場合、又は本覚書が解除された場合は、速やかに災害時特設公衆電話設備の撤去及び現状回復を行うものとする。

2 前項の規定による災害時特設公衆電話設備の撤去及び現状回復に必要な費用は、乙の負担とする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-84) 災害時特設公衆電話設備の設置及び管理並びに災害発生時の運用に関する覚書

1. 総則	(維持管理) 第 6 条 甲及び乙は、災害発生時における災害時特設公衆電話設備の使用に支障が生じないように常に善良な維持管理を行うものとする。
2. 火災防止	(災害発生時における災害時特設公衆電話設備の運用) 第 7 条 災害発生時において、甲は、乙の要請により災害時特設公衆電話設備を住民等に対し、使用させるものとする。
3. 防災行政無線	2 前項の規定にかかわらず、災害発生時の状況により、乙が前項の要請ができないときは、甲は、災害時特設公衆電話設備を住民等に対し、自らの判断において使用させることができるものとする。
4. 災害医療	(連絡の責務) 第 8 条 甲は、災害時特設公衆電話設備の故障又は異常を発見したときは、速やかに乙に連絡するものとする。
5. 応援・供給協定	(有効期限) 第 9 条 この覚書の有効期限は、覚書締結の日から令和 3 年 3 月末日までとする。ただし、当該期間満了の日の 1 か月前までに、甲及び乙の一方からこの覚書を終了させる旨の意思表示をしないときは、この覚書を更新するものとみなし、当該期間満了後更に 2 年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。
6. 避難場所等	
7. 備蓄	(協議) 第 10 条 この覚書に定めのない事項又は定めのある事項で疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

令和 2 年 2 月 4 日

甲 新宿区内藤町 11 番地
環境省新宿御苑管理事務所
所 長 宇賀神 知則

乙 新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
新宿区
区 長 吉住 健一

(5-85)

新宿御苑における避難場所運営用資機材の保管 及び災害発生時の運用に関する覚書

新宿区（以下「甲」という。）と新宿御苑管理事務所（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間において、次の条項により覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、大地震等の災害発生時（以下「災害発生時」という。）において、住民等の広域避難場所として指定されている新宿御苑における避難住民へ対応等の運営に必要な資機材の保管及び災害発生時の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（保管資機材及び保管場所）

第2条 甲が乙の管理する施設に保管する避難場所運営用資機材（以下「保管資機材」という。）及び保管場所は、別表のとおりとする。

2 前項の保管資機材の品名及び数量並びに保管場所は、甲乙協議の上変更することができる。

（管理義務）

第3条 乙は、善良な管理者の注意をもって、保管資機材を維持管理しなければならない。

（検査等）

第4条 乙は、保管資機材について随時に検査し、甲に対し、管理上必要な措置を求めることができるものとする。

（保管資機材の運用）

第5条 甲の職員は、災害発生時において、乙の支援を受けて保管資機材を保管場所より運び出し、避難場所の運営の用に供するものとする。

2 乙は、災害発生時の状況により甲の職員が参集する暇がないときは、甲の要請により、甲に代わって保管資機材を運用するものとする。

3 乙は、甲が前項の要請をすることができないときは、自らの判断において保管資機材を運用できるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙は、甲に対して保管場所を無償で提供するものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、乙の故意又は過失により、保管資機材を毀損し、又は滅失し、甲に損害を与えた場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。ただし、乙が避難者に保管資機材を使用させた場合における損害については、この限りではない。

（保管期間）

第8条 資機材の保管期間は、令和2年3月6日から令和3年3月31日までとする。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(5-85) 新宿御苑における避難場所運営用資機材の保管及び災害発生時の運用に関する覚書

1. 総則	2 前項に規定する保管期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙の一方から当該保管期間を延長しない旨の意思表示をしないときは、当該保管期間を1年間延長するものとみなし、以後においても、また同様とする。
2. 火災防止	(保管資機材の撤去) 第9条 甲は、乙から保管資機材の保管の終了又は一時中止の申し出があったときは、直ちに保管資機材を撤去するものとする。
3. 防災行政無線	(覚書の失効) 第10条 前条の規定により保管資機材が撤去されたときは、この覚書は、効力を失うものとする。
4. 災害医療	(協議) 第11条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上決定する。
5. 応援・供給協定	上記の覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。 令和2年3月6日
6. 避難場所等	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 区長 吉住 健一
7. 備蓄	乙 東京都新宿区内藤町11番地 新宿御苑管理事務所 所長 宇賀神 知則
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

別表（第2条関係）

品名	数量	保管場所
投光機	2台	新宿御苑 千駄ヶ谷 防災倉庫
発電機	2台	
トイレットペーパー	48ロール	
仮設トイレ	3台	
クイックテント	5張	
椅子	5脚	
机	3個	
事務用品	1セット	

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

1. 総則	(5-86)
2. 火災防止	災害時における給電車両貸与に関する協定書 新宿区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。 （目的） 第1条 この協定は、甲の区域内(以下「区内」という。)又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が行う災害対応業務において円滑に電力が確保できるよう、乙が協力することを目的とする。
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	（協力要請） 第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書(第1号様式)により給電車両の貸与を要請するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。
5. 応援・供給協定	（給電車両の貸与） 第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。 2 当該要請に対して乙が提供できる車両の台数に不足が生ずるときは、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努めるものとする。
6. 避難場所等	
7. 備蓄	（給電車両及び使用用途） 第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、乙が所有する社用車両とし、AC100V（1500W）のコンセント(以下「コンセント」という。)を装着している車両とする。
8. 災害救助	2 甲が、前項に規定する給電車両の主な使用用途は、電力確保とする。ただし、人や物資の移送等電力確保以外の災害対応業務についても使用できるものとする。
9. 関係法令	（引渡し） 第5条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立合いの上、甲に引き渡すものとする。 2 乙は前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。 3 乙は第1項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、第8条第2項に規定する保険の契約書の写し等保険の内容が確認できるものを甲に提出するものとする。
10. 警戒宣言	
11. その他	（貸与期間） 第6条 給電車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)は、大規模停電等が終息するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第7条 貸与期間が終了した場合、甲は速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第8条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料・充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下これらを「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険の契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 前項の規定に基づき、乙から甲に請求があったときは、甲乙の協議によって定めた期日までに甲は乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第9条 貸与期間中に提供された給電車両が故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失の所在が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第10条 甲は甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失した場合であって、その賠償額が、乙が加入する保険の賠償範囲を超えるときには、甲は乙に損害を賠償しなければならない。

(連絡体制)

第11条 甲及び乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第2号様式)を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第12条 乙はこの協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努める。

2 前項の規定により乙が協力した場合の乙の協力に要した費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、適宜、広報活動等を通じ周知するものとする。

(締結期間及び更新等)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしない場合は、この協定をさらに1年延長するものとし、以後も同様とする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-86) 災害時における給電車両貸与に関する協定書

1. 総則	(協議) 第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは甲乙協議の上、決定するものとする。
2. 火災防止	この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。 令和 2 年 10 月 23 日
3. 防災行政無線	甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区 新宿区長 吉 住 健 一
4. 災害医療	乙 東京都港区芝浦四丁目 8 番 3 号 トヨタモビリティ東京株式会社 代表取締役社長 片 山 守
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(5-87)

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

新宿区（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、新宿区内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両等の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者（電動車両等の貸与を行う者をいう。以下同じ。）に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲が指定する場所に運搬し、電動車両等の種類及び数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 貸与者は、前項の規定により電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、当該貸与期間の変更について決定するものとする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(5-87) 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

1. 総則	(電動車両等の返却) 第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。
2. 火災防止	(費用負担) 第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。
3. 防災行政無線	2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。
4. 災害医療	(補償) 第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。 (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害若しくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。 (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。
5. 応援・供給協定	(保険について) 第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。
6. 避難場所・避難所等	2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。
7. 備蓄	(費用の支払) 第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。
8. 災害救助	(使用上の留意事項) 第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。 (1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。 (2) 原則として、新宿区内で使用する。
9. 関係法令	(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項のあ規定により、貸与者に速やかに連絡する。
10. 警戒宣言	(電動車両等の管理) 第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。
11. その他	(連絡責任者) 第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。 (電動車両等の情報提供) 第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲

に提供するものとする。		1. 総則
2	甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を乙及び丙に提供するものとする。	2. 火災防止
3	甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。	3. 防災行政無線
(平時の取組)		4. 災害医療
第 15 条	甲、乙及び丙は、平時においても電動車両等の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。	5. 応援・供給協定
2	乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。	6. 避難場所・避難所等
3	前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。	7. 備蓄
(不可抗力免責)		8. 災害救助
第 16 条	激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。	9. 関係法令
(協議)		10. 警戒宣言
第 17 条	この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。	11. その他
(有効期間)		
第 18 条	この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。	
この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。		
令和 5 年 3 月 30 日		
甲	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区 新宿区長 吉住 健一	
乙	東京都目黒区鷹番一丁目 4 番 7 号 東日本三菱自動車販売株式会社 取締役社長 長田 昭夫	
丙	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号 三菱自動車工業株式会社 代表執行役社長兼最高経営責任者 加藤 隆雄	

1. 総則	(5-88)
2. 火災防止	災害及び防災に関する情報の放送等に関する協定 新宿区(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコム東京(以下「乙」という。)は、災害及び防災に関する情報(以下「災害等情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。
3. 防災行政無線	(目的) 第1条 本協定は、新宿区の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、区民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害等情報の放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。
4. 災害医療	(災害等情報の提供及び要請) 第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害等情報を提供し、放送を要請することができる。
5. 応援・供給協定	(放送要請の通知) 第3条 甲は、前条の規定により災害等情報の放送を要請する場合は、次の各号に掲げる事項について、災害等情報放送要請書(別記様式。以下「要請書」という。)により、乙に要請しなければならない。
6. 避難場所等	(1) 希望する放送の日時 (2) 依頼する放送の内容 (3) 放送要請の理由 (4) その他必要な事項
7. 備蓄	2 前項の要請は、メール及びファックスを用いて行う。ただし、これにより難しい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに要請書を提出しなければならない。
8. 災害救助	(災害等情報の放送) 第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。
9. 関係法令	2 本協定に基づき乙が放送を実施する地域は、乙のケーブルテレビ提供エリア内とする。
10. 警戒宣言	(情報の活用) 第5条 甲がインターネット、広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)及び第2条の規定による乙への要請に係る情報について、乙は、自ら運営する放送、インターネット等を通じて伝えることができる。
11. その他	(協力体制の整備) 第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において必要に応じて情報の交換を行う。
	(有効期間) 第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日

の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれが記名押印して、その1通を保有する。

令和2年11月1日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区長 吉 住 健 一

乙 東京都練馬区高野台五丁目22番1号

株式会社ジェイコム東京

代表取締役 足 立 好 久

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(5-89)
2. 火災防止	災害に係る情報発信等に関する協定 新宿区（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。 （本協定の目的） 第1条 本協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が必要な情報を迅速に提供し、かつ、行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。
3. 防災行政無線	（本協定における取組） 第2条 本協定における取組の内容は、次に掲げるもののうちで、甲及び乙の両者の協議により、具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。 （1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。 （2）甲が、新宿区内の避難場所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙が提供するサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。 （3）甲が、新宿区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙が提供するサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項のほかにも、災害に係る情報発信等について、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。
7. 備蓄	（費用） 第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの取組に係る通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。 （情報の周知） 第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（乙の提携先への提供、乙の提供するサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならない。
8. 災害救助	
9. 関係法令	（本協定の公表） 第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。
10. 警戒宣言	
11. その他	（本協定の期間） 第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、

本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 7 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲と乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 3 月 22 日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

新宿区

新宿区長 吉 住 健 一

乙 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(5-90) 簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書 新宿区（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。 (趣旨) 第1条 この協定は、地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における乙の代表者が考案した避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカム製簡易ベット（以下「間仕切り等」という。）の甲への供給に関し、必要な事項を定めるものとする。 (要請等) 第2条 甲は、災害時において避難所等に間仕切り等を設置する必要があるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。 2 甲は、甲が行う災害に備えた訓練等において間仕切り等が必要であるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。 3 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切り等の改善を要請することができる。 4 前3項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行うことができる。 5 甲は、前項ただし書の規定による要請を行った場合は、事後、速やかに当該要請内容を記載した文書を乙に提出するものとする。 (連絡責任者) 第3条 甲及び乙は、この協定に基づく間仕切りシステム等の供給の要請及び相手方への回答を円滑に行うため、災害時における連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとする。 (協力等) 第4条 乙は、第2条第1項の規定による要請を受けたときは、できる限り速やかに間仕切り等の供給を行うものとする。 2 乙は、第2条第2項又は第3項の規定による要請を受けたときは、実施方法等について甲と協議の上、必要な協力を行うものとする。 (引渡し) 第5条 間仕切り等の引渡場所及び日時は、甲が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの間仕切り等の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。 (経費等) 第6条 間仕切り等の経費及び間仕切り等の運搬に係る経費は、甲が負担するものとする。 2 間仕切り等の経費は、災害発生前における適正な価格により算出した額を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。 3 甲は、間仕切り等の引渡しを受けた後、乙の請求に基づき速やかに第1項の経費（間仕切り等
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

の運搬に係る費用については、乙又は乙が委託する者が当該運搬を行った場合に生じた経費に限る。)を乙に支払うものとする。

(協定の有効期間等)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了の日の1か月前までに、甲、乙のいずれかから文書によってこの協定を更新しない旨の通知がされない場合は、当該満了の日の翌日から更に1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項で疑義が生じたものについては、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月22日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
新宿区長 吉住 健一

乙 東京都世田谷区松原五丁目2番4号
特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテクト・ネットワーク
代表者 坂 茂

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(5-91)
2. 火災防止	災害時における物資の優先的供給に関する協定書 新宿区（以下「甲」という。）及びセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の優先的な供給に関し、次のとおり協定を締結する。 （趣旨） 第1条 この協定は、甲の区域内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て、物資の供給を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。
3. 防災行政無線	（物資の供給の要請） 第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。
4. 災害医療	（物資の範囲） 第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達することが可能な物資とする。 （1）段ボール製簡易ベッド （2）その他乙が取り扱っている物資
5. 応援・供給協定	（要請方法） 第4条 第2条の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができる。
6. 避難場所・避難所等	（物資の供給の協力） 第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、優先的に物資の供給に努めるものとする。
7. 備蓄	2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、実施方法等について甲と協議の上、必要な協力を行うものとする。
8. 災害救助	（引渡し等） 第6条 物資の引渡場所及び日時は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
9. 関係法令	2 甲は、前項の規定により乙が物資を運搬する場合は、物資の運搬に係る車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
10. 警戒宣言	（費用の負担） 第7条 第5条の規定により乙が供給した物資に係る費用及び前条の規定により乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。
11. その他	2 前項に規定する費用は、災害発生前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 前条第1項に規定する費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙のいずれかから文書によってこの協定を更新しない旨の通知がされない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めのある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年12月12日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
新宿区長 吉住 健一

乙 兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地
セッツカートン株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊雄

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

6. 避難場所・避難所等

(6-1)

一時集合場所(208 箇所)

(令和 5 年 11 月 1 日現在)

1 牛込警察署管内 84 箇所

No.	名称	所在地	利用町会等名
1	あかぎ児童遊園	赤城下町 21	赤城下町会
2	元赤城神社及びその付近	早稲田鶴巻町 568	鶴巻東町会
3	飯田橋交差点横断歩道橋下 (非常用倉庫前)	下宮比町 1	飯田橋自治会
4	牛込第三中学校	市谷加賀町 1-3-1	二十騎町町会、南山伏町町会
5	加賀公園	市谷加賀町 2-4	加賀町親和会
6	大日本印刷(株) F 棟集会所	市谷左内町 39	市谷左内町町会
7	台町すみれ公園	市谷台町 15	市谷台町町会
8	市谷田町交差点 (BS ビルパ・キング前)	市谷田町 2-5	市谷田町二・三丁目町会
9	大日本印刷駐車場	市谷長延寺町 6	大日本印刷通町会
10	長延団地中庭	市谷長延寺町 8	長延団地自治会
11	仲之公園	市谷仲之町 2	市谷仲之町会
12	牛込仲之小学校	市谷仲之町 4-33	薬王寺町町会
13	市谷亀ヶ岡八幡宮	市谷八幡町 15	市谷八幡・田町一丁目町会
14	東京日仏学院前	市谷船河原町 15	市谷船河原町町会
15	住友市ヶ谷ビル	市谷本村町 1-1	市谷本村町町会
16	スカイラウンジ (中・高層階) キッズルーム (低層階)	市谷本村町 7-4	ザ・センター東京管理組合・自治会
17	市谷小学校前	市谷山伏町 1-3	市谷山伏町町会
18	済松寺 (東門駐車場)	榎町 77	榎町町会
19	改代町会館	改代町 45	改代町町会
20	牛込橋周辺お堀端	神楽坂 1-9	神楽坂一丁目町会、神楽坂二丁目町会
21	神楽坂仲通り入口、早稲田通り付近	神楽坂 3-2-20 先	神楽坂三丁目自治会
22	毘沙門天境内	神楽坂 5-36	神楽坂四丁目公和会、神楽坂五丁目自治会、神楽坂五丁目三和会
23	早大理工学部研究所前	喜久井町 12	喜久井町町会
24	しらゆり児童遊園	喜久井町 20	喜久井町町会
25	愛日小学校前	北町 26	北町町会
26	牛込第一中学校	北山伏町 4-1	北山伏町町会、甲良町町会
27	白銀公園	白銀町 3	白銀町町会、神楽坂五丁目三和会、神楽坂六丁目町会、赤城元町町会
28	新小川公園	新小川町 3	新小川町自治会
29	アトラス江戸川アパート内 社交室前	新小川町 6-18	アトラス江戸川アパートメント自治会
30	さくら児童遊園	水道町 4	水道町町会
31	みずも児童遊園	住吉町 6	住吉町共栄町会
32	住吉公園	住吉町 13	住吉町町会
33	牛込神楽坂駅 A3 出口	岩戸町 18	岩戸町町会
34	神楽坂ココハイツ駐車場前	築地町 10	築地町町会
35	筑土八幡神社下	筑土八幡町 2-1	筑土自治会
36	天神郵便局前	天神町 22	天神東町会
37	富久小学校正門	富久町 7	東富久町会
38	西富久町交差点西側敷地	富久町 9-11	ハイホーム本陣防災委員会
39	富久さくら公園	富久町 21	富久北町会、西富久町会
40	中富久児童遊園	富久町 22	富久町中町会
41	戸山東公園	戸山 1-19	戸山一丁目町会
42	桜広場	戸山 2-10-11 号棟間	戸山ハイツ東地区自治会
43	戸山ハイツ 17 号棟脇児童遊園	戸山 2-17	戸山ハイツ南地区自治会
44	25 号棟前さくら広場	戸山 2-25	戸山ハイツ北地区自治会
45	35 号棟前三角広場	戸山 2-35	戸山ハイツ北地区自治会

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(6-1) 一時集合場所 (208箇所)

1. 総則	No.	名称	所在地	利用町会等名
	46	29 号棟前児童遊園	戸山 2-29	戸山ハイツ西地区自治会、戸山ハイツ 30 号棟自主防災部
2. 火災防止	47	25 号棟前さくら広場	戸山 2-25	戸山ハイツ 19 号棟自治会
	48	南側公園	戸山 2-22	戸山ハイツ 22 号棟自治会
	49	防災資材庫前 (みこし倉)	中里町 23	中里町町会
	50	中町公園	中町 5	中町町会
	51	ラ・トゥール広場	西五軒町 12-1	西五軒町町会
3. 防災行政無線	52	なんど児童遊園	納戸町 19	細工町町会
	53	納戸町公園	納戸町 26	鷹匠町町会、納戸町町会
	54	みずほ銀行早稲田支店前	馬場下町 11-1	馬場下町会、牛込高田町町会
	55	JTB パブリッシング横	払方町 25	払方町町会
	56	原一天祖神社	原町 1-42	原町一丁目町会
4. 災害医療	57	デンマークイン新宿	原町 2-43	原町二丁目町会
	58	三井住友銀行寮前	原町 2-71	原町二丁目町会
	59	成城学校 (成城中学校・高等学校)	原町 3-87	柳町町会
	60	榎町公園	東榎町 11	東榎町町会、天神町町会
	61	東五軒公園	東五軒町 3	東五軒町町会
5. 応援・供給協定	62	光照寺前	袋町 15	袋町町会
	63	早稲田小学校	早稲田南町 25	牛込弁天町町会
	64	南榎町駐車場	南榎町 35	南榎町自治会
	65	南町 28 掲示板前	南町 28	南町町会
	66	藤和シティホームズレジデンス	山吹町 291-1	東山吹町会
6. 避難場所・避難所等	67	佐藤方前	山吹町 334	山吹町会
	68	矢来公園	矢来町 38	矢来南町会
	69	高齢者福祉施設神楽坂前	矢来町 104	矢来東町会
	70	あさひ児童遊園	横寺町 52	横寺町交友会、箆笥町町会
	71	余丁町児童遊園	余丁町 4	余丁町町会
7. 備蓄	72	団地内広場	若松町 1	都営若松町アパート自治会防災部
	73	水野原児童遊園	若松町 5	原町三丁目町会
	74	余丁町小学校	若松町 13-1	河田町町会
	75	わかまつ児童遊園	若松町 27	若松町町会
	76	若宮公園	若宮町 20	若宮町自治会
8. 災害救助	77	鶴巻小学校前	早稲田鶴巻町 140	鶴巻北町会
	78	鶴巻南公園	早稲田町 78	鶴巻西町会、鶴巻南町会、早稲田町町会
	79	早稲田公園	早稲田南町 37	早稲田南町町会
	80	パークハウス牛込神楽坂ロビー	箆笥町 9	パークハウス牛込神楽坂防災区民組織
	81	パークハウス飯田橋レジデンスロビー	筑土八幡町 1-5	パークハウス飯田橋レジデンス防災区民組織
9. 関係法令	82	都立戸山公園 (町内中央広場)	戸山 3-6	戸山三丁目南町会
	83	マンション玄関前	戸山 3-18-1	都営西大久保四丁目アパート自治会
	84	プリンスハイツ曙橋エントランス	住吉町 1-13	プリンスハイツ曙橋防災自治会
10. 警戒宣言				
11. その他				

2 新宿警察署管内 47 箇所

No.	名称	所在地	利用町会等名
1	大久保小学校前	大久保 1-1-21	いぶき町会
2	小泉八雲記念公園	大久保 1-7	いぶき町会
3	大久保北公園	大久保 2-28	大久保二丁目町会
4	都立戸山公園	大久保 3	都営西大久保五号棟自治会、区営大久保三丁目自治会
5	新宿コズミックスポーツセンター前	大久保 3-1-2	明和会
6	都立戸山公園大久保地区	大久保 3-5-1	ニュータウンオークボ自治会
7	敷地内公園	大久保 3-13-3	都営西大久保アパート自治会
8	マンション玄関前	大久保 3-14-3	トーア早稲田マンション自治会
9	歌舞伎町公園	歌舞伎町 1-13	歌舞伎町商店街振興組合
10	大久保公園	歌舞伎町 2-43	歌舞伎町二丁目町会
11	さつき児童遊園	北新宿 1-13	柏木三和会
12	大智学園	北新宿 1-21-10	北新宿一丁目仲町会
13	新宿池田文化会館	北新宿 1-32	北新宿蜀山町会
14	柏木小学校前	北新宿 2-11-1	北新宿一丁目仲町会、北新宿二丁目町会、北新宿二丁目新和会
15	柏木どんぐり公園	北新宿 2-19	北新宿二丁目町会
16	淀橋第四小学校前	北新宿 3-17-1	北新宿三丁目町会
17	北新宿公園	北新宿 3-20	北新宿三丁目柏親会
18	北柏木公園	北新宿 4-12	北新宿四丁目町会
19	新宿東南口広場（駅前広場）	新宿 3-35	新宿東口商店街振興組合
20	新宿東口広場	新宿 3-38	新宿駅前商店街振興組合、新宿大通商店街振興組合
21	天神小学校	新宿 6-14-2	東一町会
22	新宿中学校前	新宿 6-15-22	東一町会
23	西向天神	新宿 6-21-11	新宿東二町会
24	日清食品（株）前	新宿 6-28-1	新宿六丁目一新会
25	各ビル内	西新宿 1-25-1 等	新宿新都心開発協議会
26	エステック広場	西新宿 1-24-1	新宿西口商店街振興組合、西新宿一丁目町会、西新宿商興会
27	新宿中央公園	西新宿 2-11	西新宿一丁目町会
28	新宿中央公園北入口	西新宿 2-11	西新宿六丁目町会
29	角三会館	西新宿 3-9-28	西新宿角三町会
30	十二社児童遊園	西新宿 4-9	西新宿四丁目町会
31	西新宿小学校	西新宿 4-35-5	西新宿角三町会、西新宿四丁目町会、角筈ビル防災防犯協力会
32	芸能花伝社	西新宿 6-12-30	淀橋町会
33	グランドール新宿前	北新宿 1-17-1	北新宿一丁目南町会
34	柏木公園	西新宿 7-14	西新宿七丁目町会
35	すえひろ児童遊園	北新宿 2-9-5	北新宿二丁目新和会
36	新宿グランドプラザロビー	西新宿 8-16-1	西新宿八丁目成子町会
37	皆中稲荷神社	百人町 1-11-16	百人町中央町会
38	東京ワールド日本語学校	百人町 1-13-25	百人町南町会
39	日本電子専門学校前	百人町 1-25-4	百人町西町会
40	戸山小学校前	百人町 2-1-38	百人町東町会
41	つつじ通り	百人町 2-3-7 から 百人町 2-3-23 までの間	百人町東町会
42	各フロアエレベーターホール前	百人町 3-1-3	西戸山タワーホームズ自治会
43	中央広場	百人町 3-19-1	西戸山住宅自治会
44	都営百人町 3 丁目アパート敷地内	百人町 3-28	都営百人町四丁目アパート連絡会
45	百人町ふれあい公園	百人町 3-28	百人町三丁目町会
46	角筈ビル内	西新宿 4-41-12	角筈ビル防災防犯協力会
47	西新宿タワー60 内	西新宿 5-5-1	西新宿タワー60 防災区民組織

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(6-1) 一時集合場所 (208箇所)

1. 総則	3 戸塚警察署管内 48 箇所			
2. 火災防止	No.	名称	所在地	利用町会等名
	1	落合中央公園	上落合 1-2	上落合東部町会
	2	落合第二小学校前	上落合 2-10-23	上落合中央町会
	3	上落合防災活動拠点	上落合 2-26-4	上落合中央町会
3. 防災行政無線	4	落合第五小学校前	上落合 3-1-6	上落合中央町会、中井町会
	5	上落合西公園	上落合 3-11	上落合西町会
	6	みなか児童遊園	上落合 3-16	上落合西町会
	7	清水川橋公園	下落合 1-1	高田馬場住宅自治会、下落合町会地久会
4. 災害医療	8	東京富士大学前	下落合 1-7-7	下落合町会知久会
	9	富士大学講堂前	下落合 1-9-7	高田馬場三丁目光和会
	10	おとめ山公園谷戸のもり	下落合 2-10	下落合東町会
	11	おとめ山公園水辺のもり	下落合 2-10	下落合町会知久会
5. 応援・供給協定	12	下落合公園	下落合 4-18	下落合四丁目町会
	13	諏訪公園	高田馬場 1-16	諏訪町会
	14	戸塚第二小学校前	高田馬場 1-25-21	高田馬場銀座商店街振興組合、高田馬場清和会
	15	明治通り歩道及び車道の一部	高田馬場 2-1-1 先から 同 2-3-12 先までの間	高田馬場町会
6. 避難場所・ 避難所等	16	早稲田通り歩道及び車道の一部	高田馬場 2-1-1 先から 同 2-9-1 先までの間	高田馬場町会
	17	まつ川公園	高田馬場 2-4	高田馬場町会
	18	宮田橋公園	高田馬場 3-8	高田馬場三丁目宮田会
	19	戸塚第三小学校前	高田馬場 3-18-21	高田馬場三丁目光和会
7. 備蓄	20	観音寺門前	高田馬場 3-37-26	高田馬場三丁目北町会
	21	戸四睦神輿倉前	高田馬場 3-37-33	高田馬場親栄会
	22	戸塚公園	高田馬場 3-40	高田馬場三丁目光和会、高田馬場三丁目 戸三親和会、高田馬場三丁目北町会
	23	高田馬場コーポラス中庭	高田馬場 3-42-1	高田馬場コーポラス自治会
8. 災害救助	24	東陽前道路（高田馬場 4-17-15 先早稲 田通り）	高田馬場 4-17-15 先	高田馬場西商店街振興組合
	25	高田馬場公園	高田馬場 4-22	高田馬場南親睦会
	26	高田馬場第一児童遊園	高田馬場 4-30	戸塚町四丁目南町会
	27	大隈会館（大隈講堂前）	戸塚町 1-104	早稲田早栄会、稲穂会
9. 関係法令	28	早大正門前	戸塚町 1-104	和敬会
	29	落合公園	中井 1-14	中井町会
	30	法華宗獅子吼会駐車場	中井 2-13-17	中井町会
	31	中落合公園	中落合 1-5	中落合一丁目みどり町会
10. 警戒宣言	32	西坂公園	中落合 2-7	中落合二丁目町会
	33	落合第一小学校前	中落合 2-13-27	中落合三丁目やよい町会
	34	中落合西児童遊園	中落合 3-26	中落合三丁目辻町会
	35	目白学園	中落合 4-31-1	落合親和町会
11. その他	36	落合第二中学校前	西落合 1-6-5	落合親和町会
	37	落合第三小学校前	西落合 1-12-20	落合親和町会
	38	早大学術情報センター前	西早稲田 1-20	早稲田親和会
	39	荒井山公園	西早稲田 2-3	西早稲田二丁目ときわ町会
	40	みずき児童遊園	西早稲田 2-12	西早稲田二丁目協和町会
	41	甘泉園公園	西早稲田 3-5	三島町会
	42	水稻荷神社前	西早稲田 3-5-43	西早稲田三丁目睦町会、豊睦会、甘泉園 住宅自主防災会
	43	都電通り歩道	西早稲田 3-17-28 先から 同 3-24-8 先までの間	西早稲田文化町会
	44	天祖神社	西早稲田 3-17-34	西早稲田文化町会
	45	西早稲田児童遊園	西早稲田 3-20	西早稲田文化町会
	46	西戸山公園	百人町 4-1	百人町三丁目町会
	47	百人町四丁目アパート各ブロック中庭	百人町 4-4.5.6.7	百人町四丁目連絡会
	48	大隈会館前広場	戸塚町 1-104	町友会

4 四谷警察署管内 29 箇所

No.	名称	所在地	利用町会等名
1	愛住公園	愛住町 11	愛住町町会、舟町町会
2	荒木公園	荒木町 10	荒木町町会
3	外濠公園	市谷本村町	四谷一丁目町会
4	四谷消防署前	四谷 3-10	四谷三丁目町会
5	左門公園	左門町 5	左門町町会
6	三栄公園	四谷三栄町 7-24	四谷三栄町町会、四谷坂町町会、ザ・ペ アシティ四谷管理組合
7	信濃町児童遊園	信濃町 20	信濃町町会
8	秋葉神社	新宿 1-8-2	新宿一丁目町会
9	花園公園	新宿 1-21	花園町町会
10	花園小学校	新宿 1-22-1	新宿大通商店街振興組合
11	花園西公園	新宿 1-32	番衆町町会
12	新宿公園	新宿 2-9	新宿二丁目町会、新宿園町会
13	太宗寺	新宿 2-9-2	新宿二丁目町会
14	花園神社	新宿 5-17-3	三光町町会、新宿三光商店街振興組合
15	須賀神社	須賀町 5	須賀町町会
16	大京公園	大京町 14	大京町町会
17	内藤町自転車保管場所前	内藤町 1	新宿三丁目町会、新宿四丁目町会
18	多武峯内藤神社境内	内藤町 1-8	内藤町町会
19	都立新宿高校	内藤町 11-4	新宿大通商店街振興組合
20	みなみもと町公園	南元町 20	若葉三丁目町会、南元町町会
21	四谷見附公園	四谷 1-12	四谷一丁目町会
22	四谷小学校前	四谷 2-6	四谷二丁目町会
23	大木戸児童遊園	四谷 4-8	四谷四丁目町会
24	津の守坂児童遊園	四谷坂町 11	片町町会
25	コモレ四谷 コモレビの広場	四谷 1-6	本塩町町会
26	真成院（四谷霊廟）	若葉 2-7-8	若葉二丁目町会
27	愛染院	若葉 2-8	若葉二丁目町会
28	西念寺	若葉 2-9	若葉一丁目町会
29	もとまち公園	南元町 4	南元町町会

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(6-2) 避難場所地区割当一覧

(6-2)

避難場所地区割当一覧

(令和4年9月現在)

名称	利用する町丁名	避難計画人口 (人)
迎賓館一帯	四谷1丁目、市谷本村町の一部、若葉1丁目、四谷本塩町、南元町の一部	13,526
戸山公園一帯	原町1・2・3丁目、戸山1・2・3丁目、高田馬場1・2丁目、市谷加賀町1・2丁目、市谷甲良町、市谷山伏町、市谷薬王寺町、市谷柳町、若松町、新宿7丁目、新宿6丁目の一部、西早稲田2丁目の一部、早稲田南町、大久保1・2・3丁目、南榎町、南山伏町、百人町1・2丁目の各一部、弁天町、北山伏町、喜久井町、馬場下町	106,513
明治神宮外苑地区	荒木町、市谷本村町の一部、霞ヶ丘町、片町、四谷坂町、左門町、四谷三栄町、信濃町、須賀町、大京町、南元町の一部、四谷2・3丁目、若葉2・3丁目	80,983
新宿御苑	愛住町、市谷台町、市谷仲之町、歌舞伎町1・2丁目、新宿1・2・3・4・5丁目、新宿6丁目の一部、住吉町、内藤町、舟町、余丁町、四谷4丁目、富久町、河田町	151,124
新宿中央公園・高層ビル群一帯	西新宿4・5・8丁目、西新宿3丁目的一部分	74,180
百人町三・四丁目地区	高田馬場3・4丁目、百人町3・4丁目、百人町1・2丁目の各一部、北新宿1・2・3・4丁目	86,608
後楽園一帯	横寺町、下宮比町、改代町、岩戸町、細工町、市谷左内町、市谷砂土原町1・2・3丁目、市谷船河原町、市谷鷹匠町、市谷長延寺町、市谷田町1・2・3丁目、市谷八幡町、若宮町、新小川町、神楽河岸、神楽坂1・2・3・4・5・6丁目、水道町、西五軒町、赤城下町、赤城元町、袋町、笹笥町、築地町、筑土八幡町、中町、津久戸町、東五軒町、南町、二十騎町、納戸町、白銀町、払方町、北町、矢来町、揚場町	130,055
哲学堂公園一帯	上落合3丁目、西落合1・2・3・4丁目、中井1・2丁目、中落合3・4丁目	83,150
早稲田大学早稲田キャンパス一帯	馬場下町の一部、榎町、戸塚町1丁目、山吹町、西早稲田1・3丁目、西早稲田2丁目的一部分、早稲田町、早稲田鶴巻町、中里町、天神町、東榎町	67,483
落合中央公園一帯	上落合1・2丁目、中落合1丁目	23,445
おとめ山公園地区一帯	下落合1・2・3・4丁目、中落合2丁目	22,665
地区内残留地区 西新宿地区	西新宿1・2・6・7丁目、西新宿3丁目的一部分	178,924
地区内残留地区 元赤坂地区	南元町的一部分	13,115

※避難計画人口には、他区からの避難者も含む。

(6-3)

震災時の避難所

(令和5年3月24日現在)

1 一次避難所（区立小・中学校、都立高等学校等） 51箇所

	No.	施設名	所在地	利用町会・自治会等名 (避難所を運営する町会・自治会等名)
四谷地域本部管轄	1	四谷小学校	四谷 2-6	市谷本村町町会（箆笥町地域）、四谷坂町町会、四谷三栄町町会、本塩町町会、四谷二丁目町会
	2	四谷ひろば	四谷 4-20	愛住町町会、荒木町町会、片町町会、舟町町会、四谷三丁目町会、四谷四丁目町会
	3	四谷第六小学校 (四谷第六幼稚園を含む)	大京町 30	左門町町会、信濃町町会、須賀町町会、大京町町会、内藤町町会、南元町町会
	4	花園小学校 (花園幼稚園を含む)	新宿1-22-1	新宿一丁目町会、新宿二丁目町会、新宿園町会、花園町町会、番衆町町会、新宿東口商店街振興組合（区役所地域）、新宿大通商店街振興組合（区役所地域）、ハイホーム本陣自治会
	5	四谷中学校 (医療救護所設置)	四谷1-12	若葉一丁目町会、若葉二丁目町会、若葉三丁目町会、四谷一丁目町会
	6	都立新宿高等学校	内藤町11-4	新宿三丁目町会、新宿四丁目町会、三光町町会
箆笥町域本部管轄	1	津久戸小学校 (津久戸幼稚園を含む) (医療救護所設置)	津久戸町2-2	赤城元町町会、飯田橋自治会、市谷船河原町町会、神楽坂一丁目町会、神楽坂二丁目町会、神楽坂三丁目自治会、神楽坂四丁目公和会、神楽坂五丁目自治会、神楽坂五丁目三和会、神楽坂アイNSTAワー管理組合、神楽坂六丁目町会、白銀町町会、新小川町自治会、筑戸自治会、アトラス江戸川アパートメント自治会
	2	市谷小学校 (市谷幼稚園を含む)	市谷山伏町1-3	市谷山伏町町会、南榎町自治会
	3	愛日小学校	北町26	西砂土原有志会、中町町会、弘方町町会、南町町会、横寺町交友会、若宮町自治会、市谷田町二・三丁目町会、岩戸町町会、北町町会、細工町町会、袋町町会、箆笥町町会
	4	牛込第一中学校	北山伏町4-1	北山伏町町会、甲良町町会、矢来東町会、矢来南町会、南榎町自治会
	5	牛込第三中学校	市谷加賀町1-3-1	市谷八幡・田町一丁目町会、市谷左内町町会、加賀町親和会、大日本印刷通町会、長延団地自治会、納戸町町会、二十騎町町会、南山伏町町会
榎町地域本部管轄	1	江戸川小学校	水道町 1-28	赤城下町会、築地町町会、水道町町会、改代町町会、東五軒町町会（箆笥町地域）、西五軒町町会（箆笥町地域）
	2	早稲田小学校 (早稲田幼稚園を含む)	早稲田南町 25	牛込弁天町町会、原町一丁目町会、早稲田町町会
	3	牛込第二中学校	喜久井町 20	牛込高田町町会、喜久井町町会、馬場下町会、早稲田南町町会
	4	鶴巻小学校 (鶴巻幼稚園を含む) (医療救護所設置)	早稲田鶴巻町 140	鶴巻北町会、鶴巻西町会、鶴巻東町会、鶴巻南町会

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(6-3) 震災時の避難所

1. 総則				
2. 火災防止				
3. 防災行政無線				
4. 災害医療				
5. 応援・供給協定				
6. 避難場所・避難所等				
7. 備蓄				
8. 災害救助				
9. 関係法令				
10. 警戒宣言				
11. その他				

	No.	施設名	所在地	利用町会・自治会等名 (避難所を運営する町会・自治会等名)
若松町地域本部管轄	5	牛込仲之小学校 (牛込仲之幼稚園を含む)	市谷仲之町 4-33	薬王寺町会、市谷仲之町会、住吉町町会 (若松町地域)
	6	都立新宿山吹高等学校	山吹町 81	榎町町会、天神町町会、天神東町会、中里町町会、東榎町町会、東山吹町会、山吹町会
	7	成城学校	原町 3-87	柳町町会、原町二丁目町会、原町三丁目町会、都営若松町アパート自治会 (若松町地域)
	1	富久小学校	富久町 7-24	市谷台町町会、住吉町共栄町会、富久北町会、富久町中町会、西富久町会、東富久町会
	2	都立総合芸術高等学校	富久町 22-1	市谷台町町会、住吉町共栄町会、富久北町会、富久町中町会、西富久町会、東富久町会
	3	余丁町小学校 (余丁町幼稚園を含む) (医療救護所設置)	若松町 13-1	河田町町会、余丁町町会、若松町町会
大久保地域本部管轄	4	東戸山小学校	戸山 2-34-2	戸山三丁目南町会、戸山ハイツ北地区自治会、戸山ハイツ西地区自治会、戸山ハイツ東地区自治会、戸山ハイツ南地区自治会
	5	早稲田大学戸山キャンパス	戸山 1-24-1	戸山一丁目町会
	6	東京医科大学	新宿 6-1-1	番衆町町会 (四谷地域)、富久北町会
	1	大久保小学校 (大久保幼稚園を含む) (医療救護所設置)	大久保1-1-21	いぶき町会、歌舞伎町二丁目町会
	2	天神小学校	新宿 6-14-2	新宿東二町会、新宿六丁目一新会、東一町会
	3	新宿中学校	新宿 6-15-22	新宿東二町会、新宿六丁目一新会、東一町会
戸塚地域本部管轄	4	戸山小学校	百人町 2-1-38	大久保二丁目町会、百人町中央町会、百人町東町会、百人町南町会
	5	西戸山小学校	百人町 4-2-1	西戸山住宅自治会、西戸山グリーンホーム自治会、百人町三丁目町会、都営百人町3丁目アパート連絡会
	1	戸塚第一小学校 (戸塚第一幼稚園を含む)	西早稲田 3-10-12	豊睦会、西早稲田三丁目睦町会、三島町会、西早稲田文化町会
	2	戸塚第二小学校 (戸塚第二幼稚園を含む)	高田馬場 1-25-21	諏訪町会、高田馬場町会、高田馬場銀座商店街振興組合、高田馬場清和会
	3	戸塚第三小学校	高田馬場 3-18-21	高田馬場三丁目宮田会、高田馬場三丁目戸三親和会、高田馬場三丁目光和会、高田馬場西商店街振興組合、高田馬場コーポラス自治会
	4	西早稲田中学校	戸山 3-20-2	西早稲田二丁目ときわ町会、西早稲田二丁目協和町会、諏訪町会、西早稲田文化町会、都営西大久保四丁目アパート自治会 (大久保地域)、区営大久保三丁目自治会 (大久保地域)、トア早稲田マンション自治会 (大久保地域)、都営西大久保アパート自治会 (大久保地域)、都営西大久保五号棟自治会 (大久保地域)、ニュータウンオーグスト自治会 (大久保地域)、明和会 (大久保地域)

	No.	施設名	所在地	利用町会・自治会等名 (避難所を運営する町会・自治会等名)
	5	都立戸山高等学校	戸山 3-19-1	西早稲田二丁目ときわ町会、西早稲田二丁目協和町会、諏訪町会、西早稲田文化町会、都営西大久保四丁目アパート自治会(大久保地域)、区営大久保三丁目自治会(大久保地域)、トリア早稲田マンション自治会(大久保地域)、都営西大久保アパート自治会(大久保地域)、都営西大久保五号棟自治会(大久保地域)、ニュータウンオークホ自治会(大久保地域)、明和会(大久保地域)
	6	学習院女子大学 学習院女子中・高等科	戸山 3-20-1	西早稲田二丁目協和町会
	7	早稲田大学 早稲田キャンパス	西早稲田 1-6-1	町友会、早稲田親和会、早稲田早栄会、稲穂会、和敬会
	8	新宿西戸山中学校 (医療救護所設置)	百人町 4-3-1	百人町四丁目連絡会、高田馬場南親睦会
	9	新宿 NPO 協働推進センター	高田馬場 4-36-12	高田馬場三丁目北町会、戸塚町四丁目南町会、高田馬場親栄会
落合第一地域本部管轄	1	落合第一小学校	中落合 2-13-27	中落合一丁目みどり町会、中落合二丁目町会、中落合三丁目やよい町会
	2	落合第二小学校 (医療救護所設置)	上落合 2-10-23	上落合東部町会、上落合中央町会(落二地域)
	3	落合第四小学校 (落合第四幼稚園を含む)	下落合 2-9-34	下落合東町会、下落合町会知久会、下落合四丁目町会、高田馬場住宅コミュニティ委員会
	4	落合中学校	下落合 2-24-6	下落合東町会、下落合町会知久会、下落合四丁目町会、高田馬場住宅コミュニティ委員会
	5	東京富士大学	下落合 1-7-7	下落合町会知久会、高田馬場三丁目光和会(戸塚地域)
落合第二地域本部管轄	1	落合第三小学校 (落合第三幼稚園を含む) (医療救護所設置)	西落合 1-12-20	西落合町会、落合親和町会
	2	落合第五小学校	上落合 3-1-6	中井町会、上落合中央町会、上落合西町会
	3	落合第六小学校	西落合 4-11-21	西落合町会
	4	落合第二中学校	西落合 1-6-5	落合親和町会、中落合三丁目辻町会
柏木地域本部管轄	1	淀橋第四小学校 (淀橋第四幼稚園を含む)	北新宿 3-17-1	北新宿三丁目町会、北新宿三丁目柏親会、北新宿四丁目町会、柏木三和会
	2	柏木小学校	北新宿 2-11-1	北新宿二丁目町会、北新宿二丁目新和会、北新宿蜀山町会、北新宿一丁目仲町会
	3	西新宿中学校 (医療救護所設置)	西新宿 8-2-44	西新宿六丁目町会、西新宿七丁目町会、西新宿八丁目町会、百人町西町会(大久保地域)、西新宿八丁目成子町会、北新宿一丁目南町会
角筈地域本部管轄	1	西新宿小学校 (医療救護所設置)	西新宿 4-35-5	西新宿角三町会、西新宿四丁目町会、淀橋町会

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(6-3) 震災時の避難所

1. 総則	2 二次避難所(福祉避難所) 69 箇所 (令和 5 年 12 月現在)				
2. 火災防止	四 谷	No.	施設名	所在地	電話
3. 防災行政無線		1	(指)本塩町児童館	四谷本塩町 4-9	3350-1456
		2	(指)本塩町地域交流館		
		3	信濃町子ども家庭支援センター	信濃町 20	3357-6851
		4	(指)信濃町シニア活動館		5369-6737
		5	(指)新宿地域交流館	新宿 5-3-13	3341-8955
4. 災害医療	6	(民)マイウェイ四谷	大京町 1-3	3355-0428	
	簗 筒 町	1	(指)東五軒町児童館	東五軒町 5-24	3269-6895
		2	(指)東五軒町地域交流館		
		3	(指)北山伏児童館	北山伏町 2-17	3269-7196
		4	(指)北山伏地域交流館		3269-7197
		5	(指)中町児童館	中町 25	3267-3321
		6	(指)中町地域交流館		6265-0608
		7	(民)あかね苑	北山伏町 2-12	3266-1811
8		(民)神楽坂	矢来町 104	3269-7555	
5. 応援・供給協定	榎 町	1	薬王寺児童館	市谷薬王寺町 20-40	3353-6625
2		薬王寺地域ささえあい館			
3		榎町子ども家庭支援センター	榎町 36	3269-7304	
6. 避難場所・避難所等		4	(指)山吹町地域交流館	山吹町 342	3269-6189
		5	(指)新宿生活実習所	矢来町 6	5229-5850
		6	(指)早稲田南町児童館	早稲田南町 50	5287-4321
		7	(指)早稲田南町地域交流館		3208-2552
		8	(民)シャロームみなみ風	弁天町 32-6	5579-8412
		9	(民)デンマークイン新宿	原町 2-43	3341-3640
		10	(民)原町ホーム	原町 3-8	3359-5651
		11	(民)新宿和光園	市谷薬王寺町 19-38	3355-8555
	7. 備蓄	若 松 町	1	(指)障害者福祉センター	戸山 1-22-2
2			(指)新宿福祉作業所	3232-3715	
3			(指)富久町児童館	富久町 22-21	3357-7638
4			(指)戸山シニア活動館	戸山 2-27-2	3204-2422
5			(民)戸山いつきの杜	戸山 2-4-101	6826-5255
6			(民)みさよはうす富久	富久町 35-7	6822-9282
9. 関係法令	大 久 保	1	(指)百人町児童館	百人町 2-18-21	3368-8156
		2	(指)百人町地域交流館		
		3	子ども総合センター	新宿 7-3-29	3232-0673
		4	(民)マザアス新宿	新宿 7-3-31	5285-2530
		5	(民)グループホームあんじゅうむ大久保	大久保 1-10-8	6228-0308
10. 警戒宣言					
11. その他					

管轄地域本部	No.	施設名	所在地	電話
戸 塚	1	(指)高田馬場第一児童館	高田馬場 3-18-21	3368-8167
	2	(指)高田馬場シニア活動館	高田馬場 3-39-29	3362-4560
	3	(指)西早稲田地域交流館	西早稲田 1-22-2	5286-8311
	4	高田馬場第二児童館	高田馬場 1-4-17	3200-5038
	5	(指)高田馬場地域交流館		3200-5816
	6	西戸山幼稚園	百人町 4-7-1	3362-0400
	7	(指)高田馬場福祉作業所	高田馬場 4-10-2	3367-2939
	8	(指)障害者生活支援センター	百人町 4-4-2	5937-6821
	9	(民)フォレスト西早稲田	西早稲田 3-27-22	3232-8131
	10	(民)新宿けやき園	百人町 4-5-1	3367-1601
落合第一	1	中落合子ども家庭支援センター	中落合 2-7-24	3952-7751
	2	(指)中落合地域交流館		3952-7163
	3	(指)下落合地域交流館	下落合 3-12-33	3951-0023
	4	(民)もみの樹園	上落合 1-17-8	6915-3001
	5	(民)聖母ホーム	中落合 2-5-21	3953-4028
	6	(民)ヘルスケアタウン下落合	下落合 1-9-10	3365-1331
	7	(民)リタボンテ落合上高田	上落合 2-9-16	6908-5678
	8	(民)リアンレーヴ高田馬場	下落合 1-6-9	5937-5115
	9	(民)アライブ目白	下落合 2-19-27	5988-7210
落合第二	1	(指)上落合児童館	上落合 2-28-8	3360-1413
	2	(指)上落合地域交流館		3360-1414
	3	西落合児童館	西落合 1-31-24	3954-1042
	4	(指)中井児童館	中井 1-8-12	3361-0075
	5	(指)あゆみの家	西落合 1-30-10	3953-1230
	6	(民)グループホームなごみ西落合	西落合 4-8-19	5906-0753
柏 木	1	(指)北新宿第一児童館	北新宿 2-3-7	3369-5856
	2	(指)北新宿地域交流館		
	3	北新宿子ども家庭支援センター	北新宿 3-20-2	3365-1121
	4	(指)北新宿第二地域交流館		5348-6751
	5	(民)北新宿特別養護老人ホーム	北新宿 3-27-6	3363-3291
角 筈	1	(指)西新宿シニア活動館	西新宿 4-8-35	3377-9380
	2	(指)西新宿児童館	西新宿 4-35-28	3377-9352
	3	新宿養護学校	西新宿 4-20-11	5351-1233

※（指）は指定管理者施設、（民）は民間施設

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(6-4) 水害時の避難所

(6-4)

水害時の避難所

(令和5年3月24日現在)

1. 総則			
2. 火災防止			
3. 防災行政無線			
4. 災害医療			
5. 応援・供給協定			
6. 避難場所・避難所等	施設名	所在地	町丁名
7. 備蓄	四谷中学校	四谷 1-12	四谷一丁目、若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町
	四谷ひろば	四谷 4-20	四谷三丁目、四谷四丁目、荒木町、舟町、愛住町、片町
8. 災害救助	四谷小学校	四谷 2-6	四谷本塩町、四谷三栄町、四谷坂町、四谷二丁目、市谷本村町の一部
	四谷第六小学校 (四谷第六幼稚園を含む)	大京町 30	須賀町、左門町、信濃町、大京町、霞ヶ丘町、内藤町
9. 関係法令	花園小学校 (花園幼稚園を含む)	新宿 1-22-1	新宿一丁目、新宿二丁目、新宿三丁目、新宿四丁目
	新宿中学校	新宿 6-15-22	新宿五丁目、新宿六丁目
10. 警戒宣言	東戸山小学校	戸山 2-34-2	新宿七丁目、戸山二丁目
	大久保小学校 (大久保幼稚園を含む)	大久保 1-1-21	歌舞伎町一丁目、歌舞伎町二丁目、百人町一丁目の一部、大久保一丁目
11. その他	牛込第三中学校	市谷加賀町 1-3-1	市谷田町一丁目、市谷本村町の一部、市谷砂土原町一丁目、市谷砂土原町二丁目、市谷左内町、市谷加賀町一丁目、市谷加賀町二丁目、市谷甲良町、市谷長延寺町、市谷鷹匠町、市谷山伏町、市谷八幡町、細工町、二十騎町、南山伏町、納戸町、市谷薬王寺町、市谷柳町、
	愛日小学校	北町 26	市谷田町二丁目、市谷田町三丁目、市谷砂土原町三丁目、払方町、南町、北町、中町
	津久戸小学校 (津久戸幼稚園を含む)	津久戸町 2-2	市谷船河原町、神楽坂一丁目、神楽坂二丁目、神楽坂三丁目、神楽坂四丁目、神楽坂五丁目、揚場町、津久戸町、東五軒町、袋町、白銀町、下宮比町、若宮町、岩戸町、筑土八幡町、新小川町、神楽河岸
	牛込第一中学校	北山伏町 4-1	神楽坂六丁目、西五軒町、赤城元町、南榎町、北山伏町、矢来町、箆笥町、横寺町、赤城下町、天神町、中里町、築地町、改代町、水道町、文京区関口一丁目
	牛込仲之小学校 (牛込仲之幼稚園を含む)	市谷仲之町 4-33	市谷仲之町、原町一丁目、原町二丁目、原町三丁目、河田町
	牛込第二中学校	喜久井町 20	榎町、東榎町、早稲田南町、弁天町、山吹町、早稲田町、喜久井町、早稲田鶴巻町、馬場下町
	戸塚第一小学校 (戸塚第一幼稚園を含む)	西早稲田 3-10-12	西早稲田一丁目、西早稲田三丁目、戸塚町一丁目
	富久小学校	富久町 7-24	住吉町、市谷台町、富久町、余丁町
	余丁町小学校 (余丁町幼稚園を含む)	若松町 13-1	若松町、戸山一丁目
	西早稲田中学校	戸山 3-20-2	戸山三丁目、西早稲田二丁目、百人町二丁目の一部、大久保二丁目、大久保三丁目
	西戸山小学校	百人町 4-2-1	百人町二丁目の一部、百人町三丁目、百人町四丁目、北新宿四丁目
	戸塚第二小学校 (戸塚第二幼稚園を含む)	高田馬場 1-25-21	高田馬場一丁目、高田馬場二丁目
	新宿西戸山中学校	百人町 4-3-1	高田馬場三丁目、高田馬場四丁目
	落合中学校	下落合 2-24-6	下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目
	落合第一小学校	中落合 2-13-27	中落合一丁目、中落合二丁目
	落合第二中学校	西落合 1-6-5	中落合三丁目、中落合四丁目、西落合一丁目、西落合二丁目の一部、中井一丁目、中井二丁目、中野区上高田四丁目の一部、中野区上高田五丁目の一部

施設名	所在地	町丁名
落合第二小学校	上落合 2-10-23	上落合一丁目、上落合二丁目、上落合三丁目
落合第六小学校	西落合 4-11-21	西落合三丁目、西落合四丁目
淀橋第四小学校 (淀橋第四幼稚園を含む)	北新宿 3-17-1	百人町一丁目の一部、百人町二丁目の一部、北新宿一丁目、北新宿二丁目、北新宿三丁目
西新宿中学校	西新宿 8-2-44	西新宿一丁目、西新宿六丁目、西新宿七丁目、西新宿八丁目
西新宿小学校	西新宿 4-35-5	西新宿二丁目、西新宿三丁目、西新宿四丁目、西新宿五丁目
早稲田大学(戸山キャンパス及び早稲田キャンパス)	戸山 1-24-1 西早稲田 1-6-1	文京区関口一丁目
旧上高田小学校	中野区上高田 5-35-3	西落合二丁目の一部

※この他、地域センター9箇所が水害時の避難所として指定
(戸塚地域センターは、洪水浸水想定区域に入るため未指定)

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(6-5)
2. 火災防止	新宿御苑における緊急避難用門の設置等及び維持管理 並びに災害発生時の開門に関する覚書
3. 防災行政無線	新宿御苑管理事務所（以下「甲」という。）と新宿区（以下「乙」という。）は、新宿御苑が大地震等の災害発生時（以下「災害発生時」という。）における住民等の避難場所として指定されていることに照らし、以下のとおり覚書を締結する。なお、昭和 56 年 2 月 10 日付けで締結した「緊急避難用門の維持管理に係る覚書」、平成 10 年 11 月 2 日付けで締結した「災害発生時における新宿御苑の開門等に関する覚書」、及び平成 18 年 2 月 17 日付けで締結した「内藤町緊急避難門の取扱いに関する覚書」は廃止する。
4. 災害医療	（指定及び設置の緊急避難用門） 第 1 条 乙は、災害発生時において、住民等が円滑かつ迅速に避難ができるよう、甲の協力を得て、新宿御苑内に、乙が指定した緊急避難用門（以下「指定門」という。）を別表第 1 のとおり、乙が設置した緊急避難用門（以下「設置門」という。）を別表第 2 のとおり設置する。
5. 応援・供給協定	（管理責任者の届出） 第 2 条 乙は、緊急避難用門ごとに地域の防災区民組織の構成員から管理責任者（正・副各 1 名）を定め、別添様式 1 により甲に届け出るものとする。管理責任者に異動が生じた場合もまた同様とする。
6. 避難場所・避難所等	（緊急避難用門の維持管理） 第 3 条 甲と乙は、災害発生時における緊急避難用門の使用に支障が生じないように常に善良な維持管理を行うものとする。
7. 備蓄	2 乙は、緊急避難用門及び施錠の管理状況を把握するため、緊急避難用門点検簿を作成し、別添様式 2 により管理責任者に交付する。 3 管理責任者又は乙は、事前に甲に点検日等を連絡した上で、年 1 回以上、緊急避難用門の開閉機能及び施錠を点検するとともに、その管理状況を緊急避難用門点検簿に記録する。
8. 災害救助	4 乙は、甲又は管理責任者からの連絡及び乙の確認により、設置門の破損を確認したときは、乙の費用負担のもとに速やかに補修を行う。
9. 関係法令	（緊急避難用門の使用中止） 第 4 条 甲は、乙による緊急避難用門の維持管理がこの覚書に反すると認められる場合には、当該緊急避難用門を使用させないことができる。
10. 警戒宣言	（災害発生時における緊急避難用門の開門） 第 5 条 災害発生時において、甲は、乙の要請により緊急避難用門について開門するものとする。 2 災害発生時の状況により乙が甲に速やかな要請ができないときは、甲は、自主的な判断により緊急避難用門を開門するものとする。
11. その他	（合鍵の貸し出し） 第 6 条 甲は、災害発生時が夜間等で自らが速やかに開門することができない場合に備えて、乙に対し、緊急避難用門の開門に必要な合鍵を貸し出しする。

(防災区民組織への合鍵の貸し出し)

第7条 乙は、前条の規定により、甲から借り受けた合鍵について、地域の防災区民組織に対し、別表第3のとおり、貸し出すことができるものとする。

2 乙は、前項の規定により合鍵の貸し出しを受けた防災区民組織に対し、当該合鍵を災害発生時及び点検時の開門以外に使用しないように指導監督するものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定めのある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各1通を有するものとする。

平成23年5月18日

甲 東京都新宿区内藤町11番地
新宿御苑管理事務所
所長 三村 起一

乙 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
区長 中山 弘子

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(6-5) 新宿御苑における緊急避難用門の設置等及び維持管理並びに災害発生時の開門に関する覚書

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

別表 1（第 1 条関係）

門の名称（指定門）
新宿門
旧新宿門
臨時門
大木戸門

別表 2（第 1 条関係）

門の名称（設置門）
内藤町緊急避難用門 A
内藤町緊急避難用門 B

別表 3（第 6 条関係）

防災区民組織	合鍵貸与に係る門の名称
新宿二丁目町会	新宿門
新宿二丁目町会	旧新宿門
新宿一丁目町会	臨時門
新宿一丁目町会	大木戸門
内藤町町会	内藤町緊急避難用門 A
内藤町町会	内藤町緊急避難用門 B

(6-5) 新宿御苑における緊急避難用門の設置等及び維持管理並びに災害発生時の開門に関する覚書

別紙様式1（第2条関係）

平成 年 月 日

新宿御苑管理事務所長 様

新宿区長 中山 弘子

管 理 責 任 者 届

標記について、次のとおり届出します。

町会

管理責任者	住 所	氏 名	連 絡 先 電 話 番 号	備 考 (前管理責任者氏名)
正				
副				

別紙様式2（第3条関係）

緊 急 避 難 用 門 点 検 簿

町会

門名	年 月 日	曜日	管理責任者	事務所立会人	施錠	適用

(注)「適用」には、破損状況、その他処理状況、修復日時等を記入してください。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則

(6-6)

緊急避難用門の維持管理等に関する覚書

2. 火災防止

東京都新宿区(以下「甲」という。)と東京都新宿区四谷地区町会連合会(以下「乙」という。)とは、広域避難場所新宿御苑の緊急避難用門(以下「この門」という。)の維持管理等に関し、安全避難の確保を図るため、次のとおり覚書を取り交わす。

3. 防災行政無線

(目 的)

第1条 この門は、震災発生時において、地域住民等が避難を要するとき、円滑かつ迅速な避難ができるよう設置するものであり、もって災害時の被害を最少限に防ぐことを目的とする。

4. 災害医療

(設置箇所)

第2条 甲は、前条の目的を確保するため、新宿御苑の協力を得て、次の箇所へこの門を設置する。

門の設置場所

- (1) 新宿一丁目門…別紙図面のとおりに
- (2) 新宿二丁目門… 〃
- (3) 内藤町門A … 〃
- (4) 内藤町門B … 〃

5. 応援・供給協定

(維持管理等)

第3条 乙は、前条により甲が設置した、この門の点検及び緊急時の開閉に対処する等、維持管理運用を行うことにより、甲の震災対策事業に協力するものとする。

6. 避難場所・避難所等

(管理責任者の設置)

第4条 この門の維持管理等のため、各門ごとに管理責任者(正・副)2名を置く。

- 2 前項の管理責任者(正・副)2名は、各門の所在地町会(下表のとおりに。)の推せんにより、甲が指定したものとする。
- 3 管理責任者に異動が生じた場合も同様とする。

(表) 門の所在地町会

門の名称	所在地町会
新宿一丁目門	新宿一丁目町会
新宿二丁目門	新宿二丁目町会
内藤町門A	内藤町町会
内藤町門B	

8. 災害救助

9. 関係法令

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、別に定める覚書実施細目に基づき、この門の使用に支障を生じないように、常に善良な維持管理等を行うものとする。

10. 警戒宣言

(協議事項)

第6条 以上の他、この覚書に関して、疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

11. その他

(付記事項)

第7条 広域避難場所新宿御苑に隣接する旧四谷第二中学校跡地に所在する門についても、これに準じた扱いとする。

昭和56年 3 月 31 日

- 甲

新宿区歌舞伎町1-4-1
東京都新宿区長 山本 克忠
- 乙

新宿区内藤町87
東京都新宿区四谷地区町会連合会
会 長 永井 慶雄
新宿一丁目町会長 永井 慶雄
新宿二丁目町会長 今井 正二
内藤町町会長 小山 芳三

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(6-7)
	緊急避難用門の維持管理等に関する覚書実施細目
2. 火災防止	1 管理責任者は、震災発生時において、この門の使用に支障を生じないように、常に適正な点検管理を行う。
3. 防災行政無線	2 管理責任者は、1 の場合において、区が行う避難の勧告及び指示に基づく、地域住民等の避難に際し、関係機関と協力して、この門の開閉に努めるものとする。
4. 災害医療	3 管理責任者は、1 の場合において、周囲の延焼状況を的確に判断し、急を要するときは速かに門の開放を行うとともに、その旨を新宿御苑管理事務所あて通報するものとする。
5. 応援・供給協定	4 管理責任者は、新宿御苑管理事務所職員立会いのもとに、隔週 1 回施錠及び門の開閉機能を点検するとともに、その管理状況を別に定める「緊急避難用門点検簿」に記録するものとする。
6. 避難場所・避難所等	5 管理責任者は、門及び施錠の破損を確認した場合は、直ちに甲に連絡するものとし、甲は、速かに補修を行うものとする。
7. 備蓄	6 甲は、この門の緊急時の開放に対処するため施錠合鍵を作成し、甲及び管理責任者(正・副) 2 名がそれぞれ 1 個を保管する他、次の関係機関に預託するものとする。
8. 災害救助	関係機関
9. 関係法令	(1) 新宿御苑管理事務所
10. 警戒宣言	(2) 四谷警察署
11. その他	(3) 四谷消防署新宿御苑出張所
	(4) 新宿区役所四谷特別出張所

(6-8)

避難所利用に関する覚書

東京都新宿区(以下「甲」という。)と早稲田大学(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関し、下記のとおり覚書を取り交わす。

(目 的)

第1 この覚書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の開設)

第2 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合、乙の指示に従い、乙の指定する場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第3 甲は、第2に基づき避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知し、承諾を得るものとする。

(避難所の管理)

第4 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

(避難所利用町会)

第5 避難所として利用する町会は、原則として以下のとおりとする。

牛込高田町会、鶴巻東町会、戸山一丁目町会、都営西大久保アパート自治会、トーア早稲田マンション自治会、町友会、早稲田親和会、早稲田早栄会、豊睦会、西早稲田二丁目ときわ町会及び西早稲田三丁目睦町会

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育研究活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第10 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成8年4月1日

(甲) 東京都新宿区長 小野田 隆

(乙) 早稲田大学総長 奥島 孝康

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(6-9) 避難所利用に関する覚書
2. 火災防止	東京都新宿区(以下「甲」という。)と学校法人東京医科大学(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関し、下記のとおり覚書を取り交わす。
3. 防災行政無線	(目 的) 第1 この覚書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。
4. 災害医療	(避難所の開設) 第2 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。
5. 応援・供給協定	(開設の通知) 第3 甲は、第2に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。
6. 避難場所・避難所等	(避難所の管理) 第4 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。 (避難所利用町会) 第5 避難所として利用する町会は、原則として以下のとおりとする。 (1) 番衆町町会 (2) 富久北町会 (費用負担) 第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。
7. 備蓄	(開設期間) 第7 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。 (避難所解消への努力) 第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。
8. 災害救助	(避難所の終了) 第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
9. 関係法令	(協 議) 第10 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。
10. 警戒宣言	甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。 平成8年4月1日
11. その他	(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 東京都新宿区長 小野田 隆 (乙) 東京都新宿区新宿六丁目1番1号 学校法人東京医科大学 理事長 永井 純義

(6-10)

避難所利用に関する覚書

新宿区(以下「甲」という。)と学校法人成城学校(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関し、下記のとおり覚書を取り交わす。

(目 的)

第1 この覚書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の開設)

第2 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合、乙の指示に従い、乙の指定する場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)

第3 甲は、第2に基づき避難所を開設する際に事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知し、承諾を得るものとする。

(避難所の管理)

第4 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

(避難所利用町会等)

第5 避難所は、原則として成城学校避難所運営管理協議会を構成する町会等組織が利用するものとする。

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育研究活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第10 この覚書に定めなき事項又はこの覚書に定める事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成29年12月1日

(甲) 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 吉 住 健 一
(乙) 新宿区原町三丁目87番
学校法人成城学校理事長 関 口 令 安

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(6-11)
2. 火災防止	避難所施設利用に関する協定書 東京都新宿区長(以下「甲」という。)と東京都立戸山高等学校長(以下「乙」という。)は避難所としての施設利用に関する協定を締結する。 (目 的) 第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。 (避難所として利用できる施設の周知) 第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。
3. 防災行政無線	(避難所の開設) 第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。
4. 災害医療	(避難所の周知) 第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。
5. 応援・供給協定	2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規程に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。
6. 避難場所・避難所等	(避難所の管理) 第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。 2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
7. 備蓄	(費用負担) 第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。
8. 災害救助	(開設期間) 第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。 (避難所解消への努力) 第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。
9. 関係法令	(避難所の終了) 第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
10. 警戒宣言	(協 議) 第10 この協定書に定あなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。 甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。
11. その他	平成8年11月5日 (甲) 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区長 小野田 隆 (乙) 東京都新宿区戸山3-19-1 東京都立戸山高等学校長 和田 征士

(6-12)

避難所利用に関する覚書

東京都新宿区(以下「甲」という。)と学校法人富士短期大学(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関し、下記のとおり覚書を取り交わす。

(目 的)
第1 この覚書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の開設)
第2 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)
第3 甲は、第2に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

(避難所の管理)
第4 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

(避難所利用町会)
第5 避難所として利用する町会は、原則として以下のとおりとする。
(1) 高田馬場三丁目光和会 (2) 知久会

(費用負担)
第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)
第7 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(避難所解消への努力)
第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)
第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)
第10 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成8年12月4日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 小野田 隆
(乙) 東京都新宿区高田馬場三丁目8番1号
学校法人富士短期大学
理事長 二上 貞夫

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(6-13) 避難所施設利用に関する協定書 東京都新宿区長(以下「甲」という。)と東京都立新宿高等学校長(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。 (目 的) 第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。 (避難所として利用できる施設の周知) 第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。 (避難所の開設) 第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した施設に避難所を開設することができる。 (避難所の周知) 第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。 2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。 (避難所の管理) 第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。 2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。 (費用負担) 第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。 (開設期間) 第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。 (避難所解消への努力) 第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。 (避難所の終了) 第9 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。 (協 議) 第10 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。 甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。 平成9年2月21日 (甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区長 小野田 隆 (乙) 東京都渋谷区千駄ヶ谷六丁目2番1号 東京都立新宿高等学校長 住岡 明朗
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

(6-14)

災害救助用資機材等の保管に関する覚書

新宿区長(以下「甲」という。)と東京都立新宿高等学校長(以下「乙」という。)は、両者が平成9年2月21日に締結した「避難所施設利用に関する協定」(以下「協定」という。)第10の規定に基づき、避難所施設利用に伴い必要とされる災害救助用資機材等の保管に関する覚書を締結する。

(目 的)
第1 この覚書は、甲が協定に基づく避難所開設を円滑に進めるため、あらかじめ甲の所有する災害救助用資機材等を乙の管理する施設に保管することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(保管資機材等及び保管場所)
第2 甲が乙の管理する施設に保管する災害救助用資機材等(以下「保管資機材等」という。)及び保管場所は、別表のとおりとする。

(維持管理)
第3 甲は、乙の業務に支障を及ぼさないように保管資機材等を管理するとともに、その機能を保全するため必要な点検等を適宜実施するものとする。

(検査等)
第4 乙は、保管資機材等について随時検査し、甲に対し、管理上必要な措置を求めることができるものとする。

(保管場所の変更等)
第5 保管資機材等の保管場所又は品目の変更については、甲乙協議の上決定し、甲が変更に伴う必要な作業を行うものとする。

(保管資機材等の撤去)
第6 甲は、乙から保管資機材等の保管の終了又は一時中止の申し出があったときは、直ちに保管資機材等を撤去するものとする。

(損害賠償)
第7 保管資機材等の保管に起因して発生した事故については、甲が一切の責任を負うものとする。

(協 議)
第8 この覚書に定めのない事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成15年5月6日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区長 中山 弘子
(乙) 東京都渋谷区千駄ヶ谷六丁目2番1号
東京都立新宿高等学校長 小栗 洋

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(6-15)
2. 火災防止	避難所施設利用に関する協定書 東京都新宿区長(以下「甲」という。)と東京都立新宿山吹高等学校長(以下「乙」という。)は、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。 (目的) 第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。
3. 防災行政無線	(避難所として利用できる施設の周知) 第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。
4. 災害医療	(避難所の開設) 第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した施設に避難所を開設することができる。
5. 応援・供給協定	(避難所の周知) 第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。 2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。
6. 避難場所・避難所等	(避難所の管理) 第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。 2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。
7. 備蓄	(費用負担) 第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。 (開設期間) 第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。
8. 災害救助	(避難所解消への努力) 第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。 (避難所の終了) 第9 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
9. 関係法令	(協議) 第10 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。
10. 警戒宣言	甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。
11. その他	平成9年8月6日 (甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区長 小野田 隆 (乙) 東京都新宿区山吹町81番地 東京都立新宿山吹高等学校長 安井 幸生

(6-16)

避難所利用に関する覚書

新宿区(以下「甲」という。)と学校法人学習院(以下「乙」という。)とは、避難所としての施設利用に関し、下記のとおり覚書を取り交わす。

(目 的)
第1 この覚書は、甲が、乙の管理する次の施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 学習院女子大学(新宿区戸山三丁目 20 番 1 号)
- (2) 学習院女子高等科及び学習院女子中等科(同上)

(避難所の開設)
第2 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合、乙の指示に従い、乙の指定する場所に避難所を開設することができる。

(開設の通知)
第3 甲は、第2に基づき避難所を開設する際に、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知し、承諾を得るものとする。

(避難所の管理)
第4 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(避難所利用町会)
第5 避難所として利用する町会等は、原則として西早稲田二丁目協和会とする。

(費用負担)
第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)
第7 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(避難所解消への努力)
第8 甲は、乙が早期に教育研究活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)
第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)
第10 この覚書に定めなき事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。

平成 12 年 7 月 6 日

(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
新宿区長 小野田 隆

(乙) 東京都豊島区目白一丁目 5 番 1 号
学校法人 学習院
理事長学習院長 島津 久厚

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	(6-17)
2. 火災防止	避難所利用に関する覚書
3. 防災行政無線	新宿区(以下「甲」という。)&学校法人東京理科大学(以下「乙」という。)&は、災害時における乙の施設の利用に関し、次のとおり覚書を取り交わす。
4. 災害医療	(目 的) 第1 この覚書は、災害時、新宿区地域防災計画において第一次避難所に指定する区立小学校及び中学校において、施設の一部又は全部が使用不能となる被害が生じたときに、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。
5. 応援・供給協定	(避難所の開設) 第2 甲は、乙の施設を避難所として利用する必要があるときは、あらかじめ乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知し、承諾を得るものとする。 2 甲は、前項の承諾を得たときは、乙の指示に従い、乙の指定する場所に避難所を開設することができる。
6. 避難場所等	(避難所の管理運営) 第3 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
7. 備蓄	(避難所の開設期間) 第4 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。
8. 災害救助	(避難所の早期解消) 第5 甲は、乙が早期に教育研究活動を再開できるよう配慮し、避難所の早期解消に努めるものとする。
9. 関係法令	(避難所の解消) 第6 甲は、避難所を解消するときは、乙にその旨を通知するとともに、避難所として利用した乙の施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。
10. 警戒宣言	(費用負担) 第7 避難所の開設、管理運営、解消等に係る費用は、甲が負担するものとする。
11. その他	(有効期間) 第8 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成17年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲及び乙の一方からこの覚書を終了させる旨の意思表示をしないときは、この覚書を更新するものとみなし、当該期間終了後、更に1年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。
	(協 議) 第9 この覚書に定めなき事項及びこの覚書に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定めるものとする。 甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上1通を保有するものとする。
	平成16年6月17日
	(甲) 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区 代表者 区長 中山 弘子
	(乙) 東京都新宿区神楽坂一丁目3番地 学校法人 東京理科大学 理事長 塚本 恒世

(6-18)

避難所施設利用に関する協定書

新宿区長（以下「甲」という。）と東京都立総合芸術高等学校長（以下「乙」という。）は避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目 的）

第 1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第 2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第 3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（避難所の周知）

第 4 甲は、第 3 に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第 5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第 6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 7 避難所の開設期間は災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第 8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協 議）

第 10 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。
甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 7 月 8 日

（甲）東京都新宿区歌舞伎町 1 - 4 - 1

新宿区長

中山 弘子

（乙）東京都新宿区富久町 2 2 - 1

東京都立総合芸術高等学校長 佐藤 清親

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

1. 総則	(6-19)
2. 火災防止	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定 新宿区(以下「甲」という。)と〇〇ホテル・旅館(以下「乙」という。)は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等(以下「災害等」という。)の発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等(以下「宿泊施設の提供等」という。)に関する協定を次のとおり締結する。
3. 防災行政無線	(趣旨) 第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、高齢者等特段の配慮が必要な方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。
4. 災害医療	(要請) 第2条 甲は、災害等発生時において、特段の配慮が必要な方の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。
5. 応援・供給協定	2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。 (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名・連絡先電話番号 (2) 要請理由 (3) 要請内容 (4) 履行の場所 (5) 履行の期日又は期間 (6) その他必要な事項
6. 避難場所・避難所等	
7. 備蓄	(要請する業務の範囲) 第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。 (1) 乙が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供 (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整 (3) その他必要とする事項 2 宿泊施設等への入所者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が行うものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	(実施) 第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。 2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。 (1) 履行の場所 (2) 受入人数、提供部屋数、食事その他の履行内容 (3) 履行の期日及び期間
11. その他	

(4) その他必要な事項

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(宿泊施設等への対象者の割振り)

第6条 宿泊施設等への対象者の割振りは甲が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

(1) 1泊○食の場合

1人あたり〇〇〇〇円(消費税・入湯税別)

(2) 食事提供を行わない場合

1人あたり〇〇〇〇円(消費税・入湯税別)

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

(1) 氏名、性別及び年齢

(2) 住所

(3) 宿泊期間及び泊数

(4) 部屋名称

(5) 金額

(6) 特記事項

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を収受した日から原則30日以内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、この協定の履行にあたり知りうる全ての情報に関し、適切に管理を行うものとする。

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

(6-19) 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

1. 総則	(その他) 第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、 甲乙協議の上決定するものとする。		
2. 火災防止	(協定の有効期間・解除) 第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたもの とし、その後においても同様とする。		
3. 防災行政無線	この協定の締結を証するため、本書を 2 部作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 部を保有する。		
4. 災害医療	令和 年 月 日		
5. 応援・供給協定	甲	東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号 新宿区 新宿区長 吉住 健一 印	
6. 避難場所・ 避難所等	乙	(所在地) 〇〇ホテル・旅館 (役職名) 〇〇 〇〇 印	
7. 備蓄			
8. 災害救助			
9. 関係法令			
10. 警戒宣言			
11. その他			

(6-20)

災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営に関する協定 （雛形）

災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、新宿区内において、地震、水害、火災等による大災害が発生し、被災者の避難が必要になった場合において、甲が乙に対し、新宿区地域防災計画に基づく二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営に関する協力要請を行うこと等について、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象の施設は、乙が運営する「〇〇〇」（所在地：〇〇〇）とする。

（対象被災者）

第3条 この協定において受入れをする被災者は、原則として＜高齢者・障害者＞とする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害が発生し、二次避難所（福祉避難所）を開設する必要があると認めたときは、乙に対してこれを要請するものとする。

（避難所の開設及び被災者の受入れ）

第5条 乙は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、二次避難所（福祉避難所）を開設するものとする。

2 甲は、二次避難所（福祉避難所）の開設後、乙に対し、被災者の受入れを要請する。

3 受入可能人員及び受入期間については、甲乙協議の上定める。

（避難所の運営）

第6条 乙は、対象施設の職員により、甲が要請した被災者の介護及び生活に必要な援助（以下「要請業務」という。）を行うものとする。

2 甲は、乙に要請業務に必要な食料品及び生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく要請業務により、乙が要した経費については、甲が負担するものとし、その範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、乙から前条の協議に基づく経費の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(6-20) 災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営に関する協定（雛形）

1. 総則	(損害補償) 第9条 甲は、乙の職員が要請業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）」の規定に基づき、その者又はその者の遺族に対し、その損害を補償するものとする。 (協定の期間及び更新) 第10条 この協定の有効期間は、締結の日から○年○月○日までとする。ただし、当該期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙からこの協定を終了させる意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に1年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。 (協議) 第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。 年 月 日 甲 乙
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

※ 本協定書（雛形）を基に、各事業者との間で協定内容を調整

(6-21)

二次避難所（福祉避難所）一覧

(令和5年12月現在)

1 区施設一覧

No.	施設名	所在地
1	本塩町児童館	四谷本塩町4-9
2	本塩町地域交流館	
3	信濃町子ども家庭支援センター	信濃町20
4	信濃町シニア活動館	
5	新宿地域交流館	新宿5-3-13
6	東五軒町児童館	東五軒町5-24
7	東五軒町地域交流館	
8	北山伏児童館	北山伏町2-17
9	北山伏地域交流館	
10	中町児童館	中町25
11	中町地域交流館	
12	薬王寺児童館	市谷薬王寺町20-40
13	薬王寺地域ささえあい館	
14	榎町子ども家庭支援センター	榎町36
15	山吹町地域交流館	山吹町342
16	新宿生活実習所	矢来町6
17	早稲田南町児童館	早稲田南町50
18	早稲田南町地域交流館	
19	障害者福祉センター	戸山1-22-2
20	新宿福祉作業所	
21	富久町児童館	富久町22-21
22	戸山シニア活動館	戸山2-27-2
23	百人町児童館	百人町2-18-21
24	百人町地域交流館	
25	子ども総合センター	新宿7-3-29
26	高田馬場第一児童館	高田馬場3-18-21
27	高田馬場シニア活動館	高田馬場3-39-29
28	西早稲田地域交流館	西早稲田1-22-2
29	高田馬場第二児童館	高田馬場1-4-17
30	高田馬場地域交流館	
31	西戸山幼稚園	百人町4-7-1
32	高田馬場福祉作業所	高田馬場4-10-2
33	障害者生活支援センター	百人町4-4-2
34	中落合子ども家庭支援センター	中落合2-7-24
35	中落合地域交流館	

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(6-21) 二次避難所（福祉避難所）一覧

1. 総則	
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

No.	施設名	所在地
36	下落合地域交流館	下落合3-12-33
37	上落合児童館	上落合2-28-8
38	上落合地域交流館	
39	西落合児童館	西落合1-31-24
40	中井児童館	中井1-8-12
41	あゆみの家	西落合1-30-10
42	北新宿第一児童館	北新宿2-3-7
43	北新宿地域交流館	
44	北新宿子ども家庭支援センター	北新宿3-20-2
45	北新宿第二地域交流館	
46	西新宿シニア活動館	西新宿4-8-35
47	西新宿児童館	西新宿4-35-28
48	新宿養護学校	西新宿4-20-11

2 民間施設一覧

No.	施設名	所在地
1	マイウェイ四谷（介護老人保健施設）	大京町1-3
2	あかね苑（特別養護老人ホーム）	北山伏町2-12
3	神楽坂（特別養護老人ホーム）	矢来町104
4	シャロームみなみ風（知的障害者入所支援施設）	弁天町32-6
5	デンマークイン新宿（介護老人保健施設）	原町2-43
6	原町ホーム（特別養護老人ホーム）	原町3-8
7	新宿和光園（特別養護老人ホーム）	市谷薬王寺町19-38
8	戸山いつきの杜（小規模多機能型居宅介護）	戸山2-4-101
9	みさよはうす富久（特別養護老人ホーム）	富久町35-7
10	マザアス新宿（小規模特別養護老人ホーム）	新宿7-3-31
11	グループホームあんじゅうむ大久保（認知症対応型共同生活介護）	大久保1-10-8
12	フォレスト西早稲田（介護老人保健施設）	西早稲田3-27-22
13	新宿けやき園（特別養護老人ホーム）	百人町4-5-1
14	もみの樹園（特別養護老人ホーム）	上落合1-17-8
15	聖母ホーム（特別養護老人ホーム）	中落合2-5-21
16	ヘルスケアタウン下落合（短期入所生活介護）	下落合1-9-10
17	リタポンテ落合上高田（地域密着型通所介護）	上落合2-9-16
18	リアンレーヴ高田馬場（特定施設入居者生活介護）	下落合1-6-9
19	アライブ目白（特定施設入居者生活介護）	下落合2-19-27
20	グループホームなごみ西落合（認知症対応型共同生活介護）	西落合4-8-19
21	北新宿特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）	北新宿3-27-6

(6-22)

帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定（雛形）

帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定（雛形）

新宿区（以下「甲」という。）と＜●●（事業者名）＞（以下「乙」という。）は、新宿区の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における、乙の管理する施設への帰宅困難者の一時的な受入等に関し、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害により公共交通機関が広範囲に運行を停止し、帰宅困難者等（新宿区災害対策推進条例（平成25年新宿区条例第4号）第2条第9号に規定する帰宅困難者及び地域の被災者をいう。以下同じ。）が発生した場合において、地域の混乱を回避し、及び帰宅困難者等の安全を確保するため、乙の管理する施設の一部を、帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設（以下「一時滞在施設」という。）として提供すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、災害時における、帰宅困難者等の発生、滞留、移動状況に係る情報、一時滞在施設への受入れ状況等、帰宅困難者等への対応に必要な情報を共有することに努め、可能な範囲で連携及び協力を図るものとする。

2 甲及び乙は、災害時に次条第1項各号に定める協力を円滑に行うため、平常時から、物資の配備、情報伝達訓練の実施等、連携体制の確立に努めるものとする。

（協力内容及び要請）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、本協定に基づき乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部又は一部についての協力（第4条第5項を除き、以下「協力」という。）を要請することができる。

- (1) 帰宅困難者等に対し、別紙に示す乙の施設の一部を一時滞在施設として提供すること。
- (2) 帰宅困難者等に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- (3) 帰宅困難者等に対し、乙の施設内の休憩場所、トイレを提供すること。
- (4) 帰宅困難者等に対し、公共交通機関の復旧状況等の情報を提供すること。
- (5) 帰宅困難者等を受け入れた後、帰宅困難者等の施設内滞在について適切に対応ができないと判断した場合は、他の適切な場所に誘導すること。
- (6) 帰宅困難者等が滞在を求めてきた場合に、適切に対応ができないと判断した場合は、適切な場所に誘導すること。
- (7) その他、乙として甲に協力できる事項

2 乙は、前項の規定による要請（以下「要請」という。）に対し、可能な範囲で協力すればよく、本協定締結によって、前項各号に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。

3 要請は、甲乙協議の上、協力の内容、理由その他必要な事項を記載した別に定める要請書により行う。ただし、緊急を要するなどこれによりがたい場合は、甲は口頭で乙に要請することができる。この場合において、甲は事後速やかに文書を乙に提出するものとする。

4 乙は、要請がない場合においても、乙の判断により、第1項各号に掲げる事項の全部又は一部

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

(6-22) 帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定（雛形）

1. 総則	を実施することができる。この場合において、乙は、事後速やかに甲に連絡するものとする。 5 乙の施設のうち一時滞在施設として提供する場所については、甲乙が協議してその安全性を確認したうえで、定めるものとする。
2. 火災防止	6 乙は、一時滞在施設として提供する場所について、設備や指定箇所等に変更が生じることとなった場合は、速やかに甲に連絡するものとする。 （帰宅困難者等の受入れ）
3. 防災行政無線	第4条 乙は、前条第1項第1号の要請があった場合には、あらかじめ乙が作成する、施設の安全点検のためのチェックリスト等により、当該施設の安全性を確認するものとする。 2 乙は、帰宅困難者等の受入れが可能と判断したときは、要請を受諾し、その旨を甲に連絡するものとする。
4. 災害医療	3 乙は、要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。 4 要請に対する乙の協力期間は、原則72時間とする。ただし、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。 5 乙は、一時滞在施設の運営に当たり、帰宅困難者等の受入れ状況や支援状況等について、適宜、甲に連絡するとともに、甲の職員の派遣や物資の搬入など、甲の協力を求めることができる。
5. 応援・供給協定	（受入の解除） 第5条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、帰宅困難者等の退去を求めることができるものとする。
6. 避難場所・避難所等	（1）甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合 （2）その他、施設の安全確保が困難になるなど、甲乙協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合
7. 備蓄	（費用負担） 第6条 協力に要した費用は、乙が一時的に立替え、その後乙の請求に基づいて甲が補填する。
8. 災害救助	2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）を参考にして、甲乙協議の上で決定するものとする。 （損害補償）
9. 関係法令	第7条 協力に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）に損害が生じた場合において、その補償は、災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定により行うものとする。 2 乙が協力を行う際に、乙及び第三者に発生した損害については、乙にその損害の発生原因について故意又は重過失がない限り、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙協議の上決定するものとする。
10. 警戒宣言	（守秘義務）
11. その他	第8条 乙は、協力の際に知り得た個人情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。 （一時滞在施設の公表（非公表）） 第9条 甲は、本協定に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表す

るものとする。（公表しないものとする。） （協議） 第10条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。 （有効期限及び変更） 第11条 本協定の有効期間は、締結の日から 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲乙いずれからも解除に関する申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。 2 前項の有効期間内において、帰宅困難者対策に係る法令等の制定又は改正等があった場合、甲乙協議の上で、本協定の変更をすることができる。 甲及び乙は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。 年 月 日 <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center;">甲</td> <td style="width: 20%;">所在地</td> <td style="width: 40%;">東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>名 称</td> <td>新宿区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>代表者</td> <td>新宿区長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">乙</td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>代表者</td> <td></td> </tr> </table>		甲	所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号		名 称	新宿区		代表者	新宿区長	乙	所在地			名 称			代表者	
甲	所在地	東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号																	
	名 称	新宿区																	
	代表者	新宿区長																	
乙	所在地																		
	名 称																		
	代表者																		

※ 本協定書（雛形）を基に、各事業者との間で協定内容を調整

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(6-23) 帰宅困難者等一時滞在施設一覧

(6-23)

帰宅困難者等一時滞在施設一覧

(令和5年12月1日現在)

1 区施設一覧

No.	施設名	所在地
1	元気館（令和6年4月～令和8年3月休館）	戸山3-18-1
2	新宿歴史博物館	四谷三栄町12-16
3	大久保スポーツプラザ	大久保3-7-42
4	新宿文化センター（令和5年11月～令和7年9月休館）	新宿6-14-1
5	産業会館（BIZ新宿）	西新宿6-8-2
6	新宿コズミックスポーツセンター	大久保3-1-2
7	新宿消費生活センター分館	高田馬場1-32-10
8	男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）	荒木町16
9	エコギャラリー新宿 （区民ギャラリー、環境学習情報センター）	西新宿2-11-4
10	新宿リサイクル活動センター	高田馬場4-10-2
11	四谷地域センター	内藤町87
12	四谷区民ホール	内藤町87
13	牛込箆笥地域センター	箆笥町15
14	牛込箆笥区民ホール	箆笥町15
15	榎町地域センター	早稲田町85
16	若松地域センター	若松町12-6
17	大久保地域センター	大久保2-12-7
18	戸塚地域センター	高田馬場2-18-1
19	落合第一地域センター	下落合4-6-7
20	落合第二地域センター	中落合4-17-13
21	柏木地域センター	北新宿2-3-7
22	角筈地域センター	西新宿4-33-7
23	角筈区民ホール	西新宿4-33-7
24	漱石山房記念館	早稲田南町7
25	四谷スポーツスクエア	四谷1-6-4

2 都施設一覧

No.	施設名	所在地
1	東京都庁	西新宿2-8-1
2	新宿都税事務所	西新宿7-5-8
3	淀橋市場	北新宿4-2-1
4	総合芸術高等学校	富久町22-1
5	消防博物館	四谷3-10
6	戸山高等学校	戸山3-19-1

3 国施設一覧

No.	施設名	所在地
1	国立競技場	霞ヶ丘町10-1

4 民間等施設一覧（公表可能な施設のみ掲載）

No.	施設名	所在地
1	新宿ホテル旅館組合 （会員が運営する宿泊施設）	
2	東京理科大学神楽坂キャンパス	神楽坂1-3
3	早稲田大学	戸塚町1-104
4	工学院大学新宿キャンパス	西新宿1-24-2
5	損害保険ジャパン本社ビル	西新宿1-26-1
6	デイサービスセンターエンゼルヘルプ西落合	西落合4-8-19
7	東恵光山 真清浄寺	西五軒町1-12
8	ザ・パークハウス 西新宿タワー60	西新宿5-5-1
9	トヨタモビリティ東京 新宿明治通り南店	新宿7-27-19
10	労音大久保会館	大久保1-9-10
11	天理教牛込大教会	高田馬場4-4-32
12	創価学会 池田文化会館	北新宿1-32-13
13	日本キリスト教会柏木教会	北新宿3-1-18
14	ハウジングステージ新宿	百人町2-3-32
15	トヨタモビリティ東京 新宿靖国通り店	新宿1-27-7
16	トヨタモビリティ東京 レクサス新宿店	大久保2-5-17
17	宗教法人世界救世教いつのめ教団 東日本事務センター	高田馬場1-30-8
18	ベッセルイン高田馬場駅前	高田馬場2-17-4
19	東急歌舞伎町タワー	歌舞伎町1-29-1
20	住友不動産新宿ファーストタワー・ ラ・トゥール新宿ファースト	西新宿5-1-1

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(6-24)
2. 火災防止	災害時における協力体制に関する協定
3. 防災行政無線	新宿区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。
4. 災害医療	（目的） 第1条 この協定は、新宿区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生した場合に、新宿区地域防災計画に基づき、応急対策活動を協力して行うために、協定を締結するものである。
5. 応援・供給協定	（用語の意義） 第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
6. 避難場所・避難所等	（役割） 第3条 乙は、災害時において区内に住所を有するサービス利用者（以下「利用者」という。）の安全の確保、心身の健康維持を図り、利用者の支援に努めるものとする。 2 甲は、乙に対し、災害時に財政面・技術面等において支援するものとする。
7. 備蓄	（協力要請） 第4条 甲は、災害時において、この協定に基づく応急対策活動への協力が必要なときは、乙に対して書面より協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等の方法により要請し、事後速やかに書面をもって処理するものとする。 2 乙は、要請があったときは、可能な限り応急対策活動について甲に協力するものとする。 3 乙は、要請がない場合にあっても、福祉的観点から判断し、可能な限り応急対策活動を行うものとする。
8. 災害救助	（応急対策活動実施事業所） 第5条 この協定に基づく応急対策活動は、乙が運営する次の事業所（以下「事業所」という。）において実施する。 （1）〇〇〇〇〇〇（新宿区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号） （2）〇〇〇〇〇〇（新宿区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号） （3）〇〇〇〇〇〇（新宿区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号） （4）〇〇〇〇〇〇（新宿区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）
9. 関係法令	（応急対策活動） 第6条 この協定に基づき乙が実施する応急対策活動は、次のとおりとする。 （1）利用者に対する応急対応（利用者の安否を確認するとともに、状況に応じた支援を福祉的観点から判断し、提供するほか、必要に応じて甲等に救助を求めることをいう。以下同じ。） （2）居宅等でのサービスの提供
10. 警戒宣言	
11. その他	

（３）その他甲が必要と認めるもの （利用者の応急対応等） 第7条 乙は、災害が発生したときは、利用者の応急対応をするものとする。 2 乙は、応急対応をしたときは、その結果について甲に報告するものとする。 （サービスの提供） 第8条 乙は、甲から要請があったときは、可能な範囲で居宅等においてサービスを提供するものとする。 （業務の指示） 第9条 応急対策活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。 （期間） 第10条 協力期間は、新宿区災害対策本部条例（昭和39年新宿区条例第35号）に基づき、新宿区災害対策本部が設置され、甲の協力要請時から、業務の再開時までとする。 （災害からの早期復旧） 第11条 乙は、災害時における業務の継続及び早期復旧のための事業継続計画を備え、適宜見直しを図るとともに、業務の早期の再開に努めるものとする。 （費用負担） 第12条 この協定に基づき、乙が応急対策活動を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。 2 前項の費用の範囲は、別途甲乙協議の上、定めるものとする。 （損害補償） 第13条 この協定に基づき業務を行った者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲は災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の規定に基づきこれを補償する。 （守秘義務） 第14条 乙は、第6条に規定する業務により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。 2 乙は、前項に規定する個人情報を甲の指示する目的以外に、使用し、又は第三者に提供してはならない。 （協議） 第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。 上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。	1. 総則
	2. 火災防止
	3. 防災行政無線
	4. 災害医療
	5. 応援・供給協定
	6. 避難場所・避難所等
	7. 備蓄
	8. 災害救助
	9. 関係法令
	10. 警戒宣言
	11. その他

(6-24) 災害時における協力体制に関する協定（雛形）

1. 総則	年 月 日 甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区長 ○○○○ 乙 東京都○○区○丁目○番○号 ○○○○ 代表 ○○○○
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・ 避難所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

※ 本協定書（雛形）を基に、各事業者との間で協定内容を調整

(6-25)

災害時における協力体制に関する協定締結事業者一覧

(令和5年12月1日現在)

No.	法人名	施設名	施設所在地
1	株式会社 コンセプト・ジャパン	ケアサポートまりん・新宿ヘルパーステーション	戸塚町1-102 江原ビル101
2	株式会社 Smart Aging Company	コペルプラス若松河田	原町3-23 シティプラザFK1階
3	社会福祉法人 日本視覚障害者職能 開発センター	東京ワークショップ	四谷本塩町2-5
4	社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団	(1)北新宿特別養護老人ホーム (2)北新宿高齢者在宅サービスセンター (3)若葉高齢者在宅サービスセンター (4)中落合高齢者在宅サービスセンター (5)新宿区立百人町高齢者在宅サービスセンター (6)細工町高齢者在宅サービスセンター	(1)北新宿3-27-6 (2)北新宿3-27-6 (3)若葉3-6 (4)中落合1-7-1 (5)百人町3-30-2 (6)細工町1-3
5	株式会社たいよう	(1)放課後等デイサービスアトリエたいよう (2)アトリエたいよう高田馬場ルーム (3)移動支援事業所アトリエたいよう	(1)北新宿4-4-13 (2)高田馬場3-8-32 (3)高田馬場3-8-32
6	一般社団法人コア	新宿ダルク COA自立の家	西落合2-13-21
7	株式会社 でいぐにてい	でいぐにてい新宿	高田馬場1-29-7 スカイパレス504号室
8	合同会社菅原	訪問ケア セラピ	高田馬場3-13-1 ノークビル3階
9	特定非営利活動法人 東京ソテリア	こどもソテリア東京四谷（短期入所） さんさんハウス	四谷1-10-5
10	社会福祉法人 東京ムツミ会	ファロ	新宿1-16-16
11	社会福祉法人 新宿区障害者福祉協会	(1)事業所「ぼけっと」ユニット①ぼけっと (2)事業所「ぼけっと」ユニット②からふる (3)事業所「ぼけっと」ユニット③ばれっと (4)福祉ホーム「あじさいホーム」 (5)福祉ホーム「ひまわりホーム」 (6)介護派遣事業所「ルクール」	(1)百人町3-3-2 (2)西新宿4-8-36 (3)高田馬場3-43-8 (4)西早稲田1-11-10 (5)西新宿4-21-19 (6)西早稲田3-13-15 FWビル3階
12	社会福祉法人聖母会	聖母ホーム	中落合2-5-21

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(6-25) 災害時における協力体制に関する協定締結事業者一覧

1. 総則	No.	法人名	施設名	施設所在地
2. 火災防止	13	社会福祉法人 新宿あした会	(1)新宿あした作業所 (2)新宿第二あした作業所 (3)西早稲田あした作業所 (4)まにあーな (5)まいペーす (6)中落合あしたホーム (7)どまーに	(1)戸山1-22-2 (2)西早稲田1-9-3 (3)西早稲田2-16-1 (4)西早稲田3-11-6 (5)新宿7-3-29 (6)中落合1-14-37 (7)西早稲田2-16-1
3. 防災行政無線	14	特定非営利活動法人 フットワーク新宿	フットワーク新宿	西早稲田3-13-15
4. 災害医療	15	一般社団法人つつじ	就労継続支援B型事業所 寒緋桜	上落合3-30-6 ヴェルテ落合4階5階
5. 応援・供給協定	16	株式会社ケアーズ	(1)白十字訪問看護ステーション (2)坂町ミモザの家	(1)市谷砂土原町2-7 ディアコート砂土原204 (2)四谷坂町6-5
6. 避難場所・避難所等	17	eSelect株式会社	リハプライド ルフラン	西落合4-21-9
7. 備蓄				
8. 災害救助				
9. 関係法令				
10. 警戒宣言				
11. その他				

7. 備 蓄



(7-1)

区備蓄倉庫物資一覧

1

(令和5年6月現在)

品目区分		食糧品								給食資材					
品目番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
備蓄品名		7A7A化米	おかゆ	ビスケット	ベビー フード	粉ミルク (一般 用)	粉ミルク (7A7A用)	液体ミルク	ミックス パウダー	ほ乳び ん	やかん	割り箸	ポリコップ	紙コップ	紙皿
備蓄品詳細									(1.5L) (粉ミルク 用)	240ml					平皿
倉庫場所		単位	食	食	食	食	缶	缶	缶	本	本	個	膳	個	枚
1	四谷第六小学校		16,000	9,200	8,040	1,200	192	10				32			39,200
2	四谷本塩町														4,000
3	四谷地域センター											2			
4	四谷保健センター		16,000	9,200	8,040	1,200	192	10							
5	津久戸小学校														
6	早稲田町備蓄倉庫														
7	榎町子ども家庭支援センター														
8	牛込算叢地域センター														
9	戸山シニア活動館														
10	障害者福祉センター														
11	戸山小学校		16,000	9,200	8,040	1,200	192	10							2,400
12	新宿スポーツセンター											24			
13	西戸山タワーガーデン		26,000	13,700	8,040	2,975	320	14			236	68			
14	西戸山小学校											46			
15	落合第一小学校											14			
16	落合第一地域センター														
17	上落合防災活動拠点		16,000	9,200	8,040	1,200	192	10							
18	北新宿防災倉庫											24			
19	北新宿多目的環境防災広場		16,000	9,200	8,040	1,200	192	10							
20	小田急ハイアットリージェンシー										320			1,500	
21	新宿NSビル														18,000
22	新宿エルタワー														
23	新宿モノリス														
24	新宿パークタワー		15,000	9,200	6,840	1,200	192	10							14,000
25	東京オペラシティビル														
26	新宿ファーストウエスト		33,000		33,120							160	65,000		53,400
27	東京都健康プラザハイジア														8,300
28	東京モード学園														
29	新宿ここ・から広場		32,000	18,400	16,080	2,400	384	20							
30	パークビル新宿イーストサイドタワー														
31	新宿イーストサイドスクエア														
32	富久クロス														
33	下落合図書館		16,000	9,200	8,040	1,200	192	10							
34	中井地域防災倉庫														
35	新宿ガーデンタワーアネックス														
36	ザ・パークハウス西新宿 60 タワー														
37	コモレ四谷														
38	防災センター							2,520							
39	西戸山幼稚園			500		100	40	2		80	32				
40	芸能花伝舎		50	25	180	25	40	2		8	32				
41	淀橋会館		1,000		1,200										
総計			203,050	97,025	113,700	13,900	2,128	108	2,520	88	620	370	65,000	1,500	127,000

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(7-1) 區備蓄倉庫物資一覽

2

3

品目区分		照明機材					発電資材					給水資材						トイレ資材	
品目番号		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		38	39	40	41	42	43	44
備蓄品目		懐中電灯	投光機	LEDヘッドライト	単三乾電池	コードリール	燃料携行缶	ガソリン缶詰	給油ポンプ	発電機	給水タンク		水槽	給水容器	給水バケツ	給水バルーン	給水袋	トイレペーパー	仮設トイレ
備蓄品詳細				各拠点 備蓄倉庫用	LEDヘッドライト用						1ト	20L	1ト		4L	1ト	5L		
倉庫場所	単位	台	台	個	セット	台	缶	缶	台	台	台	台	台	個	枚	枚	枚	ロール	台
1 四谷第六小学校				20	20	19		36		8						8		100	
2 四谷本塩町																			
3 四谷地域センター						2												864	
4 四谷保健センター				20	20			36											
5 津久戸小学校										3		20							8
6 早稲田町備蓄倉庫																			
7 榎町子ども家庭支援センター																			4
8 牛込筆筈地域センター						7	5			3									12
9 戸山シニア活動館							3												
10 障害者福祉センター			4			13				3	4					1			2
11 戸山小学校				20	20	7	9	36		3		247	1			6	400		2
12 新宿スポーツセンター			21			9			21	9	6							148	
13 西戸山タワーガーデン		40	62	20	20	39		36		3		85	4			1			
14 西戸山小学校						4					2								
15 落合第一小学校			4			2	2						6						6
16 落合第一地域センター			2			1	1												
17 上落合防災活動拠点				20	20	1		36											
18 北新宿防災倉庫			13			15	47			19		57				16			4
19 北新宿多目的環境防災広場				20	20			36											9
20 小田急ハイアットリージェンシー															1,000	3		300	
21 新宿NSビル						1				2	5							144	78
22 新宿エルタワー			13			4	1									1			
23 新宿モノリス																			
24 新宿パークタワー		38	14	20	20	3		36				70				16			
25 東京オペラシティビル											6	510					5,600		
26 新宿ファーストウエスト																			
27 東京都健康プラザハイジア												140		1,400					
28 東京モード学園											6								
29 新宿ここ・から広場				40	40			72											
30 パークビル新宿イーストサイドタワー						5	1			5		10						96	7
31 新宿イーストサイドスクエア																			
32 富久クロス							2												
33 下落合図書館				20	20		4	36		5								1,536	
34 中井地域防災倉庫										2									10
35 新宿ガーデンタワーアネックス			5			1				3								300	10
36 ザ・パークハウス西新宿 60 タワー																			8
37 コモレ四谷																			3
38 防災センター																			
39 西戸山幼稚園																			
40 芸能花伝舎			2			1				1									
41 淀橋会館																			
総計		78	140	200	200	134	75	360	21	69	29	1,139	11	1,400	1,000	52	6,000	3,488	163

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(7-1) 区備蓄倉庫物資一覧

1. 総則	4															
2. 火災防止		品目区分	トイレ資材								生活資材					
		品目番号	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
3. 防災行政無線		備蓄品目	簡易 トイレ シート	簡易 トイレ シート スベア袋	簡易 トイレ シート	簡易 トイレ 用便袋 セット	バケツ	ひしゃく	水洗用 水槽	7L マット	ござ	ブルー シート	防水 シート	毛布	炬燵	圧縮 炬燵
		備蓄品詳細														
4. 災害医療		倉庫場所	単位	台	枚	台	セット	個	本	台	枚	枚	枚	枚	枚	枚
		1	四谷第六小学校	66			5,000		620				200	1,370	7,600	
5. 応援・供給協定		2	四谷本塩町											500		
		3	四谷地域センター										20	1,310		
6. 避難場所・避難所等		4	四谷保健センター	12		12	5,000							1,000		
		5	津久戸小学校										30	620	3,000	
7. 備蓄		6	早稲田町備蓄倉庫											1,400	2,000	
		7	榎町子ども家庭支援センター										900	380	27,200	
8. 災害救助		8	牛込筆筈地域センター								50		170	300		
		9	戸山シニア活動館			18								788		
9. 関係法令		10	障害者福祉センター	138		10						140		760		
		11	戸山小学校	12			5,000		470		75			1,000		1,500
10. 警戒宣言		12	新宿スポーツセンター			14				100			30	1,969	18,300	
		13	西戸山タワーガーデン		6,600	20	5,000	26		4				990	12,600	
11. その他		14	西戸山小学校			23			240							
		15	落合第一小学校						40			40		2		
		16	落合第一地域センター								5					
		17	上落合防災活動拠点	24		6	5,000							1,000		
		18	北新宿防災倉庫						500	2	434		540	1,767		1,500
		19	北新宿多目的環境防災広場	12			5,000						1,636	1,000		
		20	小田急ハイアットリージェンシー						10					1,300	400	
		21	新宿NSビル					6					350	1,580	7,800	
		22	新宿エルタワー					440			2,000			900		
		23	新宿モノリス											4,150		
		24	新宿パークタワー	12			5,000	5					500	1,000		
		25	東京オペラシティビル													
		26	新宿ファーストウエスト										450	1,260	5,600	
		27	東京都健康プラザハイジア						50					2,880		
		28	東京モード学園					300	480			500		1,290	8,500	
		29	新宿ここ・から広場			12	10,000							2,000		
		30	パークビル・新宿イーストサイドタワー											1,210		
		31	新宿イーストサイドスクエア					236	480					1,000		
		32	富久クロス													
		33	下落合図書館	24		6	5,000						700	1,000		
		34	中井地域防災倉庫			10										
		35	新宿ガーデンタワーアネックス													
		36	ザ・パークハウス西新宿 60 タワー										200			
		37	コモレ四谷			6										
		38	防災センター													
		39	西戸山幼稚園	24												
		40	芸能花伝舎	36										50		
		41	淀橋会館													
		総計	360	6,600	137	50,000	1,013	2,890	6	609	2,595	140	5,728	35,774	93,000	3,000

5

品目区分		生活資材												
品目番号		59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
備蓄品目		紙 おむつ (子供用)	紙 おむつ (成人用)	おしり ふき (子供 用)	からだ ふき (成人 用)	除菌 加	生理 用品	肌着上下 (男性用)	肌着上下 (女性用)	カパ 上下	長靴	ゴミ袋	ゴム 手袋	スリッパ
備蓄品詳細														
倉庫場所	単位	枚	枚	枚	枚	枚	枚	セット	セット	着	足	枚	組	枚
1	四谷第六小学校	687	1,094	720	1,200			590	110					
2	四谷本塩町													
3	四谷地域センター													
4	四谷保健センター													
5	津久戸小学校													
6	早稲田町備蓄倉庫													
7	榎町子ども家庭支援センター							820	820					
8	牛込筆筈地域センター	4,428						220	220					
9	戸山シニア活動館													
10	障害者福祉センター													
11	戸山小学校											700		
12	新宿スポーツセンター													120
13	西戸山タワーガーデン	14,436	576	1,120	1,200		84						200	
14	西戸山小学校													
15	落合第一小学校													
16	落合第一地域センター													
17	上落合防災活動拠点													
18	北新宿防災倉庫													
19	北新宿多目的環境防災広場					420								
20	小田急ハイアットリージェンシー													
21	新宿NSビル													
22	新宿エルタワー													
23	新宿モノリス													
24	新宿パークタワー													
25	東京オペラシティビル													
26	新宿ファーストウエスト													
27	東京都健康プラザハイジア		550							91	63			
28	東京モード学園													42
29	新宿ここ・から広場													
30	パークビル・新宿仁士ビル													
31	新宿イーストサイドスクエア													
32	富久クロス													
33	下落合図書館													
34	中井地域防災倉庫													
35	新宿ガーデンタワーアネックス													
36	ザ・パークハウス西新宿 60 タワー													
37	コモレ四谷													
38	防災センター													
39	西戸山幼稚園	543	142	560	150									
40	芸能花伝舎													
41	淀橋会館													
総計		20,094	2,362	2,400	2,550	420	84	1,630	1,150	91	63	700	200	162

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(7-1) 区備蓄倉庫物資一覧

1. 総則	6																	
2. 火災防止	品目区分		生活資材				運営資材											
	品目番号		72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87
	備蓄品目		洗面器	日用品 セット	手指 消毒液 (10)	テント	砂袋 (テント用重石)	ベッド 兼担架	リカー	ローテ コベア	椅子	机	脚立	昇降台	台車	台馬	踏み足 スリッパ	標旗物 セット
	備蓄品詳細																	
3. 防災行政無線	倉庫場所		単位	個	セット	本	張	袋	台	台	台	脚	個	台	台	台	台	台
	1	四谷第六小学校		650					2	19								
	2	四谷本塩町								2					2			
	3	四谷地域センター								2				1	1	1	1	
4. 災害医療	4	四谷保健センター							2	2								
	5	津久戸小学校												2				
	6	早稲田町備蓄倉庫												1				
	7	榎町子ども家庭支援センター																
5. 応援・供給協定	8	牛込算笥地域センター					1			3								
	9	戸山シニア活動館					5	50		1	1	167	50	2		1		
	10	障害者福祉センター								4	1			2		1	2	
	11	戸山小学校	180			340				2	6	1			1			
6. 避難場所・避難所等	12	新宿スポーツセンター	120				10			22	3			2		1		
	13	西戸山タワーガーデン	120			340				2	6				1		1	
	14	西戸山小学校	120								4	2					1	2
	15	落合第一小学校	30				2			4						1		
7. 備蓄	16	落合第一地域センター																
	17	上落合防災活動拠点							2	2	2			1		1	1	
	18	北新宿防災倉庫	90				11			4	2			2		2		
	19	北新宿多目的環境防災広場				320				2	2	2			3	2	4	
8. 災害救助	20	小田急ハイアットリージェンシー									3			2		3		3
	21	新宿NSビル					34			2	2			4	2	3	2	1
	22	新宿エルタワー									1			3		1		
	23	新宿モノリス									4							2
9. 関係法令	24	新宿パークタワー				320			2	2	3			1		2	1	
	25	東京オペラシティビル									3			1	1	1	2	
	26	新宿ファーストウエスト									3						2	
	27	東京都健康プラザハイジア	400								4					3	2	
10. 警戒宣言	28	東京モード学園	270								2			1				
	29	新宿ここ・から広場				340	1		4	4	2							
	30	パークビル新宿イーストサイドタワー																
	31	新宿イーストサイドスクエア																
11. その他	32	富久クロス								1								
	33	下落合図書館				340			2	2	2					2	2	
	34	中井地域防災倉庫										75	25					
	35	新宿ガーデンタワーアネックス								1								
	36	ザ・パークハウス西新宿 60 タワー																
	37	コモレ四谷														10		
	38	防災センター																
	39	西戸山幼稚園																
	40	芸能花伝舎																
	41	淀橋会館																
	総計		1,330	650	2,000	64	50	20	93	45	242	75	30	12	37	14	7	1

7

品目区分		医療資材				救助資材										
品目番号		88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102
備蓄品目		医療品 セット	担架	遺体 収容袋	搬送袋 (負傷 者等)	お か	スコップ	チェーン	つる はし	か	ノ コ	バー ル	はしご	ハマー	ロープ	簡易救 助 工具 セット
備蓄品詳細											片刃4、 両刃5				200m	
倉庫場所	単位	セット	台	枚	枚	丁	台	台	本	丁	丁	本	台	本	巻	セット
1 四谷第六小学校						2	4		6	27	9	9		30	9	
2 四谷本塩町																
3 四谷地域センター				110												
4 四谷保健センター	1															
5 津久戸小学校					10		10		10							
6 早稲田町備蓄倉庫																
7 榎町子ども家庭支援センター																
8 牛込笹笥地域センター																
9 戸山シニア活動館			23						20							
10 障害者福祉センター			13	200	10		15		20							
11 戸山小学校			20				55		30							
12 新宿スポーツセンター			9										2		1	
13 西戸山タワーガーデン	2	1	45					7								
14 西戸山小学校																
15 落合第一小学校			2													
16 落合第一地域センター																
17 上落合防災活動拠点			10				15		20							
18 北新宿防災倉庫			14				82	3	55						1	7
19 北新宿多目的環境防災広場					50											
20 小田急ハイアットリージェンシー			2				20		20							
21 新宿NSビル													1		2	
22 新宿エルタワー																
23 新宿モノリス																
24 新宿パークタワー			2													
25 東京オペラシティビル			6													
26 新宿ファーストウエスト																
27 東京都健康プラザハイジア			20	30												
28 東京モード学園																
29 新宿ここ・から広場																
30 パークビル新宿イーストサイドタワー			1													1
31 新宿イーストサイドスクエア																
32 富久クロス																
33 下落合図書館				100			5		5							
34 中井地域防災倉庫																
35 新宿ガーデンタワーアネックス																
36 ザ・パークハウス西新宿 60 タワー																
37 コモレ四谷																
38 防災センター																
39 西戸山幼稚園																
40 芸能花伝舎																
41 淀橋会館																
総計		3	123	485	70	2	206	10	186	27	9	9	3	30	13	8

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(7-1) 區備蓄倉庫物資一覽

8

品目区分		救助資材						放送設備						その他
品目番号		103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115
備蓄品目		災害救助 用工具セット	災害救助 用事務用品箱	災害用 大工セット	釘	鉄線鉄	油圧 ジャッキ	アンプ	スピーカー	スピーカー コード	スピーカー スタンド	マイク	マイク スタンド	融雪剤
備蓄品詳細														25kg/1 袋
倉庫場所	単位	セット	箱	セット	箱	丁	台	台	台	巻	台	本	台	袋
1	四谷第六小学校					9								
2	四谷本塩町													
3	四谷地域センター	1												
4	四谷保健センター													
5	津久戸小学校													
6	早稲田町備蓄倉庫													
7	榎町子ども家庭支援センター													
8	牛込簗笥地域センター	1	1											
9	戸山シニア活動館													
10	障害者福祉センター													
11	戸山小学校			1	24			3				2	2	
12	新宿スポーツセンター													
13	西戸山タワーガーデン		8	8				2						
14	西戸山小学校													
15	落合第一小学校													
16	落合第一地域センター	1	1											
17	上落合防災活動拠点													
18	北新宿防災倉庫		1	2			1	7	12	8	6		8	20
19	北新宿多目的環境防災広場													
20	小田急ハイアットリージェンシー													
21	新宿NSビル							1						
22	新宿エルタワー													
23	新宿モノリス													
24	新宿パークタワー										1		1	
25	東京オペラシティビル													
26	新宿ファーストウエスト													
27	東京都健康プラザハイジア													
28	東京モード学園													
29	新宿ここ・から広場													
30	パークビル・新宿イーストサイドタワー													
31	新宿イーストサイドスクエア													
32	富久クロス													
33	下落合図書館			1										
34	中井地域防災倉庫													
35	新宿ガーデンタワーアネックス													
36	ザ・パークハウス西新宿 60 タワー													
37	コモレ四谷													
38	防災センター													
39	西戸山幼稚園													
40	芸能花伝舎													
41	淀橋会館													
総計		3	11	12	24	9	1	13	12	8	7	2	11	20

(7-2)

避難所備蓄物資一覧

1

(令和5年6月末現在)

管轄	番号	品目区分		食糧品								給食資材		
		備蓄品目		アルファ化米	おかゆ	ビスケット	ベビーフード	粉ミルク(一般用)	粉ミルク(アレルギー用)	ミネラルウォーター	ミネラルウォーター	アレルギーフリーリゾット	ほ乳びん	やかん
		備蓄品詳細								粉ミルク用1.5L	飲料用2L	3種セット		
管轄	番号	避難所名	単位	食	食	食	食	缶	缶	本	本	食	膳	個
四谷	1	四谷小学校		2,450	500	1,440	100	40	2	80		54	32	2
	2	四谷ひろば		2,450	500	1,440	100	40	2	80		54	32	2
	3	四谷第六小学校		2,450	500	1,440	100	40	2	80		54	32	2
	4	花園小学校		2,450	500	1,440	100	40	2	80		54	32	2
	5	四谷中学校		2,450	500	1,440	100	40	2	80		54	32	2
	6	都立新宿高等学校	※1	2,450	500	1,440	100	40	2	80	980	54	32	2
笹冢町	7	津久戸小学校		2,350	500	1,440	100	40	2	80		54	32	2
	8	市谷小学校		2,350	500	1,440	100	40	2	80		54	32	2
	9	愛日小学校		2,350	500	1,440	100	40	2	80	980	54	32	2
	10	牛込第一中学校		2,350	500	1,440	100	40	2	80		54	32	2
	11	牛込第三中学校		2,350	500	1,440	100	40	2	80		54	32	2
榎町	12	江戸川小学校		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	13	早稲田小学校		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	14	鶴巻小学校		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	15	牛込仲之小学校		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	16	牛込第二中学校		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	17	都立新宿山吹高等学校	※2	1,850	500	960	100	40	2	80	980	54	32	2
若松町	18	成城学校		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	19	富久小学校		2,000	500	1,140	100	40	2	80		54	32	2
	20	余丁町小学校		2,000	500	1,140	100	40	2	80		54	32	2
	21	東戸山小学校		2,000	500	1,140	100	40	2	80		54	32	2
	22	早稲田大学戸山キャンパス		2,000	500	1,140	100	40	2	80	980	54	32	2
	23	東京医科大学	※3	3,000	500	1,140	100	40	2	80	980	54	32	2
大久保	24	都立総合芸術高等学校	※4	2,000	500	1,140	100	40	2	80	980	54	32	2
	25	大久保小学校		3,000	500	1,920	100	40	2	80		54	32	2
	26	天神小学校		3,000	500	1,920	100	40	2	80		54	32	2
	27	戸山小学校		3,000	500	1,920	100	40	2	80		54	32	2
	28	西戸山小学校		3,000	500	1,920	100	40	2	80		54	32	2
	29	新宿中学校		3,000	500	1,920	100	40	2	80		54	32	2
戸塚	30	新宿西戸山中学校		3,000	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	31	戸塚第一小学校		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	32	戸塚第二小学校		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	33	戸塚第三小学校		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	34	新宿 NPO 協働推進センター		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	35	西早稲田中学校		1,850	500	960	100	40	2	80		54	32	2
	36	都立戸山高高等学校	※5	1,850	500	960	100	40	2	80	980	54	32	2
	37	学習院女子大学	※6	1,850	500	960	100	40	2	80	980	54	32	2
落合第一	38	早稲田大学早稲田キャンパス		1,850	500	960	100	40	2	80	980	54	32	2
	39	落合第一小学校		3,000	500	1,620	100	40	2	80		54	32	2
	40	落合第二小学校		3,000	500	1,620	100	40	2	80		54	32	2
	41	落合第四小学校		3,000	500	1,620	100	40	2	80		54	32	2
	42	落合中学校		3,000	500	1,620	100	40	2	80		54	32	2
	43	東京富士大学		300	500		100	40	2	80	980	54	32	2
落合第二	44	落合第三小学校		3,000	500	1,620	100	40	2	80		54	32	2
	45	落合第五小学校		3,000	500	1,620	100	40	2	80		54	32	2
	46	落合第六小学校		3,000	500	1,620	100	40	2	80		54	32	2
	47	落合第二中学校		3,000	500	1,620	100	40	2	80		54	32	2
柏木	48	淀橋第四小学校		3,850	500	2,100	100	40	2	80		54	32	2
	49	柏木小学校	※7	3,850	500	2,100	100	40	2	80		54	32	2
	50	西新宿中学校		3,850	500	2,100	100	40	2	80		54	32	2
角筈	51	西新宿小学校		5,900	500	3,240	100	40	2	80		54	32	2
総計				126,950	25,500	70,140	5,100	2,040	102	4,080	9,800	2,754	1,632	102

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(7-2) 避難所備蓄物資一覧

1. 総則	2														
2. 火災防止	管轄 番号		品目区分	給食資材							調理資材				
			備蓄品目	割り箸	紙コップ	紙皿	紙皿	炊き出しセット	炊飯袋	鍋	コンパネ	パター	卓上コンロ	卓上コンロ用ガスボンベ	灯油缶詰
			備蓄品詳細			お椀	平皿								1L
3. 防災行政無線	管轄	番号	避難所名	膳	個	枚	枚	セット	枚	台	枚	台	台	缶	缶
			単位												
4. 災害医療	四谷	1	四谷小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		2	四谷ひろば	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		3	四谷第六小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		4	花園小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		5	四谷中学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
5. 応援・供給協定	笹塚町	6	都立新宿高等学校 ※1	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		7	津久戸小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		8	市谷小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		9	愛日小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		10	牛込第一中学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
6. 避難場所・避難所等	榎町	11	牛込第三中学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		12	江戸川小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		13	早稲田小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		14	鶴巻小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		15	牛込仲之小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
7. 備蓄	若松町	16	牛込第二中学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		17	都立新宿山吹高等学校 ※2	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		18	成城学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		19	富久小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		20	余丁町小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
8. 災害救助	大久保	21	東戸山小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		22	早稲田大学戸山キャンパス	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		23	東京医科大学 ※3	3,000	2,400	1,000	1,000		1,000			2			8
		24	都立総合芸術高等学校 ※4	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		25	大久保小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
9. 関係法令	戸塚	26	天神小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		27	戸山小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		28	西戸山小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		29	新宿中学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000	3	1	2	2	6	8
		30	新宿西戸山中学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
10. 警戒宣言	落合第一	31	戸塚第一小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		32	戸塚第二小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		33	戸塚第三小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		34	新宿 NPO 協働推進センター	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		35	西早稲田中学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
11. その他	落合第二	36	都立戸山高等学校 ※5	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		37	学習院女子大学 ※6	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		38	早稲田大学早稲田キャンパス	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		39	落合第一小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		40	落合第二小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
11. その他	落合第二	41	落合第四小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		42	落合中学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		43	東京富士大学	3,000		1,000	1,000		1,000			2	1	6	8
		44	落合第三小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		45	落合第五小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
11. その他	落合第二	46	落合第六小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		47	落合第二中学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		48	淀橋第四小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		49	柏木小学校 ※7	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		50	西新宿中学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
11. その他	角筈	51	西新宿小学校	3,000	2,400	1,000	1,000	1	1,000		1	2	2	6	8
		総計	153,000	120,000	51,000	51,000	49	51,000	3	49	102	99	300	408	

管轄	番号	品目区分		調理資材		照明資材								
		備蓄品目	キッチン グローブ	食品包 装用 ラップ フィルム	ランタン		安全 キャンドル	のり	懐中 電灯	乾電池		投光機	投光機 セット	LED 投光機 セット
					LED 型	自家発 電型				補給用				
管轄	番号	避難所名	枚	巻	台	台	本	本	台	台	本	台	セット	セット
四谷	1	四谷小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	2	四谷ひろば	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	3	四谷第六小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	4	花園小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	5	四谷中学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	6	都立新宿高等学校 ※1	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
笹塚町	7	津久戸小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	8	市谷小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	9	愛日小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	10	牛込第一中学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	11	牛込第三中学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
榎町	12	江戸川小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	13	早稲田小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	14	鶴巻小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	15	牛込仲之小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	16	牛込第二中学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	17	都立新宿山吹高等学校 ※2	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	18	成城学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
若松町	19	富久小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	20	余丁町小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	21	東戸山小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	22	早稲田大学戸山キャンパス	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	23	東京医科大学 ※3	100	10	5	5			20	100	16			2
	24	都立総合芸術高等学校 ※4	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
大久保	25	大久保小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	26	天神小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	27	戸山小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	28	西戸山小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	29	新宿中学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
戸塚	30	新宿西戸山中学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	31	戸塚第一小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	32	戸塚第二小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	33	戸塚第三小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	34	新宿 NPO 協働推進センター	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	35	西早稲田中学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	36	都立戸山高高等学校 ※5	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	37	学習院女子大学 ※6	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	38	早稲田大学早稲田キャンパス	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
落合第一	39	落合第一小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	40	落合第二小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	41	落合第四小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	42	落合中学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	43	東京富士大学	100	10	5	5			20	100	16			2
落合第二	44	落合第三小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	45	落合第五小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	46	落合第六小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	47	落合第二中学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
柏木	48	淀橋第四小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	49	柏木小学校 ※7	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
	50	西新宿中学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
角筈	51	西新宿小学校	100	10	5	5	24	180	20	100	16	5	1	2
総計			5,100	510	255	255	1,176	8,820	1,020	5,100	816	245	49	102

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(7-2) 避難所備蓄物資一覧

1. 総則	4																
2. 火災防止	管轄 番号		品目区分	発電資材						給水資材							
			備蓄品目	エンジンオイル缶詰	ガソリン缶詰	コードリール	燃料携行缶		発電機	給水タンク	水槽	給水バルーン	給水袋	ホース	ろ水機		
			備蓄品詳細	1L	1L	30m	10L	20L		20L	1ト		5L	生活用水用			
3. 防災行政無線			避難所名	単位	缶	缶	台	缶	缶	台	台	台	台	枚	本	台	
	四谷	1	四谷小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		2	四谷ひろば		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
3		四谷第六小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1	
4		花園小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1	
5		四谷中学校		2	12	2	1	1	5	5	1		400			1	
6		都立新宿高等学校 ※1		2	12	2	1	1	3	5	1		400				
4. 災害医療	笹塚町	7	津久戸小学校		2	12	2	1	1	5	5	1		400			1
		8	市谷小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		9	愛日小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		10	牛込第一中学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		11	牛込第三中学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
5. 応援・供給協定	榎町	12	江戸川小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		13	早稲田小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		14	鶴巻小学校		2	12	2	1	1	4	5	1		400			1
		15	牛込仲之小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		16	牛込第二中学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		17	都立新宿山吹高等学校 ※2		2	12	2	1	1	3	5	1		400			
		18	成城学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
6. 避難場所・避難所等	若松町	19	富久小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		20	余丁町小学校		2	12	2	1	1	4	5	1		400			1
		21	東戸山小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		22	早稲田大学戸山キャンパス		2	12	2	1	1	3	5	1		400			
		23	東京医科大学 ※3		2	12				3	5	1		400			
		24	都立総合芸術高等学校 ※4		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
7. 備蓄	大久保	25	大久保小学校		2	12	2	1	1	4	5	1		400			1
		26	天神小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		27	戸山小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		28	西戸山小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		29	新宿中学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
8. 災害救助	戸塚	30	新宿西戸山中学校		2	12	2	1	1	4	5	1		400			1
		31	戸塚第一小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		32	戸塚第二小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		33	戸塚第三小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		34	新宿 NPO 協働推進センター		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		35	西早稲田中学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		36	都立戸山高高等学校 ※5		2	12	2	1	1	3	5	1		400			
		37	学習院女子大学 ※6		2	12	2	1	1	3	5	1		400			
		38	早稲田大学早稲田キャンパス		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
9. 関係法令	落合第一	39	落合第一小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		40	落合第二小学校		2	12	2	1	1	4	5	1		400			1
		41	落合第四小学校		2	12	2	1	1	3	5	1	1	400			1
		42	落合中学校		2	12	2	1	1	3	5	1	1	400	1		1
		43	東京富士大学		2	12		1		1	5	1		400			
10. 警戒宣言	落合第二	44	落合第三小学校		2	12	2	1	1	4	5	1		400			1
		45	落合第五小学校		2	12	2	1	1	3	5	1	1	400			1
		46	落合第六小学校		2	12	2	1	1	3	5	1	1	400			1
		47	落合第二中学校		2	12	2	1	1	3	5	1	1	400			1
11. その他	柏木	48	淀橋第四小学校		2	12	2	1	1	3	5	1		400			1
		49	柏木小学校 ※7		2	12	2	1	1	3	5	1	1	400			1
		50	西新宿中学校		2	12	2	1	1	4	5	1		400			1
角筈	51	西新宿小学校		2	12	2	1	1	5	5	1	1	400			1	
総計				102	612	98	50	49	164	255	51	7	20,400	1		44	

5

管轄番号		品目区分		給水資材						トイレ資材					
		備蓄品目	応急給水資材 (消火栓用)	応急給水資材 (応急給水栓用)	ホース (給水用)	バケツ (給水用)	カーコン (給水用)	セフティー バー (給水用)	給水蛇口	トイレ レットペーパー	仮設トイレ (ベンチャー)	仮設トイレ (イースター)	簡易トイレ (サニター)	簡易トイレ (サニタート)	
			備蓄品詳細	消火用 ホース、 ノズル を含む							205m 巻 70m 巻				
管轄	番号	避難所名	単位	式	式	本	個	個	本	基	巻	台	台	台	台
四谷	1	四谷小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	5		24	5
	2	四谷ひろば		1	1	5	2	4	4	1	148	3	4	24	5
	3	四谷第六小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	4	花園小学校		1	1	5	2	4	4		148	5		24	5
	5	四谷中学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	6	都立新宿高等学校 ※1		1	1	5	2	4	4		148	5		24	5
笹冢町	7	津久戸小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	8	市谷小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	3	24	5
	9	愛日小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	5		24	5
	10	牛込第一中学校		1		5	2	4	4	1	148	3	4	24	5
	11	牛込第三中学校		1		5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
榎町	12	江戸川小学校		1		5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	13	早稲田小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	3	24	5
	14	鶴巻小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	15	牛込仲之小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	16	牛込第二中学校		1		5	2	4	4	1	148	3	3	24	5
	17	都立新宿山吹高等学校 ※2		1	1	5	2	4	4		148	5		24	5
	18	成城学校		1	1	5	2	4	4		148	5	2	24	5
若松町	19	富久小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	4	24	5
	20	余丁町小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	21	東戸山小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	22	早稲田大学戸山キャンパス		1	1	5	2	4	4		148	5		24	5
	23	東京医科大学 ※3		1	1	5	2	4	4		148	5		24	
	24	都立総合芸術高等学校 ※4		1	1	5	2	4	4		148	5		24	5
大久保	25	大久保小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	26	天神小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	3	24	5
	27	戸山小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	28	西戸山小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	29	新宿中学校		1	1	5	2	4	4	1	148	5		24	5
戸塚	30	新宿西戸山中学校		1	1	5	2	4	4	1	148	5		24	5
	31	戸塚第一小学校		1	1	5	2	4	4	2	148	3	4	24	5
	32	戸塚第二小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	33	戸塚第三小学校		1		5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	34	新宿 NPO 協働推進センター		1		5	2	4	4	1	148	3	3		24
	35	西早稲田中学校		1	1	5	2	4	4	1	148	5		24	5
	36	都立戸山高等学校 ※5		1	1	5	2	4	4		148	5		24	5
	37	学習院女子大学 ※6		1		5	2	4	4		148	6		24	5
	38	早稲田大学早稲田キャンパス		1	1	5	2	4	4		148	5			24
落合第一	39	落合第一小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	40	落合第二小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	41	落合第四小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	42	落合中学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	3	24	5
	43	東京富士大学		1	1	5	2	4	4		148	5			
落合第二	44	落合第三小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	45	落合第五小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	46	落合第六小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
	47	落合第二中学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	3	24	5
柏木	48	淀橋第四小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	3	24	5
	49	柏木小学校 ※7		1	1	5	2	4	4	1	148	3	2	24	5
角筈	50	西新宿中学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	3	24	5
	51	西新宿小学校		1	1	5	2	4	4	1	148	3	3	24	5
総計				51	44	255	102	204	204	41	7,548	186	90	1,200	245

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(7-2) 避難所備蓄物資一覧

1. 総則	6																													
2. 火災防止			品目区分		トイレ資材								生活資材																	
					簡易トイレ用凝固剤		簡易トイレ(凝固剤式)		防臭袋		パケツひしゃく		水洗用水槽		トイレ用ポンプ		ソーラー充電式ランタン		アルミマット		防水シート		防寒シート・間仕切り		毛布		寝袋		圧縮タオル	
管轄		番号	避難所名		単位	袋	袋	箱	個	本	台	個	個	枚	枚	セット	枚	枚	枚	枚	枚	枚								
3. 防災行政無線	四谷	1	四谷小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		2	四谷ひろば		300	300	2	10	20	1			5	100	100	900	100	20	1,500											
		3	四谷第六小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	1,300	100	20	1,500											
		4	花園小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	1,000	100	20	1,500											
		5	四谷中学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	690	100	20	1,500											
		6	都立新宿高等学校 ※1		300	300	2	10	20	1			5	100	100	100	100	20	1,500											
4. 災害医療	笹塚町	7	津久戸小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	870	100	20	1,500											
		8	市谷小学校		300	300	2	10	20	1	2		5	100	100	950	100	20	1,500											
		9	愛日小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		10	牛込第一中学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
5. 応援・供給協定	榎町	11	牛込第三中学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	970	100	20	1,500											
		12	江戸川小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	980	100	20	1,500											
		13	早稲田小学校		300	300	2	10	20	1	2		5	100	100	820	100	20	1,500											
		14	鶴巻小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		15	牛込仲之小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		16	牛込第二中学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		17	都立新宿山吹高等学校 ※2		300	300	2	10	20	1			5	100	100	480	100	20	1,500											
		18	成城学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
6. 避難場所・避難所等	若松町	19	富久小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		20	余丁町小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		21	東戸山小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	870	100	20	1,500											
		22	早稲田大学戸山キャンパス		300	300	2	10	20	1			5	100	100	870	100	20	1,500											
		23	東京医科大学 ※3		300	300	2				1		5	100		940	100	20												
		24	都立総合芸術高等学校 ※4		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
7. 備蓄	大久保	25	大久保小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		26	天神小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		27	戸山小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		28	西戸山小学校		300	300	2	30	20	1			5	100	100	910	100	20	1,500											
		29	新宿中学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
8. 災害救助	戸塚	30	新宿西戸山中学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	930	100	20	1,500											
		31	戸塚第一小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		32	戸塚第二小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		33	戸塚第三小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		34	新宿 NPO 協働推進センター		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		35	西早稲田中学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		36	都立戸山高高等学校 ※5		300	300	2	10	20	1			5	100	100	770	100	20	1,500											
		37	学習院女子大学 ※6		300	300	2	10	20	1			5	100	100	430	100		1,500											
		38	早稲田大学早稲田キャンパス		300	300	2	10	20	1			5		100	950	100	20	1,500											
9. 関係法令	落合第一	39	落合第一小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		40	落合第二小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	900	100	20	1,500											
		41	落合第四小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		42	落合中学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		43	東京富士大学		300	300	2						5	100	20	100	100	20	1,500											
10. 警戒宣言	落合第二	44	落合第三小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		45	落合第五小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		46	落合第六小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		47	落合第二中学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		48	淀橋第四小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
11. その他	角筈	49	柏木小学校 ※7		300	300	2	10	20	1			5	100	100	950	100	20	1,500											
		50	西新宿中学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	930	100	20	1,500											
		51	西新宿小学校		300	300	2	10	20	1			5	100	100	930	100	20	1,500											
		総計			15,300	15,300	102	510	980	50	4	255	5,000	4,920	45,190	5,100	1,000	75,000												

7

管轄		番号		品目区分		生活資材													
						備蓄品目		紙おむつ (子供用)	紙おむつ (成人用)	おしりふき (子供用)	からだふき (成人用)	生理用品	ゴミ袋	軍手	災害時 優先電 話機	アルミブ ランケッ ト	ウェット ティッシ ュ	ワンタ ッチテ ント(感 染症対 策等用)	ポップア ップテン ト
								S・M・L	S・M・L										
				避難所名		単位	枚	枚	枚	枚	枚	枚	組	台	枚	個	張	張	
四谷	1	四谷小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	2	四谷ひろば		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	3	四谷第六小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	4	花園小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	5	四谷中学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	6	都立新宿高等学校 ※1		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
笹塚町	7	津久戸小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	8	市谷小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	9	愛日小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	10	牛込第一中学校		543	142	560	150	1,050	700	108	5	100	100	3	2				
	11	牛込第三中学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
榎町	12	江戸川小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	13	早稲田小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	14	鶴巻小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	15	牛込仲之小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	16	牛込第二中学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	17	都立新宿山吹高等学校 ※2		543	142	560	150	1,050	700	108		100	100	3	2				
	18	成城学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
若松町	19	富久小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	20	余丁町小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	21	東戸山小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	22	早稲田大学戸山キャンパス		543	142	560	150	1,050	700	108		100	100	3	2				
	23	東京医科大学 ※3		543	142	560	150	1,050		108		100	100	3	2				
	24	都立総合芸術高等学校 ※4		543	142	560	150	1,050	700	108		100	100	3	2				
大久保	25	大久保小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	26	天神小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	27	戸山小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	28	西戸山小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	29	新宿中学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
戸塚	30	新宿西戸山中学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	31	戸塚第一小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	32	戸塚第二小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	33	戸塚第三小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	34	新宿 NPO 協働推進センター		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	35	西早稲田中学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	36	都立戸山高高等学校 ※5		543	142	560	150	1,050	700	108		100	100	3	2				
	37	学習院女子大学 ※6		543	142	560	150	1,050	700	108		100	100	3	2				
	38	早稲田大学早稲田キャンパス		543	142	560	150	1,050	700	108		100	100	3	2				
落合第一	39	落合第一小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	40	落合第二小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	41	落合第四小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	42	落合中学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	43	東京富士大学		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
落合第二	44	落合第三小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	45	落合第五小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	46	落合第六小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	47	落合第二中学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
柏木	48	淀橋第四小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	49	柏木小学校 ※7		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
	50	西新宿中学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
角筈	51	西新宿小学校		543	142	560	150	1,050	700	108	3	100	100	3	2				
総計				27,693	7,242	28,560	7,650	53,550	35,000	5,508	134	5,100	5,100	153	102				

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(7-2) 避難所備蓄物資一覧

1. 総則	8														
2. 火災防止															
3. 防災行政無線															
4. 災害医療															
5. 応援・供給協定															
6. 避難場所・避難所等															
7. 備蓄															
8. 災害救助															
9. 関係法令															
10. 警戒宣言															
11. その他															
		品目区分	生活資材				運営資材								
		備蓄品目	ワンタッチテント(居住スペース用)	尿取りパット(男性用)	尿取りパット(女性用)	感染症対策物資	ガムテープ	リヤカー	一時滞在施設案内地図	拡声器	帰宅困難者誘導看板	脚立	事務用品	腕章セット	模造紙
		備蓄品詳細					25m								
管轄	番号	避難所名	張	枚	枚	一式	巻	台	枚	個	本	台	セット	枚	枚
四谷	1	四谷小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	2	四谷ひろば	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	3	四谷第六小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	4	花園小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	5	四谷中学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	6	都立新宿高等学校 ※1	40	180	180	1	60	1		2	1		2	50	40
笹塚町	7	津久戸小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	7	1		2	50	40
	8	市谷小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	1	1		2	50	40
	9	愛日小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	10	牛込第一中学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	11	牛込第三中学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
榎町	12	江戸川小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	13	早稲田小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	14	鶴巻小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	15	牛込仲之小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	16	牛込第二中学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	17	都立新宿山吹高等学校 ※2	40	180	180	1	60	1		2	1		2	50	40
	18	成城学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
若松町	19	富久小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	20	余丁町小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	21	東戸山小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	22	早稲田大学戸山キャンパス	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	23	東京医科大学 ※3	40	180	180	1	60	1	200	2	1		1	50	40
	24	都立総合芸術高等学校 ※4	40	180	180	1	60	1		2	1		2	50	40
大久保	25	大久保小学校	40	180	180	1	60	1		2	1		2	50	40
	26	天神小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	27	戸山小学校	40	180	180	1	60	1		2	1		2	50	40
	28	西戸山小学校	40	180	180	1	60	1	1,000		1		2	50	40
	29	新宿中学校	40	180	180	1	60	1		2	1		2	50	40
戸塚	30	新宿西戸山中学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1	1	2	50	40
	31	戸塚第一小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	32	戸塚第二小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	33	戸塚第三小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	34	新宿 NPO 協働推進センター	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	35	西早稲田中学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	36	都立戸山高等学校 ※5	40	180	180	1	60	1		2			2	50	40
	37	学習院女子大学 ※6	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	38	早稲田大学早稲田キャンパス	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
落合第一	39	落合第一小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1	1	2	50	40
	40	落合第二小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	41	落合第四小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	42	落合中学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	43	東京富士大学	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
落合第二	44	落合第三小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	45	落合第五小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
	46	落合第六小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	47	落合第二中学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
柏木	48	淀橋第四小学校	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	49	柏木小学校 ※7	40	180	180	1	60	1	200	2	1		2	50	40
	50	西新宿中学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
角筈	51	西新宿小学校	40	180	180	1	60	1	1,000	2	1		2	50	40
総計			2,040	9,180	9,180	51	3,060	51	28,800	104	50	2	101	2,550	2,040

		品目区分		運営資材						
		備蓄品目	筆談器	活動用 ベスト	蓄電池	乾電池 式充電 器	アルカ リ乾電 池	階段運 搬機	工具 セット	
										備蓄品詳細
管轄	番号	避難所名	単位	台	枚	個	個	本	台	セット
四谷	1	四谷小学校		5	50	3	25	200		1
	2	四谷ひろば		5	50	3	25	200		1
	3	四谷第六小学校		5	50	3	25	200		1
	4	花園小学校		5	50	3	25	200		1
	5	四谷中学校		5	50	3	25	200		1
	6	都立新宿高等学校 ※1		5	50	3	25	200		1
笹冢町	7	津久戸小学校		5	50	3	25	200		1
	8	市谷小学校		5	50	3	25	200		1
	9	愛日小学校		5	50	3	25	200		1
	10	牛込第一中学校		5	50	3	25	200		1
	11	牛込第三中学校		5	50	3	25	200		1
榎町	12	江戸川小学校		5	50	3	25	200		1
	13	早稲田小学校		5	50	3	25	200		1
	14	鶴巻小学校		5	50	3	25	200		1
	15	牛込仲之小学校		5	50	3	25	200	1	1
	16	牛込第二中学校		5	50	3	25	200		1
	17	都立新宿山吹高等学校 ※2		5	50	3	25	200		1
	18	成城学校		5	50	3	25	200		1
若松町	19	富久小学校		5	50	3	25	200		1
	20	余丁町小学校		5	50	3	25	200		1
	21	東戸山小学校		5	50	3	25	200		1
	22	早稲田大学戸山キャンパ ス		5	50	3	25	200		1
	23	東京医科大学 ※3		5	50	3	25	200		1
	24	都立総合芸術高等学校 ※4		5	50	3	25	200		1
大久保	25	大久保小学校		5	50	3	25	200		1
	26	天神小学校		5	50	3	25	200		1
	27	戸山小学校		5	50	3	25	200		1
	28	西戸山小学校		5	50	3	25	200		1
	29	新宿中学校		5	50	3	25	200		1
戸塚	30	新宿西戸山中学校		5	50	3	25	200		1
	31	戸塚第一小学校		5	50	3	25	200		1
	32	戸塚第二小学校		5	50	3	25	200		1
	33	戸塚第三小学校		5	50	3	25	200		1
	34	新宿 NPO 協働推進センター		5	50	3	25	200		1
	35	西早稲田中学校		5	50	3	25	200		1
	36	都立戸山高等学校 ※5		5	50	3	25	200		1
	37	学習院女子大学 ※6		5	50	3	25	200		1
	38	早稲田大学早稲田キャンパ ス		5	50	3	25	200		1
落合第 一	39	落合第一小学校		5	50	3	25	200		1
	40	落合第二小学校		5	50	3	25	200		1
	41	落合第四小学校		5	50	3	25	200		1
	42	落合中学校		5	50	3	25	200		1
	43	東京富士大学		5	50	3	25	200		1
落合第 二	44	落合第三小学校		5	50	3	25	200		1
	45	落合第五小学校		5	50	3	25	200		1
	46	落合第六小学校		5	50	3	25	200		1
柏木	47	落合第二中学校		5	50	3	25	200		1
	48	淀橋第四小学校		5	50	3	25	200		1
	49	柏木小学校 ※7		5	50	3	25	200		1
角筈	50	西新宿中学校		5	50	3	25	200		1
	51	西新宿小学校		5	50	3	25	200		1
総計				255	2,550	153	1,275	10,200	1	51

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(7-2) 避難所備蓄物資一覧

1. 総則	10																			
2. 火災防止	管轄番号		品目区分	動物救護資材																
			備蓄品目	カラーコーン	ケージ搬送用台車	セーフティーバー	口輪	鎖	首輪	動物用ケージ	立入禁止用テープ	留め金								
			備蓄品詳細							中・大・特大										
3. 防災行政無線	4. 災害医療	5. 応援・供給協定	6. 避難場所・避難所等	7. 備蓄	8. 災害救助	9. 関係法令	10. 警戒宣言	11. その他	避難所名	単位	台	台	個	個	個	個	台	個	個	
									四谷	1	四谷小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10
									2	四谷ひろば	10	1	10	10	10	10	18	1	10	
									3	四谷第六小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10	
									4	花園小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10	
									5	四谷中学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10	
笹冢町	6	都立新宿高等学校	※1	10	1	10	10	10	10	18	1	10								
	7	津久戸小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	8	市谷小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	9	愛日小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	10	牛込第一中学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	11	牛込第三中学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
榎町	12	江戸川小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	13	早稲田小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	14	鶴巻小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	15	牛込仲之小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	16	牛込第二中学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	17	都立新宿山吹高等学校	※2	10	1	10	10	10	18	1	10									
若松町	18	成城学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	19	富久小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	20	余丁町小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	21	東戸山小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	22	早稲田大学戸山キャンパス	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	23	東京医科大学	※3	10	1	10	10	10	18	1	10									
大久保	24	都立総合芸術高等学校	※4	10	1	10	10	10	18	1	10									
	25	大久保小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	26	天神小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	27	戸山小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	28	西戸山小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	29	新宿中学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
戸塚	30	新宿西戸山中学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	31	戸塚第一小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	32	戸塚第二小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	33	戸塚第三小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	34	新宿 NPO 協働推進センター	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	35	西早稲田中学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
落合第一	36	都立戸山高等学校	※5	10	1	10	10	10	18	1	10									
	37	学習院女子大学	※6	10	1	10	10	10	18	1	10									
	38	早稲田大学早稲田キャンパス	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	39	落合第一小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	40	落合第二小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	41	落合第四小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
落合第二	42	落合中学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	43	東京富士大学	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	44	落合第三小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	45	落合第五小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	46	落合第六小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	47	落合第二中学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
柏木	48	淀橋第四小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
	49	柏木小学校	※7	10	1	10	10	10	18	1	10									
	50	西新宿中学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
角筈	51	西新宿小学校	10	1	10	10	10	10	18	1	10									
総計				510	51	510	510	510	510	918	51	510								

管轄 番号		品目区分		医療資材									
		備蓄品目	トリアージ タッグ	医師会 腕章	災害時 医療資 材セット (医師用)	災害字 歯科医 療資材 セット (歯科医 師用)	災害救 助用医 療品セ ット	冷蔵医 薬品保 管用冷 蔵庫	担架	エアスト レッチャ ー	ワンマン ストレッチャ ー	エアテ ント	トリアー ジシート
備蓄品詳細													
単位		避難所名	枚	枚	セット	セット	セット	台	台	個	基	張	セット
四谷	1	四谷小学校					1		1		2		
	2	四谷ひろば					1		1		2		
	3	四谷第六小学校					1		1		2		
	4	花園小学校					1		1		2		
	5	四谷中学校	200	5	1	1	1	1	5	2	4	1	1
	6	都立新宿高等学校 ※1					1		1		2		
笹冢町	7	津久戸小学校	200	5	1	2	1	2	5	2	4	1	1
	8	市谷小学校					1		1		2		
	9	愛日小学校					1		1		2		
	10	牛込第一中学校					1		1		2		
	11	牛込第三中学校					1		1		2		
榎町	12	江戸川小学校					1		1		2		
	13	早稲田小学校					1		1		2		
	14	鶴巻小学校	200	5	1	1	1	1	5	2	4	1	1
	15	牛込仲之小学校					1		1		2		
	16	牛込第二中学校					1		1		2		
	17	都立新宿山吹高等学校 ※2					1		1		2		
	18	成城学校					1		1		2		
若松町	19	富久小学校					1		1		2		
	20	余丁町小学校	200	5	1	1	1	1	5	2	4	1	1
	21	東戸山小学校					1		1		2		
	22	早稲田大学戸山キャンパス					1		1		2		
	23	東京医科大学 ※3					1				2		
	24	都立総合芸術高等学校 ※4					1		1		2		
大久保	25	大久保小学校	200	5	1	2	1	1	5	2	4	1	1
	26	天神小学校					1		1		2		
	27	戸山小学校					1		1		2		
	28	西戸山小学校					1		1		2		
	29	新宿中学校					1		1		2		
戸塚	30	新宿西戸山中学校	200	5	1	1	1	1	5	2	4	1	1
	31	戸塚第一小学校					1		1		2		
	32	戸塚第二小学校					1		1		2		
	33	戸塚第三小学校					1		1		2		
	34	新宿 NPO 協働推進センター					1		1		2		
	35	西早稲田中学校					1		1		2		
	36	都立戸山高等学校 ※5					1		1		2		
	37	学習院女子大学 ※6					1		2		2		
	38	早稲田大学早稲田キャンパス					1		1		2		
落合第一	39	落合第一小学校					1		1		2		
	40	落合第二小学校	200	5	1	1	1	1	5	2	4	1	1
	41	落合第四小学校					1		1		2		
	42	落合中学校					1		1		2		
	43	東京富士大学					1				2		
落合第二	44	落合第三小学校	200	5	1	1	1	1	5	2	4	1	1
	45	落合第五小学校					1		1		2		
	46	落合第六小学校					1		1		2		
	47	落合第二中学校					1		1		2		
柏木	48	淀橋第四小学校					1		1		2		
	49	柏木小学校 ※7					1		1		2		
	50	西新宿中学校	200	5	1	1	1	1	5	2	4	1	1
角筈	51	西新宿小学校	200	5	1	1	1	1	5	2	4	1	1
総計			2,000	50	10	12	51	11	90	20	122	10	10

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(7-2) 避難所備蓄物資一覧

1. 総則	12														
2. 火災防止			品目区分	医療資材								救助資材	その他		
			備蓄品目	医療救護所案内用のぼり	文房具セット	搬送袋(負傷者等)	拡声器	乾電池	トランシーバー	トランシーバー用ヘッドセット	乾電池	簡易救助工具セット	土のう		
			備蓄品詳細					拡声器用単三型			トランシーバー用単三型				
管轄	番号	避難所名	単位	枚	セット	枚	個	本	台	セット	本	セット	個		
3. 防災行政無線		四谷	1	四谷小学校									2		
			2	四谷ひろば										2	
			3	四谷第六小学校										2	
			4	花園小学校										2	
			5	四谷中学校		1	1	10	2	4	3	3	3	2	
			6	都立新宿高等学校 ※1										2	
4. 災害医療		笹塚町	7	津久戸小学校		1	1	10	2	4	3	3	3	2	
			8	市谷小学校										2	
			9	愛日小学校										2	
			10	牛込第一中学校										2	
			11	牛込第三中学校										2	
			12	江戸川小学校										2	
5. 応援・供給協定		榎町	13	早稲田小学校										2	
			14	鶴巻小学校		1	1	10	2	4	3	3	3	2	
			15	牛込仲之小学校										2	
			16	牛込第二中学校										2	
			17	都立新宿山吹高等学校 ※2										2	
			18	成城学校										2	
6. 避難場所・避難所等		若松町	19	富久小学校										2	
			20	余丁町小学校		1	1	10	2	4	3	3	3	2	8
			21	東戸山小学校										2	
			22	早稲田大学戸山キャンパス										2	
			23	東京医科大学 ※3										2	
			24	都立総合芸術高等学校 ※4										2	
7. 備蓄		大久保	25	大久保小学校		1	1	10	2	4	3	3	3	2	
			26	天神小学校										2	
			27	戸山小学校										2	
			28	西戸山小学校										2	
			29	新宿中学校										2	
			30	新宿西戸山中学校		1	1	10	2	4	3	3	3	2	
8. 災害救助		戸塚	31	戸塚第一小学校										2	
			32	戸塚第二小学校										2	
			33	戸塚第三小学校										2	
			34	新宿 NPO 協働推進センター										2	
			35	西早稲田中学校										2	
			36	都立戸山高等学校 ※5										2	
9. 関係法令		戸塚	37	学習院女子大学 ※6										2	
			38	早稲田大学早稲田キャンパス										2	
			39	落合第一小学校										2	
			40	落合第二小学校		1	1	10	2	4	3	3	3	2	
			41	落合第四小学校										2	
			42	落合中学校										2	
10. 警戒宣言		落合第一	43	東京富士大学										2	
			44	落合第三小学校		1	1	10	2	4	3	3	3	2	
			45	落合第五小学校										2	
			46	落合第六小学校										2	
			47	落合第二中学校										2	
			48	淀橋第四小学校										2	
11. その他		柏木	49	柏木小学校 ※7										2	
			50	西新宿中学校		1	1	10	2	4	3	3	3	2	
			51	西新宿小学校		1	1	10	2	4	3	3	3	2	
			総計		10	10	100	20	40	30	30	30	102	8	

※1 四谷第二分団本部施設に一部備蓄 ※2 榎町子ども家庭支援センターに一部備蓄 ※3 天神小学校に一部備蓄

※4 富久クロスに備蓄 ※5 西早稲田中学校に備蓄 ※6 新宿スポーツセンターに一部備蓄

※7 北新宿多目的環境防災広場に一部備蓄

(7-3)

帰宅困難者・避難施設備蓄物資一覧

(令和5年6月現在)

保管施設名	食糧品		照明 資材	発電資材		トイレ資材			生活資材	運営資材			
	ビスケット	ミナルウォーター	投光機	発電機	2wayランタン	トイレペーパー	仮設トイレ	簡易トイレ	ブランケット	クイックテント	椅子	机	事務用品
	食	本	台	台	個	ロール	台	箱	枚	張	脚	個	セット
四谷地域センター	720	696			32			3	300				
四谷区民ホール	1,800	1,800			2			6	600				
男女共同参画推進センター	120	120							100				
新宿歴史博物館	420	432							200				
牛込算筭地域センター	600	600			32			2	200				
牛込算筭区民ホール	1,200	1,176			2			6	400				
榎町地域センター	600	600			32			3	200				
若松地域センター	540	504			32			3	200				
大久保地域センター	540	528			32			2	200				
新宿コズミックススポーツセンター	2,520	2,496							900				
新宿区立元気館	1,980	1,968							700				
大久保スポーツプラザ	960	960							400				
新宿文化センター	7,380	7,368							2,500				
戸塚地域センター	720	696			32			3	300				
新宿消費生活センター分館	240	216							100				
新宿リサイクル活用センター	120	216							72				
落合第一地域センター	960	936			32			3	400				
落合第二地域センター	840	840			32			3	300				
柏木地域センター	660	648			32			3	300				
角筈区民ホール	720	720			2			3	200				
角筈地域センター	480	456			32			2	200				
環境学習情報センター/区民ギャラリー	480	480							200				
新宿区立産業会館(BIZ 新宿)	1,200	1,176							400				
四谷スポーツスクエア	1,500	1,380							460				
新宿御苑			2	2		48	3			5	5	3	1
新宿中央公園 ※1			5	2		48	76	5		5	5	3	1
戸山公園						48	5						
合計	27,300	27,012	7	4	326	144	84	47	9,832	10	10	6	2

※1 中央公園管理事務所に備蓄

※2 別途、感染症対策物資（マスク及び手指消毒液）を配備

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(7-4) 東京都寄託物品一覧

(7-4)

東京都寄託物品一覧

(令和5年6月現在)

保管施設名	食糧品		生活資材							トイレ資材		運営資材	
	ビニール袋	アルファ化米	毛布	カーペット	風呂セット	風呂セット用スリッパ	風呂セットテント	肌着上下(男性用)	肌着上下(女性用)	簡易トイレ	バケツ	リカー	テント
	食	食	枚	枚	セット	台	張	セット	セット	台	個	台	張
四谷第六小学校						240						13	
四谷本塩町													
障害者福祉センター													
新宿スポーツセンター					5								10
西戸山タワーガーデン						24	3					4	
北新宿防災倉庫													1
新宿NSビル			3,500	1,520							6		34
新宿パークタワー													
新宿ファーストウエスト													
東京モード学園			500		2								
戸山小学校					1							1	
防災センター												1	3
四谷保健センター													
牛込保健センター													1
東新宿保健センター													1
東京都健康安全研究センター		47,600								870			
ザ・パークハウス西新宿タワー60				1,320									
東急歌舞伎町タワー			3,400										
合計		47,600	7,400	2,840	8	264	3			870	6	19	50

8. 災害救助



(8-1)

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

災害救助法施行細則（令和 5 年東京都規則第 102 号）による

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
避難所の設置	1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし 1 人 1 日当たり 340 円とする。 2 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)(又はその他適切な方法により供与するものとする。	1 建設型応急住宅 (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。 (2) 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000 円以内とする。 (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。 (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。 (5) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	1 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。 2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限内とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,230 円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1.	総則
2.	火災防止
3.	防災行政無線
4.	災害医療
5.	応援・供給協定
6.	避難場所・避難所等
7.	備蓄
8.	災害救助
9.	関係法令
10.	警戒宣言
11.	その他

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等		救助の期間			
飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。		飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。			
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり下表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもって決定する。 1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯 2 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯		被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。			
				</			

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
被災した住宅の応急修理	住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊又は半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。)	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1 世帯当たり次の額以内とする。 1 2 に掲げる世帯以外の世帯 706,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円	住宅の応急修理は、災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもつて行うものとする。 (1)教科書 (2)文房具 (3)通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人につき 4,800 円 中学校生徒1人につき 5,100 円 高等学校等生徒1人につき 5,600 円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については、15日以内とする。
埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つば及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人 219,100 円以内、小人 175,200 円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
死体の搜索	死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の搜索のため、支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(8-2) 従事命令を受けた者等の実費弁償

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
死体の処理	1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救護班によつて行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内の額とする。 2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,500 円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	死体の処理の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行つた 1 世帯当たりの平均が 138,700 円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内とする(ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり)。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 災害にかかった者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

(8-2)

従事命令を受けた者等の実費弁償

災害救助法施行細則（令和 5 年東京都規則第 102 号）による

救助の種類	対象	費用の限度額	救助の期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法施行細則別表第二に定める額	救助の実施が認められる期間とする。	超過勤務手当及び旅費は別途定める額
	災害救助法施行令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する業者及びその従業者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額も加算した額以内の額とする。	救助の実施が認められる期間とする。	

(8-3)

激甚災害指定基準

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5
法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の1又は2の要件に該当する要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3
法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害。 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(8-3) 激甚災害指定基準

1. 総則	
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所・避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第 12 条、13 条、15 条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害。 (A 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額(第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。)×100 分の 0.2 (B 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 ただし、火災の場合又は法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
法第 16 条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、17 条、18 条(私立学校施設災害復旧事業の補助等)、19 条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第 22 条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する被害 (A 基準) 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸 (B 基準) 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) その区域内の住宅戸数の 10%以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) その区域内の住宅戸数の 20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
法第 24 条(公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

(8-4)

局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び3号～14号の事業)の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収入×100分の50に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。	1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
2 農地、農業用施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。	1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置
3 林業災害関係 市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5 かつ (1) 大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>300ha または (2) その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)×100分の25の市町村が1以上ある災害。 ただし、当該林業被害見込額<当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×10,000分の5の場合を除く。	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置
4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条及び第13条の措置

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

9. 関係法令



(9-1)

東京都震災対策条例

平成12年12月22日
東京都条例第 202

前 文

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中核機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第1章 総 則

第1節 目 的

第1条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第2節 知事の責務

(基本的責務)

第2条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。

3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第34条から第36条までの防災組織並びに第58条第1項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

(都民及び事業者に対する指導等)

第3条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求める

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(9-1) 東京都震災対策条例

1. 総則	とともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。 (ボランティアにする支援) 第4条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。 (都民等への助成) 第5条 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。 (区市町村との連絡調整及び助成) 第6条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。
2. 火災防止	2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。 (協力要請) 第7条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。
3. 防災行政無線	第3節 都民の責務 第8条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
4. 災害医療	2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 二 家具の転倒・落下・移動防止 三 出火の防止 四 初期消火に必要な用具の準備 五 飲料水及び食糧の確保 六 避難の経路、場所及び方法についての確認
5. 応援・供給協定	3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第57条の地域協働復興に対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
6. 避難場所等	4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。
7. 備蓄	第4節 事業者の責務 (基本的責務) 第9条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第57条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
8. 災害救助	2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。 3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
9. 関係法令	(事業所防災計画の作成) 第10条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。
10. 警戒宣言	
11. その他	

(事業所防災計画の届出)

第11条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第2章 予防対策

第1節 震災に関する研究、公表等

第12条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

3 知事は、第1項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第2節 防災都市づくりの推進

第13条 知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 防災都市づくりに関する施策の指針
- 二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定
- 三 重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定

3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第1項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第3節 都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第14条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第15条 知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第16条 知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和23年法律第186号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第17条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

- 一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物

1.
総則

2.
火災防止

3.
防災行政無線

4.
災害医療

5.
応援・供給協定

6.
避難場所・
避難所等

7.
備蓄

8.
災害救助

9.
関係法令

10.
警戒宣言

11.
その他

(9-1) 東京都震災対策条例

1. 総則	二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物 (公共施設等の安全の確保)
2. 火災防止	第18条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。 2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。
3. 防災行政無線	(都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保) 第19条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。 2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。
4. 災害医療	(危険物の落下防止) 第20条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。
5. 応援・供給協定	(宅地造成地の安全の確保) 第21条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。
6. 避難場所・避難所等	(宅地造成地の検査) 第22条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。
7. 備蓄	(地盤沈下の防止) 第23条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。
8. 災害救助	第4節 火災の防止等 (火災の防止) 第24条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。
9. 関係法令	(初期消火) 第25条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。
10. 警戒宣言	(火気使用器具の規制) 第26条 知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。
11. その他	(消防水利の確保及び消防力の強化) 第27条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。 2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(建築物の不燃化) 第28条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。 2 消防法第9条の3の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。	1. 総則
(延焼遮断帯の整備) 第29条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。	2. 火災防止
(危険物取扱施設の安全の確保) 第30条 知事は、消防法第2条第7項の危険物、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。	3. 防災行政無線
(有害物取扱施設の安全の確保) 第31条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。	4. 災害医療
第5節 防災広報及び防災教育 (防災広報) 第32条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。	5. 応援・供給協定
(防災教育) 第33条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第36条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。	6. 避難場所・避難所等
第6節 防災組織 (防災市民組織) 第34条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。	7. 備蓄
(施設の防災組織) 第35条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。	8. 災害救助
(業種別の防災組織) 第36条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。	9. 関係法令
(防災リーダーの育成) 第37条 知事は、第34条の防災市民組織及び第35条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー(これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。)の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。	10. 警戒宣言
第7節 地域における相互支援ネットワークづくり 第38条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区	11. その他

(9-1) 東京都震災対策条例

1. 総則	市町村が行う地域相互支援ネットワーク(当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
2. 火災防止	第8節 ボランティアへの支援 第39条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。
3. 防災行政無線	2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。 第9節 要援護者に対する施策 第40条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
4. 災害医療	第10節 防災訓練 (防災訓練の実施) 第41条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。 2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。
5. 応援・供給協定	(防災組織の訓練) 第42条 第34条から第36条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。 2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。
6. 避難場所等	3 知事は、第1項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。
7. 備蓄	第11節 都民等の意見 第43条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。 2 都民は、第47条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。 3 知事は、前2項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。
8. 災害救助	第3章 応急対策 第1節 応急体制等の整備 (災害応急体制の整備)
9. 関係法令	第44条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。 2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。
10. 警戒宣言	(情報連絡体制の整備等) 第45条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。
11. その他	(他団体への協力要請の方法) 第46条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかななければならない。

第2節 避難

(避難場所の指定)

第47条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第48条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第49条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第50条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第51条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第52条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4 知事は、震災時に、災害救助法(昭和22年法律第118号)第9条第1項又は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条第1項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

第4節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第53条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第54条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(9-1) 東京都震災対策条例

1. 総則	第4章 復興対策 第1節 震災復興の推進 (震災復興体制の確立) 第55条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例(平成10年東京都条例第77号)に基づく体制をとるものとする。 (震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進) 第56条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。
2. 火災防止	
3. 防災行政無線	2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。 3 知事は、第1項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。
4. 災害医療	4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。
5. 応援・供給協定	第2節 地域協働復興 (地域協働復興に対する理解の促進等) 第57条 知事は、地域協働復興(震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。
6. 避難場所・避難所等	(復興市民組織) 第58条 知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。)の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。
7. 備蓄	2 知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。
8. 災害救助	第5章 委 任 第59条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。
9. 関係法令	附 則 この条例は、平成13年4月1日から施行する。 附 則 この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)第3条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
10. 警戒宣言	
11. その他	

(9-2)

東京都帰宅困難者対策条例

〔平成二四年三月三〇日〕
条例第一七号

目次

第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進(第七条―第九条)
第三章 安否確認及び情報提供(第十条・第十一条)
第四章 一時滞在施設の確保(第十二条)
第五章 帰宅支援(第十三条)
第六章 雑則(第十四条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。)が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者(事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

第二条 知事は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

1. 総則	防災活動を行うよう努めなければならない。 (事業者の責務)
2. 火災防止	第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。
3. 防災行政無線	2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。
4. 災害医療	3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
5. 応援・供給協定	4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例(平成十二年東京都条例第二百二号)第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。
6. 避難場所等	(帰宅困難者対策実施状況の報告) 第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等(前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。)に報告を求めることができる。
7. 備蓄	(事業者等に対する支援) 第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。
	第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進
8. 災害救助	(従業者の一斉帰宅抑制) 第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。
9. 関係法令	2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。
10. 警戒宣言	(公共交通事業者等による利用者の保護) 第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
11. その他	2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺

の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。		1. 総則
3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。		2. 火災防止
(学校等における生徒等の安全確保)		
第九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。))第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。))及び各種学校(法第百三十四条に規定する各種学校をいう。))並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。		3. 防災行政無線
		4. 災害医療
第三章 安否確認及び情報提供		
(安否確認及び情報提供のための体制整備)		
第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。))の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。		5. 応援・供給協定
(安否確認手段の周知等)		6. 避難場所等
第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。		
2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。		7. 備蓄
第四章 一時滞在施設の確保		
(一時滞在施設の確保等)		8. 災害救助
第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。))を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。		9. 関係法令
2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。		
3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。		10. 警戒宣言
第五章 帰宅支援		
(帰宅支援)		
第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をい		11. その他

(9-2) 東京都帰宅困難者対策条例

1. 総則	う。)を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。
2. 火災防止	第六章 雑則 (委任) 第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。
3. 防災行政無線	附 則 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
4. 災害医療	
5. 応援・供給協定	
6. 避難場所等	
7. 備蓄	
8. 災害救助	
9. 関係法令	
10. 警戒宣言	
11. その他	

10. 警戒宣言

(10-1)

地震防災対策強化地域

大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律 73 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき指定される。

東海地震に係る地震防災対策強化地域 (平成 26 年 9 月現在)

県名	区域
東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県	全域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、長久手町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

1.
総則2.
火災防止3.
防災行政無線4.
災害医療5.
応援・供給協定6.
避難場所・
避難所等7.
備蓄8.
災害救助9.
関係法令10.
警戒宣言11.
その他

1 1. その他



(11-1)

地域危険度一覧表(町丁目別)

- ★ランクは5段階(数値が大きいほど危険)。
★順位は東京都全体 5,192 町丁目に対するもの。

(令和5年2月発表)

町丁目名		建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク		危険量	順位	ランク
あ	愛住町	2.26	1582	2	0.13	2249	2	0.27	0.64	1111	3
	赤城下町	5.85	418	3	2.47	202	4	0.30	2.49	117	4
	赤城元町	1.77	2004	2	0.06	2980	1	0.27	0.49	1512	2
	揚場町	0.65	4036	1	0.01	4408	1	0.21	0.14	3666	1
	荒木町	2.77	1286	2	0.10	2482	2	0.19	0.56	1292	2
い	市谷加賀町 1 丁目	0.27	4636	1	0.00	4740	1	0.17	0.05	4541	1
	市谷加賀町 2 丁目	1.68	2109	2	0.02	3686	1	0.16	0.27	2576	2
	市谷甲良町	1.74	2041	2	0.03	3464	1	0.20	0.36	2089	2
	市谷砂土原町 1 丁目	1.13	3032	1	0.00	4458	1	0.31	0.35	2134	2
	市谷砂土原町 2 丁目	0.24	4693	1	0.00	4704	1	0.19	0.05	4568	1
	市谷砂土原町 3 丁目	0.84	3639	1	0.01	4170	1	0.35	0.30	2382	2
	市谷左内町	0.90	3525	1	0.01	4141	1	0.18	0.16	3491	1
	市谷鷹匠町	0.57	4180	1	0.00	4732	1	0.36	0.20	3117	1
	市谷田町 1 丁目	0.31	4583	1	0.00	4761	1	0.09	0.03	4778	1
	市谷田町 2 丁目	0.73	3880	1	0.01	4255	1	0.13	0.10	4073	1
	市谷田町 3 丁目	1.15	2983	1	0.01	4119	1	0.25	0.29	2454	2
	市谷台町	1.83	1947	2	0.06	2932	1	0.16	0.31	2346	2
	市谷長延寺町	1.00	3304	1	0.01	4308	1	0.11	0.11	3926	1
	市谷仲之町	0.70	3944	1	0.01	4133	1	0.27	0.19	3198	1
	市谷八幡町	0.77	3805	1	0.00	4578	1	0.18	0.14	3685	1
	市谷船河原町	0.66	4017	1	0.01	4371	1	0.21	0.14	3646	1
	市谷本村町	0.10	4935	1	0.00	4830	1	0.13	0.01	4941	1
	市谷薬王寺町	2.10	1705	2	0.12	2300	2	0.18	0.40	1884	2
	市谷柳町	4.26	758	3	0.16	2004	2	0.19	0.85	790	3
	市谷山伏町	1.80	1977	2	0.14	2139	2	0.21	0.41	1814	2
	岩戸町	2.70	1327	2	0.18	1914	2	0.19	0.55	1309	2
	え	榎町	2.10	1713	2	0.19	1822	2	0.17	0.39	1917
お	大久保 1 丁目	2.06	1739	2	0.19	1823	2	0.24	0.55	1323	2
	大久保 2 丁目	2.40	1505	2	0.57	934	3	0.27	0.81	830	3
	大久保 3 丁目	0.08	4988	1	0.01	4398	1	0.14	0.01	4982	1
か	改代町	3.33	1044	3	0.24	1635	2	0.17	0.62	1150	3
	神楽河岸	0.00	5177	1	0.00	5092	1	0.06	0.00	5180	1
	神楽坂 1 丁目	1.46	2434	2	0.01	4397	1	0.11	0.17	3428	1
	神楽坂 2 丁目	2.74	1306	2	0.09	2628	2	0.31	0.89	745	3
	神楽坂 3 丁目	3.98	848	3	0.70	781	3	0.36	1.67	238	4
	神楽坂 4 丁目	4.08	804	3	0.79	697	3	0.28	1.35	365	4
	神楽坂 5 丁目	2.89	1223	2	0.16	2025	2	0.17	0.52	1432	2
	神楽坂 6 丁目	5.44	497	3	0.53	976	3	0.32	1.90	191	4
	霞ヶ丘町	0.10	4944	1	0.00	5098	1	0.10	0.01	5008	1
	片町	2.50	1426	2	0.06	2973	1	0.08	0.20	3140	1
	歌舞伎町 1 丁目	1.42	2494	2	0.02	3867	1	0.10	0.14	3660	1
	歌舞伎町 2 丁目	0.66	4007	1	0.00	4479	1	0.11	0.07	4324	1
	上落合 1 丁目	1.72	2065	2	0.15	2083	2	0.22	0.42	1785	2
	上落合 2 丁目	2.81	1262	2	1.18	476	3	0.25	1.00	614	3
	上落合 3 丁目	3.23	1096	3	2.54	192	4	0.32	1.84	203	4
	河田町	1.06	3173	1	0.01	4018	1	0.23	0.25	2760	2
き	喜久井町	2.57	1380	2	0.33	1344	2	0.20	0.59	1223	2
	北新宿 1 丁目	1.73	2054	2	0.09	2546	2	0.26	0.46	1623	2
	北新宿 2 丁目	2.56	1384	2	0.17	1948	2	0.24	0.65	1070	3
	北新宿 3 丁目	2.60	1366	2	1.04	547	3	0.30	1.09	547	3
	北新宿 4 丁目	1.46	2441	2	0.02	3706	1	0.08	0.13	3804	1
	北町	1.18	2926	1	0.03	3680	1	0.24	0.29	2444	2
	北山伏町	1.05	3200	1	0.06	2951	1	0.17	0.19	3195	1
さ	細工町	2.95	1191	3	0.11	2335	2	0.15	0.45	1689	2
	左門町	1.53	2325	2	0.05	3141	1	0.25	0.39	1939	2
	三栄町	2.36	1523	2	0.06	3000	1	0.28	0.69	1010	3

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(11-1) 地域危険度一覧表(町丁目別)

1. 総則	町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度				
		危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク		危険量	順位	ランク		
2. 火災防止	し	信濃町	0.75	3845	1	0.02	3800	1	0.22	0.17	3392	1	
		下落合 1 丁目	0.92	3485	1	0.01	4269	1	0.22	0.20	3124	1	
		下落合 2 丁目	0.76	3811	1	0.02	3760	1	0.20	0.16	3506	1	
		下落合 3 丁目	1.66	2131	2	0.17	1929	2	0.25	0.45	1667	2	
		下落合 4 丁目	2.08	1726	2	0.42	1150	3	0.30	0.76	900	3	
		下宮比町	0.62	4086	1	0.01	4108	1	0.13	0.08	4254	1	
		白銀町	1.43	2489	2	0.07	2873	1	0.16	0.23	2893	1	
3. 防災行政無線	し	新小川町	1.70	2091	2	0.03	3636	1	0.11	0.18	3312	1	
		新宿 1 丁目	1.12	3071	1	0.01	4065	1	0.08	0.08	4206	1	
		新宿 2 丁目	1.63	2176	2	0.02	3825	1	0.08	0.13	3717	1	
		新宿 3 丁目	1.06	3179	1	0.01	4326	1	0.10	0.11	3952	1	
		新宿 4 丁目	1.05	3205	1	0.02	3874	1	0.17	0.18	3300	1	
		新宿 5 丁目	0.96	3405	1	0.01	4209	1	0.16	0.15	3578	1	
		新宿 6 丁目	1.47	2419	2	0.06	2955	1	0.24	0.37	2028	2	
4. 災害医療	す	新宿 7 丁目	2.40	1503	2	0.46	1086	3	0.25	0.72	963	3	
		水道町	2.03	1760	2	0.13	2218	2	0.13	0.28	2561	2	
		須賀町	3.32	1047	3	0.20	1761	2	0.36	1.26	417	3	
		住吉町	2.81	1263	2	0.20	1784	2	0.16	0.49	1520	2	
		た	高田馬場 1 丁目	1.65	2163	2	0.15	2068	2	0.22	0.40	1882	2
			高田馬場 2 丁目	2.83	1253	2	0.21	1730	2	0.20	0.60	1198	2
			高田馬場 3 丁目	2.24	1603	2	0.47	1067	3	0.31	0.83	806	3
5. 応援・供給協定	た	高田馬場 4 丁目	1.87	1913	2	0.38	1242	2	0.22	0.48	1541	2	
		筆筈町	2.02	1772	2	0.03	3435	1	0.11	0.22	2957	1	
		大京町	1.62	2200	2	0.08	2667	2	0.28	0.47	1609	2	
		つ	築地町	1.34	2614	2	0.18	1907	2	0.12	0.18	3327	1
			筑土八幡町	1.86	1925	2	0.05	3120	1	0.15	0.28	2541	2
			津久戸町	0.87	3590	1	0.04	3399	1	0.21	0.19	3242	1
		6. 避難場所等	て	天神町	3.53	971	3	0.26	1566	2	0.17	0.64	1106
と	戸塚町 1 丁目			0.79	3744	1	0.01	4313	1	0.14	0.11	3958	1
	戸山 1 丁目			1.40	2532	2	0.08	2672	2	0.19	0.28	2509	2
	戸山 2 丁目			0.09	4973	1	0.00	4780	1	0.11	0.01	4997	1
	戸山 3 丁目			0.68	3988	1	0.01	4280	1	0.17	0.12	3893	1
	富久町			2.41	1493	2	0.27	1507	2	0.24	0.66	1066	3
7. 備蓄	な			内藤町	0.62	4094	1	0.00	4596	1	0.16	0.10	4037
		中井 1 丁目	3.11	1133	3	0.34	1331	2	0.38	1.33	383	3	
		中井 2 丁目	2.16	1655	2	0.40	1196	2	0.33	0.85	786	3	
		中落合 1 丁目	2.37	1518	2	0.09	2577	2	0.26	0.63	1137	3	
		中落合 2 丁目	1.47	2427	2	0.17	1935	2	0.22	0.36	2057	2	
		中落合 3 丁目	2.10	1707	2	0.51	996	3	0.21	0.54	1341	2	
		中落合 4 丁目	1.71	2074	2	0.18	1896	2	0.26	0.50	1488	2	
8. 災害救助	な	中里町	2.55	1392	2	0.23	1656	2	0.32	0.90	733	3	
		中町	1.65	2160	2	0.03	3553	1	0.37	0.62	1151	3	
		納戸町	2.36	1524	2	0.07	2819	2	0.20	0.49	1504	2	
		に	西落合 1 丁目	1.89	1894	2	0.10	2478	2	0.14	0.27	2572	2
			西落合 2 丁目	2.15	1667	2	0.14	2133	2	0.11	0.26	2726	2
			西落合 3 丁目	1.48	2414	2	0.15	2076	2	0.11	0.17	3383	1
			西落合 4 丁目	1.43	2480	2	0.18	1885	2	0.11	0.18	3323	1
西五軒町	1.95		1829	2	0.05	3078	1	0.11	0.23	2929	1		
西新宿 1 丁目	0.61		4116	1	0.00	4863	1	0.08	0.05	4540	1		
9. 関係法令	に	西新宿 2 丁目	0.03	5090	1	0.00	5049	1	0.07	0.00	5135	1	
		西新宿 3 丁目	0.58	4155	1	0.00	4604	1	0.12	0.07	4330	1	
		西新宿 4 丁目	1.71	2077	2	0.11	2352	2	0.25	0.45	1657	2	
		西新宿 5 丁目	2.81	1265	2	0.29	1459	2	0.21	0.65	1090	3	
		西新宿 6 丁目	0.11	4920	1	0.00	4933	1	0.14	0.02	4919	1	
		西新宿 7 丁目	0.92	3470	1	0.01	4202	1	0.16	0.15	3557	1	
		西新宿 8 丁目	1.33	2629	2	0.07	2845	2	0.19	0.26	2705	2	
10. 警戒宣言	に	西早稲田 1 丁目	1.18	2925	1	0.01	4069	1	0.14	0.17	3415	1	
		西早稲田 2 丁目	1.65	2154	2	0.10	2428	2	0.18	0.32	2252	2	
		西早稲田 3 丁目	1.53	2322	2	0.10	2523	2	0.18	0.30	2423	2	
		二十騎町	2.14	1670	2	0.05	3171	1	0.30	0.66	1065	3	
		は	払方町	1.17	2945	1	0.02	3966	1	0.27	0.32	2301	2
			原町 1 丁目	2.74	1302	2	0.30	1445	2	0.19	0.59	1216	2
			原町 2 丁目	3.03	1159	3	0.11	2355	2	0.21	0.64	1101	3
11. その他	は	原町 3 丁目	2.70	1326	2	0.35	1317	2	0.23	0.69	1002	3	

(11-1) 地域危険度一覧表(町丁目別)

町丁目名		建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク		危険量	順位	ランク
	馬場下町	3.55	967	3	0.26	1549	2	0.14	0.53	1376	2
ひ	東榎町	3.07	1147	3	0.06	2944	1	0.12	0.37	2042	2
	東五軒町	0.83	3671	1	0.01	4309	1	0.11	0.09	4138	1
	百人町 1 丁目	1.71	2069	2	0.14	2170	2	0.25	0.46	1640	2
	百人町 2 丁目	1.54	2312	2	0.09	2612	2	0.22	0.35	2102	2
	百人町 3 丁目	1.14	3022	1	0.10	2440	2	0.12	0.15	3566	1
	百人町 4 丁目	0.10	4941	1	0.00	4886	1	0.09	0.01	5013	1
ふ	袋町	2.46	1453	2	0.08	2698	2	0.36	0.92	700	3
	舟町	3.47	990	3	0.28	1493	2	0.22	0.82	820	3
へ	弁天町	2.48	1446	2	0.16	1999	2	0.26	0.68	1025	3
み	南榎町	4.29	746	3	1.42	393	3	0.41	2.37	126	4
	南町	0.98	3358	1	0.02	3991	1	0.36	0.35	2113	2
	南元町	1.57	2284	2	0.03	3486	1	0.20	0.32	2292	2
	南山伏町	2.48	1444	2	0.04	3292	1	0.17	0.43	1744	2
や	山吹町	2.87	1230	2	0.09	2568	2	0.12	0.37	2027	2
	矢来町	2.16	1657	2	0.25	1587	2	0.27	0.65	1075	3
よ	横寺町	3.57	959	3	1.00	569	3	0.32	1.46	312	4
	余丁町	2.74	1305	2	0.34	1321	2	0.22	0.67	1034	3
	四谷 1 丁目	0.62	4085	1	0.01	4195	1	0.14	0.09	4146	1
	四谷 2 丁目	0.77	3787	1	0.01	4184	1	0.12	0.09	4148	1
	四谷 3 丁目	1.12	3065	1	0.04	3400	1	0.11	0.13	3757	1
	四谷 4 丁目	1.75	2021	2	0.18	1882	2	0.20	0.39	1926	2
	四谷坂町	4.08	803	3	0.60	889	3	0.27	1.28	409	3
	四谷本塩町	1.28	2732	2	0.03	3448	1	0.13	0.17	3422	1
わ	若葉 1 丁目	2.09	1720	2	0.21	1734	2	0.32	0.74	932	3
	若葉 2 丁目	5.02	578	3	0.29	1476	2	0.26	1.40	340	4
	若葉 3 丁目	9.23	105	4	2.21	230	4	0.34	3.92	49	5
	若松町	1.50	2388	2	0.09	2627	2	0.22	0.35	2140	2
	若宮町	1.29	2704	2	0.03	3444	1	0.37	0.49	1526	2
	早稲田鶴巻町	2.48	1438	2	0.08	2733	2	0.10	0.26	2717	2
	早稲田南町	3.66	928	3	0.19	1817	2	0.29	1.11	524	3
	早稲田町	1.57	2270	2	0.04	3370	1	0.10	0.16	3460	1

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(11-2) 関係防災機関等一覧

(11-2)

関係防災機関等一覧

(令和5年5月1日現在)

区分	名称	所在	電話
区	新宿区	新宿区歌舞伎町 1-4-1	3209-1111
警察	警視庁第四方面本部	中野区中野 4-12-2	3581-4321
	警視庁牛込警察署	新宿区南山伏町 1-15	3269-0110
	警視庁新宿警察署	新宿区西新宿 6-1-1	3346-0110
	警視庁戸塚警察署	新宿区西早稲田 3-30-13	3207-0110
	警視庁四谷警察署	新宿区左門町 6-5	3357-0110
消防	東京消防庁第四消防方面本部	新宿区大久保 3-14-26	3209-0119
	東京消防庁四谷消防署	新宿区四谷 3-10	3357-0119
	新宿御苑出張所	新宿区新宿 1-8-3	3350-0119
	東京消防庁牛込消防署	新宿区筑土八幡町 5-16	3267-0119
	早稲田出張所	新宿区早稲田鶴巻町 504-6	3204-0119
	東京消防庁新宿消防署	新宿区百人町 3-29-4	3371-0119
	落合出張所	新宿区中落合 3-7-1	3950-0119
	戸塚出張所	新宿区大久保 3-14-26	3205-0119
	大久保出張所	新宿区新宿 6-27-43	3207-0119
	西新宿出張所	新宿区西新宿 3-7-38	3342-0119
消防団	四谷消防団(四谷消防署内)	新宿区四谷 3-10	3357-0119
	牛込消防団(牛込消防署内)	新宿区筑土八幡町 5-16	3267-0119
	新宿消防団(新宿消防署内)	新宿区百人町 3-29-4	3371-0119
日本郵便株式会社	新宿郵便局	新宿区西新宿 1-8-8	3340-9512
	新宿北郵便局	新宿区大久保 3-14-8	3208-9606
	牛込郵便局	新宿区北山伏町 1-5	3260-2442
	落合郵便局	中野区東中野 4-27-21	3371-9153
道路	東京国道工事事務所 代々木出張所	渋谷区代々木 4-30-8	3374-9451
	東京都 建設局 第三建設事務所	中野区中野 4-8-1	3387-5132
医療	一般社団法人新宿区医師会(事務局)	新宿区新宿 7-26-4	3208-2301
	一般社団法人東京都新宿区四谷牛込歯科医師会(事務局)	新宿区市谷台町 8-15	3356-6367
	一般社団法人東京都新宿区歯科医師会(事務局)	新宿区新宿 7-26-4	3200-5064
	一般社団法人新宿区薬剤師会 (事務局)	新宿区新宿 7-26-4	3208-1632
	公益社団法人東京都柔道整復師会新宿支部	新宿区岩戸町 2-1-1	3235-4388
	日本赤十字社東京都支部	新宿区大久保 1-2-15	5273-6744
上下水道 ・電気 ・ガス ・電話 ・運輸	東京都水道局 新宿営業所	新宿区内藤町 87	5368-3055
	東京都下水道局 西部第一下水道事務所	中野区新井 3-37-4	5343-6200
	東京電力パワーグリッド(株)東京総支社	新宿区新宿 5-4-9	6375-5228
	東京ガス(株) 東京中支店	港区海岸 1-5-20	5400-7512
交通	(株)NTT東日本ー南関東 東京事業部 東京北支店 設備部 中杉サービスセンタ (運営)	新宿区北新宿 1-5-1	5937-6293
	東京都交通局 早稲田自動車営業所	新宿区西早稲田 1-9-23	3208-3492
	都営新宿線 市ヶ谷駅	千代田区九段南 4-8-22	3234-6251
	J R線 新宿駅	新宿区新宿 3-38-1	3354-4016
	小田急線 新宿駅	新宿区西新宿 1-1-3	3342-5988
	京王線 新宿駅	新宿区西新宿 1-1-4	3342-1783
	西武新宿線 西武新宿駅	新宿区歌舞伎町 1-30-1	3209-4285
	東京地下鉄 新宿駅	新宿区西新宿 1 西口地下街 1 号	3342-5094

※ 公益社団法人東京都柔道整復師会新宿支部については、支部長の勤務地の住所及び電話

(11-3)

公園の確保状況

住民基本台帳人口 347,646 人

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

種類			箇所数	面積 (㎡)	区の面積 (18.22k ㎡) に占める率 (%)	住民 1 人 当りに占 める面積 (㎡)	備考 (㎡)		
							公園名	新宿区面積	公園総面積
国民公園等			2	593,011.20	3.25	1.71	新宿御苑	383,901.00	583,061.13
							明治神宮外苑	209,110.20	279,198.84
都立公園			2	210,689.68	1.16	0.61	明治公園	24,217.87	61,342.46
							戸山公園	186,471.81	186,471.81
二区にまたが る都市公園	千代田区立		1	12,817.93	0.07	0.04	外濠公園	12,817.93	38,794.92
	中野区立		1	3,687.45	0.02	0.01	哲学堂公園	3,687.45	52,494.08
区立	都市公園	公園	104	336,332.61	1.84	0.97			
		児童遊園	56	24,060.64	0.13	0.07			
		ポケットパーク	19	3,872.64	0.02	0.01			
		その他の公園	1	3,983.46	0.02	0.01	妙正寺川公園	3,983.46	17,314.83
		小計	180	368,249.35	2.01	1.05			
区立遊び場			5	2,881.13	0.02	0.01			
合計			191	1,191,336.74	6.53	3.44			

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(11-4) 高層建物一覧

(11-4)

高層建物一覧

(令和5年6月現在)

高さ	名称	高さ	名称
100m 超え	小田急第一生命ビル ハイアットリージェンシー東京 新宿グリーンタワー 西新宿三井ビル 京王プラザホテル南館 新宿 NS ビル 新宿国際ビル(ヒルトンホテル) 新宿エルタワー エステック情報ビル 新宿モリノス 工学院大学 新宿スクエアタワー NTT 新宿ビル 西早稲田パークタワー 河田町コンフォガーデン ザ・センター東京 シティタワー新宿新都心 住友不動産西新宿ビル 新宿東宝ビル ファーストリアルタワー新宿 コンフォリア新宿イーストサイドタワー 新宿ガーデンタワー DNP 市谷加賀町ビル 日土地西新宿ビル コモレ四谷 D タワー西新宿 シティタワー新宿	150m 超え 200m 以下	損保ジャパン本社ビル 住友不動産新宿グランドタワー 新宿アイランドタワー 住友不動産新宿オークタワー 京王プラザホテル本館 セントラルパークタワー ラ・トゥール新宿 新宿フロントタワー KDDI ビル 東京都庁第二本庁舎 コンシュリア西新宿タワーズウエスト 富久クロスコンフォートタワー JR 新宿ミライナタワー 住友不動産新宿セントラルパークタワー 新宿ファーストタワー
150m 以下		200m 超え	東京都庁第一本庁舎 東京オペラシティタワー 新宿パークタワー 新宿センタービル 新宿住友ビル 新宿野村ビル 新宿三井ビル モード学園コクーンタワー ザ・パークハウス西新宿タワー60 東急歌舞伎町タワー

(11-5)

地下街一覧

(令和5年9月現在)

名称 (通称名) 所在地 経営主体	開設日 年月日	都計決 年月日	階層	延床 面積 (㎡)	用途別面積(㎡)				駐車 台数
					駐車場	地下道	店舗	その他	
新宿駅東口地下街 (ルミネエスト) 新宿三丁目 (株)ルミネ	S39.5.20	S35.5.17	地下 3 層	18,675	7,343	3,420	4,145	3,767	154
新宿駅西口地下街 (小田急エース) 西新宿一丁目 小田急電鉄(株)	S41.11.25	S35.6.15	地下 3 層	28,130	19,127	2,363	2,649	3,991	433
京王新宿名店街 (京王モール) 西新宿一丁目 京王地下駐車場(株)	S51.3.10	S38.10.30	地下 6 層	17,086	10,424	1,432	1,950	3,280	294
歌舞伎町地下街 (サブナード) 歌舞伎町一丁目 新宿サブナード(株)	S48.9.15	S43.2.23	地下 2 層	38,449	14,952	10,078	7,378	6,041	373

※都計決(年月日)は、地下街が付帯する都市計画駐車場の都市計画決定年月日

(11-6) 洪水浸水想定区域内及び高潮浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（水防法第15条関係）

(11-6)

洪水浸水想定区域内及び高潮浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（水防法第15条関係）

（令和5年7月現在）

1. 地下街等

(1) 地下街等の範囲

地下街等の範囲は、次のとおりとする。

- 1 延べ面積が1,000平方メートル以上の地下街
- 2 地階の床面積が5,000平方メートル以上の防火対象物
- 3 地階に駅舎を有するもの
- 4 その他、区長が認めたもの

(2) 地下街等の名称及び所在地

No	施設名称	所在地	洪水		高潮
			神田川	妙正寺川	
1	セントラルプラザ	神楽河岸1-1	○		○
2	100周年記念信託事業館	戸塚町1-104-19	○		
3	東京地下鉄（株） 飯田橋駅	神楽坂1-13	○		
4	都営地下鉄 飯田橋駅(※)	文京区後楽1-9-5	○		○

※都営地下鉄飯田橋駅の所在地は文京区となっているが、施設の一部が新宿区内にあるため掲載する。

2. 要配慮者利用施設

(1) 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※） 2 病院、診療所の医療施設（有床に限る） 3 幼稚園、ろう学校、盲学校及び特別支援学校

「要配慮者利用施設の範囲」の表中(※)の具体的な施設の種類の、概ね次のとおりとする。

高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、通所介護（デイサービス）施設、認知症対応型通所介護施設、通所リハビリテーション（デイケア）施設
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	特定教育・保育施設、地域型保育事業、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、子ども家庭支援センター、学童クラブ、盲ろうあ児施設、児童厚生施設、放課後子どもひろば
障害児・者施設等	障害福祉サービス事業を行うサービス事業所（療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援施設及び共同生活援助を行う事業所）、地域活動支援センター、福祉ホーム、児童福祉施設（児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設）、障害児通所支援事業所（児童発達支援施設、放課後等デイサービス施設）、身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設）、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(11-6) 洪水浸水想定区域内及び高潮浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（水防法第15条関係）

(2) 要配慮者利用施設の名称及び所在地

No	施設名称	所在地	洪水		高潮
			神田川	妙正寺川	
1	東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町 5-1	○		○
2	グランヴィー神楽坂	新宿区東五軒町 4-1	○		○
3	東五軒町児童館・学童クラブ	新宿区東五軒町 5-24	○		○
4	東五軒町保育園	新宿区東五軒町 5-24	○		○
5	ラルゴ神楽坂	新宿区西五軒町 8-10 臼井ビル 2 階	○		○
6	しまナーシングホーム飯田橋	新宿区西五軒町 11-10	○		○
7	太陽の子新小川町保育園	新宿区新小川町 1-8 こだまビル 2 階	○		○
8	小学館アカデミー飯田橋ガーデン 保育園	新宿区新小川町 4-11	○		○
9	デリオアシス飯田橋	新宿区新小川町 6-39 ニックハイム飯田橋 1 階	○		○
10	笑がおの園クローバー I・II	新宿区新小川町 7-17 飯田橋三幸ビル 7 階・8 階	○		○
11	浪漫デイサービス しあわせ神楽坂	新宿区山吹町 294 小久保ビル 1 階	○		○
12	LITALICO ジュニア江戸川橋教室	新宿区山吹町 337 江戸川橋東誠ビル 2 階	○		○
13	ソラスト神楽坂	新宿区改代町 26-1 三田村ビル 1 階	○		○
14	江戸川小放課後子どもひろば (江戸川小学校内)	新宿区水道町 1-28 江戸川小学校内	○		○
15	保育ルーム えどがわ園 (江戸川小学校内)	新宿区水道町 1-28 江戸川小学校内	○		○
16	(株) ベネッセスタイルケア グランダ神楽坂	新宿区水道町 1-3	○		○
17	リタポンテ神楽坂水道町	新宿区水道町 2-14 ブティック神楽坂アーバンコート 1 階	○		○
18	アクティブプラザ早稲田	新宿区早稲田鶴巻町 112 エスパス早稲田 1 階	○		
19	鶴巻小学校内学童クラブ・放課後 子どもひろば(鶴巻小学校内)	新宿区早稲田鶴巻町 140 鶴巻小学校内	○		
20	鶴巻幼稚園	新宿区早稲田鶴巻町 140	○		
21	保育ルーム つるまき園 (鶴巻幼稚園舎内)	新宿区早稲田鶴巻町 140 鶴巻幼稚園舎内	○		
22	ワセダグループホーム	新宿区早稲田鶴巻 519-3	○		
23	S A K U R A 早稲田センター	新宿区早稲田鶴巻町 544 中川ビル 2 階	○		
24	めぐりハビリデイサービス新宿	新宿区早稲田鶴巻町 557	○		
25	ほっぺるランド早稲田鶴巻町	新宿区早稲田鶴巻町 575-1 早稲田鶴巻町パークホームズ 1 階	○		○
26	西早稲田保育園	新宿区西早稲田 1-9-30 都宮住宅内	○		
27	身体障害者福祉ホーム あじさいホーム	新宿区西早稲田 1-11-10	○		
28	ベストリハ西早稲田	新宿区西早稲田 3-31-11 ハイシティ高田馬場 1 階	○		
29	N P O 新宿 新宿ホームレス支援 機構	新宿区高田馬場 2-6-10 関ビル 1 階	○		
30	保育所まゐ高田馬場駅前園	新宿区高田馬場 3-1-5 花川第 2 ビル 2 階	○		
31	アクティブプラザ高田馬場	新宿区高田馬場 3-18-13 サクセス高田馬場ビル 1 階	○		
32	高田馬場第一児童館・学童クラブ	新宿区高田馬場 3-18-21	○		
33	戸塚第三小学校放課後子どもひろ ば(戸塚第三小学校内)	新宿区高田馬場 3-18-21 戸塚第三小学校内	○		
34	社会福祉法人結の会 オフィスクローバー	新宿区高田馬場 3-18-25 第 1 康洋ビル 7 階	○		

(11-6) 洪水浸水想定区域内及び高潮浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（水防法第15条関係）

No	施設名称	所在地	洪水		高潮
			神田川	妙正寺川	
35	知的障害者グループホーム ぱれっと	新宿区高田馬場 3-43-8	○		
36	ベストリハ高田馬場	新宿区下落合 1-3-6	○		
37	株式会社木下の介護 リアンレーヴ高田馬場	新宿区下落合 1-6-9	○		
38	デイハウス下落合	新宿区下落合 1-9-10	○		
39	ショートステイ下落合幸朋苑	新宿区下落合 1-9-10	○		
40	キッズタウン下落合保育園	新宿区下落合 1-9-10	○		
41	茶話本舗デイサービス 高田馬場	新宿区下落合 1-12-1 佐藤マンション 102 号	○		
42	特定非営利活動法人鳩の会 ぼっぼのいえほいくえん	新宿区下落合 1-16-7 東京三協信用金庫下落合ビル	○	○	
43	社会福祉法人かがやき会 就労センター「街」	新宿区中落合 1-6-21		○	
44	ほっぺるランド上落合	新宿区上落合 1-15-13		○	
45	特別養護老人ホーム もみの樹園	新宿区上落合 1-17-8		○	
46	運動機能向上型デイサービス もみの樹園	新宿区上落合 1-17-8		○	
47	もみの樹園短期入所生活介護	新宿区上落合 1-17-8		○	
48	もみの樹園事業所内保育所	新宿区上落合 1-17-8 特別養護 老人ホーム「もみの樹園」内 6 階		○	
49	特定非営利法人いっと いっといっぽ下落合教室	新宿区上落合 1-18-2 柚原ビル 1 階		○	
50	おちごなかい子ども園(幼児園舎)	新宿区上落合 3-1-6 落合第五小学校内		○	
51	落合第五小学校内学童クラブ・放課後 子どもひろば(落合第五小学校内)	新宿区上落合 3-1-6 落合第五小学校内		○	
52	寒緋桜	新宿区上落合 3-30-6 ヴェルテ落合 4 階		○	
53	グランダ哲学堂公園	新宿区西落合 1-33-31		○	
54	優つくり小規模多機能介護 新宿西落合	新宿区西落合 2-8-7		○	
55	優つくりグループホーム 新宿西落合	新宿区西落合 2-8-7		○	
56	優つくりショートステイ 新宿西落合	新宿区西落合 2-8-7		○	
57	おちごなかい子ども園(乳児園舎)	新宿区中井 1-8-12 中井児童館併設		○	
58	中井児童館・学童クラブ	新宿区中井 1-8-12		○	
59	アスク北新宿保育園	新宿区北新宿 2-4-11	○		
60	柏木小学校放課後子どもひろば (柏木小学校内)	新宿区北新宿 2-11-1 柏木小学校内	○		
61	柏木子ども園(幼児園舎)	新宿区北新宿 2-11-1 柏木小学校併設	○		
62	せらび新宿	新宿区北新宿 4-11-13	○		
63	デイサービス オンリーワン	新宿区北新宿 4-36-9	○		
64	ポピンズナースリー スクール西新宿	新宿区西新宿 5-2-1 シティタワー新 宿アクセスシティタワー新宿 203 号室	○		
65	グローバルキッズ西新宿園	新宿区西新宿 5-5-1 2 階	○		
66	デイサービスひまわり亭 西新宿	新宿区西新宿 5-16-4 Age 83 1 階	○		

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所・ 避難所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(11-7)

土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の 名称及び所在地(土砂災害防止法第8条関係)

(令和5年7月現在)

1. 要配慮者利用施設

(1) 要配慮者利用施設の範囲

要配慮者利用施設の範囲は、概ね次のとおりとする。

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の 社会福祉施設(※) 2 病院、診療所の医療施設(有床に限る) 3 幼稚園、ろう学校、盲学校及び特別支援学校

「要配慮者利用施設の範囲」の表中(※)の具体的な施設の種類の、概ね次のとおりとする。

高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、通所介護(デイサービス)施設、認知症対応型通所介護施設、通所リハビリテーション(デイケア)施設
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	特定教育・保育施設、地域型保育事業、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、子ども家庭支援センター、学童クラブ、盲ろうあ児施設、児童厚生施設、放課後子どもひろば
障害児・者施設等	障害福祉サービス事業を行うサービス事業所(療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援施設及び共同生活援助を行う事業所)、地域活動支援センター、福祉ホーム、児童福祉施設(児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設)、障害児通所支援事業所(児童発達支援施設、放課後等デイサービス施設)、身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設)、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所

(2) 要配慮者利用施設の名称及び所在地

No	施設名称	所在地
1	医療法人社団曙光会コンフォメディケアデイサービス	新宿区住吉町9-10 小林ビル1階
2	戸山第二保育園	新宿区戸山2-18-101
3	新宿せいが子ども園	新宿区下落合2-10-20
4	落合第四小学校内学童クラブ(落合第四小学校内)	新宿区下落合2-9-34
5	落合第四小学校放課後子どもひろば(落合第四小学校内)	新宿区下落合2-9-34
6	落合第四幼稚園(落合第四小学校内)	新宿区下落合2-9-34
7	東戸山小学校内学童クラブ(東戸山小学校内)	新宿区戸山2-34-2
8	東戸山小学校放課後子どもひろば(東戸山小学校内)	新宿区戸山2-34-2

(11-8)

近年の水害時における区内の被害実績

	年月日	気象	総雨量 (mm)		時間あたり 最大雨量 (mm)	被害状況			主な被害地区
						床上浸水	床下浸水	その他	
1	平成元年 8月1日	集中豪雨	212	7/31 20:50 ～8/1 17:20	53	8/1 2:50～ 3:50	・住宅：28世帯 (58人) ・非住宅：127	・住宅：104世帯 (326人) ・非住宅：23	西新宿五丁目
2	平成元年 9月20日	台風22号	80	9/19 21:40 ～9/20 5:50	38	9/20 3:40～ 4:40	・住宅：1世帯 (2人) ・事業所：3	・住宅：6世帯 (22人)	新宿四丁目、早稲田 鶴巻町、西新宿五丁 目
3	平成2年 7月26日	集中豪雨	21	7/26 19:30 ～20:10	21	7/26 19:30～ 20:30	・事業所：4	・住宅：3世帯 (12人) ・事業所：2	中落合三丁目、西落 合四丁目
4	平成2年 9月13日	集中豪雨					・住宅：3世帯 (13人)		早稲田鶴巻町
5	平成2年 9月30日	台風20号	155	9/30 4:00～ 19:30	30	9/30 18:00～ 19:00	・住宅：2世帯 (不明)	崖崩れ：1、アパ ート1棟半壊、5 世帯被災	早稲田鶴巻町、若葉 三丁目
6	平成3年 8月1日	集中豪雨	32	8/1 15:10～ 16:00	32	8/1 15:10～ 16:10	・住宅：6世帯 (21人) ・事業所：9	・住宅：43世帯 (130人) ・事業所：14	若葉三丁目
7	平成3年 8月8日	集中豪雨	3	8/8 18:40～ 20:40	2	8/8 20:10～ 21:10	・住宅：1世帯 (4人) ・事業所：1(住 居と兼用)	・住宅：4世帯 (10人)	若葉三丁目
8	平成3年 9月8日	台風15号	114	9/8 1:10～ 9/9 6:30	29	9/8 8:10～ 9:10	・住宅：1世帯 (4人) ・事業所：1(住 居と兼用)	・住宅：8世帯 (23人)	若葉三丁目
9	平成4年 9月19日	台風18号	237	9/18 19:10 ～9/19 19:10	43	9/19 14:40～ 15:40	・住宅：7世帯 (7人) ・事業所：14	・住宅：21世帯 (64人) ・事業所：38	崖崩れ：1 若葉三丁目、新宿四 丁目、西新宿五丁目
10	平成4年 7月15日	集中豪雨	64	7/15 21:10 ～23:40	34	7/15 21:40～ 22:40		・住宅：11世帯 (30人)	崖崩れ：1 若葉三丁目、新宿四 丁目
11	平成4年 12月8日	集中豪雨	45	12/8 7:00～ 10:00	40	12/8 8:50～ 9:50	・住宅：3世帯 (5人) ・事業所：42	・住宅：31世帯 (79人) ・事業所：8	若葉三丁目、新宿四 丁目、新宿六丁目
12	平成5年 7月25日	台風4号	58	7/25 0:00～ 6:50	26	7/25 5:50～ 6:20	・住宅：7世帯 (16人) ・事業所：4	・住宅：5世帯 (11人) ・事業所：5	家屋倒壊：1、道 路陥没：1 北新宿二丁目
13	平成5年 8月26日	台風11号	231	8/26 15:00 ～8/27 17:00	40	8/27 13:40～ 14:40	・住宅：79世帯 (187人) ・事業所：233	・住宅：190世帯 (491人) ・事業所：11	北新宿二丁目、西新 宿五丁目、山吹町
14	平成5年 11月13日	集中豪雨	121	11/13 17:00 ～11/14 3:00	27	11/13 23:10 ～11/14 0:10	・住宅：6世帯 (9人) ・事業所：9	・住宅：19世帯 (61人) ・事業所：1	道路冠水：3(南元 町、高田馬場四丁 目、北新宿二丁 目) 南元町、高田馬場四 丁目、北新宿二丁 目
15	平成6年 7月7日	集中豪雨	78	7/7 20:00～ 7/8 1:00	57	7/7 21:10～ 22:10	・住宅：7世帯 (22人) ・事業所：4	・住宅：11世帯 (29人) ・事業所：3	道路冠水：1(新宿 四丁目) 新宿四丁目、北新宿 四丁目、中落合三丁 目、西落合三丁目
16	平成6年 7月18日	集中豪雨	40	7/18 14:00 ～16:10	37	7/18 14:00～ 15:00	・事業所：5	・住宅：2世帯 (3人) ・事業所：1	道路冠水：4(新宿 六丁目、早稲田鶴 巻町、馬場下町、 中井二丁目) 新宿六丁目、早稲田 鶴巻町、馬場下町、 中井二丁目
17	平成6年 9月2日	集中豪雨	27	9/2 15:00～ 19:00	16	9/2 16:10～ 17:10	・事業所：3	・住宅：1世帯 (4人) ・事業所：1	矢来町
18	平成7年 5月13日	集中豪雨	92	5/12 16:00 ～5/13 1:50	26	5/13 0:40～ 1:40		・住宅：4世帯 (12人)	新宿四丁目
19	平成8年 9月22日	台風17号	205	9/22 0:00～ 18:00	25	9/22 10:50～ 11:50		・住宅：2世帯 (6人)	屋根破損：4世帯 (6人)、道路冠 水：2(新宿四丁 目、高田馬場一丁 目) 新宿四丁目、高田馬 場一丁目
20	平成9年 4月7日	集中豪雨	44	4/7 17:00～ 19:00	28	4/7 17:00～ 18:00	・住宅：2世帯 (5人)	・事業所：1	最大10分間雨 量：9mm 17:40～ 17:50 新宿四丁目、中落合 一丁目
21	平成9年 6月6日	集中豪雨	15	6/6 16:40～ 17:30				・事業所：1	最大10分間雨 量：7mm 6/6 16:50～17:00 中落合一丁目
22	平成9年 7月17日	集中豪雨	44	7/17 17:00 ～23:00	26	7/17 18:00～ 19:00		・住宅：1世帯 (4人)	新宿四丁目
23	平成9年 8月23日	集中豪雨	32	8/23 21:00 ～22:20	30	8/23 21:00～ 22:00		・住宅：1世帯 (4人)	新宿四丁目

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(11-8) 近年の水害時における区内の被害実績

1. 総則	年月日	気象	総雨量 (mm)		時間あたり 最大雨量 (mm)	被害状況			主な被害地区
						床上浸水	床下浸水	その他	
2. 火災防止	24	平成10年 7月26日	集中豪雨	28	7/26 11:50～ 12:50		・住宅：1世帯 (3人)		新宿四丁目
	25	平成10年 9月15日	台風5号	161	9/15 21:00～ 9/16 7:00	・住宅：6世帯 (6人) ・事業所：2	・住宅：4世帯 (9人)	半地下駐車場等 浸水：5、倒木：6、 道路冠水：5	新宿四丁目
	26	平成11年 7月21日	集中豪雨	57	7/21 16:00～ 17:00	・住宅：15世帯 (33人) ・事業所：4	・住宅：9世帯 (21人)	最大10分間雨 量：11mm 16:20 ～16:30、死亡 者：1人(地下室浸 水による溺死)、 道路冠水：3、道 路陥没：1	中落合一丁目、中落 合三丁目、西落合三 丁目、天神町
3. 防災行政無線	27	平成11年 7月22日	集中豪雨	31	7/22 15:10～ 16:00	・住宅：6世帯 (10人) ・事業所：3	・住宅：5世帯 (12人) ・事業所：5	最大10分間雨 量：9mm 15:10～ 15:20	上落合二丁目、中落 合一丁目、中落合三 丁目、西落合三丁目
	28	平成11年 8月24日	集中豪雨	39	8/24 19:00～ 20:00	・住宅：5世帯 (5人) ・事業所：3	・住宅：9世帯 (23人) ・事業所：6	最大10分間雨 量：13mm 19:30 ～19:40	南榎町、新宿六丁目、 中落合一丁目、中落 合三丁目、上落合二 丁目、西落合三丁目
4. 災害医療	29	平成11年 8月29日	集中豪雨	100	8/29 19:00～ 20:00	・住宅：4世帯 (11人) ・事業所：10	・住宅：15世帯 (35人) ・事業所：4	最大10分間雨 量：23mm 19:20 ～19:30、道路一 部損壊：2	新宿四丁目、新宿六 丁目、大久保二丁目、 大久保三丁目、百人 町二丁目、西早稲田 二丁目、戸山三丁目、 中落合一丁目、中落 合三丁目、西落合三 丁目、西落合四丁目
5. 応援・供給協定	30	平成11年 10月27日	集中豪雨	74	10/27 17:30 ～18:30	・事業所：1	・住宅：1世帯 (2人) ・事業所：1	最大10分間雨 量：14mm 18:00 ～18:10、道路冠 水：1	百人町二丁目、中落 合一丁目、西落合三 丁目
6. 避難場所・ 避難所等	31	平成12年 7月4日	集中豪雨	74	7/4 18:10～ 19:10	・住宅：4世帯 (6人) ・事業所：12	・住宅：2世帯 (4人) ・事業所：1	最大10分間雨 量：18mm 18:30 ～18:40、道路一 部損壊：1、道路 冠水：1	若葉二丁目、四谷坂 町、新宿四丁目、新 宿六丁目、箒笥町、 南榎町、市谷本村町、 早稲田鶴巻町、市谷 台町、住吉町、百人 町一丁目
7. 備蓄	32	平成12年 7月8日	台風3号	168	7/8 2:30～ 3:30	・住宅：3世帯 (3人) ・事業所：1		最大10分間雨 量：6mm 1:10～ 1:20、2:40～ 2:50、3:30～3:40	天神町、築地町
	33	平成12年 8月5日	集中豪雨	64	8/5 21:20～ 22:20	・住宅：13世帯 (26人) ・事業所：21	・住宅：11世帯 (22人) ・事業所：2	最大10分間雨 量：22mm 21:30 ～21:40	新宿四丁目、新宿五 丁目、新宿六丁目、 新宿七丁目、戸山三 丁目、大久保二丁目、 百人町二丁目、中落 合一丁目、中落合二 丁目、中落合三丁目、 西新宿四丁目
8. 災害救助	34	平成12年 8月7日	集中豪雨	39	8/7 18:50～ 19:50	・住宅：1世帯 (4人) ・事業所：18	・住宅：1世帯 (1人)	最大10分間雨 量：10mm 19:00 ～19:10	新宿二丁目、市谷船 河原町、箒笥町、市 谷薬王寺町、市谷柳 町、百人町二丁目、 大久保二丁目、戸山 三丁目
	35	平成13年 7月18日	集中豪雨	8	7/18 21:00～ 22:00	・住宅：2世帯 (8人)		最大10分間雨 量：3mm 21:40～ 21:50	西早稲田三丁目
9. 関係法令	36	平成13年 7月25日	集中豪雨	47	7/25 14:00～ 15:00	・住宅：6世帯 (13人)		最大10分間雨 量：10mm 14:40 ～14:50	西早稲田三丁目、西 新宿四丁目
	37	平成15年 6月25日	集中豪雨	32	6/25 10:30～ 11:30	・事業所：1		最大10分間雨 量：17mm 11:20 ～11:30	百人町二丁目
10. 警戒宣言	38	平成15年 10月13日	集中豪雨	60	10/13 13:40 ～14:40	・住宅：3世帯 (10人) ・事業所：20	・住宅：3世帯 (6人) ・事業所：2	最大10分雨量： 16mm 14:00～ 14:10	片町、大京町、荒木 町、南榎町、市谷薬 王寺町、住吉町、百 人町二丁目、新宿六 丁目
	39	平成16年 9月4日	集中豪雨	88	9/4 18:10～ 19:10	・住宅：1世帯 (4人) ・事業所：1		最大10分雨量： 9mm 18:30～ 18:40	百人町二丁目
11. その他									

(11-8) 近年の水害時における区内の被害実績

	年月日	気象	総雨量 (mm)		時間あたり 最大雨量 (mm)		被害状況			主な被害地区
							床上浸水	床下浸水	その他	
40	平成16年 10月9日	台風22号	249		49	10/9 17:10～ 18:10	・住宅：8世帯 (19人) ・事業所：9	・住宅：6世帯 (12人) ・事業所：7	最大10分雨量： 13mm 17:30～ 17:40	原町、四谷坂町、早 稲田鶴巻町、西早稲 田三丁目、南榎町、 住吉町、百人町三丁 目、新宿五丁目、新 宿六丁目、西新宿五 丁目、高田馬場一丁 目、上落合三丁目、 中井二丁目
41	平成16年 10月20 日	台風23号	199		38	10/20 21:40 ～22:40	・住宅：16世帯 (30人) ・事業所：38	・住宅：12世帯 (18人) ・事業所：4	最大10分雨量： 16mm 22:00～ 22:10	山吹町、築地町、早 稲田鶴巻町、南榎町、 住吉町、河田町、市 谷台町、四谷坂町、 市谷本村町、若葉一 丁目、上落合一丁目、 高田馬場一丁目、百 人町二丁目、新宿六 丁目、北新宿二丁目、 西新宿五丁目
42	平成17年 5月23日	集中豪雨	20		20	5/23 19:10～ 20:10	・住宅：6世帯 (14人) ・事業所：11	・住宅：7世帯 (18人)	最大10分雨量： 7mm 19:20～ 19:30	四谷坂町、住吉町、 市谷薬王寺町、高田 馬場四丁目
43	平成17年 9月4日	集中豪雨	57		39	9/4 22:20～ 23:20	・住宅：87世帯 (134人) ・事業所：14	・住宅：56世帯 (145人) ・事業所：3	最大10分雨量： 16mm 23:00～ 23:10	上落合一丁目、上落 合二丁目、中落合四 丁目、中井二丁目、 西落合二丁目、西新 宿五丁目
44	平成20年 7月29日	集中豪雨	28		28	7/29 20:22～ 21:22	・住宅：3世帯 (8人)		最大10分雨量： 15mm 20:56～ 21:06	中落合二丁目、西落 合四丁目
45	平成20年 8月5日	集中豪雨	49		22	8/5 14:55～ 15:55	・住宅：31世帯 (76人) ・事業所：66	・住宅：22世帯 (52人) ・事業所：5	最大10分雨量： 8mm 11:51～ 12:01、擁壁損 壊：2（南榎町、 矢来町）	四谷地域、箆笥町地 域、榎町地域、若松 町地域
46	平成20年 9月6日	集中豪雨	19		12	9/6 20:44～ 21:44	・住宅：4世帯 (4人) ・事業所：1	・住宅：2世帯 (8人) ・事業所：1	最大10分雨量： 5mm 21:05～ 21:15	北新宿四丁目、西落 合一丁目
47	平成21年 8月10日	台風9号	87		39	8/10 6:29～ 7:29		・事業所：1	最大10分雨量： 13mm 6:37～ 6:47、道路冠水： 2（新小川町、東 五軒町）、擁壁倒 壊：1（下落合二 丁目）	新小川町、東五軒町、 下落合二丁目
48	平成21年 10月7日	台風18号	143		48	10/7 2:38～ 3:38		・事業所：1	最大10分雨量： 15mm 3:28～ 3:38、道路冠水： 4（南元町、新宿 六丁目、諏訪通 り）、倒木：13	南元町、新宿六丁目、 市谷加賀町、大久保 三丁目、西早稲田三 丁目
49	平成22年 9月8日	台風9号	49		22	9/8 13:46～ 14:46	・事業所：7	・住宅：2世帯 (9人)	最大10分雨量： 8mm 14:23～ 14:33、道路冠 水：3（四谷坂町、 若葉三丁目）	四谷一丁目、若葉三 丁目、四谷坂町、神 楽坂六丁目
50	平成22年 12月3日	集中豪雨	75		29	12/3 7:00～ 8:00	・住宅：1世帯 (6人)		最大10分雨量： 13mm 7:35～ 7:45、道路冠水： 9（西新宿五丁目、 歌舞伎町一丁目、 百人町一丁目、下 落合三丁目、西落 合二丁目）	弁天町、西新宿五丁 目、歌舞伎町一丁目、 百人町一丁目、下落 合三丁目、西落合二 丁目
51	平成23年 8月26日	集中豪雨	140		96	8/26 14:57～ 15:57	・住宅：18世帯 (23人) ・事業所：13	・住宅：15世帯 (37人) ・事業所：5	最大10分雨量： 27mm 15:32～ 15:42	上落合三丁目、西落 合一丁目、西落合四 丁目、下落合一丁目、 下落合四丁目、中落 合三丁目、中落合四 丁目、高田馬場一丁 目、高田馬場二丁目、 百人町二丁目、大久 保二丁目、西新宿七 丁目、西新宿八丁目、 山吹町、市谷薬王寺 町、住吉町

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・
避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(11-8) 近年の水害時における区内の被害実績

1. 総則	年月日	気象	総雨量 (mm)		時間あたり 最大雨量 (mm)	被害状況			主な被害地区
						床上浸水	床下浸水	その他	
2. 火災 防止	52 平成25年 4月6日	集中豪雨	94		37 4/6 22:47～ 23:47	・住宅：6世帯 ・事業所：20		最大10分雨量： 14mm 23:18～ 23:28	早稲田鶴巻町
	53 平成25年 6月25日	集中豪雨	28		27 6/25 11:44～ 12:44	・事業所：1		最大10分雨量： 14mm 11:43～ 11:53	早稲田鶴巻町
	54 平成25年 10月15日	台風26号	199		35 10/16 4:26～ 5:26	・住宅：2世帯 ・事業所：1	・住宅：15世帯	最大10分雨量：7 mm 10/16 4:29 ～4:39	信濃町、市谷砂土原 町二丁目、住吉町
3. 防災行政無線	55 平成28年 8月20日	集中豪雨	79		48 8/20 9:40～ 10:40	・住宅：4世帯 ・事業所：1		最大10分雨量： 15mm 8/20 10:20～10:30	北新宿二丁目
	56 平成29年 10月23日	台風21号	86		15 10/23 5:20～ 6:20	・住宅：1世帯		最大10分雨量： 8mm 5:30～5:40	四谷坂町
	57 令和元年 9月8日	台風15号	113		23 9/9 2:10～ 3:10	・事業所：1		最大10分雨量： 6mm 2:20～ 2:30、倒木：19件	中落合一丁目
4. 災害医療	58 令和元年 10月12日	台風19号	309		38 10/12 7:50～ 8:50	・住宅：1世帯 ・事業所：3	・住宅：2世帯	最大10分雨量： 10mm 8:20～ 8:30、倒木：12件	山吹町、戸山一丁目、 中落合一丁目、西落 合二丁目
	59 令和5年 6月2日	台風2号	282		30 6/2 16:30～ 17:30	・住宅：2世帯		最大10分雨量： 18mm 16:40～ 16:50	市谷田町二丁目、百 人町三丁目
5. 応援・供給協定									
6. 避難場所等									
7. 備蓄									
8. 災害救助									
9. 関係法令									
10. 警戒宣言									
11. その他									

(11-9)

気象庁震度階級関連解説表

【人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況】

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたり、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(11-9) 気象庁震度階級関連解説表

1. 総則	【建物、地盤、斜面等の状況】						
	震度階級	木造建物（住宅）※1 ※2 ※3		鉄筋コンクリート造建物 ※4 ※5		地盤の状況	斜面等の状況
		耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い		
2. 火災防止	5 弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。			亀裂(※6)や液状化(※7)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
	5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
3. 防災行政無線	6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
4. 災害医療	6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある(※8)。
5. 応援・供給協定	7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。		
6. 避難場所等	※1 木造建物(住宅)は耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、工法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低がきまるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。 ※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、破損は、土塀(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でもモルタル等が剥離し、落下しやすくなる。 ※3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。 ※4 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立体的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。 ※5 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れが見られることがある。 ※6 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。 ※7 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。 ※8 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。						
7. 備蓄	別表 ライフライン・インフラ等への影響及び大規模構造物への影響						
8. 災害救助	ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある(※1)。					
	断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある(※1)。					
9. 関係法令	鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)					
	電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者より災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板など提供が行われる。					
10. 警戒宣言	エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。					
	長周期地震動(※2)による高層ビルの揺れ	高層ビルは固有周期が長い。固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA危機などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうえ、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。					
	石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。					
11. その他	大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。					
	※1 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。 ※2 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。						

【長周期地震動階級関連解説表（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）】

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	
長周期地震動階級2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	
長周期地震動階級3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所・避難所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

1. 総則	(11-10) 災害用伝言ダイヤル「171（いない）」の利用方法(NTT)	
2. 火災防止	1 伝言の登録方法	
3. 防災行政無線	① 「171」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる) ② 「1」をダイヤルする。 (暗証番号を利用する場合は「3」をダイヤルする。) (ガイダンスが流れる) ③ 被災地の人は、自宅の電話番号、 または、連絡をとりたい被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルする。 被災地以外の方は、被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)	
4. 災害医療	【回転ダイヤル式電話機利用の場合】 (ガイダンスが流れる) ④ 「ピッ」という音の後に、伝言を録音する。 (30 秒以内) ⑤ 電話を切る	【プッシュボタン式電話機利用の場合】 ④ 「1#」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる) ⑤ 「ピッ」という音の後に、伝言を録音する。 (30 秒以内) ⑥ 伝言が終わったら「9#」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる) * 伝言を訂正する場合は「8#」をダイヤルする(→⑥に戻る)。
5. 応援・供給協定	2 伝言の再生方法	
6. 避難場所・避難所等	① 「171」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる) ② 「2」をダイヤルする。 (暗証番号を利用して再生する場合は「4」をダイヤルする。) (ガイダンスが流れる) ③ 被災地の人は、自宅の電話番号、 または、連絡を取りたい被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルする。 被災地以外の方は、被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤルする。 (ガイダンスが流れる)	
7. 備蓄	【回転ダイヤル式電話機利用の場合】 (ガイダンスが流れる) ④ 新しい順に、伝言が再生される。	【プッシュボタン式電話機利用の場合】 ④ 「1#」をダイヤルする。 (ガイダンスが流れる) ⑤ 新しい順に、伝言が再生される。 ※ 繰り返し同じ伝言を聞く場合は「8#」を、 伝言の途中で次の伝言に移るときは「9#」をそれぞれダイヤルする。 (ガイダンスが流れる) * 伝言を追加して録音する場合は「3#」をダイヤルする。
8. 災害救助		
9. 関係法令		
10. 警戒宣言		
11. その他		

(11-11)

新宿区防災サポーター設置要綱

平成17年11月11日
17 新区危事第 2775

(目的及び設置)

第1条 新宿区(以下「区」という。)における災害の発生に備え、平時から区民との協働による地域の防災活動を推進するとともに、災害時における区の避難所等での応急活動を支援する防災ボランティアを育成するため、新宿区防災サポーター(以下「サポーター」という。)を設置する。

(登録要件)

第2条 サポーターは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 区内に在住し、在勤し、又は在学すること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 防災事業に強い関心及び深い理解を持っていること。

(登録)

第3条 サポーターの登録を受けようとする者は、区長に対し、防災サポーター登録申請書(第1号様式)を提出するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、要件を満たしていると認められたときは、サポーターとして登録する。
- 3 区長は、サポーター登録者に対し、新宿区防災サポーター登録証(第2号様式)を発行し、登録を通知するものとする。

(活動)

第4条 サポーターは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 防災区民組織及び地域活動団体の主催する防災訓練及び講習会等の支援
- (2) 区の主催する防災訓練及び講習会等の運営支援
- (3) 災害時における区避難所の運営支援等の災害応急活動支援
- (4) その他区長が必要と認める活動

(登録期間及び再登録)

第5条 サポーターの登録期間は、1年間とする。ただし、再登録を妨げないものとする。

- 2 サポーターの再登録に関しては、第3条の手続きを準用するものとする。

(登録の抹消)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当したときは、サポーターの登録を抹消することができる。

- (1) サポーター本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 第4条に掲げる活動に従事することが困難になったとき。
- (3) その他区長が必要と認めたとき。

(庶務)

第7条 サポーターに関する事務は、総務部危機管理担当部危機管理課において処理する。

1. 総則

2. 火災防止

3. 防災行政無線

4. 災害医療

5. 応援・供給協定

6. 避難場所等

7. 備蓄

8. 災害救助

9. 関係法令

10. 警戒宣言

11. その他

(11-11) 新宿区防災サポーター設置要綱

1. 総則
2. 火災防止
3. 防災行政無線
4. 災害医療
5. 応援・供給協定
6. 避難場所等
7. 備蓄
8. 災害救助
9. 関係法令
10. 警戒宣言
11. その他

(委任)
第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成17年11月11日に施行し、平成18年3月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和 5 年度修正（第 30 次修正）

新宿区地域防災計画

別冊資料編

＊

発 行：新宿区防災会議事務局（新宿区危機管理担当部危機管理課）

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1

電話：03-3209-1111(代表)

FAX：03-3209-4069

e-mail：bosai@city.shinjuku.lg.jp

ホームページ：http://www.city.shinjuku.lg.jp/

＊

令和 6 年 3 月

印刷物作成番号

2023-4-2401